

令和6年度

姫路市の健康福祉

目 次

姫路市の概要	····· 1
健康福祉局及びこども未来局の組織	2
分掌事務	····· 7
令和6年度姫路市の予算(歳出)	11
令和6年度健康福祉局及びこども未来局の予算	12
令和6年度健康福祉局の主要事業の内容	25
令和6年度こども未来局の主な新規・拡充事業の内容	26
高齢者福祉	27
介護保険	35
障害者(児)福祉	47
総合福祉通園センター「ルネス花北」	61
児童福祉	····· 73
ひとり親の福祉	94
生活困窮者支援	100
生活保護	104
地域福祉	112
姫路市愛の基金・姫路市保健医療推進基金	121
社会福祉法人等指導監査	122
事業所の指定及び指導等	124
社会福祉研修	126
社会福祉施設整備	128
保健衛生	129
医務・薬務、救急医療等	155
国民年金	
国民健康保険	
後期高齢者医療制度	172
その他施設	177
外郭団体	186
給付・貸付一覧表	196
施設一覧表	213

姫路市の概要

姫路市は兵庫県南西部、播磨平野の中央に位置し、北部の森林丘陵地域から、南部の島嶼群までを含む面積 534 k ㎡、人口約 52 万人を擁する県下第二の中核都市である。気候温和で多様な自然資源に恵まれ、姫路城(平成 5 年世界文化遺産登録)を中心に山陽道の要衝として栄えてきた。

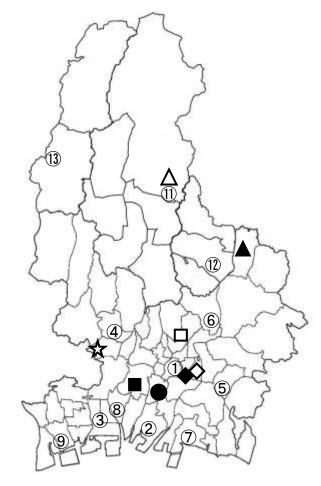
明治 22 年 4 月 1 日の市制施行後は紡績・鉄鋼等を中心に、戦後は重工業を主軸に発展し、平成 8 年 4 月には中核市へ移行、平成 18 年 3 月 27 日の家島町、夢前町、香寺町、安富町の 4 町との合併により新「姫路市」が誕生した。

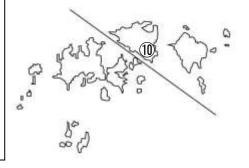
健康・福祉分野においては、障害児・者の総合的な療育指導を目指した総合福祉通園センター「ルネス花北」をはじめ、全国初の宿泊型児童厚生施設「星の子館」、思春期から妊娠・出産・子育て期までを切れ目なく包括的に支援するこどもの未来健康支援センター「みらいえ」、保健福祉サービスの地域拠点施設となる保健センター及び保健福祉サービスセンター、世代を超えた交流や健康づくりを目指し

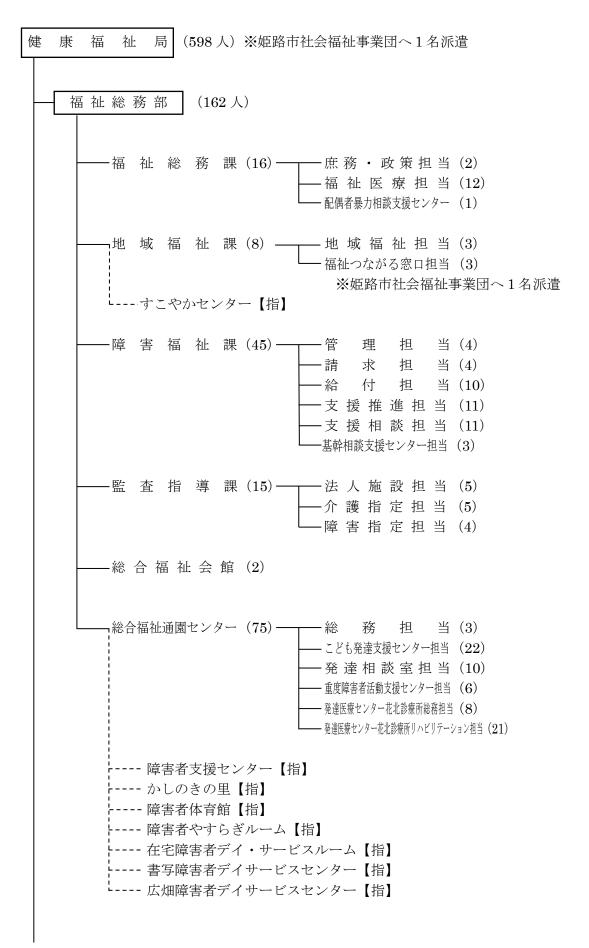
た「すこやかセンター」、老人福祉支援機能、健康づくり機能及び防災機能を併せ持つ夢前福祉センター「ぱるむ」、本市の地域福祉の中核的拠点として「総合福祉会館」などの施設を整備するとともに、地域福祉計画、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、障害福祉推進計画、子ども・子育て支援事業計画、ひめじ健康プラン等を策定し、健康・福祉行政の積極的な施策展開を図っている。

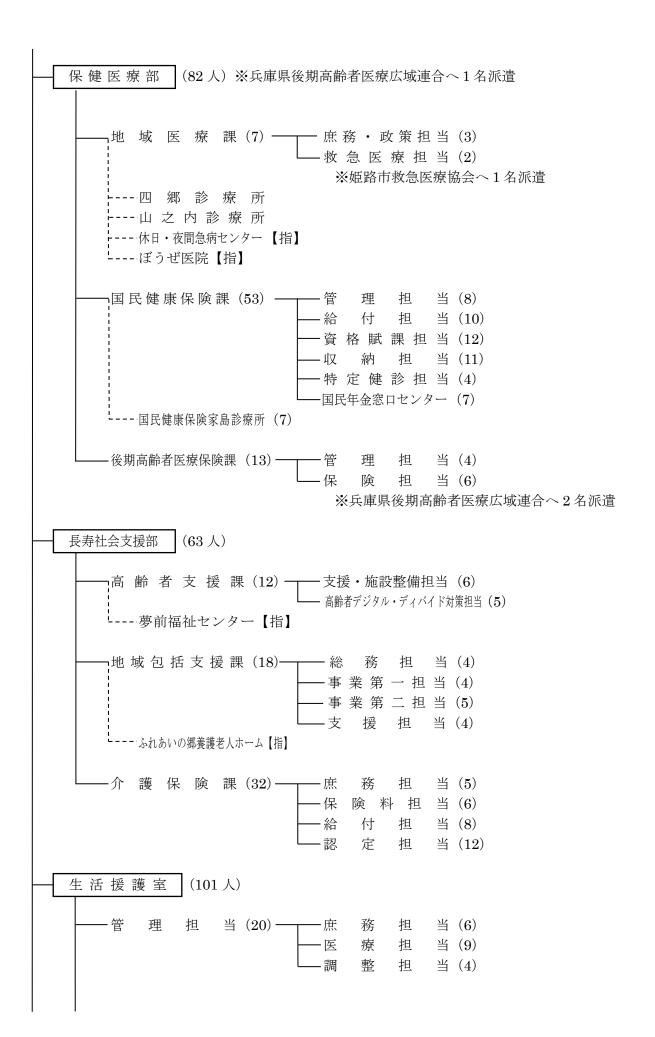
- 市役所・総合福祉会館
- ▲ ふれあいの郷養護老人ホーム
- ▲ 夢前福祉センター「ぱるむ」
- □ 総合福祉通園センター「ルネス花北」
- ☆ 宿泊型児童館「星の子館」
- 休日・夜間急病センター
- ◆ すこやかセンター
- ◆ こどもの未来健康支援センター「みらいえ」
- (1) 保健所・中央保健センター・中央保健福祉サービスセンター
- ② 南保健センター
- ③ 西保健センター・広畑保健福祉サービスセンター
- 4 西保健福祉サービスセンター
- 5 東保健福祉サービスセンター
- (6) 北保健福祉サービスセンター・中央保健センター北分室
- (7) 灘保健福祉サービスセンター
- 8 飾磨保健福祉サービスセンター
- 9 網干保健福祉サービスセンター
- (10) 家島保健福祉サービスセンター・南保健センター家島分室 ・国民健康保険家島診療所
- (1) 夢前保健福祉サービスセンター
- (12) 香寺保健福祉サービスセンター
- (13) 安富保健福祉サービスセンター・中央保健センター安富分室

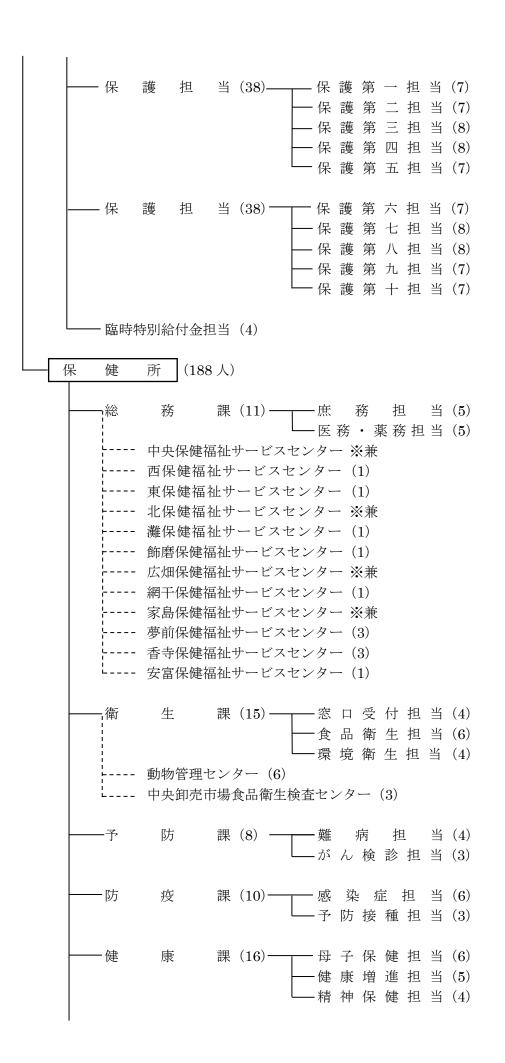
〔市の主な保健・福祉施設位置図〕

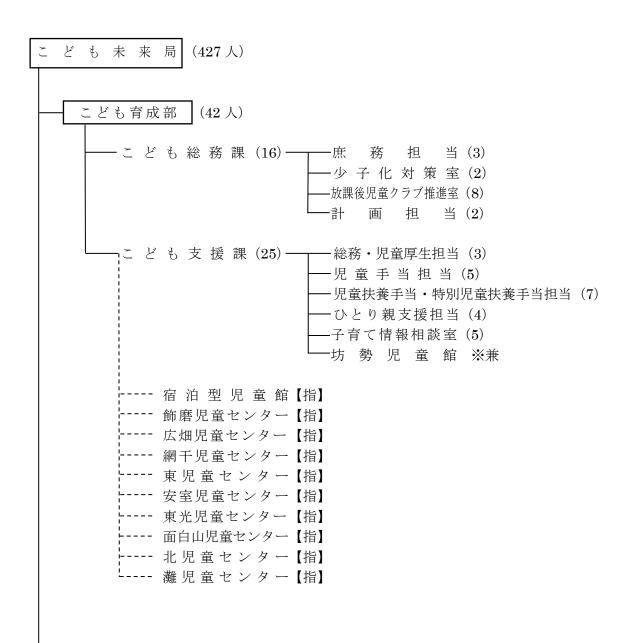












子育て支援室 (26人) 一庶務・総務担当(5) -支援第一担当(7) 一支援第二担当(6) - 支援第三担当(6) 教 育 保 育 部 【(358 人) _____ 庶 務 担 当 (3) 一幼 保 連 携 政 策 課 (14) — - 制 度 担 当(3) — 監査・指導担当 (4) 保育士・保育所支援センター (3) 一運営・研修担当(14) 7こ ど も 保 育 課 (27)── ------ 保 育 所 (17 か所・191) 若草保育所(8) 花田保育所(9) 手柄保育所(11) 広西保育所(12) 豊富保育所(9) 高岡保育所(18) ■ 飾磨西保育所(10) □ 御 着 保 育 所(9) ┆めぐみ保育所(11)┆中央乳児保育所(10)┆城 東 保 育 所(11)┆ 飾磨保育所(12)中央保育所(14)市川台保育所(12) | 伊 勢 保 育 所(5) | 城 陽 保 育 所(18) | 高 浜 保 育 所(12) | ------ 認 定 こ ど も 園 (12か所・125) 太市こども園 (6) | 的形こども園 (12) | 四郷和光こども園 (19) | 香呂こども園 (16) | 山田こども園(6) | 大塩こども園(10) | 砥堀こども園(10) | 中寺こども園(13)

| 船津こども園 (8) | 林田こども園 (7) | 前之庄こども園 (7) | 安富こども園 (11) |

◎分 掌 事 務

健康福祉局

福祉総務課

- (1) 福祉に係る総合的施策の調査、研究、企画及び調整に関すること(他の機関の所掌に属するものを除く。)。
- (2) 市立の保健及び福祉施設(複合的機能を有するものに限る。)の整備等に関すること(他の機関の所掌に属するものを除く。)。
- (3) 姫路市社会福祉審議会に関すること(他の機関の所掌に属するものを除く。)。
- (4) 福祉のまちづくりに関すること(他の機関の所掌に属するものを除く。)。
- (5) 福祉事務所に関すること。
- (6) こども等の医療に関すること(他の機関の所掌に属するものを除く。)。
- (7) 女性相談支援員に関すること。
- (8) 配偶者暴力相談支援センターに関すること。
- (9) 戦災関係団体に関すること。

地域福祉課

- (1) 地域福祉に関すること。
- (2) 地域福祉に係る計画の樹立及びその実施に関すること(他の機関の所掌に属するものを除く。)。
- (3) 民生委員及び児童委員に関すること。
- (4) 姫路市社会福祉審議会の民生委員審査専門分科会に関すること。
- (5) 重層的支援体制整備事業に関すること(他の機関の所掌に属するものを除く。)。
- (6) 災害時要援護者支援に関すること(他の機関の所掌に属するものを除く。)。
- (7) 災害援護に関すること。
- (8) 総合福祉会館及びすこやかセンターに関すること。
- (9) 日本赤十字社に関すること。
- (10) 社会福祉法人姫路市社会福祉協議会及び社会福祉法人姫路市社会福祉事業団に関すること。
- (11) 福祉に関する支援を必要とする者の相談に関すること(他の機関の所掌に属するものを除く。)。

障害福祉課

- (1) 障害者(児)の福祉(他の機関の所掌に属するものを除く。)に関すること。
- (2) 障害者の社会参加及び自立促進に関すること。
- (3) 障害者福祉に係る計画の樹立及びその実施に関すること(他の機関の所掌に属するものを除く。)。
- (4) 姫路市社会福祉審議会の障害者福祉専門分科会に関すること。
- (5) 障害者福祉施設(他の機関の所掌に属するものを除く。)の整備及び運営に関すること。
- (6) 総合福祉通園センターに関すること。

監查指導課

(1) 社会福祉法人及び社会福祉施設の認可、指導及び監督等並びに社会福祉事業の開始等の届出に関すること (他の機関の所掌に属するものを除く。)。

- (2) 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 20 条の規定による計画の樹立及びその実施に関する こと(他の機関の所掌に属するものを除く。)。
- (3) 社会福祉事業に係る職員の研修に関すること(他の機関の所掌に属するものを除く。)。
- (4) 指定居宅サービス事業者等の指定、指導及び監督に関すること。
- (5) 指定障害福祉サービス事業者等の指定、指導及び監督に関すること。
- (6) 指定障害児通所支援事業者の指定、指導及び監督に関すること。
- (7) 介護サービス事業者の業務管理体制に関すること。
- (8) 指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制に関すること。

総合福祉会館

(1) 総合福祉会館の管理及び運営に関すること。

総合福祉通園センター「ルネス花北」

(1) こども発達支援センター、発達相談室、重度障害者活動支援センター、発達医療センター花北 診療所、障害者支援センター、かしのきの里、障害者体育館、障害者やすらぎルーム、在宅障害 者デイ・サービスルーム、書写障害者デイサービスセンター及び広畑障害者デイサービスセンタ ーに関すること。

地域医療課

- (1) 保健医療に係る総合的施策の調査、研究、企画及び調整に関すること (他の機関の所掌に属するものを除く。)。
- (2) 地域医療確保対策に関すること(他の機関の所掌に属するものを除く。)。
- (3) 救急医療対策に関すること。
- (4) 四郷診療所、山之内診療所、ぼうぜ医院及び休日・夜間急病センターに関すること。
- (5) 保健所に関すること。
- (6) 公益財団法人姫路市救急医療協会に関すること。

国民健康保険課

- (1) 国民健康保険に関すること。
- (2) 国民年金に関すること。
- (3) 戦傷病者及び戦没者遺族の援護に関すること。
- (4) 国民健康保険家島診療所に関すること。

後期高齢者医療保険課

(1) 後期高齢者医療保険等に関すること。

高齢者支援課

- (1) 高齢者の福祉に関すること(他の機関の所掌に属するものを除く。)。
- (2) 老人福祉施設の整備及び運営に関すること(他の機関の所掌に属するものを除く。)。
- (3) 夢前福祉センターに関すること。
- (4) 高齢者福祉に係る計画の樹立及びその実施に関すること(他の機関の所掌に属するものを除

<.)。

(5) 姫路市社会福祉審議会の高齢者福祉専門分科会に関すること。

地域包括支援課

- (1) 地域包括ケアシステムの深化及び推進に関すること(他の機関の所掌に属するものを除く。)。
- (2) 介護保険事業のうち地域支援事業に関すること。
- (3) 基幹型地域包括支援センター及び地域包括支援センターに関すること。
- (4) 医療・介護保険事業所等関係機関の連携支援に関すること。
- (5) 高齢者保健福祉及び介護保険事業に係る計画の樹立並びにその実施に関すること(他の機関の所掌に属するものを除く。)。
- (6) 高齢者の福祉に関すること(他の機関の所掌に属するものを除く。)。
- (7) ふれあいの郷養護老人ホームに関すること。

介護保険課

- (1) 介護保険に関すること(他の機関の所掌に属するものを除く。)。
- (2) 介護保険事業に係る計画の樹立及びその実施に関すること (他の機関の所掌に属するものを除く。)。

生活援護室

- (1) 生活保護に関すること。
- (2) 行旅病人、行旅死亡人及び行路困窮者に関すること。
- (3) 生活困窮者自立支援に関すること。
- (4) ホームレスの自立支援に係る計画の樹立及びその実施に関すること (他の機関の所掌に属するものを除く。)。

保健所

- (1) 地域保健法(昭和22年法律第101号) その他法令等の規定により保健所又は保健所長が所掌することとされている事項に関すること。
- (2) 保健所長に権限を委任する規則(平成 18 年姫路市規則第 11 号)の規定により委任された事項 に関すること。
- (3) 介護保険(被保険者資格の取得及び喪失に係るものを除く。)に関すること。
- (4) こどもの未来健康支援センター、保健センター、環境衛生研究所、保健福祉サービスセンター、 動物管理センター、食肉衛生検査センター及び中央卸売市場食品衛生検査センターに関すること。

こども未来局

こども総務課

- (1) 放課後児童健全育成事業に関すること。
- (2) 姫路市社会福祉審議会の児童福祉専門分科会に関すること。
- (3) 少子化対策に関すること(他の機関の所掌に属するものを除く。)。
- (4) こども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2項の規定による市町村こども計画に関す

ること。

(5) 姫路市子ども・子育て会議に関すること。

こども支援課

- (1) 地域子ども・子育て支援事業及び子育て家庭への支援の実施に関すること (他の機関の所掌に属するものを除く。)。
- (2) 児童に関する諸手当に関すること(他の機関の所掌に属するものを除く。)。
- (3) ひとり親家庭(母子家庭又は父子家庭である家庭をいう。)及び寡婦の福祉及び自立支援に関すること。
- (4) 児童館及び児童センターに関すること。

子育て支援室

- (1) 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 10 条の 2 第 2 項の規定に基づくこども家庭センター に関すること。
- (2) 姫路市要保護児童対策地域協議会に関すること。
- (3) 児童虐待の予防及びその啓発に関すること。

幼保連携政策課

- (1) 子育て支援に係る総合的施策の調査、研究、企画及び調整に関すること(他の機関の所掌に属するものを除く。)。
- (2) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 61 条及び次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 8 条の規定による計画の樹立及びその実施に関すること(他の機関の所掌に属するものを除く。)。
- (3) 私立教育・保育施設の整備及び運営に関すること(他の機関の所掌に属するものを除く。)。
- (4) 保育士確保に関すること(他の機関の所掌に属するものを除く。)。
- (5) 児童福祉施設及び家庭的保育事業等の認可、指導及び監督等並びに社会福祉事業の開始等の届出に関すること(他の機関の所掌に属するものを除く。)。
- (6) 認可外保育施設の届出、指導及び監督に関すること。
- (7) 認定こども園の認定、指導及び監督に関すること。
- (8) 教育・保育施設、地域型保育事業を行う者及び子ども・子育て支援施設等の確認、指導及び監督に関すること。
- (9) 社会福祉事業に係る職員の研修に関すること(他の機関の所掌に属するものを除く。)。
- 10 私学振興及び助成に関すること(他の機関の所掌に属するものを除く。)。

こども保育課

- (1) 保育の実施及びこれに関連し一体的に処理することが適切と認められるものに関すること(他の機関の所掌に属するものを除く。)。
- (2) 市立保育所及び市立幼保連携型認定こども園の整備及び運営に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援法に基づく教育・保育の実施及び給付に関すること(他の機関の所掌に属するものを除く。)。

◎令和6年度姫路市の予算(歳出)

(一般会計)

款	令和 6 年度当初予算額 (千円)	構成比 (%)
1. 議会費	1,014,716	0.4
2. 総務費	18,517,229	7.8
3. 民生費	97,120,897	41.1
4. 衛生費	17,226,145	7.3
5. 労働費	228,320	0.1
6. 農林水産業費	2,613,649	1.1
7. 商工費	6,822,547	2.9
8. 土木費	28,317,237	12.0
9. 消防費	7,930,842	3.4
10. 教育費	25,443,566	10.8
11. 公債費	20,492,273	8.7
12. 諸支出金	10,172,579	4.3
13. 予備費	200,000	0.1
合計	236,100,000	100.0

(特別会計7 会計113,474,347 千円)(企業会計3 会計59,029,915 千円)

(総 計 11 会計 408,604,262 千円)

◎令和6年度健康福祉局及びこども未来局の予算

(一般会計) (単位 千円)

<u>(一般会計)</u>			(単位 十円)
款・項	目	令和 6 年度 当初予算額	支出内容
総務費		4,391	
		4,391	
	1.委託統計調査費	4,391	・衛生統計調査費
	1. 女 [[]] [] [] [] []	1,001	・国民健康・栄養調査費
民生費		62,768,293	
1.社会福祉費		15,650,733	
	1.社会福祉総務費	15,463,659	・報酬給与費
	1. 仁云 佃 但	10,400,000	・ 報酬 を
			・国民健康保険事業特別会計繰出金・後期高齢者医療事業特別会計繰出金
	2.民生福祉推進費	187,074	・民生委員児童委員推薦会経費 ・民生委員児童委員活動経費 ・民生児童推進委員活動経費 ・地域福祉活動支援助成事業費 ・フードバンク活動支援事業費
2.障害者福祉費		17,880,414	
	1.心身障害者福祉費	16,990,884	・報酬給与費・障害者援護事業費法施行事務費高齢重度特別医療費助成事業費

		令和6年度	
款・項	目	当初予算額	支出内容
款· ·			支 大
			障害者ガイドマップ作成事業費

#/. r=		令和6年度	
款・項	目	当初予算額	支出内容
			障害者スポーツ・レクリエーション振興事業費 障害者料理講習会事業費 自動車運転免許取得・改造助成事業費 リフトバス利用者助成事業費 障害者就業促進・安定化事業費 障害者虐待防止センター事業費 行動障害支援事業費 障害認定審査会経費 障害者差別解消推進事業費 重度障害者大学修学支援事業費 重度障害者等就労支援事業費
	2.福祉通園センター費	889,530	・各種負担金、補助金 ・発達支援センター管理運営費 「こども発達支援センター」 「重度障害者活動支援センター」 「発達医療センター花北診療所」 「発達相談室」 ・管理運営業務委託経費 「障害者支援センター」 「かしのきの里」 「書写障害者デイサービスセンター」 「広畑障害者デイサービスセンター」 「在宅障害者デイサービスルーム」 「障害者体育館」 「障害者やすらぎルーム」 ・設備充実費 ・ルネス花北公開セミナー開催経費
3.児童福祉費		36,831,671	
	1.児童福祉総務費	1,635,588	・報酬給与費 ・法施行事務費 ・保育人材確保対策費 保育士・保育所支援センター事業費 保育士等定着支援一時金給付事業費 保育士等定着支援一時金給付事業費 保育士等定着支援事業費 ・特別児童扶事等登場事務経費 ・利用者支援事業費 ・利用者支援事業費 ・見童虐待訪問事業費 ・児童虐待訪問事業費 ・児童首を設助成事業費 ・程前の事業費 ・程前の事業費 ・理童福施設運営助成事業費 ・すこやかセンター子育て支援施設運営費 ・すことも食力を受事業費 ・コアミリーサポートを受事業費 ・コアミも食力を受事業費 ・コアミも食力を受事業費 ・コアミも食力を受事業費 ・コアミも食力を受事業費 ・コアミも食力を受事業費 ・コアミも食力を受事業費 ・コアミも食力を受事業費

- 节	н	令和6年度	去山市宏
款・項	目	当初予算額	支出内容
	2.児童育成費	28,308,792	・私立施設教育・保育給付費 ・幼児教育・保育負担軽減事業費 ・多子世帯保育料軽減所委託費 ・母子生活支援施設費 ・母子生活支援事業費 ・財育で短期支援事業費 ・現域子の方式援事業費 ・地域子化設特別に事業費 ・地域子化設特別の事業費 ・私立施設低年齢見利事業費 ・私立施設にの主義を ・私立施設にの主義を ・私立施設にの主義を ・本の主活支援特別との主義を ・といる。 ・とは、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一
	3.母子父子福祉費	2,301,476	・ひとり親家庭等福祉推進事業費 ・母子家庭等医療費助成事業費 ・児童扶養手当給付事業費 ・ひとり親家庭等技能修得事業費 ・ひとり親家庭等日常生活支援事業費 ・ひとり親家庭等日常生活支援事業費 ・母子・父子自立支援員活動事業費 ・ひとり親家庭自立支援給付事業費 ・ひとり親家庭就労支援事業費 ・ひとり親家庭学習支援事業費 ・ひとり親家庭学習支援事業費
	4.保育所費	4,197,554	・報酬給与費 ・運営費 ・延長保育事業費 ・一時預かり事業費 ・地域子育て支援拠点事業費 ・家庭支援推進保育事業費 ・維持補修費 ・整備事業費 ・出席者負担金
	5.児童センター費	388,261	・指導管理等経費・児童センター管理運営業務委託経費・児童センター設備充実費・宿泊型児童館管理運営業務委託経費・宿泊型児童館設備充実費・移動児童センター運営経費・地域組織活動助成事業費・整備事業費・各種負担金

		令和6年度	
款・項	目	当初予算額	支出内容
4.老人福祉費		10,025,032	
4.亿八旧山具	1.老人福祉費	9,254,774	・報酬給与費 ・技護人 ・大護人 ・大護人 ・大護人 ・大護人 ・大護 ・大護 ・大護 ・大護 ・大護 ・大 ・大 ・大 ・大 ・大 ・大 ・大 ・大 ・大 ・大 ・大 ・大 ・大
	2.養護老人ホーム費	372,859	・管理運営業務委託経費 ・設備充実費
	3.養護老人ホーム委託 措置費	340,071	・養護老人ホーム委託措置費
	4.老人福祉センター費	19,110	・老人福祉センター運営費
	5.高齢者保健福祉センター費	38,218	・管理運営費 ・整備事業費
5.生活保護費		15,793,463	
	1.生活保護総務費	789,927	・報酬給与費 ・生活保護事務費 ・生活保護適正実施推進事業費
	2.扶助費	15,003,536	·生活保護費 生活保護費 生生活扶助費 食療技財助費 医療護技財助費 大田産業扶助費 生業扶財助費 大田産業 大田産業 大田産業 大田産業 大田産業 大田産業 大田産業 大田産業

款・項	目	令和 6 年度 当初予算額	支出内容
6.愛の福祉費		411,832	
	1.愛の福祉金	410,565	・難病患者援護費 スモン患者療養費補給金 ・障害者援護費 心身障害者扶養共済事業自己負担金助成金 障害者福祉金 ・児童・母子等援護費 交通・災害遺児奨学金 児童養護施設等入所児童就職祝金 交通・災害遺児手当 ・困窮者援護費 生活保護世帯援護金 行路困窮者援護金 ・老人援護費 敬老金 百歳敬彰金 ・外国人等高齢者特別給付事業費
	2.愛の福祉事業費	1,267	 ・障害者援護費 善意の日事業費 障害者愛の贈物 ・老人援護費 敬老の日の贈物 ・困窮者援護費 行旅病人援護事業費
7.国民年金費		46,898	
	1.国民年金費	46,898	・報酬給与費 ・管理事務費
8.災害救助費		3,093	
	1.災害救助費	3,093	・見舞金及び援護物資購入費 ・福祉避難所設備整備費 ・事務経費
衛 生 費		6,964,760	
1.保健費		6,279,424	
	1.保健所総務費	1,694,428	・報酬給与費 ・保健所運営費 管理運営費 保健活動費 ・食育推進事業費 ・医療安全管理懇話会事業費 ・医務・薬務費 ・難病対策事業費 ・重度精神障害者医療費助成事業費 ・在宅ターミナルケア支援事業費 ・精神保健福祉事業費 ・がん患者医療用補正具助成事業費 ・整備事業費

款・項	目	令和6年度	支出内容
	H	当初予算額	
			・各種負担金
	2.予防接種費	2,167,859	・予防接種経費
	21.11.11.11		• 予防接種事故補償経費
	3.動物管理費	34,468	• 管理運営費
			• 狂犬病予防経費
			・動物愛護推進事業費
	4.母子保健費	878,523	・母子保健事業事務費
			・母子保健啓発事業費
			・未熟児養育医療給付事業費
			・小児慢性特定疾病事業費
			・妊娠・出産包括支援事業費
			・妊産婦等健康支援事業費
			・特定不妊・不育治療助成事業費
			• 妊産婦等健康診査助成事業費
			・乳児健康診査相談事業費
			・幼児健康診査事業費
			• 乳幼児健康支援事業費
			・母子保健訪問指導事業費
	A H and the starts		・母子健康手帳交付事業費
	5.食品環境衛生費	20,785	・食品衛生業務費
			• 食品衛生啓発活動助成事業費
			・環境衛生業務費
			・環境衛生啓発活動助成事業費
			• 食品衛生監視室業務費
			・家庭用品安全対策費
			・と畜検査業務費
			・整備事業費
			・各種負担金
	6.感染症予防費	41,280	・感染症診査協議会経費
			・感染症予防事業費
			・結核・感染症サーベイランス事業費
			・特定感染症対策事業費
			・結核予防事業費
			結核患者医療給付経費
			結核定期病状調査事業費
			結核予防費助成事業費
			結核対策特別促進事業費
			結核管理業務費
			・新型インフルエンザ対策事業費
	■ A 小井コで井	22.222	・負担金
	7.診療所費	20,880	•報酬給与費
	0 休日, 方明色伝わ	000 500	·管理運営費
	8.休日・夜間急病センター費	922,598	・管理運営業務委託経費 - 乳供充字典
	ノグ一質		・設備充実費
			• 救急医療電話相談事業費
			・救急医療施設後送委託経費
			・救急医療従事者確保緊急対策事業費
			・小児・周産期救急医療体制整備事業費

款・項	目	令和 6 年度 当初予算額	支出内容
	9.保健センター費	103,635	・管理運営費 ・整備事業費
	10.健康増進費	394,968	・保健事業事務費 ・健康教育事業費 ・栄養改善が要費 ・食生活改事業費 ・健康診査事業費 ・があて事業費 ・があり、対策事業費 ・歯間がん検診事業費 ・胃がん検診事業費 ・胃がん検診事業費 ・乳がのがん検診事業費 ・乳ががん検診事業費 ・光勝がん検診事業費 ・大腸がん検診事業費
2.衛生費		685,336	
	1.衛生総務費	528,116	·公衆衛生推進費 公衆衛生委員活動費 公衆衛生啓発活動助成事業費 そ族昆虫駆除事業費 献血推進事業費 ·医療対策費 臨床研修医奨励金事業費 地域医療対策事業費 医療系高等教育研究機構運営助成事業費 医療経事者確保対策事業費 地域保健医療機関運営等助成事業費 南西部後医療機関運営等助成事業費 有護師確保対策助成事業費 看護師確保対策助成事業費 ・自動体外式除細動器設置推進事業費 ・保健医療推進基金積立金 ・各種負担金
	2.環境衛生研究所費	157,220	・報酬給与費 ・管理運営費 ・衛生試験検査事業費 ・各種負担金
教 育 費		7,444	
1.教育総務費		7,444	
	1.学校振興費	7,444	・私立学校・園振興事業費 幼児教育負担軽減事業負担金 予備就園事業補助金 ・幼稚園児教育扶助費

(単位 千円)

(TE 117)			
款・項	目	令和6年度 当初予算額	支出内容
母子父子寡婦福祉 資金貸付事業費		31,261	
1.母子父子寡婦		31,261	
福祉資金貸付 事業費	1.母子父子寡婦福祉 資金貸付事業費	31,261	事務費貸付金
公債費		75,665	
1.公債費		75,665	
	1.元金	75,665	市債償還元金
諸支出金		35,693	
1.繰出金		35,693	
	1.他会計繰出金	35,693	一般会計繰出金
	合計	142,619	

(国民健康保険事業特別会計・事業勘定)

(単位 千円)

(四氏)性尿体(以甲末	ミ特別会計・事業勘正)		(単位 十円)
款・項	目	令和6年度 当初予算額	支出内容
総務費		1,484,509	
1.総務管理費		1,484,509	
	1.一般管理費	1,358,909	・報酬給与費・管理事務費・国民健康保険財政安定化基金積立金・各種負担金
	2.賦課徴収費	65,770	賦課徵収経費
	3.収納率向上特別対策費	58,541	・収納体制強化事業費・口座振替等推進事業費・負担金
	4.運営協議会費	1,289	・協議会運営経費
保険給付費		35,228,349	
1.療養諸費		34,981,865	
	1.一般療養諸費	34,884,304	・一般療養給付費・一般療養費・一般高額療養費・一般高額介護合算療養費・一般移送費
	2.退職者療養諸費	500	・退職者療養給付費・退職者療養費・退職者高額療養費・退職者高額介護合算療養費・退職者移送費
	3.審査支払手数料	97,061	・診療報酬審査支払委託料
2.任意給付費		246,484	
	1.任意給費費	246,484	・葬祭費 ・出産育児一時金 ・結核医療付加金

款・項	目	令和6年度 当初予算額	支出内容
			・傷病手当金
国民健康保険事業費納付金		14,303,572	
1.医療給付費分		9,955,929	
	1.一般被保険者 医療給費費分	9,955,929	• 一般被保険者医療給付費分
2.後期高齢者支援 金等分		3,200,041	
	1.一般被保険者 後期高齢者支援金等分	3,200,041	• 一般被保険者後期高齢者支援金等分
3.介護納付金分		1,147,602	
	1.介護納付金分	1,147,602	・介護納付金分
保健事業費		349,478	
1.保健事業費		48,977	
	1.保健衛生普及費	48,977	• 保健普及経費
2.特定健康診査等		300,501	
事業費	1.特定健康診査等事業費	300,501	・特定健康診査事業費 ・特定保健指導事業費
諸支出金		530,653	
1.償還金及び還付		530,120	
加算金	1.償還金	530,120	一般過年度過誤納保険料等還付金・退職者過年度過誤納保険料等還付金・過年度国県支出金等返還金
2.繰出金		533	
	1.直営診療施設勘定繰出金	533	• 直営診療施設勘定繰出金
	合計	51,896,561	

(国民健康保険事業特別会計・直営診療施設勘定)

(単位 千円)

(国民健康体院事業行列会計 直音的像地設劃化) (中位 11				
款・項	目	令和6年度 当初予算額	支出内容	
総 務 費		130,038		
1.施設管理費		130,038		
	1.一般管理費	130,038	・報酬給与費 ・施設管理運営経費 ・各種負担金	
医 業 費		25,127		
1.医業費		25,127		
	1.医療用機械器具費	4,521	・医療用機械器具整備事業費	
	2.医療用消耗器材費	3,800	・医療用消耗器材購入事業費	
	3.医療用衛生材料費	16,806	・医療用薬品費 ・検査費	
	合計	155,165		

(介護保険事業特別会計)

() 1	リムロ /		
款・項	目	令和 6 年度 当初予算額	支出内容
総務費		835,016	
1.総務管理費		405,981	
	1.一般管理費	348,369	・報酬給与費・管理事務費・地域ケア推進協議会費・介護保険給付費準備基金積立金・負担金
	2.賦課徴収費	57,612	• 賦課徴収費
2.介護認定費		428,117	
	1.介護認定審査会費	53,011	· 介護認定審査会費
	2.認定諸費	375,106	• 認定諸費
3.趣旨普及費		918	
	1.趣旨普及費	918	・趣旨普及事業費
保険給付費		44,301,164	
1.介護サービス		44,245,504	
等諸費	1.介護サービス等諸費	44,200,400	・介護子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子
- 41	2.審査支払手数料	45,104	・審査支払手数料
2.特別給付費		55,660	
	1.特別給付費	55,660	・離島部介護サービス費

款・項	目	令和6年度 当初予算額	支出内容
地域支援事業費		2,290,510	
1.介護予防等事		2,290,510	
業費	1.介護予防事業費	4,627	· 介護予防普及啓発事業費
			• 介護予防事業施策評価事業費
	2.包括的支援事業等費	189,812	• 報酬給与費
			・在宅医療・介護連携推進事業費
			・地域ケア会議推進事業費
			・認知症施策推進事業費 認知症初期集中支援事業費
			認知症地域支援体制推進事業費
			認知症見守り支援等事業費
			認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業費
			· 給付費適正化事業費
			・介護サービス評価等推進事業費
			• 住宅改修支援事業費
			・高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業費 ・ひとり暮らし老人給食サービス事業費
			・見守り安心サポート事業費
			・高齢者権利擁護推進事業費
	3.介護予防・生活支援サ	2,088,925	・介護予防・生活支援サービス事業諸費
	ービス事業費		・介護予防・生活支援サービス事業費
			介護予防・生活支援サービス事業費
			訪問型短期集中予防サービス事業費
			介護予防ケアマネジメント事業費
			・高額介護予防サービス費相当事業費
		7.140	・高額医療合算介護予防サービス費相当事業費・審査支払手数料
保健福祉事業費	4.街直又加丁数村	7,146	· 街直久切于数付
		21,201	
1.保健福祉事業費	A → # → B	21,201	
	1.介護予防推進事業費	21,201	・介護予防推進事業費
			軽度認知障害者把握・予防支援事業費 地域づくり・介護予防推進支援事業費
			デジタル活用介護予防推進事業費
諸支出金		954,820	THE PART OF THE PA
1.償還金及び還付		718,000	
加算金	1.償還金	718,000	過年度過誤納保険料還付金
		. = 0,000	• 過年度国県支出金等返還金
2.繰出金		236,820	
	1.他会計繰出金	236,820	• 一般会計繰出金
	合計	48,402,711	

(後期高齢者医療事業特別会計)

(単位 千円)

(区列门图) 口区凉于	**************************************		(+12 111)
款・項	目	令和6年度 当初予算額	支出内容
総務費		189,568	

款・項	目	令和6年度 当初予算額	支出内容
1.総務管理費		148,103	
	1.一般管理費	148,103	・報酬給与費 ・管理事務費
2.徴収費		41,465	
	2.徴収費	41,465	・徴収費
広域連合納付金		9,093,529	
1.広域連合納付金		9,093,529	
	1.広域連合納付金	9,093,529	・負担金
保健事業費		250,855	
1.保健事業費		250,855	
	1.保健事業費	250,855	・保健事業費
諸支出金		18,000	
1.償還金及び還付		18,000	
加算金	1.償還金	18,000	・過年度過誤納保険料等還付金・過年度広域連合補助金等返還金
	合計	9,551,952	

◎令和6年度健康福祉局の主要事業の内容

	(注) ◎新	規事業 〇拡充
	担当課	予算額(千円)
出会いから結婚、妊娠・		
出産期の支援		
◎ 1か月児健康診査費の助成	保健所健康課	15,228
子育て応援アプリ「ひめっこ手帳」の機能充実		
○ 子育て情報配信の充実	保健所健康課	924
	こどもの未来健康支援センター	
○ 乳幼児健康診査のデジタル化	保健所健康課	
◎ 小児予防接種事務のデジタル化	保健所防疫課	
健やかな成長を支える		
子育て環境の整備		
○ こども医療費の完全無償化	福祉総務課	2,847,882
◎ こどもの育み支援センターの開設	保健所総務課	5,000
	こどもの未来健康支援センター	
◎ 保育施設等における性被害防止設備の整備支援	障害福祉課	6,600
○ 放課後等デイサービスの人材確保	障害福祉課	9,000
デジタル技術を活用した		
市民サービスの向上		
◎ デジタル・ディバイド対策の推進	高齢者支援課	42,000
安全安心なまちづくり		
の推進		
救急医療電話相談体制の充実	地域医療課	31,905
誰もがいきいきとくらせる		
社会の実現		
各種がん検診の充実	保健所予防課	
○ 子宮がん検診の受診促進		15,115
○ 胃がん検診の受診促進		5,766
◎ 帯状疱疹ワクチン接種費用の助成	保健所防疫課	14,744
◎ フレイル予防アプリの導入	高齢者支援課	16,270
◎ 軽度認知障害(MCI)者の把握・予防支援	地域包括支援課	4,868
◎ 終活支援事業の実施	高齢者支援課	3,286

◎令和6年度こども未来局の主な新規・拡充事業の内容

1 基本的な考え方

本市の令和6年度4つのメインテーマのうち、「『活力』ある姫路を創造する市政」の中の重点施策「未来を拓く『ひとづくり改革』」として、若者の出会いから子育てに至るまで、ライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組む。

全ての子どもの育ちを応援するため、「こども誰でも通園制度(仮称)」の試行的事業の実施など、 保育サービスの充実に取り組み、包括的な支援サービスを提供する。

特別な支援が必要な子どもや家庭への支援として低所得子育て世帯の大学等受験料・模擬試験受験 料助成事業や児童虐待対応医療専門アドバイザー事業に取り組む。

併せて、「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づく教育・保育提供体制の確保として、入所 児童の保育環境の向上と安全確保のための施設の改修工事や保育施設等性被害防止対策事業等の実 施により、安心して子どもを産み育て、子どもと地域に笑顔があふれるまちづくりを推進する。

2 主な新規・拡充事業の概要

(注) ◎新規事業 ○拡充事業

施策	事業	担当課	予算額(千円)
少子化対策の推進	○ 若年層の出会い支援	こども総務課	4,799
	◎ こども誰でも通園制度(仮称)の試行的事業	こども保育課	29,877
就学前の教育・保	○ 教育・保育の提供体制の確保(施設整備)	こども保育課	504,300
育の充実	◎ 保育施設等性被害防止対策事業	こども総務課・幼保連携政策課・ こども保育課	17,600
特別な支援が必要な	◎ 低所得子育て世帯の大学等受験料・模擬試験受験料助成事業	こども支援課	30,334
子どもや家庭への支援	◎ 児童虐待対応医療専門アドバイザー事業	子育て支援室	240

高齢者福祉

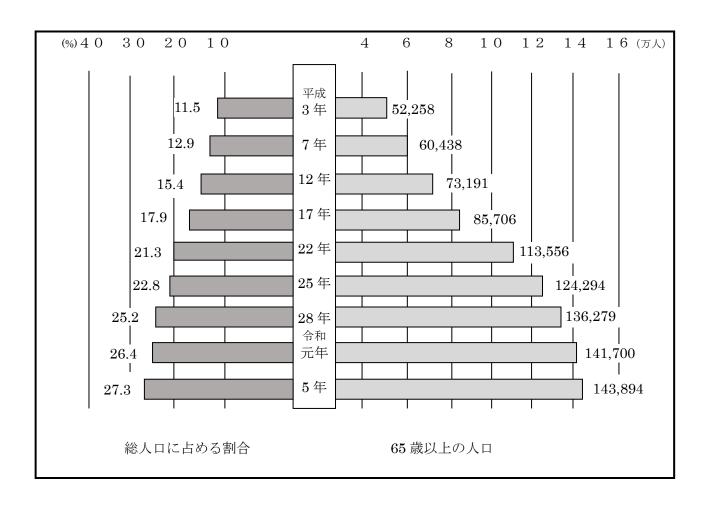
わが国では、平均寿命の伸びや出生率の低下などにより、人口構造の高齢化が急速に進んでいる。本市においても、昭和50年に高齢化率(総人口に対する65歳以上の高齢者人口の割合)が7%を突破し、平成22年度には21%を超えた。そして、高齢化率は上昇を続け令和4年度には27%に達している。

このような高齢化社会の進展に対応し、本市においては、高齢者の生きがい対策事業、要援護対策事業、保健医療対策事業を積極的に展開し、高齢者が明るく健やかに、安心して生活できるまちづくりに 努めている。

〔高齢者人口の推移〕 (単位:人・%)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総人口	536,523	535,125	532,712	529,637	526,920
65 歳以上人口	141,700	142,767	143,572	143,800	143,894
(総人口比)	(26.41)	(26.68)	(26.95)	(27.15)	(27.31)
居宅ひとり暮らし高齢者	22,355	22,628	1 1	24,140	24,711
(65 歳以上人口比)	(15.78)	(15.85)		(16.78)	(17.17)

- 注1 総人口及び65歳以上人口は、住民基本台帳の人口で、4月30日現在のものである。
- 注2 居宅ひとり暮らし高齢者の数及び65歳以上人口比は、姫路市高齢者実態調査結果(6月1日現在による。ただし、令和2年度については9月1日現在による。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、調査期日を定めなかったため集計を見送った。)



◎ 在宅老人福祉対策事業

1 在宅高齢者介護手当

65歳以上のねたきりや認知症の高齢者を介護している人に、月額10,500円の介護手当を支給する。

· 令和6年度予算額 67,318千円(令和5年度実績 66,309千円)

〔支給状況〕 (令和5年度実績)

受給者数	年間延受給月数
554	6,304

2 ひとり暮らし老人入浴サービス事業

65 歳以上のひとり暮らし高齢者に、市内の公衆浴場で使用できる無料の入浴券を 4 枚交付する。 利用期間は9月から12月まで。(令和5年度末で事業終了)

・ 令和6年度予算額 0千円(令和5年度実績 1,465千円)

[実施状況]

(令和5年度実績)

交付者数	交付枚数	利用枚数
979	3,916	2,898

3 マッサージ等施術助成事業

75歳以上の高齢者に、健康でさわやかな生活を送っていただくため、一人につき年6.000円を助成 する。利用期間は6月から翌年3月まで。(令和5年度までは70歳以上、一人につき年3,000円)

· 令和 6 年度予算額 26,099 千円 (令和 5 年度実績 15,643 千円)

〔実施状況〕 (令和5年度実績)

交付枚数	利用枚数
22,362	15,465

4 高齢者住宅改造助成事業

介護保険の要介護認定または要支援認定を受けた高齢者がいる世帯に対し、市が必要と認めた工事 に要する経費を最高80万円まで助成する。

・ 令和6年度予算額 24,016千円(令和5年度実績 17,422千円)

[実施状況] (令和5年度実績)

Ĭ	助成件数	階層別助成內訳件数					増改築・特別型
	助风件级	3/3 助成	9/10 助成	2/3 助成	1/2 助成	1/3 助成	1/3 助成
	94	0	43	0	41	10	0

5 生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業

60 歳以上のひとり暮らしの人、夫婦のみの世帯に属する人及び家族による援助を受けることが困難 な人であって、高齢者のため独立して生活することに不安のある人を対象として、必要に応じ居住部 門を提供する。

収入に応じた負担(0~50,000円) • 費用負担

令和6年度予算額
 8.754千円(令和5年度実績 13.351千円)

実施施設名	あじさいホーム
利用定員	10

※いえしまホームは、令和5年12月末日付で事業廃止

6 買物支援サービス事業

公共交通機関の利用が困難な地域において日常の食料品等の買物が困難な高齢者への支援を行う 事業を行う者に対して補助金を交付することにより、住み慣れた地域で高齢者が安心して生活できる 環境の維持を図る。

・ 令和6年度予算額 1,886千円(令和5年度実績 1,886千円)

7 外出支援サービス事業

編入前の家島町の区域において高齢に伴う身体機能の低下や身体障害等のため、一般の交通機関の利用が困難な者の医療機関や福祉施設等への移送を確保し、要援護高齢者の生活を支援する。

· 令和 6 年度予算額 1,775 千円 (令和 5 年度実績 1,178 千円)

〔実施状況〕

(令和5年度実績)

家島			坊勢			
運行回数		3月末登録者数	運行回数		3月末登録者数	
片道	往復	111	片道	往復	49	
278	179	111	140	130	43	

8 福祉有償運送制度

介護を必要とする高齢者や障害者など、単独では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対して、NPO 等が実費の範囲内で営利とは認められない対価によって、自家用自動車を使用して有償で原則ドア・ツー・ドアの個別輸送サービスを行う。

地域の関係者が構成員となり、市が主宰する「姫路市福祉有償運送運営協議会」において、福祉有 償運送の必要性や対価等について協議する。

- ・ 令和6年度予算額 234千円(令和5年度実績 95千円)
- ・ 市内の実施事業者 4事業者(うち1者姫路市)
- 令和5年度協議会実施回数 1回

9 終活支援事業

人生の最期において自身の意思が尊重されるように、緊急連絡先やかかりつけ医等、生前に登録した終活に関する情報を、万一の時に病院や福祉事務所、本人が指定した人などに開示する。また、一人暮らしの高齢者等を対象に、葬儀や納骨の相談先を案内する。

· 令和 6 年度予算額 3,286 千円

◎ 生きがい対策事業

1 市敬老金支給事業

本年中に77歳に達する高齢者に1万円を、88歳に達する高齢者に2万円を、9月に贈呈すること

によって敬意を表し、福祉の増進を図る。(令和5年度末で事業終了)

· 令和 6 年度予算額 4,836 千円 (令和 5 年度実績 114,858 千円)

〔実施状況〕

(令和5年度実績)

区分	対象者数	贈呈件数	贈呈額(千円)
77 歳	5,239	5,153	51,530
88 歳	3,118	3,053	61,060

※ 過年度 115名に贈呈(10,000円 56名、20,000円 59名)

2 百歳敬彰事業

百歳の長寿を迎えられた市民を敬彰する。令和 5 年度事業見直しに伴い、敬彰金 100,000 円から 50,000 円に変更。

· 令和 6 年度予算額 9,201 千円 (令和 5 年度実績 15,629 千円)

3 敬老の日贈物事業

毎年9月の敬老の日に、市長等が最高齢者等を訪問する。

· 令和 6 年度予算額 187 千円 (令和 5 年度実績 599 千円)

4 高齢者施設優待券交付事業

65 歳を迎えられた高齢者に市内の公共施設の優待券を交付する。

- ・ 対象施設 姫路城、動物園等 12 か所
- ・ 令和6年度予算額 271千円(令和5年度実績 173千円)
- 令和 5 年度交付実績

優待カード交付数 7,813 枚西播磨レインボーカード交付数 1,771 枚

5 高齢者バス等優待乗車助成事業

高齢者の社会参加の促進と生きがいの増進を図るため、満 75 歳以上の高齢者(障害者の優待乗車制度を受けている者を除く。)に対して優待乗車証、優待乗車カード、優待船舶助成券または優待タクシー助成券を交付する。利用できる交通機関は、バス・鉄道・船舶・タクシーの中からいずれかつを利用者が選択する。

• 優待内容

バス 神姫バスの市内停留所間の運賃を助成する乗車証を交付する。

鉄道 JR 西日本、山陽電車で利用できる乗車カードを交付する。(令和 6 年 9 月末で終了) 船舶 姫路⇔家島(家島・坊勢・男鹿)間の定期航路において利用できる助成券を交付する。 タクシー 市内を運行する指定のタクシー会社で利用できる助成券を交付する。

- ・ 令和6年度予算額 483,011千円(令和5年度実績 494,872千円)
- ・ 令和5年度末交付状況及び助成実績(事務費は除く)

バス 23,898 人(131,021 千円)

鉄道 40,902 人 (313,880 千円) (チャージ券+ICOCA 購入)

船舶 761人(船舶5,216千円)

タクシー 862 人 (2,520 千円)

・ 令和5年度事業見直しに伴う優待内容の変更

	令和6年9月末まで	令和6年10月以降
バス	1乗車 50円	1 乗車 150 円
鉄道	ICOCA カード 年間 8,000 円	終了
船舶	乗船券 年間8枚	助成券 600 円×年間 12 枚
タクシー	助成券 500 円×年間 16 枚	助成券 500 円×年間 14 枚
	1乗車につき最大3枚まで利用可	1乗車につき最大3枚まで利用可
	要介護 2~5 の方のみ選択可	要介護要件撤廃(誰でも選択可)

6 デジタル・ディバイド対策事業

インターネットやスマートフォンなど、情報通信技術を使える人と使えない人の間に生まれる情報格差を解消するために、主に高齢者に対してスマホサロンやスマホよろず相談・コールセンターなどの多様な場の提供と、スマートフォン購入費用の一部を助成する。

· 令和 6 年度予算額 42,000 千円

7 老人福祉施設運営に対する助成

(1) 産休等代替職員費助成事業

老人福祉施設職員の産休・病休による代替職員の雇用について助成する。(令和 5 年度末で事業終了)

・ 令和6年度予算額 0千円(令和5年度実績 0千円)

(2) 軽費老人ホーム運営費助成事業

軽費老人ホームの運営に要する費用のうち入所者から徴収すべき事務費の一部を減免した場合、減免した経費を助成する。

· 令和6年度予算額 161,321 千円 (令和5年度実績 141,116千円)

◎ 老人ホーム入所等

- 1 ふれあいの郷養護老人ホーム [指定管理:社会福祉事業団 R2.4.1~R7.3.31 (5年間)] 家庭環境や経済上の理由で家庭で生活をすることが困難な高齢者のための入所施設。
 - 所在地 船津町 3263
 - · 開設 昭和60年4月1日
 - ・ 規模 敷地面積 24,066.10 ㎡ 建物面積 5,998.40 ㎡
 - 設置者 姫路市
 - 定員
 150人(2人×68室、1人×14室)、その他2人(1人×2室)
 - · 令和 6 年度予算額 372,859 千円 (令和 5 年度実績 337,580 千円)

〔入所状況〕 (令和5年度実績)

入所者数		退所	者数	3月末入所者数		
姫路市	他市町	姫路市	他市町	姫路市	他市町	
20	0	17	1	111	1	

2 養護老人ホーム入所状況

(令和6年4月1日現在)

施設名	所在地	定員	措置数	施設名	所在地	定員	措置数
ふれあいの郷		150	111	高岡園	明石市	80	1
白鷺園	姫路市	50	45	鶴林園	加古川市	185	8
夢前和楽園		50	50	五色園	洲本市	60	2
千山荘	神戸市灘区	50	2	瀬戸内ホーム	赤穂市	10	1
福寿園	福崎町	50	2	高砂荘	高砂市	50	6
備前多聞荘	備前市	50	1	合計(11 施設)229 人			

◎ 夢前福祉センター「ぱるむ」[指定管理:株式会社エヌ・エス・アイ R3.4.1~R8.3.31 (5年間)] 夢前町との合併に伴い、夢前地域内にある老朽化した3つの老人福祉センターを統合し、老人福祉支援機能、健康づくり機能及び防災機能を併せ持った施設として、新市建設計画に基づき整備したもの。管理運営は公募による指定管理制度を導入し、民間事業者のノウハウを活かした経費節減及びサービスの向上を図っている。

1 施設概要

(1) 所在地 夢前町前之庄 2160

(2) 開館年月日 平成20年4月1日

(3) 規模·構造

・ 構造 鉄筋コンクリート造2階建

・ 延床面積 2,913.21 ㎡

・ 敷地 夢前事務所と同一(無料駐車場完備)

(4) 総事業費 1,153,281 千円 ※一部に合併特例債を充当

2 施設内容

(1) 健康づくり部門(1階)

健康志向により要望の高い、プールやトレーニング施設及び高齢者の身体的な自立・介護予防効果の実現のための場を提供する。

ア 温水プール

- ・ 遊泳用コース
- ・ 歩行専用コース
- ・ジャグジー
- イ トレーニングルーム

健康づくりのための運動・筋力アップ運動の講習等を実施する。

- ウ リラクゼーションフロア トレーニング後の休息の場として利用する。
- エ 相談室
- オ 更衣室・シャワールーム
- (2) 老人福祉支援部門(2階)

高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する。

- ア 多目的研修室
- イ 和室
- ウ会議室
- (3) 防災部門

自然災害時の地域住民への応急対策と、自主防災組織等が自主活動を行う場を提供する。

- ア 備蓄資材倉庫(1階)
- イ 耐震性貯水槽(夢前事務所南側) 80 t 飲料水を家庭で備蓄していない者等を対象に、概ね1週間程度の給水に対応
- ウ 多目的研修室(2階)《再掲》 自主防災組織及び消防団関係者の研修・会議に使用

3 開館時間及び休館日

- ・ 開館時間 午前9時から午後9時まで
- 休館日 月曜日 (ただし月曜日が休日の場合はその翌日)
 12月28日から翌年1月4日まで

4 利用できる者及び料金

(1) 利用できる者

区分		利用できる者		
	温水プール	3歳以上の者(小学3年生以下の者にあっては、保護者または指導者の同伴がある場合に限る。)		
健康づくり施設	トレーニングルーム	16歳以上の者		
	更衣室	温水プール、トレーニングルームまたは老人福祉支		
	リラクゼーションルーム	援施設を利用する者		
老人福祉支援施設		市内に住所を有する60歳以上の者及びその者を介助するために同伴する者		

※ 老人福祉支援施設を独占して使用する場合は高齢者以外の使用も可

(2) 利用料金

ア 健康づくり施設

豆八		使用料	
区分	利用券(1人1回)	回数券(利用券11枚つづり)	定期利用券(1人1か月)
温水プール	600円	6,000円	デイタイム利用
トレーニングルーム	600円	6,000円	4,800円
温水プール及び トレーニングルーム	1,100円	11,000円	フルタイム利用 6,600 円

イ 老人福祉支援施設

区分	使用料(1時間につき)
多目的研修室	1,350円
和室	1,350円
会議室	440円

- ※ 市内に住所を有する 60 歳以上の方は無料
- ※ 利用形態により減免措置あり

5 利用見込

· 令和 6 年度 53,244 人

6 利用実績

(令和5年度実績)

☆ ☆ ☆ ≯ ※	健康づく	老人福祉	
総来館者数	プール	トレーニングルーム	支援施設
53,095 人	42,794 人	17,996 人	1,419 人

※ 施設間での利用者の重複あり

7 管理経費

· 令和6年度予算額 72,963千円(令和5年度実績 68,780千円)

◎ 高齢期移行助成

65 歳以上 70 歳未満の老人 (後期高齢者医療制度の被保険者を除く。) に対し、医療費の一部を助成する (所得制限有)。

· 令和6年度予算額 13,844千円(令和5年度実績 11,151千円)

[年度別推移]

左庇	年度末資格者数		助成件数		BL C 按 (□)
年度	(延人員)	現物給付	現金給付	合計	助成額(円)
令和元年度	679 (9,700)	19,191	1,847	21,038	42,280,357
令和2年度	456 (6,778)	12,521	1,195	13,716	25,374,821
令和3年度	299 (4,393)	8,104	957	9,061	18,945,004
令和4年度	234 (3,003)	5,579	538	6,117	12,104,546
令和5年度	229 (2,682)	4,997	518	5,515	10,836,957

介護保険

介護保険制度は、平成 12 年 4 月の創設後、老後の安心を支える仕組みとして着実に市民に定着したといえる一方で、高齢化の進行等により、保険給付費は上昇を続けている。

今後も介護予防の推進などにより、持続可能な制度運営に努める必要がある。

1 保険給付

介護を要する状態(要介護状態)または介護予防のための支援を要する状態(要支援状態)となり 市の認定を受けた人(要介護者・要支援者)に対して給付する。

(1) 居宅介護サービス費・介護予防サービス費等

次のサービスを受けた場合に、原則としてその費用の9割、8割または7割を給付する。(アについては10割)

- ・ 令和6年度予算額 24,208,760千円(令和5年度実績 23,460,933千円)
- ア 居宅介護支援・介護予防支援

介護支援専門員(ケアマネジャー)等が、利用者が適切なサービスを受けることができるよう、 その心身の状況、置かれている家庭の環境等を考慮してケアプランを作成し、また、ケアプラン に位置付けた各サービスの利用の調整等を行う。

イ 訪問介護(介護予防訪問介護は、総合事業訪問介護に移行)

介護福祉士または介護員が家庭を訪問し、入浴、排泄、食事の介護等の日常生活上の世話を行う。

ウ 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

介護福祉士、看護師等が、入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車等で家庭を訪問し、入浴や洗髪の介護を行う。

エ 訪問看護・介護予防訪問看護

看護師、保健師等が家庭を訪問し、かかりつけの医師と連絡をとりながら、病状の観察や、入 浴や排泄の介助、床ずれの手当て等の看護サービスを行う。

オ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が家庭を訪問し、医師の指示にもとづき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーション等を行う。

カ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行う。

キ 通所介護(介護予防通所介護は、総合事業通所介護に移行)

施設に日帰りで通う利用者に対し、食事、入浴の提供や、日常動作に関する訓練等のサービスを行う。

ク 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所等に日帰りで通う利用者に対し、食事、入浴の提供や、理学療法士や作業療法士等による機能回復のための訓練を行う。

ケ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設等の施設に短期間入所(ショートステイ)する利用者に対し、入浴、排泄、 食事の介護等の日常生活上の世話や、日常動作に関する訓練等のサービスを行う。 コ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設等に短期間入所(ショートステイ)する利用者に対し、入浴、排泄、食事の 介護等の日常生活上の世話や、医師による医学的な管理の下での看護、理学療法士や作業療法士 等による機能回復のための訓練等のサービスを行う。

サ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等の入居者に対して、入浴、排泄、食事の介護等の日常生活上の世話や、日常動作に関する訓練等のサービスを行う。

- シ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
 - 車いすや特殊寝台等、家庭での日常生活の自立を助ける用具を貸し付ける。
- ス 特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売

入浴や排泄に用いるものなど、貸与になじまない福祉用具(特定福祉用具・介護予防特定福祉 用具)の販売を行う。

セ 住宅改修・介護予防住宅改修

廊下や階段の手すりの取付けや、段差解消のための敷居撤去などの小規模な改修を行う。

(2) 地域密着型介護サービス費・地域密着型介護予防サービス費

市内の事業所・施設において次のサービスを受けた場合に、原則としてその費用の9割、8割または7割を給付する。

- · 令和 6 年度予算額 7,325,928 千円 (令和 5 年度実績 7,129,335 千円)
- ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(要支援者は対象外)

介護・看護が一体的にまたは密接に連携しながら、日中・夜間を通じて定期的な短時間の巡回訪問を行い、日常生活上の世話を行うとともに、利用者からの通報等の内容に応じ随時の対応を行う。

イ 夜間対応型訪問介護(要支援者は対象外)

夜間において、定期的な巡回訪問または通報により、介護福祉士または介護員が家庭を訪問し、 入浴、排泄、食事の介護等の日常生活上の世話を行う。

ウ 地域密着型通所介護(要支援者は対象外)

小規模の施設に日帰りで通う利用者に対し、食事、入浴の提供や、日常動作に関する訓練等のサービスを行う。

エ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

施設に日帰りで通う認知症の利用者に対して、食事、入浴の提供や、日常動作に関する訓練等のサービスを行う。

才 小規模多機能型居宅介護·介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模な施設に日帰りで通う利用者に対して、食事、入浴の提供や、日常動作に関する訓練等のサービスを行うが、必要に応じ利用者が施設に泊まり、または施設職員が利用者の家庭を訪問し、それらのサービスを行うこともできる。

- カ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護(要支援1の方は対象外) グループホームの入居者(認知症の方)に対して、入浴、排泄、食事の介護等の日常生活上の 世話や、日常動作に関する訓練等のサービスを行う。
- キ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(要支援者は対象外) ※原則、要介護 3 以上 小規模の特別養護老人ホーム(定員 29 人以下)の入所者に対して、入浴、排泄、食事の介護

等の日常生活上の世話や、日常動作に関する訓練等のサービスを行う。

ク 看護小規模多機能型居宅介護(要支援者は対象外)

医療ニーズの高い高齢者に、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看 護サービスの提供を行う。

ケ 地域密着型特定施設入居者生活介護(要支援者は対象外)

小規模な介護専用型特定施設(定員 29 人以下)の入居者に対して、入浴、排泄、食事の介護等の日常生活上の世話や、日常動作に関する訓練等のサービスを行う。

(3) 施設介護サービス費

介護保険施設において次のサービスを受けた場合に、原則としてその費用の 9 割、8 割または 7 割を給付する (いずれも要支援者は対象外。)。

- · 令和 6 年度予算額 10,852,536 千円(令和 5 年度実績 10,631,469 千円)
- ア 介護福祉施設サービス ※原則、要介護3~5

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の入所者(常時介護が必要で、居宅での生活が困難な人)に対して、入浴、排泄、食事等の日常生活上の支援や介護等のサービスを行う。

イ 介護保健施設サービス

介護老人保健施設の入所者(在宅復帰を目指す人)に対して、リハビリテーションを中心としたケアを行う。

ウ 介護医療院サービス

介護医療院の入所者(長期の療養を必要とする人)に対して、必要なケアを行いながら入浴、 排泄、食事等の日常生活上の支援や介護等のサービスを行う。

(4) 高額介護サービス費・高額介護予防サービス費

同一月に受けたサービスの利用者負担額の合計が一定の上限額(課税状況等により異なる。)を 超えた場合に、申請によりその超えた額を支給する。

- · 令和 6 年度予算額 824.448 千円 (令和 5 年度実績 764.811 千円)
- (5) 高額医療合算介護サービス費・高額医療合算介護予防サービス費

医療保険における世帯内で、医療保険と介護保険両方の利用があり、1年間の自己負担額の合計が一定額(課税状況等により異なる。)を超えた場合に、申請により超えた額を支給する。

- ・ 令和6年度予算額 181,416千円(令和5年度実績 155,397千円)
- (6) 特定入所者介護サービス費・特定入所者介護予防サービス費

介護保険サービスを受けた際の食費及び居住費(滞在費)については、原則として保険給付の対象外とされているが、例外的に、市から負担限度額認定を受けた生活保護受給者・世帯非課税者については、食費及び居住費(滞在費)のうち一定の上限額(施設の類型、課税状況等により異なる。)を超えた場合に、その超えた額を支給する。

· 令和 6 年度予算額 807,312 千円 (令和 5 年度実績 750,299 千円)

2 地域支援事業

高齢者が要介護状態または要支援状態となることを予防し、社会参加の促進を図るとともに、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進することにより、高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業である。

介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及びその他の事業(任意事業)を行う。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防のための支援を要する状態(要支援状態)となり市の認定を受けた人(要支援者)や、 生活状況等についての簡易な質問(基本チェックリスト)に回答し要支援者に相当する状態と判断 できる人(事業対象者)に対して、次の事業を行う。

• 令和6年度予算額2,088,406千円(令和5年度実績 2,041,304千円)

ア 介護予防・生活支援サービス

市の指定を受けた事業所においてサービスを受けた場合に、その費用の9割、8割または7割を事業費として支給する。

(ア) 総合事業訪問介護

介護福祉士または介護員が家庭を訪問し、入浴、排泄、食事の介護等の身体介助や、掃除、買物等の生活援助を行う。

(イ) 総合事業訪問生活援助

介護福祉士または介護員や、資格は持たないが一定の研修を受講した者が家庭を訪問し、掃除、 買物等の生活援助を行う。

(ウ) 総合事業訪問型短期集中予防サービス

理学療法士等の保健・医療専門職が家庭を訪問し、自立支援・重度化予防のための指導・助言を短期間、集中的に行う。

(工) 総合事業通所介護

施設に日帰りで通う利用者に対し、食事、入浴の提供や、日常動作に関する訓練等のサービスを行う。

イ 介護予防ケアマネジメント

利用者が自立に向けた適切なサービスを受けることができるよう、その心身の状況、置かれている家庭の環境等を勘案してケアプランを作成し、また、ケアプランに位置付けた各サービスの利用の調整等を行う。利用者が居住する地域を管轄する地域包括支援センターが実施する。

ウ 高額介護予防サービス費相当事業

要支援者および事業対象者の属する世帯において、高額介護予防サービス費等の調整後に、介護予防・生活支援サービスの利用者負担額の合計が一定の上限額(課税状況等により異なる。)を超えた場合、申請によりその超えた額を支給する。

エ 高額医療合算介護予防サービス費相当事業

医療保険における世帯内で、高額医療合算介護サービス費または高額医療合算介護予防サービス費の算定を行ったのち、なお残る世帯自己負担額と1年間の介護予防・生活支援サービスの自己負担額の合計が一定額(課税状況等により異なる。)を超えた場合、申請によりその超えた額を支給する。

(2) 一般介護予防事業

高齢者が要介護状態・要支援状態となることを予防するため、次の事業を行う。

なお事業は、すべての高齢者が地域の人たちとともに支えあいながら自分自身も介護予防に取り 組んでいく自助・互助活動を中心に実施する。

· 令和 6 年度予算額 13.260 千円 (令和 5 年度実績 8.571 千円)

ア 介護予防普及啓発事業

高齢者を中心とした地域住民等に対し、介護予防に関する意識の啓発や知識の普及を行うために、講演会等を開催する。また、高齢者が集まりやすい身近な場所で、介護予防に取り組む自主グループ(いきいき百歳体操)の立ち上げ支援を行う。

イ 地域介護予防活動支援事業

高齢者及び高齢者に関わる地域住民を対象に高齢者が活動的な生活を送るための介護予防の 知識や実践できる活動について啓発し、通いの場への継続参加ができるように支援を行う。

また、地域で介護予防に取り組む「いきいき百歳体操」等の自主グループやその他の活動が定着し、継続できるための支援を行う。

さらに、いきいき百歳体操参加者のうち、スマートフォンで姫路市民アプリ「ひめパス」で参加ポイントを集めた参加者に、実績に応じて自治体ポイントを付与する。

ウ 介護支援ボランティア事業

高齢者の生活を支えるために、地域や介護施設等においてボランティア活動を行う「あんしんサポーター」を養成し、ボランティア活動を行った 40 歳以上の「あんしんサポーター」には、実績に応じてポイントを付与し、活動交付金または自治体ポイントとして支給する。

工 介護予防事業施策評価事業

介護予防事業施策評価委員会において、介護予防事業の実施状況や目的の達成等について評価、 検証する。

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

介護が必要な状態になっても地域の集いの場である「いきいき百歳体操」に参加できるよう、 病院や介護サービス事業所のリハビリテーション専門職が高齢者に対して助言・指導を行う。

(3) 包括的支援事業

高齢者が可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため次の 事業を行う。

- · 令和 6 年度予算額 797,732 千円 (令和 5 年度実績 729,762 千円)
- ア 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターにおいて、地域の高齢者に対する直接的または間接的な支援を行うため、(ア)から(ウ)までの事業を行う。

なお、地域包括支援センターは、包括的支援事業とともに介護予防支援等の事業をあわせて行い、地域の高齢者が住みなれた場所で暮らし続けることができるように、多機関とのネットワークを構築し、一体的・連続的な支援を図っている。

- (ア) 地域の高齢者について、介護予防事業等によるサービスの利用に関するマネジメントを行う。
- (イ) 地域における高齢者の実態把握や様々な社会資源のネットワーク化等によって、高齢者の支援ニーズを把握し、適切なサービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行う。あわ

せて、消費者被害の防止や虐待の防止等、高齢者の権利擁護を図る。

(ウ) 高齢者の地域での自立した生活を支援するために、高齢者の生活を直接マネジメントするケアマネジャーのケアマネジメント力を向上させる取組みや地域の処遇困難事例の対応への支援を地域ケア会議等で行うこと、並びに地域の主治医等の関係機関との連携を支援すること等、ケアマネジャーの業務の後方支援を行う。

イ 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の 最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護 事業所などの関係者の連携を推進する。

ウ 生活支援体制整備事業

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、NPO、民間企業、ボランティア、社会福祉法人、地域団体等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていく。

エ 地域ケア会議推進事業

(ア) 地域ケア個別会議の開催

「地域支えあい会議」と「ケアマネジメント力向上会議」にて個別事例の支援について検討を行う。また会議を通じて、地域の課題を発見する。

- ・ 地域支えあい会議:主に高齢者の課題解決支援を目的として地域包括支援センターが随時 開催する。
- ・ ケアマネジメント力向上会議:主にケアマネジャーのマネジメント力向上を目的とした会議を各準基幹地域包括支援センター管轄圏域で年6回程度、自立支援の視点によるケアプランの質向上を目的とした会議を基幹型地域包括支援センターが年24回開催する。
- (イ) 地域ケア推進会議(地域マネジメント会議)の開催 各準基幹地域包括支援センター管轄圏域で年に1回程度、地域ケア個別会議等から発見され た地域課題を整理する会議を開催する。

才 認知症施策推進事業

- (ア) 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるように、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。
- (イ) 医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担 う「認知症地域支援推進員」を配置し、認知症施策を推進するための取組みを行い医療と介護 の連携強化や地域における支援体制の構築を図っていく。
- (ウ) 認知症の人及びその家族が気軽に集い、悩みを共有し合いながら専門職に相談できる集いの場を整備し、認知症の人を介護する家族の負担軽減を図ることにより、認知症の人が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できる地域づくりに資することを目的とした「認知症カフェ(オレンジカフェ)」を認知症疾患医療センターに委託し実施する。
- (エ) 認知症の人であるか否かに関わらず高齢者が自由に通える場である「認知症サロン」等の運営を支援する。あわせて認知症の早期発見、進行防止、介護予防を図る。
- (オ) 認知症の人やその家族が「いつ」「どこで」「どのような」支援を受けることができるのか、

認知症の進行や状態に応じて利用できるサービスの流れを整理しわかりやすくまとめた「認知症ケアパス」の充実と普及啓発を推進する。

(4) その他の事業(任意事業)

介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業の他、高齢者の支援のため、次の事業を行う。

· 令和6年度予算額 114,066千円(令和5年度実績 105,194千円)

ア 給付費適正化事業

居宅介護支援事業所に対するケアプラン点検や介護サービス事業者(福祉用具、住宅改修等) 向け研修動画の配信を実施するなど、保険給付費の適正化を図る。

イ 住宅改修支援事業

居宅介護支援・介護予防支援の提供を受けていない利用者に対して、「住宅改修を必要とする 理由書」を作成した者に作成費用を支給する。

ウ 認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業

認知症の高齢者等が行方不明になった場合に居場所を検索するシステムの初期費用をその家 族に助成する。また、認知症の高齢者等の行方不明時情報を周知するネットワークを整備する。 あわせて、事前登録者に二次元コードシールを配付する。

工 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業

市営住宅(蒲田、白浜南、清水谷)及び県営住宅(東阿保、勝原、清水谷)の一部に整備されているシルバーハウジング(計 119 戸)に生活援助員を派遣し、入居者に対して生活相談、安否確認等のサービスを提供する。所得に応じた利用者負担金あり。

オ 認知症見守り支援等事業

認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する「認知症 サポーター」を養成し、認知症の人や家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推 進する。

カ 介護サービス評価等推進事業

地域包括支援センターの公正中立な運営確保のために、第三者機関により運営状況を評価及び公表することにより、質の向上を図る。

キ ひとり暮らし老人給食サービス事業

65 歳以上のひとり暮らしまたはこれに準ずる高齢者に、地域の人々とのふれあいを通じて寂しさの解消を図るため、昼食を月 1~6 回、会食または配食方式で提供する。社会福祉法人姫路市社会福祉協議会の各地域支部(小学校区を基本として設置)単位で実施しており、実施回数は各地域支部によって異なる。

ク 見守り安心サポート事業

在宅のひとり暮らし高齢者等に緊急通報ができる機器を貸与し、また受信センターに専門的知識を有するオペレーターを 24 時間体制で配置することで、定期的な安否確認及び健康・医療相談を行うとともに急病や事故等の緊急事態に適切に対応する。

ケ 高齢者権利擁護推進事業

- (ア) 判断能力が低下した高齢者につき成年後見制度の利用を必要とするものの、本人に申立費用 や後見人報酬を担える資力がない場合に、その手続に要する費用等を助成する。
- (イ) 高齢者虐待防止や成年後見制度の普及啓発のため、「姫路市高齢者虐待等防止対応マニュア

ル」を活用した周知活動や高齢者の権利擁護を考える研修会等を開催する。

(ウ) 成年後見人の担い手としての市民後見人の活用等、高齢者権利擁護の仕組みづくりについて 検討を行う。

3 保健福祉事業

高齢者のフレイル予防、認知症予防を目的として、次の主な事業を行う。

介護予防推進事業 令和6年度予算額 21,201千円

(1) 軽度認知障害者把握·予防支援事業

軽度認知障害(MCI)及び認知症の人を早期発見、進行予防を支援することを目的に、通いの場等に通う利用者に対して「姫路市認知症の気づきチェックリスト」の配布、市内の指定医療機関にて鑑別診断の要否のスクリーニング検査を実施、国立長寿医療研究センターが開発した運動と認知課題(計算、しりとりなど)を組み合わせたコグニサイズ教室を開催する。

(2) デジタル活用介護予防推進事業

デジタルを活用した介護予防・フレイル予防を行い、高齢者の社会参加と生きがいづくりを、より一層支援するため、フレイル予防や認知症予防が期待できるアプリを導入し、アプリの利用状況に応じてキャッシュレス決済サービスに交換できる活動ポイントを付与することで、高齢者の外出機会の増加やデジタル・ディバイドの解消につなげる。

4 地域包括支援センター

包括的支援事業及び介護予防支援の事業を行う施設として市内 23 か所に設置。各地域包括支援センターには、それらの事業の実施のため、原則として保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、認知症担当職員を配置している。

地域包括支援センターの内、4か所を準基幹地域包括支援センターとし、地域包括ケアシステムの 構築を目指して、地域における中心的な機関としての役割を担うために、関係機関との連携強化の推 進等に取り組む担当者を配置している。

また、各地域包括支援センターに対する技術的支援やセンター間の調整など、各地域包括支援センターの支援業務を担う基幹型地域包括支援センターを地域包括支援課内に設置している。

名称	所在地
姫路市白鷺・琴陵地域包括支援センター	嵐山町 19-6
姫路市城乾・東光地域包括支援センター【準基幹】	坂田町3(中央保健センター内)
姫路市安室地域包括支援センター	御立中四丁目 13-16
姫路市高岡地域包括支援センター	下手野 4 丁目 13-55
姫路市山陽地域包括支援センター	飯田 777
姫路市書写・林田地域包括支援センター	打越 1075-1
姫路市大白書地域包括支援センター	飾西 728-5 (西保健福祉サービスセンター内)
姫路市花田・城山地域包括支援センター	花田町加納原田 155
姫路市四郷・東地域包括支援センター	御国野町御着 283-15 (東保健福祉サービスセンター内)

	·
姫路市灘地域包括支援センター	白浜町宇佐崎中二丁目 520 (灘保健福祉サービスセンター内)
姫路市大的地域包括支援センター	大塩町 2211-5 (大的市民センター内)
姫路市飾磨西地域包括支援センター	飾磨区英賀清水町一丁目 5-1 (飾磨保健福祉サービスセンター内)
姫路市飾磨地域包括支援センター【準基幹】	飾磨区細江 2655 (南保健センター内)
姫路市家島地域包括支援センター	家島町宮 2169 (南保健センター家島分室内)
姫路市広畑地域包括支援センター【準基幹】	広畑区正門通三丁目 2-2 (西保健センター内)
姫路市大津地域包括支援センター	大津区大津町一丁目 31-111
姫路市朝日地域包括支援センター	勝原区下太田 573
姫路市網干地域包括支援センター	網干区垣内中町 119 (網干保健福祉サービスセンター内)
姫路市増位・広嶺地域包括支援センター	西中島 395-1
姫路市北地域包括支援センター【準基幹】	砥堀 428 (中央保健センター北分室内)
姫路市夢前地域包括支援センター	夢前町前之庄 2160 (夢前事務所内)
姫路市香寺地域包括支援センター	香寺町中屋 14(香寺事務所内)
姫路市安富地域包括支援センター	安富町安志 1151(安富事務所内)

5 要介護認定・要支援認定

認定申請者への面接調査の結果及び主治医による意見書に基づき、市の介護認定審査会 (32 合議体、委員数計 192 人) において要介護認定 (要介護 $1\sim5$) または要支援認定 (要支援 1、2) を行っている。

(1) 認定申請状況 (人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申請件数	27,741	22,621	29,430	29,640	28,276
審査件数	27,012	19,283	25,408	26,244	27,350

(2) 年度末時点認定者数

(人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要支援 1	7,549	8,057	8,387	8,442	8,938
要支援 2	5,509	5,362	5,221	5,445	5,588
要介護 1	6,302	6,357	6,515	6,257	6,234
要介護 2	4,098	3,990	3,800	3,938	4,025
要介護 3	3,159	3,128	3,070	3,175	3,185
要介護 4	3,305	3,322	3,335	3,371	3,423
要介護 5	2,350	2,170	2,161	2,168	2,263
合計	32,272	32,386	32,489	32,796	33,656

6 保険料

介護保険制度は、介護サービスに要する費用の半分(50%)を公費で負担し、残りの 27%を 40 歳から 64 歳までの人(第 2 号被保険者)が、23%を 65 歳以上の人(第 1 号被保険者)が保険料として負担する仕組みである。

(1) 第1号被保険者(65歳以上の人)

保険料の額は、市町村ごとに条例で定め、介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定している。本市の令和6年度の保険料は、表〔令和6年度介護保険料〕のとおりである。

段階区分についても随時見直しを行っており、平成 18 年度から、5 段階から 7 段階、平成 21 年度から 9 段階、平成 24 年度から 10 段階、平成 30 年度から 12 段階、令和 6 年度から 14 段階に改めている。

納付方法は、次の2つの方法がある。

ア 特別徴収

年金支払者(日本年金機構等)が、年金の定期支払い(年6回)の際に介護保険料をあらかじめ差し引き、市に納付する。

イ 普通徴収

被保険者が、口座振替や納付書により、市に直接納付する(年10回)。

[令和6年度介護保険料]

		対象者		
段階	世帯	本人	保険料率	年額
	生活保護受給			
第1 段階		老齢福祉年金受給者 課税年金収入額と合計所得金額の合計額 が80万円以下の人	基準額×0.285	21,200 円
第 2 段階	市民税非課税世帯	課税年金収入額と合計所得金額の合計額 が80万円を超えて120万円以下の人	基準額×0.485	36,080 円
第 3 段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計額 が 120 万円を超える人	基準額×0.685	50,960 円
第 4 段階	市民税課税世帯	課税年金収入額と合計所得金額の合計額 が80万円以下の人	基準額×0.9	66,960 円
第 5 段階	(本人非課 税)	課税年金収入額と合計所得金額の合計額 が80万円を超える人	基準額	74,400 円
第 6 段階		合計所得金額が 120 万円未満の人	基準額×1.2	89,280 円
第 7 段階	市民税課税世帯	合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未 満の人	基準額×1.3	96,720 円
第 8 段階	(本人課税)	合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未 満の人	基準額×1.5	111,600 円
第 9 段階		合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未 満の人	基準額×1.7	126,480 円

第 10 段階	合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未 満の人	基準額×1.8	133,920 円
第 11 段階	合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未 満の人	基準額×1.9	141,360 円
第 12 段階	合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未 満の人	基準額×2.0	148,800 円
第 13 段階	合計所得金額が 720 万円以上 1,000 万円 未満の人	基準額×2.15	159,960 円
第 14 段階	合計所得金額が 1,000 万円以上の人	基準額×2.3	171,120 円

(2) 第2号被保険者(40歳から64歳までの人)

保険料の額は、各医療保険者によって決定され、医療保険料と合わせて納付する。

7 介護人材確保事業

(1) 介護情報提供体制整備·人材交流育成事業

介護職のための総合相談窓口として介護人材ナビゲーターを配置。介護職等からの相談を受けるとともに、介護職同士の情報交換の場になれるよう、環境を整備し、介護人材の定着支援等を行う。

また、介護業界に就職してからおおむね3年以内の介護職員を主な対象として、年間10回研修会又は講習会を開催する。

- · 令和6年度予算額 4,582千円(令和5年度実績 4,210千円)
- (2) 介護職員養成研修補助事業

介護職員初任者研修及び実務者研修の受講料負担を軽減するため、費用の半額補助を行う(上限額は介護職員初任者研修:3万5千円、実務者研修:5万円)。

- · 令和 6 年度予算額 2,535 千円 (令和 5 年度実績 1,523 千円)
- (3) 介護インターンシップ支援事業

若手介護職員の増加を目指し、高等学校卒業後に就職予定の学生や、求職活動中の介護未経験者を対象に、介護サービス事業所における就労体験の機会を提供する。

- · 令和 6 年度予算額 2,013 千円 (令和 5 年度実績 2,013 千円)
- (4) 介護職員等 UJI ターン支援事業

市内事業所の介護職員確保を図るため、市内転入と同時に市内の介護事業所へ正規職員かつ常 勤職員として就職した介護職員に対し、転入に伴う初期費用を助成する。

- ・ 令和6年度予算額 2,900千円(令和5年度実績 302千円)
- (5) 訪問看護師·介護員離職防止等対策事業

介護現場での職場環境改善に向けて、原則 1 人訪問である訪問看護師と訪問介護員が、安全確保のため 2 人以上で訪問が必要な場合に県市協調で補助を行う。

- 令和6年度予算額
 40千円(令和5年度実績 0千円)
- (6) 弁護士相談サポート事業

介護事業所向けの弁護士相談窓口を月1回程度設け、介護事業所からの法律相談(利用者や家族からのハラスメントや契約内容等)に応じる体制を整える。

- · 令和 6 年度予算額 264 千円 (令和 5 年度実績 66 千円)
- (7) 外国人介護職員コミュニケーション支援事業

外国人介護人材が日本人職員と緊密なコミュニケーションを確立し、早期のスキルアップ及び職場への定着を図ることを目的として、受入施設での介護業務に必要な多言語翻訳機の導入を支援する。

- · 令和6年度予算額 300千円(令和5年度実績 0千円)
- (8) 離島部介護サービス提供体制支援事業

離島地域の介護保険サービスの提供体制を維持するため、人材確保に要する費用を一部補助する。

· 令和 6 年度予算額 28,660 千円 (令和 5 年度実績 24,616 千円)

障害者(児)福祉

障害者(児)に対して、経済的負担の軽減、社会参加の促進等の援護施策を講じることにより、障害者の自立を図るとともに障害者が住みよいまちづくりを進めている。

◎ 身体障害者 (児) 手帳

身体障害者(児)が各種福祉サービスを受けられるよう身体障害者手帳を交付している。

〔身体障害者 (児) 手帳所持者数〕

(令和6年4月1日現在) (人)

年齢別	障害別	1級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
	視覚障害	353	336	62	85	139	42	1,017
	聴覚・平衡機能障害	142	324	155	431	6	440	1,498
18 歳 以上	音声・言語・ そしゃく機能障害	2	11	145	69	_	_	227
以上	肢体不自由	1,762	1,915	1,736	3,360	1,001	438	10,212
	内部障害	3,447	72	595	1,392	_	_	5,506
	計	5,706	2,658	2,693	5,337	1,146	920	18,460
	視覚障害	5	4	0	1	2	1	13
	聴覚・平衡機能障害	1	34	1	4	0	10	50
18歳	音声・言語・ そしゃく機能障害	0	0	0	0	_	_	0
未満	肢体不自由	121	42	23	13	4	3	206
	内部障害	35	0	18	11	_	_	64
	計	162	80	42	29	6	14	333
	視覚障害	358	340	62	86	141	43	1,030
	聴覚・平衡機能障害	143	358	156	435	6	450	1,548
合計	音声・言語・ そしゃく機能障害	2	11	145	69	_	_	227
	肢体不自由	1,883	1,957	1,759	3,373	1,005	441	10,418
	内部障害	3,482	72	613	1,403	_	_	5,570
	計	5,868	2,738	2,735	5,366	1,152	934	18,793

◎ 療育手帳

知的障害者(児)が各種福祉サービスを受けられるよう療育手帳を交付している(県事業)。

〔療育手帳所持者数〕

(令和6年4月1日現在)

区分	重度	中度	軽度	合計
18 歳以上	1,545 人	1,067 人	1,389 人	4,001 人
18 歳未満	414 人	338 人	1,642 人	2,394 人
合計	1,959 人	1,405 人	3,031 人	6,395 人

◎ 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者が各種福祉サービスを受けられるよう精神障害者保健福祉手帳を交付している(県事業)。

〔精神障害者保健福祉手帳所持者数〕

(令和6年4月1日現在)

区分	1級	2 級	3 級	合計
人数	442 人	2,650 人	1,619 人	4,711 人

◎ 障害者援護事業等

1 福祉手当(経過措置)

従来の福祉手当の受給者のうち、20 歳以上で障害基礎年金を受け取ることができない人に月額 15,690 円を支給する(所得制限有)。

- · 令和 6 年度予算額 1,118 千円 (令和 5 年度実績 1,134 千円)
- 令和5年度末受給者数 6人

2 障害児福祉手当

日常生活に常時介護を要する重度の身体及び知的障害児に対し、月額 15,690 円を支給する(所得制限有)。

- · 令和 6 年度予算額 56,992 千円 (令和 5 年度実績 55,059 千円)
- 令和5年度末受給者数 299人

3 特別障害者手当

20 歳以上の精神、身体または知的障害者で日常生活において常時特別の介護を要する人に、月額28,840円を支給する(所得制限有)。

- · 令和 6 年度予算額 186,375 千円 (令和 5 年度実績 187,898 千円)
- 令和5年度末受給者数 559人

4 介護手当

居宅で6か月以上臥床し、日常において常時介護を必要とする重度の身体または知的障害者(児)を主に介護している人に月額10,500円を支給する。(平成31年1月~10,500円/月)

· 令和 6 年度予算額 98,418 千円 (令和 5 年度実績 99,933 千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末受給者数	809 人	804 人	804 人	786 人	817 人

5 相談員事業

身体障害者相談員、知的障害者相談員を設置し、障害者の相談に応じる。

- · 令和6年度予算額 1,706千円(令和5年度実績 1,571千円)
- 6 スポーツ大会等参加事業

兵庫県等が開催する障害者のスポーツ大会への参加を推進する。

· 令和 6 年度予算額 184 千円 (令和 5 年度実績 98 千円)

7 障害者歯科診療助成事業

一般の歯科医院では診療が困難な障害者の歯科診療を実施している姫路市歯科医師会に対して助成する。

- ・ 実施施設 姫路市歯科医師会口腔保健センター
- ・ 診療日時 毎週水・木曜日(但し 祝日は休診) 午後1時~午後4時(予約制) (月1回全身麻酔実施時 午前9時~午前12時、午後1時~午後4時)

· 令和 6 年度予算額 15,264 千円 (令和 5 年度実績 18,929 千円)

8 障害者バス等優待乗車助成事業

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する障害者に対し、市内区間の一般乗 合バスの運賃を無料(一部介護者1名を含む。)とする優待乗車証、鉄道(JR・山陽電車)乗車カー ド、船舶(姫路〜家島地域間)の優待乗船券のいずれか一つを交付する。

- ※ ただし、重度障害者福祉タクシー料金助成制度または重度障害者自動車燃料費助成制度の選択者 を除く。
- 令和6年度予算額

障害者バス優待事業 137,886 千円(令和 5 年度実績 128,438 千円) 鉄道優待事業 145,350 千円(令和 5 年度実績 124,974 千円) 船舶等優待事業 3,727 千円(令和 5 年度実績 3,401 千円)

· 登録者(令和6年4月1日現在)

障害者バス優待事業 8,952 人 鉄道優待事業 12,672 人 船舶等優待事業 201 人

9 障害者住宅改造助成事業

身体障害者手帳または療育手帳を所持する人が属する世帯に対し、住宅改造経費を最高 100 万円まで助成する(ただし、地域生活支援事業住宅改修費の給付世帯の場合は 80 万円)。

- · 令和 6 年度予算額 3,914 千円 (令和 5 年度実績 14 件、4,084 千円)
- 10 重度障害者雇用モデル事業所(アイシーエス姫路市ウエルフェアー株式会社)

重度障害者の雇用モデルとして、市と地域企業による第三セクター方式の企業を設立し、コンピュータープログラムの作成などを行っている。

- 所在地 飾磨区上野田二丁目 88
- · 資本金 5,000 万円
- ・ 営業開始 昭和60年4月
- 社員 障害者 3名(うち1級2名、2級1名)、健常者 1名
- · 売上高 204,641 千円 (令和 5 年度)
- ・ 主力商品 福祉施設管理システム(財務、栄養管理、給与等)、社会福祉協議会システム、地域福祉システム、福祉情報システム 他

11 心身障害者扶養共済事業自己負担金助成金

保護者死亡(重度障害)後の障害者の生活の安定と福祉の増進を図るための共済制度。なお、低所得世帯に対しては1口目の掛金の一部を扶助し、県助成とあわせて自己負担を無償化している。

· 令和 6 年度予算額 1,637 千円 (令和 5 年度実績 1,590 千円)

〔掛金の減免及び扶助等の状況〕

ロ ハ	免隊	件数	
区分	県減免	市扶助	什叙
生活保護により保護を受けている世帯	全額免除	_	0
県市民税を課せられていない世帯	7/10 免除	3/10 扶助	18
県市民税の所得割を課せられていない世帯	3/10 免除	7/10 扶助	4
県市民税の所得割を課せられている世帯	免除なし	扶助なし	33
合計	_	_	55

12 障害者福祉金

身体・知的・精神障害者に福祉金を支給することにより、生活の向上及び福祉の増進に寄与することを目的とする(所得制限有)。

· 令和 6 年度予算額 380,984 千円 (令和 5 年度実績 369,747 千円)

対象者	支給額		
身体障害者 1 級	年額 30,000円		
身体障害者 2 級	年額 23,000円		
身体障害者 3 級	年額 15,000 円		
身体障害者 4 級	年額 10,000円		
知的障害者(療育手帳 A、B1 の者)	年額 30,000円		
精神障害者 1 級	年額 30,000円		
精神障害者 2 級	年額 23,000円		
精神障害者 3 級	年額 15,000 円		

[※] 身体、知的、精神の複数の障害に該当する者に対する福祉金はそれぞれ支給する。

13 高齢重度障害者医療費助成

後期高齢者医療制度の被保険者で、重度の身体、知的または精神障害者に対し、医療費の一部を助成する(所得制限有)。

· 令和 6 年度予算額 405,856 千円 (令和 5 年度実績 360,770 千円) [年度別推移]

年度	年度末資格者数 (延人員)	助成件数	助成額(円)
令和元年度	4,224 (51,862)	108,107	426,224,669
令和2年度	4,029 (49,567)	98,354	383,997,767
令和3年度	3,861 (47,334)	96,489	362,981,170
令和4年度	3,702 (45,389)	95,536	353,541,709
令和5年度	3,644 (43,852)	95,694	355,627,495

14 重度障害者医療費助成

重度の身体、知的または精神障害者(後期高齢者医療制度の被保険者を除く。)に対し、医療費の 一部を助成する(所得制限有)。

· 令和 6 年度予算額 680,210 千円 (令和 5 年度実績 673,735 千円)

[年度別推移]

左庇	年度末資格者数		助成件数					
年度	(延人員)	現物給付	現金給付	合計	助成額(円)			
令和元年度	4,190 (50,052)	90,420	5,960	96,380	627,252,456			
令和2年度	4,250 (50,714)	90,045	3,013	93,058	592,240,802			
令和3年度	4,299 (51,360)	95,959	3,229	99,188	622,099,380			
令和4年度	4,318 (51,998)	100,168	2,978	103,146	638,917,806			
令和5年度	4,251 (51,599)	103,312	3,092	106,404	667,652,197			

身体障害者援護事業等

1 訪問診査事業

歩行困難等のため指定医療機関で受診することが困難な在宅重度身体障害者に対して医師等を派遣して診査を行い、障害者福祉の増進を図る。

· 令和 6 年度予算額 91 千円 (令和 5 年度実績 0 千円)

2 重度障害者福祉タクシー料金助成事業

下記のいずれかに該当する重度障害者に対し、社会参加を促進し、自立を支援するため、移動手段としてタクシーを利用した場合に、その費用の一部を助成する。

- ①身体障害者手帳1・2級を所持し、下肢、体幹または視覚に障害を有する者
- ②①以外の身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを 所持する者(令和2年10月より助成対象)
- ※ 障害者バス優待乗車助成制度、鉄道(JR・山陽電車)優待乗車助成制度、船舶助成制度または重 度障害者自動車燃料費助成制度の選択者を除く。
- · 令和 6 年度予算額 17,733 千円 (令和 5 年度実績 15,454 千円)
- · 登録者 1,629 人 (令和6年4月1日現在)

3 重度障害者自動車燃料費助成事業

下記のいずれかに該当する重度障害者に対し、社会参加を促進し自立を支援するため、本人の移動手段として本人または介護者所有の自動車を利用する場合に、その燃料費の一部を助成する。

- ①身体障害者手帳1・2級を所持し、下肢または体幹に障害を有する在宅の者
- ②①以外の身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを 所持する在宅の者
- ※ 障害者バス優待乗車助成制度、鉄道(JR・山陽電車)優待乗車助成制度、船舶助成制度または重 度障害者福祉タクシー料金助成制度の選択者を除く。
- ・ 令和6年度予算額 42,537千円(令和5年度実績 39,318千円)
- · 登録者 2,075 人(令和6年4月1日現在)

4 重度身体障害者見守り安心サポート事業

単身の重度身体障害者に対して定期的な安否確認、健康・医療相談、緊急事態対応ができる通報機器を貸与する。

- · 令和 6 年度予算額 143 千円 (令和 5 年度実績 18 千円)
- 5 身体障害者補助犬健康管理費等支給事業

補助犬を使用している身体障害者に、補助犬の健康管理等に要する経費の一部を支給する。

· 令和 6 年度予算額 60 千円 (令和 5 年度実績 60 千円)

◎ 自立支援給付事業

障害者総合支援法に基づき、障害者が地域で暮らせる社会、自立と共生の社会の実現を目指した障害福祉サービスの提供に要する費用を支給する。

1 介護給付

- ・ 令和6年度予算額 6,211,646千円(令和5度実績 6,131,042千円)
- (1) 居宅介護 (ホームヘルプ)

障害者等に、居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生 活等に関する援助を提供する。

(2) 重度訪問介護

常時介護を要する重度の肢体不自由者、知的障害者または精神障害者に、居宅における身体介護 や家事援助及び外出時における移動中の介護を総合的に提供する。

(3) 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の外出する際に必要な援助を提供する。

(4) 行動援護

行動上著しい困難を有し、常時介護を要する知的障害者または精神障害者に、行動する際に生じ 得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護を提供する。

(5) 重度障害者等包括支援

介護の必要の程度が著しく高い障害者に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供する。

(6) 療養介護

医療と常時介護を要する障害者に、主として昼間に、病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、 看護、医学的管理下での介護及び日常生活上の世話を提供する。

(7) 生活介護

常時介護を要する障害者に、主として昼間に、障害者支援施設等で行われる身体介護等必要な日常生活上の支援を行うほか、創作的活動、生産活動の機会を提供する。

(8) 短期入所 (ショートステイ)

介護を行う者の病気その他の理由により、施設等への短期間の入所を必要とする障害者に、身体 介護その他必要な支援を提供する。

(9) 施設入所支援

施設に入所する障害者に、主として夜間に、身体介護その他必要な支援を提供する。

(10) やむを得ない事由による措置費

やむを得ない事由により、障害福祉サービスを利用することが著しく困難である者に対し、必要 に応じて、障害福祉サービスの提供を障害福祉サービス事業者に委託する等の措置を行う。

(11) 特例介護給付費

養護者の急な入院等により、緊急的に障害福祉サービスの新規利用が必要となった者に対し、正 規の支給手続が完了するまでの間、暫定的にサービスの支給を行う。

2 訓練等給付

- ・ 令和6年度予算額 3,665,617千円(令和5年度実績 3,592,294千円)
- (1) 自立訓練

障害者に一定の期間、身体機能または生活能力向上のために必要な訓練を提供する。

(2) 就労移行支援

就労を希望する障害者に一定の期間、生産活動等を通じて就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供する。

(3) 就労継続支援

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動等 を通じて知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供する。

(4) 就労定着支援

就労移行支援等を利用し通常の事業所に新たに雇用された障害者に、一定の期間、当該事業所での就労の継続を図るために必要な事業主、その他の者との連絡調整等を行う。

(5) 自立生活援助

施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障害者等が、居宅における自立した生活を営む上での問題に、一定の期間、巡回訪問等により相談に応じ、必要な情報の提供、助言等の援助を行う。

(6) 共同生活援助 (グループホーム)

共同生活を営む住居において、相談、入浴、排泄または食事の介護その他の日常生活上の援助を 行う。

3 障害児通所支援給付費

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等のサービスの提供に要する費用を支給する。

· 令和 6 年度予算額 2,329,423 千円 (令和 5 年度実績 2,074,820 千円)

4 相談支援給付費

障害福祉サービス等を利用する障害者等に対して、相談支援事業者がサービス等利用計画を作成したとき、また入所施設からの退所や精神科病院から退院するにあたり、地域生活への移行のための入所支援等を行った時に要する費用を支給する。

· 令和 6 年度予算額 230,983 千円 (令和 5 年度実績 224,080 千円)

5 高額障害福祉サービス費

- · 令和 6 年度予算額 12,995 千円 (令和 5 年度実績 14,500 千円)
- (1) 同一世帯に障害福祉サービスを利用する者が複数いる場合や、介護保険サービスを併用する利用

者、障害児施設の利用者がいる場合、補装具の購入または修理した者がいる場合、障害児通所支援 と地域生活支援サービスを併用する場合(障害福祉サービスを併用する場合を除く。)に、世帯で 支払う利用者負担額が高額にならないよう、高額障害福祉サービス費を支給する。

(2) 一定の要件を満たす 65 歳以上の障害者が、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合、その利用者負担額が高額にならないよう、高額障害福祉サービス費を支給する。

6 特定障害者特別給付費

- · 令和 6 年度予算額 118,275 千円 (令和 5 年度実績 116,639 千円)
- (1) 入所施設等の利用者に対して、食費及び光熱水費の全部または一部にかかる費用を支給する。
- (2) グループホームの利用者に対して、家賃分として1人あたり月額1万円を上限に支給する。

7 療養介護医療費

長期入院による医療に加え、常時介護を要する障害者に、看護や機能訓練、医学的管理下における 介護、日常生活上の相談支援を提供する。

· 令和 6 年度予算額 84,019 千円 (令和 5 年度実績 81,212 千円)

8 自立支援医療費

身体障害者の更生や身体障害児の生活能力獲得に必要な医療及び精神障害者の精神通院医療にかかる費用を給付する(精神通院医療は兵庫県負担)。

- 費用負担 家計の負担能力等に応じた額
- · 令和 6 度予算額 670,925 千円 (令和 5 年度実績 687,028 千円)

〔医療費等の状況〕

(令和5年度実績)

豆八	更生	医療	育成	医療	建加 温应层层
区分	認定件数	レセプト件数	認定件数	レセプト件数	精神通院医療
視覚障害	0	0	0	0	
聴覚障害	2	3	2	5	
言語障害	3	14	24	87	
肢体障害	17	61	2	3	
内部障害	351	5,212	3	23	
精神障害				_	7,898 人
合計	373	5,290	31	118	7,898 人
合計金額	6	85,618,176 円		1,047,970 円	_

9 補装具費等

(1) 補装具費

障害者、障害児の失われた身体機能などを補うための補装具(義肢、装具、車椅子、歩行補助杖、 眼鏡、補聴器等)の交付、借受または修理にかかる費用を支給する。

・ 費用負担 家計の負担能力等に応じた額

· 令和 6 年度予算額 121,318 千円 (令和 5 年度実績 132,377 千円)

(令和5年度実績)

豆八	補装	具(身体障害	者)	補装	具(身体障害	児)
区分	交付	修理	合計	交付	修理	合計
視覚障害 (件)	39	3	42	3	0	3
聴覚障害 (件)	165	74	239	22	19	41
肢体障害(件)	226	263	489	286	68	354
その他(件)	5	1	6	0	0	0
合計	435	341	776	311	87	398
合計金額(円)	67,687,299	14,045,970	81,733,269	46,608,200	4,034,817	50,643,017

• 身体障害者移動相談

補装具の交付または修理の判定を行う身体障害者更生相談所へ行くことが困難な障害者について、補装具の判定を姫路市で実施する。(年3回実施予定)

(令和5年度実績 69件)

(2) 軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度難聴児の聴こえの確保と言語発達の支援のため、 補聴器購入費等を一部助成する。

- ・ 費用負担 購入費の3分の1(ただし公費負担の上限あり)
- 令和6年度予算額
 856千円(令和5年度実績額 1,003千円)
- ・ 補聴器交付 17台、耳あて交換 20個(令和5年度交付実績)

10 共同生活援助利用促進助成事業

グループホームの低所得利用者に対して、家賃から1万円を引いた額の半額(上限月1万5千円)を補助する。また、医療支援型グループホームに補助することで、医療的ケアが必要な障害者が安心・安全にグループホームを利用できる環境を整備する。

· 令和 6 年度予算額 64,967 千円 (令和 5 年度実績 55,074 千円)

◎ 地域生活支援事業

1 相談支援機能強化事業

障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害者等の相談への対応、相談 支援事業者への専門的な助言、人材育成等の取組を行い、相談支援機能の強化を図る。

· 令和 6 年度予算額 52,478 千円 (令和 5 年度実績 65,781 千円)

2 障害児等療育支援事業

在宅の障害児等の地域における生活を支えるため、事業所への療育技術指導、療育機関に対する支援を行い、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図る。

· 令和 6 年度予算額 1.423 千円 (令和 5 年度実績 1.620 千円)

3 地域自立支援協議会経費

地域自立支援協議会及び専門部会等を開催し、地域の障害福祉に関する協議を行う。

・ 令和6年度予算額 1,537千円(令和5年度実績 1,515千円)

4 障害者成年後見制度利用支援事業

知的障害者または精神障害者について、家庭裁判所が選任した後見人が本人に代わり法律行為等を 行う障害者成年後見制度の利用を支援する。

· 令和6年度予算額 4,844千円(令和5年度実績 934千円)

5 障害者家族等支援事業

障害者とその家族等が地域で安心して生活するために、お互いの悩みを共有し、情報交換を行う交流活動に対して助成を行う。

• 令和6年度予算額 900千円(令和5年度実績 900千円)

6 ろうあ相談室設置

ろうあ相談室を設置し、ろうあ者の各種相談に対応する。

• 令和6年度予算額 0千円(令和5年度実績 377千円)

7 手話通訳者等養成事業

聴覚障害者の生活等について理解し、手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話通訳者等及び盲ろう者に触手話、指点字等を行う盲ろう者向け通訳介助員に加え、 失語症者向け意思疎通支援者を養成する。

・ 令和6年度予算額 4,490千円(令和5年度実績 3,688千円)

8 意思疎通支援者派遣事業

聴覚障害者及び音声言語機能障害者等が公的機関等へ外出する場合に、意思疎通支援者を派遣する。

費用負担 なし

· 令和 6 年度予算額 9,618 千円 (令和 5 年度実績 8,516 千円)

[派遣状況]

種別	登録人員	派遣利用者	派遣延回数
手話奉仕員	37 人	99 人	1,264 回
要約筆記奉仕員	13 人	16 人	75 回
盲ろう者向け通訳介助員	※200 人	5 人	77 回

※ 盲ろう者向け通訳介助員の登録人員は兵庫県域

9 手話通訳設置事業

市役所本庁舎に手話通訳者を設置し、聴覚障害者及び音声言語機能障害者の来庁時に通訳を行う。

· 令和 6 年度予算額 4,637 千円 (令和 5 年度実績 3,758 千円)

10 要約筆記者等養成事業

聴覚障害者の特徴や福祉制度について理解し、要約筆記や触点字等で聴覚障害者等の社会生活を支援する要約筆記者等を養成する。

· 令和 6 年度予算額 1,698 千円 (令和 5 年度実績 1,555 千円)

11 日常生活用具費

原則、在宅の重度障害者(児)等の日常生活上の便宜を図るための用具の購入または借受にかかる日常生活用具費を支給する。

・ 費用負担 家計の負担能力等に応じた額

· 令和 6 年度予算額 150,074 千円 (令和 5 年度実績 148,368 千円)

[日常生活用具給付等状況]

品目	件数	品目	件数
特殊寝台	14	携帯用会話補助装置	5
特殊マット	7	情報・通信支援用具	5
特殊尿器	0	点字ディスプレイ	1
入浴担架	4	点字器	2
体位変換器	5	点字タイプライター	1
移動用リフト	3	視覚障害者用ポータブルレコーダー	6
訓練いす	1	視覚障害者用活字文書等読上げ装置	2
入浴補助用具	24	視覚障害者用読書器	12
便器	2	視覚障害者用時計	11
つえ(T字状・棒状)	6	聴覚障害者用通信装置(FAX)	6
移動・移乗支援用具	12	聴覚障害者用情報受信装置	0
頭部保護帽	9	人工喉頭	15
特殊便器	1	福祉電話 (貸与)	0
火災警報器	2	ファックス(貸与)	0
自動消火器	0	視覚障害者用ワードプロセッサー	0
電磁調理器	3	点字図書	11
歩行時間延長信号機用小型送信機	0	人工内耳体外部装置(スピーチプロセッサ)	2
聴覚障害者用屋内信号装置	4	人工内耳用専用電池	117
透析液加温器	2	ストーマ用装具	10,350
ネブライザー (吸入器)	14	紙おむつ	3,014
電気式たん吸引器	65	収尿器	0
酸素ボンベ運搬車	0	洗腸用具	30
視覚障害者用体温計 (音声式)	3	居宅生活動作補助用具	11
視覚障害者用体重計	1		
動脈血中酸素飽和度測定器	0		
人工呼吸器用非常電源装置	5		
		合計	13,788

12 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者が介助者の派遣を受けるにあたり、給付費を支給する。

・令和6年度予算額 119,642千円(令和5年度実績 121,962千円)

13 地域活動支援センター事業

障害者等を通わせ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図るとともに、 日常生活に必要な便宜を供与する。

· 令和 6 年度予算額 37,224 千円 (令和 5 年度実績 35,803 千円)

14 障害者小規模通所支援事業

運営基盤が脆弱である小規模通所施設における生産活動品の販路拡大及び品質向上等を図り、事業 所で就労する障害者の工賃水準を向上させる。

· 令和 6 年度予算額 10,200 千円 (令和 5 年度実績 7,386 千円)

15 福祉ホーム事業

住居を求める障害者に対し、低額な料金で居室等の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な 便宜を供与する。

· 令和 6 年度予算額 5,797 千円 (令和 5 年度実績 5,950 千円)

16 訪問入浴サービス事業

在宅の常時臥床の状態にある障害者等に対して、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。

令和6年度予算額 6,406千円(令和5年度実績 7,216千円)

17 日中短期入所事業

介護者の病気等の理由により介護が必要な障害者等に対して、施設等において介護を提供する。

・ 令和6年度予算額5,512千円(令和5年度実績 5,326千円)

18 タイムケア事業

特別支援学校等に在籍する在宅の小学生、中学生または高校生の家族の就労支援及び一時的休息を 目的とした放課後等における障害児の預かり事業を実施する。

· 令和 6 年度予算額 46,389 千円(令和 5 年度実績 46,562 千円)

19 知的障害者·障害児社会参加助成事業

知的障害者・障害児の社会参加等の支援活動を行う団体に助成する。

· 令和 6 年度予算額 1,296 千円 (令和 5 年度実績 630 千円)

20 障害者ガイドマップ作成事業

障害者の社会参加の促進と市民のバリアフリー意識の向上を図るため、市民参画による福祉マップ を作成し、障害者に情報提供する。

・ 令和6年度予算額 400千円(令和5年度実績 400千円)

21 障害者スポーツ・レクリエーション振興事業

障害者の健康増進や社会参加の促進を目的に、スポーツ大会等を開催する。

・ 令和6年度予算額 549千円(令和5年度実績 403千円)

22 障害者料理講習会事業

視覚障害者または聴覚障害者等を対象に料理講習会を開催する。

· 令和 6 年度予算額 396 千円 (令和 5 年度実績 284 千円)

23 自動車運転免許取得·改造助成事業

- · 令和 6 年度予算額 2,400 千円 (令和 5 年度実績 2,268 千円)
- (1) 自動車運転免許取得

交通機関の利用が困難な身体障害者が、自動車を利用することにより生活の向上等が認められる場合に、自ら負担した運転免許取得の経費の1/2に相当する額(10万円を限度)を助成する。

(2) 自動車改造助成

身体障害者が就労等のため、自ら所有し、運転する自動車を改造する必要がある場合に、自動車 改造に要した費用(10万円を限度)を助成する。

24 リフトバス利用者助成事業

車いすを使用する障害者等の団体が社会見学、レクリエーション等の社会活動をするうえで身体障害者用昇降リフト付バスを利用した場合、バス使用料の一部を助成する(1団体 10万円以内)。

· 令和 6 年度予算額 231 千円 (令和 5 年度実績 81 千円)

25 障害者就業促進·安定化事業

就業及び就業に伴う日常生活、または社会生活上の支援を必要とする現に就労している障害者または就労を希望する障害者に対して行う指導、助言や職場開拓等を通し、地域における障害者の雇用の促進及び職業の安定を図る。

· 令和6年度予算額 16,523千円(令和5年度実績 16,568千円)

26 障害者虐待防止センター事業

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。

· 令和 6 年度予算額 2.174 千円 (令和 5 年度実績 1.772 千円)

27 行動障害支援事業

強度行動障害への対応に苦慮する保護者・学校・事業者等に対し、助言または実地での支援を実施 し、その対応力の向上を図る。

· 令和 6 年度予算額 8,000 千円 (令和 5 年度実績 8,000 千円)

28 障害者差別解消推進事業

障害者差別解消の推進及び手話の普及を図るための啓発事業、障害者週間に合わせた啓発事業等を 行う。

· 令和 6 年度予算額 2,918 千円 (令和 5 年度実績 1,494 千円)

29 重度障害者大学修学支援事業

重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学側が構築するまでの間において、重度障害者に 対して修学に必要な身体介護等を提供する。

· 令和 6 年度予算額 2,588 千円 (令和 5 年度実績 0 千円)

30 重度障害者等就労支援事業

重度障害者等に対する就労支援として、通勤または職場等における支援を行う。

· 令和 6 年度予算額 13,350 千円 (令和 5 年度実績 831 千円)

総合福祉通園センター「ルネス花北」



1 設置の目的

総合福祉通園センターは、平成2年4月1日に開設し、障害児の診療、相談、リハビリテーション、保育等を総合的に実施する早期療育体制の確立を図るとともに、生活介護、自立訓練、就労移行支援などの障害福祉サービス事業及び地域活動支援センターを包括して、乳幼児期から成人期まで一貫した療育支援や就労支援等を行うことを目的とした障害児・者のための総合福祉施設である。さらに、相談、療育、リハビリテーション等センターの機能を地域社会に展開することによって、

地域福祉の増進を図ることも目的としている。また、既存の診療機能の拡充を目指して開設された 発達医療センター花北診療所は、発達障害の専門医療機関として、地域における発達支援の中心的 な役割を担っている。

2 施設の状況

(1) こども発達支援センター (児童発達支援センター)

昭和36年7月に開設されたつくし児童園と昭和40年4月に開設された白鳥園(両園とも平成24年度に児童福祉法の改正に伴い児童発達支援センターの指定を受けている)を統合し、令和6年4月1日よりこども発達支援センターとなった。

(児童発達支援)

就学前の発達に遅れがある幼児を対象に週5回通園(単独通園を基本として週1回親子通園)のクラスまたは週1回親子通園のクラスにて療育を提供し、集団生活を通して基本的生活習慣・遊び・コミュニケーション等への発達支援を行っている。また、保護者に対して子育て全般にわたる援助を行っている。

• 一日利用定員 60名

〔年齢別〕

(令和6年4月1日現在)

年齢	1歳	2 歳	3歳	4歳	5歳	合計
男	0人	0人	6人	21 人	11 人	38 人
女	0人	0人	5人	6人	5人	16 人
合計	0人	0人	11人	27 人	16 人	54 人

(保育所等訪問支援事業)

保育所等を現在利用中の障害児、または今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生

活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、専門職員が訪問することにより、保育所等の安定した利用を促進する。

旧つくし児童園、白鳥園ともに指定を受け、事業を実施している(つくし児童園:平成 26 年 4 月から、白鳥園:平成 24 年 4 月から)。

〔訪問延件数〕 (令和5年度実績)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3月	合計
つくし児童園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白鳥園	3	2	2	0	0	3	2	2	1	2	2	1	20

(居宅訪問型児童発達支援事業)

通所の児童発達支援を利用するために、外出することが著しく困難な障害がある就学前児の居宅を訪問し、子どもの特性や生活環境に応じて遊びやコミュニケーション等への発達支援および家族、家庭への支援を行う。旧白鳥園が令和元年7月に指定を受け、事業を実施している。

(2) 発達相談室

来所前や来所初期の段階の親子への支援に重点を置き、発達に難しさを持つ子どもの育ちを促す とともに、保護者の心理的な負担の軽減を目指した支援を行っている。

ア 発達相談室ケースワーク相談実施状況

[相談件数] (令和5年度実績)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
初回面接(乳幼児)	20	32	24	23	26	21	23	22	21	22	26	20	280
初回面接(児童)	4	3	4	4	3	5	4	3	1	5	4	3	43
面接相談	1	1	2	1	1	1	2	2	2	0	0	0	13
電話相談	39	61	55	58	49	57	59	53	54	45	49	59	638
計	64	97	85	86	79	84	88	80	78	72	79	82	974

イ 心理相談実施状況

〔相談件数〕 (令和5年度実績)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12月	1月	2月	3 月	合計
件数	378	418	428	392	391	376	410	400	414	359	454	413	4,833

ウ 外来保育相談実施状況

[利用延人数] (令和5年度実績)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2 月	3 月	合計
人数	107	116	116	97	101	109	106	126	124	113	132	144	1,391

工 障害児等療育支援事業

在宅障害児(者)の地域での生活を援助するために、総合的な相談、福祉サービスの提供や調整、訪問療育や保育所等施設支援を実施している。

(令和5年度実績)

	在宅支援訪問療育等指導事業	214 回
療育等支援施設事業 (市事業)	在宅支援外来療育等指導事業	7,198 回
(114 37)(2)	施設支援一般指導事業	887 回
療育拠点施設事業	施設支援専門指導事業	14 回
(県事業)	在宅支援専門療育指導事業	0 回

オ 相談支援事業所プレール

乳幼児期から学齢期まで一貫した支援を継続する機能として、平成27年4月からつくし児童園の障害児相談支援事業所「プレール」を発達相談室に設置した。

〔実施件数〕 (令和5年度実績)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月	合計
基本相談	33	32	30	43	51	42	37	39	71	68	68	66	580
モニタリング	8	9	12	19	11	15	19	16	28	31	37	33	238
訪問	20	20	17	30	31	17	20	21	38	35	39	27	315

(3) ぱっそ kids (地域子育て支援拠点事業)

親子が気軽に集い交流する場を提供しており、主に乳幼児期、児童期の発達に不安のある保護者に対して、具体的な関わりなどに関する助言、関係機関との調整や情報提供を行っている。(平成31年4月25日から総合福祉会館3階に移転)

[来所延件数] (令和5年度実績)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12月	1月	2 月	3月	合計
数	98	84	92	78	99	108	92	70	69	61	71	87	1,009

(4) 重度障害者活動支援センター「えぶりぃ」

医療的ケアが必要な重症心身障害者を対象とする生活介護事業所。個々に応じて必要な医療的ケアを安全に行いながら、生活の質の向上を図るために必要な日中活動の提供や社会参加の促進、身体機能・健康の維持を目的としたリハビリ等を実施している。

· 一日利用定員 15 名

〔年齢別人員〕

(令和6年4月1日現在)

性別	19 歳 以下	20 歳~ 24 歳	25 歳~ 29 歳	30 歳~ 34 歳	35 歳~ 39 歳	40 歳~ 44 歳	合計
男	1人	1人	0人	2 人	1人	0人	5 人
女	0人	3 人	2 人	1人	0 人	2 人	8人
合計	1人	4 人	2 人	3 人	1人	2 人	13 人

〔利用状況〕 (令和5年度実績)

	契約者	日数	利用	延人数	送	迎	給	食
	人数	口奴	予定数	進八 級	日数	延人数	日数	延人数
4 月	14	18	90	88	18	72	18	37
5月	14	20	96	70	20	73	19	33
6月	13	21	98	82	20	73	20	43
7月	13	20	90	72	20	72	18	33
8月	13	21	101	72	21	55	18	46
9月	13	20	91	69	19	64	19	34
10 月	13	20	100	83	21	85	20	40
11 月	13	20	96	86	20	89	19	39
12 月	12	20	97	78	20	72	19	35
1月	12	19	90	68	18	62	15	23
2 月	12	19	82	70	19	63	19	37
3月	12	20	100	82	20	72	18	32
合計		238	1131	920	236	852	222	432

[※] 送迎サービスの「利用延人数」については、片道ごとに計上

(5) 発達医療センター花北診療所(診療所)

発達医療センター花北診療所では、発達障害や脳性麻痺等に対する専門医療機関として、診療、リハビリテーション、発達相談など、総合的な医療を展開している。診療科目は小児科、リハビリテーション科及び児童精神科である。発達にかかわる診療、てんかん治療等を行うとともに理学療法・作業療法・言語聴覚療法等のリハビリテーションや相談を実施している。

ア 診療報酬請求件数

(令和5年度実績)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3 月	合計
件数	1,235	1,424	1,219	1,149	1,194	1,268	1,358	1,203	1,318	1,303	1,272	1,288	15,231

イ 診療報酬等収入状況

(令和5年度実績)(単位 千円)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2 月	3 月	合計
金額	10,292	12,459	9,569	10,769	11,072	10,646	12,004	10,851	11,005	10,970	11,012	10,724	131,373

ウ リハビリテーション実施状況

〔実施延件数〕

(令和5年度実績)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月	合計
理学	380	333	451	396	427	377	371	388	395	333	364	420	4,635
作業	267	243	303	268	302	274	312	330	324	340	304	354	3,621
言語	323	277	390	326	369	351	339	355	357	375	358	420	4,240
小計	970	853	1,144	990	1,098	1,002	1,022	1,073	1,076	1,048	1,026	1,194	12,496

(6) 障害者支援センター (障害福祉サービス事業 (自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 B 型、生活介護))

障害者支援センターは、3園(かしのき園、しらさぎ園、しいのみ園)を統合し、平成29年9月に開設した。障害者を対象に、一般就労への促進や、さまざまな日中活動の場の提供、自立生活を目指すために必要な支援を行っている。障害者総合支援法に基づき、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援B型、生活介護の指定を受けている。



〔通園状況〕

(令和6年4月1日現在)

事業名	項目	人数
卢 李凯纳	在籍者数	2
自立訓練	一日利用定員	15
计	在籍者数	3
就労移行支援	一日利用定員	10

事業名	項目	人数
就労継続	在籍者数	38
支援 B 型	一日利用定員	40
生活介護	在籍者数	41
生石汀護	一日利用定員	50

[年齢別人員]

(令和6年4月1日現在)

事業名	性別	19 歳 以下	20 歳~ 24 歳	25 歳~ 29 歳	30 歳~ 34 歳	35 歳~ 39 歳	40 歳 以上	合計
	男	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練	女	1	1	0	0	0	0	2
	計	1	1	0	0	0	0	2
±1, 3)/ <4./	男	0	1	0	0	2	0	3
就労移行 支援	女	0	0	0	0	0	0	0
人饭	計	0	1	0	0	2	0	3
ナ/ 3/4 4/M 4/キ	男	1	4	1	1	0	16	23
就労継続 支援 B 型	女	0	1	1	0	1	12	15
入版日主	計	1	5	2	1	1	28	38
	男	1	3	9	1	0	13	27
生活介護	女	0	0	4	2	0	8	14
	計	1	3	13	3	0	21	41
合	+	3	10	15	4	3	49	84

〔種目別授産収入状況〕

(障害者支援センター)

(令和5年度実績)

製菓	Café ぴあのぴぁ~の	喫茶ふれあい、あっとゆ~る	洗車	水耕栽培
10,417,702 円	3,861,280 円	3,517,330 円	759,200 円	456,794 円
軽作業	合計			
4,773,672 円	23,785,978 円			

(7) かしのきの里(障害福祉サービス事業(就労移行支援、就労継続支援 B 型及び就労定着支援事業)) かしのきの里は、昭和 63 年 4 月に開設され、障害者を対象に、日々の就労を通して、自活に必要な訓練の機会を提供し、自立生活を目指すために必要な支援を行っている。平成 24 年度から障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所に移行し、就労移行支援及び就労継続支援 B 型の指定を受けた。平成 30 年 10 月からは就労定着支援事業の指定も受けている。

〔通園状況〕

(令和6年4月1日現在)

事業名	項目	人数
就労移行	在籍者数	3
支援	一日利用定員	10

事業名	項目	人数
就労継続	在籍者数	22
支援 B 型	一日利用定員	25

事業名	項目	人数
就労定着支援	契約者数	7

[年齢別人員]

(令和6年4月1日現在)

事業名	性別	19 歳 以下	20 歳~ 24 歳	25 歳~ 29 歳	30 歳~ 34 歳	35 歳~ 39 歳	40 歳 以上	合計
	男	3	0	0	0	0	0	3
就労移行 支援	女	0	0	0	0	0	0	0
人饭	計	3	0	0	0	0	0	3
+1, ».c. -1, >c.	男	0	5	0	0	0	0	5
就労定着 支援	女	0	2	0	0	0	0	2
入版	計	0	7	0	0	0	0	7
キレンとや かなま	男	4	4	0	1	0	11	20
就労継続 支援 B 型	女	0	0	0	0	0	2	2
入版日生	計	4	4	0	1	0	13	22
合	計	7	11	0	1	0	13	32

[種目別授産収入状況]

(令和5年度実績)

園外実習 (古紙回収等)	クリーン作業	陶芸	合計
2,143,431 円	12,926,760 円	1,690,734 円	16,760,925 円

(8) 在宅障害者デイ・サービスルーム(地域活動支援センターⅡ型)

平成2年10月に開設。在宅障害者の方に対して、その人らしく生きるための社会参加の促進、 生活の質の向上等社会的自立を図るために必要な文化的、創作的、レクリエーション的活動を行っ ている。平成18年10月からは、地域生活支援事業における地域活動支援センターⅡ型の指定を受 けている。

〔令和6年度 1週間のプログラム〕

曜日	月	火	水	木	金	
午前	音楽教室	ちぎり絵教室	パソコン教室 C	絵画教室	パソコン	教室 A
一一印	十前 音架教室 らさり絵教室 ハクコン教室(ハノコン教主し	松凹叙主	料理教室	
			スポーツ教室		アートセラヒ゜ー	ほっと
午後	手芸教室	手芸教室 パソコン教室 B		習字教室	フラワーアレンシ゛	サロン
					メント	

- ※ ほっとサロン:体験教室、個別対応、利用者自主企画、暮らしを考えるプログラム等
- ※ アートセラピー、フラワーアレンジメントは月1回実施
- ※ 教室の時間:午前10時~午前12時、午後1時30分~午後3時30分(料理教室は午前10時~ 午後1時30分)

〔教室別実施状況〕

(令和5年度実績) 〔教室別利用者状況〕

(令和6年4月1日現在)

教室名		実施回数	延利用 人員
音楽	(月曜)	42	234
手芸	(月曜)	44	138
ちぎり絵	(火曜)	47	68
パソコンB	(火曜)	49	105
パソコン C	(水曜)	48	117
スポーツ	(水曜)	48	417
絵画	(木曜)	48	275
習字	(木曜)	48	260
パソコンA	(金曜)	44	74
料理	(金曜)	45	116
ほっとサロン	(金曜)	19	43
アートセラピー (月 1	- _ 回金曜)	12	42
フラワーアレン: (月 1	ジメント L 回金曜)	11	22
その他プログラ	ラム	9	23
合計		514	1,934

教室名	, 1	男	女	合計
音楽	(月曜)	3	7	10
手芸	(月曜)	1	3	4
ちぎり絵	(火曜)	1	4	5
パソコンB	(火曜)	2	2	4
パソコン C	(水曜)	3	1	4
スポーツ	(水曜)	6	4	10
絵画	(木曜)	4	5	9
習字	(木曜)	3	3	6
パソコンA	(金曜)	1	3	4
料理	(金曜)	1	4	5
ほっとサロン (月 2~	3 回金曜)	3	2	5
アートセラピ [、] (月:	- 1 回金曜)	2	2	4
フラワーアレン (月:	0	3	3	
計		30	43	73
実人員	1	13	19	32

(9) 書写障害者デイサービスセンター (障害福祉サービス事業 (生活介護))

平成18年10月から障害福祉サービス事業(生活介護)の指定を受けており、平成22年3月29日の移転新築に伴い、名称を白鳥自立センターから書写障害者デイサービスセンターに変更した。

地域において社会参加が困難な状況におかれている 在宅の身体障害者及び知的障害者に対してサービスを 実施している。その人の人権を尊重して、その人らしく 生きるための社会参加の促進、生活の質の向上等社会



的自立を図るために必要な指定障害福祉サービス事業 (生活介護)、給食サービス、入浴サービス、 送迎サービスを実施するとともに、登録特定行為事業者として医療的ケアを必要とする人に必要な サービスを行う等、在宅障害者の福祉サービスの充実を図っている。

- ・ 一日利用定員 25名(内、医療的ケアを必要とする人5名)
- 契約者数 26名(令和6年4月1日現在)

〔書写障害者デイサービスセンター利用状況〕

(令和5年度実績)

	基本サート	ごス実施数	入浴サービス送迎サービス給食利用件数実施数実施数				用件数	
月	実施日数	利用 延人数	実施日数	利用 延人数	実施日数	利用 延人数 ※	実施日数	利用延人数
4 月	18	279	18	56	18	400	18	270
5月	20	290	20	58	20	416	20	280
6月	21	314	21	56	21	455	21	305
7月	20	289	20	58	20	414	20	278
8月	20	263	20	54	20	392	20	252
9月	19	261	19	49	19	381	19	253
10 月	21	307	21	55	21	444	21	297
11 月	20	271	20	53	20	402	20	263
12 月	20	281	20	58	20	414	20	271
1月	19	256	19	55	19	389	19	246
2月	19	251	19	51	19	385	19	240
3 月	19	255	19	52	19	393	19	245
合計	236	3,317	236	655	236	4,885	236	3,200

[※] 送迎サービスの「利用延人数」については、片道ごとに計上

(10) 広畑障害者デイサービスセンター (障害福祉サービス事業 (生活介護))

平成 16 年 5 月に西保健センター、広畑保健福祉サービスセンターの複合施設として開設された。 平成 18 年 10 月から障害福祉サービス事業(生活介護)の指定を受け、姫路市南部を中心に社会参加 が困難な状況におかれている在宅の身体障害者及び知的障害者に対してサービスを実施している。

その人の人権を尊重して、その人らしく生きるための社会参加の促進、生活の質の向上等社会的 自立を図るために必要な指定障害福祉サービス事業(生活介護)、給食サービス、入浴サービス、 送迎サービスを実施し、在宅障害者の福祉サービスの充実を図っている。

- · 一日利用定員 20 名
- · 契約者数 26名(令和6年4月1日現在)

〔広畑障害者デイサービスセンター利用状況〕

(令和5年度実績)

	基本サート	ごス実施数	入浴サービス 送迎サービス 給食利用作 実施数 実施数				用件数	
月	実施日数	利用延人数	実施日数	利用延人数	実施日数	利用 延人数 ※	実施日数	利用延人数
4 月	18	246	18	74	18	405	18	237
5月	20	258	20	74	20	436	20	242
6月	21	270	21	72	21	454	21	254
7月	20	266	20	77	20	454	20	251
8月	17	194	17	64	17	365	17	186
9月	19	231	19	70	19	425	19	220
10 月	21	260	21	72	21	474	21	239
11 月	20	264	20	74	20	475	20	252
12 月	20	256	20	75	20	462	20	245
1月	19	257	19	82	19	468	19	247
2 月	19	243	19	76	19	449	19	233
3 月	19	232	19	76	19	426	19	225
合計	233	2,977	233	886	233	5,293	233	2,831

[※] 送迎サービスの「利用延人数」については、片道ごとに計上

(11) 障害者体育館(体育施設)

障害者にスポーツ活動の場を提供して、生きがいと健康の増進を図るとともに、スポーツを通じ て障害者相互の交流を図ることを目的としている。

現在の障害者体育館は、建替えにより平成23年4月に供用が開始され、スポーツ備品や空調設 備の充実により、利用者の利便性の向上を図っており、障害者体育館独自事業として、障害者向け のスポーツ教室やスポーツのつどいを実施している。

[利用件数]

(令和5年度実績)

〔利用内容〕 (令和5年度実績)

月	障	障害者		の他	合	·計
	件数	延人数	件数	延人数	件数	延人数
4月	78	1,056	22	460	100	1,516
5月	71	910	23	479	94	1,389
6月	66	812	23	555	89	1,367
7月	85	1,100	20	459	105	1,559
8月	74	938	22	398	96	1,336
9月	52	668	22	450	74	1,118
10 月	45	583	26	483	71	1,066
11 月	62	803	22	427	84	1,230
12 月	56	715	19	375	75	1,090
1月	58	778	24	580	82	1,358
2月	60	802	24	488	84	1,290
3月	72	957	21	455	93	1,412
合計	779	10,122	268	5,609	1,047	15,731

	节和 5 千及天順/		
種目	回数	延人数	
障害者バレー	131	1,332	
障害者テニス	99	198	
障害者卓球	67	826	
障害者バスケット	84	1,085	
障害者バドミントン	66	1,352	
その他	332	5,329	
1	779	10,122	
健常者バレー	37	385	
健常者卓球	57	1,140	
健常者バスケット	37	906	
健常者バドミントン	52	765	
その他	85	2,413	
計	268	5,609	
合計	1,047	15,731	

[障害者スポーツ教室] (令和5年度実績) [障害者スポーツ事業] (令和5年度実績)

区分	回数	延参加者
ボッチャ教室	18	156
チャレンジ教室	18	143
(しっかりコース) (ゆったりコース)		
エアロビクス教室	18	136
(しっかりコース) (ゆったりコース)		

区分	回数	延参加者
障害者スポーツのつどい	1	30

(12) 障害者やすらぎルーム (障害者一時保護施設)

障害児・者の保護者等に緊急事由(病気、冠婚葬祭等)が発生した際に一時的に預かることで、 保護者等の介護負担を軽減することを目的としている。(利用時間 午前9時~午後9時)

[平日利用状況]

(令和5年度実績)

〔土日祝日利用状況〕

(令和5年度実績)

利用事由	利用件数	利用事由	利用件数
学校行事	18	通院	230
地域行事	1	その他	9
冠婚葬祭	3	合計	261

利用事由	利用件数	利用事由	利用件数
学校行事	13	通院	19
地域行事	3	その他	1
冠婚葬祭	5	合計	41

3 センターの事業

(1) ルネス花北公開セミナー

総合福祉通園センターをはじめ、障害児・者施設や各関係機関に必要な福祉情報を提供し、専門性の向上を図るとともに、障害福祉に関する理解を求め、情報発信の役割を担う為の市民に向けた啓発・広報活動の一環として、毎年1回ルネス花北公開セミナーを実施している。令和5年度はイーグレ姫路で開催する障害福祉課主催の障害者週間事業と同日に開催し、共同で広報を実施するなど集客の増加に努めた。

令和5年度実績

- · 開催時期 令和 5 年 11 月 26 日 (日)
- ・ 場所 あいめっせホール
- ・ 参加者 約178名(市民及び県下の福祉施設職員、医療職、教員、保育士、学生、 障害のある方やその家族などテーマに関心のある方々)
- テーマ 障害がある人の生き方を考える
- ・ 内容 自閉スペクトラム症と「生きにくさ」~その知られざる世界~

(2) 地域交流事業

地域との交流を図り、障害者福祉の理解を深めることを目的として、従来は「花の北福祉まつり」として「ふれあおう、みつけよう、新しい出会い」をテーマに、地元の自治会、子ども会の協力を得て、屋台練りの参加や模擬店・バザー、舞台での催しなどを実施していたが、平成30年度、令和元年度は台風の影響のため、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。令和3年度からコロナ禍においても地域との交流を図るため、障害者が働くカフェの紹介と利用促進、小学生による障害者が行っている製作活動の体験会として新たな形で事業を実施している。加えて令和4年度からは隣接する増位中学校2年生を対象とした出前講座を実施した。

令和5年度実績

增位中学校出前授業

- 開催時期 令和5年7月7日(金)
- 場所 增位中学校
- · 参加者 2年生 98名

カフェの紹介と利用促進

開催時期 令和5年10月1日(日)~31日(火)

・ 場所 障害者支援センター (カフェあっとゆ~る)、総合福祉通園センター (喫茶ふれ あい)

· 参加者 地域住民 162 名

体験会

開催時期 令和5年9月24日(日)、10月1日(日)

・ 場所 障害者支援センター

・ 参加者 地域の小学生 58名

(3) ルネス花北芸術祭の開催

ルネス花北の在宅障害者デイ・サービスルーム、重度障害者活動支援センター、書写障害者デイサービスセンター、広畑障害者デイサービスセンターに障害者支援センターを加えた5事業所が共同で開催した。利用者が創作した作品を中心に展示を行い、利用者の創作意欲や生きがいを高めるとともに、市民の障害者福祉への理解を深める機会となっている。

令和 5 年度に開催した第 22 回をもってルネス花北芸術祭は終了となり、令和 6 年度からは障害福祉課が主催する障害者週間事業のアート作品展示に統合し、それに参加することで、より多くの人に作品を披露する場を設け、芸術祭の理念を継承していく。

令和5年度実績

開催時期 令和5年11月11日(土)、12日(日)

・ 場所 イーグレひめじ 市民ギャラリー 第3・4展示室

· 来場者 299 名

・ 展示作品 絵画・書道・パソコンアート・ちぎり絵・手芸・トートバッグ等の手作りアート 作品 約 136 作品

児童福祉

近年の子育て家庭を取り巻く環境の変化等により、多様化するニーズに対応することが求められており、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が実施され、令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化がスタートした。

本市では、姫路市子ども・子育て支援事業計画に定める各種事業の実施のほか、児童扶養手当等諸手 当金の給付、児童厚生施設の運営などを行い、子どもの育ちや子育て支援の充実を目指している。

1 子どものための教育・保育給付

(1) 特定教育・保育施設

保育所は、就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育を行う児童福祉施設である。

認定こども園は、保護者の就労の有無にかかわらず、教育と保育を一体的に行うとともに、地域の子育て支援を行う施設である。本市には、幼保連携型(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく学校及び児童福祉施設)、幼稚園型(学校教育法に基づく学校であり、保育所機能を有するもの)、保育所型(児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、幼稚園機能を有するもの)の3類型がある。

幼稚園は、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校である。

[特定教育・保育施設数]

(令和6年4月1日現在)

	施設類型	令和6年度				
		市立	私立	合計		
認定こと	認定こども園		75	87		
	幼保連携型	12	45	57		
	幼稚園型	_	6	6		
	保育所型	_	24	24		
保育所		17	12	29		
幼稚園		31	1	32		
	合計	60	88	148		

※幼稚園(市立)31施設のうち1施設は休園。

[認定別·年齡別利用児童数]

年度	公私別	施設数	利用		利用児童数						
十段	公私別	旭臤剱	定員	認定別	0歳	1歳	2 歳	3歳	4歳	5歳	合計
	市立	29	341	1号	_	_	_	48	81	69	198
	111 1/-	29	3,284	2•3号	66	332	437	621	670	724	2,850
令和 2 年度	私立	0.0	2,679	1号	_	_	_	905	790	689	2,384
""	144_14.	83	9,235	2・3 号	254	1,060	1,548	1,827	2,046	2,064	8,799
	合計	112	15,539	_	320	1,392	1,985	3,401	3,587	3,546	14,231
	市立	29	341	1号	_		_	65	52	71	188
	11177.	29	3,284	2•3 号	68	289	444	585	661	684	2,731
令和 3 年度	私立	0.4	2,588	1号	_	_	_	807	825	693	2,325
	144 <u>14</u>	84	9,455	2・3 号	275	1,078	1,522	1,900	2,006	2,129	8,910
	合計	113	15,668	_	343	1,367	1,966	3,357	3,544	3,577	14,154
	++	29	341	1号	_			60	68	39	167
	市立		3,284	2・3 号	56	292	425	556	639	684	2,652
令和 4 年度		私立 85	2,689	1号	_	_	-	844	796	740	2,380
			9,642	2・3 号	271	1,101	1,570	1,831	2,035	2,112	8,920
	合計	114	15,956	_	327	1,393	1,995	3,291	3,538	3,575	14,119
	+++	90	316	1号	_			59	58	58	175
	市立	29	3,307	2・3 号	56	274	399	494	596	647	2,466
令和 5 年度	T.1 -	00	2,696	1 号			_	814	772	709	2,295
	4度 私立	88	9,901	2・3 号	270	1,125	1,584	1,904	2,000	2,121	9,004
	合計	117	16,220	_	326	1,399	1,983	3,271	3,426	3,535	13,940
		90	316	1 号	_	_	_	50	39	59	148
A -	市立	29	3,169	2・3 号	50	267	357	481	545	602	2,302
令和 6 年度	私立	88	2,619	1号	_		_	770	716	707	2,193
	744	00	9,938	2・3 号	278	1,153	1,574	1,888	2,082	2,069	9,044
	合計	117	16,042	_	328	1,420	1,931	3,189	3,382	3,437	13,687

[※] 他市町施設の利用者及び他市町からの利用者を除く。

2号認定:満3歳以上の子どもで、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望するもの

3号認定:満3歳未満の子どもで、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望するもの

^{※ 1}号認定:満3歳以上の子どもで、教育を希望するもの(市立幼稚園の利用者を除く。)

<令和3年4月1日以前に生まれた児童>

利用者負担額は、所得に関わらず0円。

給食費、諸経費(制服代、バス送迎利用代など)等については別途負担が必要です。

費用の詳細については、各施設にお問い合わせください。

<令和3年4月2日以降に生まれた児童>

		階層区分		保育標準時間認定	保育短時間認定
				(最長 11 時間まで)	(最長8時間まで)
	Α	生	活保護世帯	0	0
	В	生活保護世帯	市民税非課税世帯	0	0
	1	を除く、当該年	48,600 円未満	13,500 <6,750>	13,300 <6,650>
	2	度市民税所得	59,000 円未満	19,600 <9,800>	19,300 <9,650>
	3	割課税額の区	79,000 円未満	24,000 <12,000>	23,600 <11,800>
	4	分が次の区分	97,000 円未満	28,000 <14,000>	27,500 <13,750>
	5	に該当するも	121,000 円未満	33,000 <16,500>	32,400 <16,200>
С	6	の(なお、4月	145,000 円未満	39,500 <19,750>	38,800 <19,400>
	7	分~8 月分は	169,000 円未満	43,500 <21,750>	42,800 <21,400>
	8	前年度市民税	230,000 円未満	48,000 <24,000>	47,200 <23,600>
	9	所得割課税額	301,000 円未満	53,000 <26,500>	52,100 <26,050>
	10	の区分により	397,000 円未満	56,500 <28,250>	55,500 <27,750>
	11	算定する)	397,000 円以上	61,000 <30,500>	60,000 <30,000>

- ① 市民税の所得割課税額は、「市民税の決定通知書(6月頃市民税課が発行)」や「課税証明書」で確認することができます。
- ② この市民税の額を計算する場合には、税額控除(調整控除は除く)は適用しません。
- ③ 母子(父子)世帯または在宅障害者のいる世帯の場合
 - ・所得割課税額 77,100 円以下の世帯は、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、保護者と生計が同一の子や孫等を計算の対象とし、 第1子は 9,000 円、2 人目以降は無料となります。
 - ・所得割課税額 48,600 円未満の世帯は、第1子は〈 〉内の額、2 人目以降は無料となります。
- ④ 多子世帯の場合
 - ・所得割課税額 57,700 円以上の世帯は、小学校就学前の範囲において、2 人以上の児童が同時に保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚部*、児童心理治療施設通所部に入所しているか、児童発達支援*及び居宅訪問型児童発達支援を利用している場合は、利用している内、最年長の子どもから順に第1子、第2子、第3子とカウントし、第2子は〈〉内の額、第3子以降は無料となります。
 - ※印のついた施設等に通われている児童が同じ世帯にいる場合、「多子軽減の申告書」を提出する必要がありますので、該当される方はこども保育課または各施設で手続きを行ってください。
 - ・所得割課税額57,700円未満の世帯は、第1子の年齢や幼稚園等の施設の利用の有無にかかわらず、最年長の子どもから順に第1子、第2子、第3子とカウントし、第2子は〈〉内の額、第3子以降は無料となります。
- ⑤ 児童の歳児は令和5年3月31日時点の年齢で、年度途中に変わることはありません。年度途中入所の場合も令和5年3月31日時点の年齢が適用されます。
- ⑥ 特別な場合を除き、月途中に施設を退所した場合であっても、当月分の利用者負担は1ヶ月分が必要となります。
- ⑦ 1ヶ月すべてお休みされても、その月の利用者負担は負担していただく必要があります。
- ⑧ 諸経費(制服代、バス送迎利用代など)等については別途負担が必要です。費用の詳細については、各施設にお問い合わせください。また、3歳未満児の利用者負担額(保育料)には給食費(主食、副食、おやつ)は含まれています。
- ⑨ 市民税が政令市で課税されている場合は政令市以外の市町村と同じ基準で計算しなおした市民税額をもとに利用者負担額を計算 します。

(2) 私立施設教育・保育給付費

保育の必要性等について市が認定した児童のうち、私立(市外公立を含む)の認定こども園、幼稚園、保育所等での教育・保育に要する費用を給付する。

· 令和6年度予算額 12,857,897千円(令和5年度実績 12,431,955千円)

2 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

○利用者支援事業(基本型)

利用者の個別ニーズを把握して、教育・保育施設や子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供や相談、利用支援等を実施する。また、地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整や連携体制づくりに取り組む。

子育て情報相談室と駅前すくすくひろばに利用者支援員を各2名配置している。

· 令和 6 年度予算額 569 千円 (令和 5 年度実績 370 千円)

「相談件数]

年度	育児相談 (来所)	利用相談 (来所)	育児相談 (電話)	利用相談 (電話)	育児相談 (訪問)	合計
令和元年度	182	88	117	22	2	411
令和2年度	226	293	116	19	0	654
令和3年度	102	322	111	34	0	569
令和4年度	114	200	105	19	0	438
令和5年度	143	263	107	37	0	550

○利用者支援事業 (特定型)

待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施する。こども保育課に利用者支援員3名を配置している。

・ 令和6年度予算額 0千円(令和5年度実績 0千円)

「相談件数]

年度	育児相談	無償化・保育料等 相談	施設利用相談		合計	出張支援(回)
令和元年度	21		11,394	1,374	12,789	17
令和2年度	20	930	9,850	700	11,500	18
令和3年度	19	842	9,548	636	11,045	16
令和4年度					12,334	16
令和5年度					14,173	16

○利用者支援事業(母子保健型)(P146参照)

(2) 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う延長保育に対する需要に対応するため、通 常の保育認定時間を超えて延長保育を実施し、長時間保育への需要に対応する。

· 令和 6 年度予算額 市立: 352,661 千円 (令和 5 年度実績 29 箇所 239,519 千円)

私立: 102,228 千円 (令和 5 年度実績 82 箇所 75,381 千円)

※うち私立2箇所は補助実績なし

(3) 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブの開設・運営

市内の小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)児童で授業終了後、保護者の就労等により家庭で保護を受けられない児童の保護及び健全な育成を図るため、放課後児童健全育成事業として放課後児童クラブ(以下「クラブ」という。)を運営する。

ア 対象児童

市内の小学校に就学している留守家庭児童

イ クラブ数

67 クラブ (令和6年5月1日現在)

(専用施設、体育館コミュニティルーム、余裕教室等で実施)

ウ 実施日

日曜日、祝日、特に定める日を除く毎日

工 実施時間

授業終了時から午後7時まで(土曜日を除く長期休暇等の学校休業日は、午前7時(土曜日は、 午前8時)から午後7時まで)

才 利用料金

負担金 月額 7,000円 (8月は月額 10,000円)

延長負担金 月額 1,000 円

保険料 年額800円

間食費 月額 1,000 円

[実施状況]

(各年5月1日現在)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
クラブ数	67	67	67	67	67
児童数	4,510	4,361	4,205	4,302	4,349

〔クラブ一覧〕

開設校区	所在地	電話
砥堀小	砥堀 1240-3	264-3166
水上小	西中島 382	283-5161
増位小	白国五丁目 9-10	284-2630
広峰小	峰南町 2-1	281-3138
城北小	伊伝居 614-1	284-7553
野里小	坊主町 3-1	283-5056
城乾小	南八代町 6-60	297-0680
城西小	新在家二丁目 4-1	292-2267
安室東小	田寺東二丁目 5-1	298-6634
安室小	田寺六丁目 11-12	297-5520
高岡小	西今宿四丁目 8-1	298-6086
高岡西小	上手野 1-1	298-5313
曽左小	書写 634-51	266-5158
峰相小	六角 288-2	267-8864
白鳥小	飾西 341	267-9009
青山小	青山北三丁目 42-1	267-0595
太市小	西脇 507	269-1855
東小	市之郷町二丁目 34	284-2612
城東小	城東町竹之門 1	284-2633
白鷺小中学校	本町 68-52	283-3188
船場小	東雲町一丁目 29	294-0076
城陽小	北条 923-1	283-1120
手柄小	延末 148-2	282-5888
荒川小	井ノ口 49-1	298-2523
八木小	八家 50	246-0228
糸引小	東山 114-1	246-5535
白浜小	白浜町甲 458	246-7855
妻鹿小	飾磨区妻鹿 786-3	245-8030
高浜小	飾磨区阿成鹿古 250	233-0818
飾磨小	飾磨区恵美酒 22	234-5388
津田小	飾磨区今在家三丁目233	235-2334
英賀保小	飾磨区英賀清水町二丁目76	238-2522
八幡小	広畑区西蒲田 1400-24	237-3526

開設校区	所在地	電話
広畑小	広畑区清水町一丁目47	236-5667
広畑第二小	広畑区高浜町三丁目35	236-1366
大津小	大津区天満 1001-4	236-8060
南大津小	大津区真砂町 40-34	238-2533
大津茂小	網干区田井 256-1	273-8832
網干小	網干区新在家 897-1	274-2202
網干西小	網干区浜田 24	273-1622
勝原小	勝原区丁 735-3	273-6881
旭陽小	網干区坂上 425-1	273-6733
余部小	余部区上余部 643-1	272-2123
船津小	船津町 921-2	232-1514
山田小	山田町西山田 114	263-2888
豊富小中学校	豊富町御蔭 925	264-0551
谷内小	飾東町八重畑 112-2	262-1561
谷外小	飾東町豊国 560	253-2818
花田小	花田町勅旨 264-2	252-2855
御国野小	御国野町御着 1049-3	252-6833
四郷学院	四郷町坂元 261-3	252-3010
別所小	別所町別所 673	252-6016
的形小	的形町的形 1619	254-3002
大塩小	大塩町汐咲二丁目 19	254-2126
林田小	林田町六九谷 523	261-2558
伊勢小	林田町上伊勢 886-1	261-4110
置塩小	夢前町宮置 235	335-3353
古知小	夢前町古知之庄 401-1	336-2250
前之庄小	夢前町前之庄 2838-1	336-1535
莇野小	夢前町莇野 299-2	336-0160
上菅小	夢前町護持 381-2	335-3983
菅生小	夢前町菅生澗 802-1	335-5235
香呂小	香寺町香呂 626	232-5366
中寺小	香寺町中寺 231	232-0080
香呂南小	香寺町須加院 173	264-2711
安富南小	安富町安志 869	(0790) 66-4370
安富北小	安富町杤原 642-1	(0790) 66-2430

(4) 子育て短期支援事業

家庭での児童の養育が困難となった場合等に、乳児院、児童養護施設または母子生活支援施設に おいて一時的に養育・保護する。

· 令和 6 年度予算額 3,276 千円 (令和 5 年度実績 3,854 千円)

〔費用負担(1人/1日)〕

区分	当該年度市民税非課税世帯等	その他の世帯		
2歳未満児及び慢性疾患児	1,100 円	5,350 円		
2 歳以上児	1,000 円	2,750 円		
緊急一時保護の母	300 円	750 円		

※ 生活保護世帯は無料

〔利用状況 (年度別推移)〕

年度	乳児院		児童	養護施設	母子生活支援施設		
	利用者数	延利用日数	利用者数	延利用日数	利用者数	延利用日数	
令和元年度	11 人	50 日	61 人	223 日	4 人	14 日	
令和2年度	28 人	59 日	47 人	123 日	5 人	44 日	
令和3年度	22 人	70 日	33 人	96 日	6 人	24 日	
令和 4 年度	40 人	189 日	30 人	111 日	2 人	4 日	
令和5年度	54 人	185 日	78 人	219 日	11 人	132 日	

(5) 乳児家庭全戸訪問事業 (P147 参照)

(6) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。

本市では、29 箇所で実施しており、各実施場所において親子向けのプログラム等を実施している。また、合同研修等により、地域子育て支援拠点相互間の情報共有や連携を図っている。 [地域子育て支援拠点事業実施場所一覧]

名 称	所在地	電話番号
すこやかひろば	市之郷 1006-8 すこやかセンター3 階	223-5640
駅前すくすくひろば	駅前町 188-1 ピオレ姫路 6 階	223-6160
のびのび広場みらいえ	日出町三丁目3 こどもの未来健康支援センター内	289-8011
わくわく広場いえしま	家島町真浦 2137-1 家島事務所 2 階	325-2641
わくわく広場ゆめさき	夢前町菅生澗 1384-1 菅生公民館 1 階	335-4153
わくわく広場こうでら	香寺町土師 396 香寺公民館 2 階	265-0666
わくわく広場やすとみ	安富町安志 1151 安富事務所 1 階	0790-66-4352
星の子つどいの広場	青山 1470 番地 24	267-3050
飾磨つどいの広場	飾磨区細江 2654 番地	234-6090
広畑つどいの広場	広畑区正門通一丁目7番地3	239-8440
網干つどいの広場	網干区垣内中町 120 番地	274-4732
東つどいの広場	花田町加納原田 813 番地	253-6001
安室つどいの広場	田寺東二丁目7番13号	294-7212
東光つどいの広場	幸町 99 番地 1	223-4711
面白山つどいの広場	神子岡前三丁目8番1号	294-3345
北つどいの広場	豊富町御蔭 1110 番地 3	264-4250
灘つどいの広場	白浜町宇佐崎中2丁目520番地	247-3710
城陽保育所	北条宮の町 93	281-9900
萩学園	豊富町豊富 1528	264-1175
姫路ひまわり保育園	北夢前台1丁目59	293-0205
津田このみ学園	飾磨区今在家 6 丁目 133	231-1155
網干れんげ保育園	網干区坂出 184	273-3930
やながせ保育園大津みやび野分園	大津区大津町1丁目31-111	236-3100
別所まるやまこども園	別所町佐土2丁目 77	252-0770
ぱっそ kids	安田三丁目1番地 姫路市総合福祉会館3階	289-0980

(7) 一時預かり事業

ア 一時保育

保護者のパート就労に伴う非定型的保育や、保護者の急な疾病等に対応した緊急保育等の一時的保育を実施する。

· 令和 6 年度予算額 市立: 1,199 千円(令和 5 年度実績 1 箇所 12 千円)

私立: 32,874 千円 (令和 5 年度実績 29 箇所 23,540 千円)

※うち私立3箇所は補助実績なし

イ 預かり保育

保護者の就労等により教育時間の前後や長期休業日等に保育を必要とする児童を保育する。

· 令和 6 年度予算額 市立:12 箇所

私立:114,139 千円 (令和 5 年度実績 62 箇所 106,092 千円)

(8) こども誰でも通園事業

保育所等に通っていない子どもを対象に、保育所・こども園において、保護者の就労要件を問わず、月10時間の範囲内で定期的な預かりを行う。(令和6年度試行的事業を実施)

· 令和 6 年度予算額 市立: 29,877 千円 (3 箇所)

(9) 病児·病後児保育事業

保育所、小学校等に通う児童が病気または病気の回復期にあり、保護者が仕事等で自宅での看護・保育が困難な期間、専用施設で一時的に保育を行う。

〔病児·病後児保育施設〕

名 称	所在地	電話番号
アメニティホーム広畑学園	広畑区蒲田 370 番地 1	236-1630
わたまちキッズルーム	綿町 83 番地わたまちこどもビルディング 2 階	221-8824
ピューパホール	八代東光寺町 13 番 11 号	282-2692

〔病後児保育施設〕※休止中の施設を除く

名 称	所在地	電話番号
専徳寺保育園勝原駅前分園	勝原区熊見 96 番地 14	239-5888

· 令和 6 年度予算額 48,281 千円 (令和 5 年度実績 39,750 千円)

〔利用者負担額(日額)〕

・ 姫路市に住民登録がある世帯

当該年度分の市民税所得割額 48,600 円以上の世帯 2,000 円 当該年度分の市民税所得割額 48,600 円未満の世帯 1,000 円 生活保護世帯及び当該年度分の市民税非課税世帯 0 円

・ 姫路市に住民登録がない世帯 (所得減免なし) 3,000円

〔利用状況〕※休止中の施設を除く

年度		ィホーム 学園		まち ルーム	ピューパホール		専徳寺保育園 勝原駅前分園	
	利用者数	延利用日数	利用者数	延利用日数	利用者数	延利用日数	利用者数	延利用日数
令和元年度	75 人	121 日	561 人	853 日	65 人	117 日	50 人	73 日
令和2年度	21 人	30 日	263 人	320 日	18 人	23 日	3 人	5 日
令和3年度	83 人	112 日	445 人	519 目	41 人	92 日	0 人	0 日
令和4年度	66 人	96 日	433 人	504 日	50 人	110 日	7人	9 日
令和5年度	91 人	152 日	503 人	604 日	117人	250 日	11 人	14 日

(10) ファミリーサポートセンター事業

育児の援助を受けたい人(依頼会員)と、行いたい人(提供会員)を会員登録し、会員間で育児の援助活動を行う。平成14年7月1日事業開始。

· 令和 6 年度予算額 3,430 千円 (令和 5 年度実績 2,692 千円)

ア 登録会員数・援助活動件数

(各年度 3 月 31 日現在)

年度	依頼会員	提供会員	両方会員	合計	援助活動件数
令和元年度	1,669 人	667 人	193 人	2,529 人	4,161 件
令和2年度	1,710 人	662 人	173 人	2,545 人	3,438 件
令和3年度	1,716 人	672 人	148 人	2,536 人	3,865 件
令和4年度	1,754 人	678 人	132 人	2,564 人	3,464 件
令和5年度	1,751 人	688 人	123 人	2,562 人	3,102 件

イ ファミリーサポートセンター事業説明会

開催数 170 回、参加者 238 人

ウ ファミリーサポートセンター会員講習会・交流会

開催数7回、参加者154人

(11) 妊婦健康診査費助成事業(P149参照)

(12) 実費徴収に係る補足給付事業

低所得で生計が困難である者の子どもが、特定・教育保育等の提供を受けた場合に、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等の一部を補助する。

· 令和 6 年度予算額 市立:578 千円(令和 5 年度実績 423 千円)

私立:913千円(令和5年度実績 638千円)

(13) ア 多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する。

· 令和 6 年度予算額 私立: 45,613 千円 (令和 5 年度実績 44,426 千円 (補助対象分抜粋))

イ 多様な集団活動事業の利用支援事業

幼児教育・保育の無償化の対象とならない「小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動 事業」を実施する施設を利用する幼児にかかる利用料の一部を給付する。

· 令和 6 年度予算額 7,200 千円

3 教育・保育施設その他事業

(1) 家庭支援推進保育事業(市立施設)

家庭環境に対する配慮など、保育を行う上で特に配慮が必要とされる対象保育所に保育士を加配する。

令和6年度予算額 23,421千円(令和5年度実績 16,110千円)

(2) 運営助成事業(私立施設)

私立施設の管理運営の適正を期し教育・保育内容の向上を図るため、嘱託(学校)医手当・嘱託 (学校)歯科医手当の一部費用や保育所等賠償保険の加入費用、使用済おむつに係る処理費用など を助成する。

· 令和 6 年度予算額 35,875 千円 (令和 5 年度実績 31,689 千円)

(3) 特別支援保育事業(私立施設)

障害児等の健全な育成と社会性の発達を促すため、必要な保育士の人件費等の一部を助成することにより、私立施設における円滑な受入を推進する。また、事故や怪我等が発生する可能性が高く、特別な支援が必要な児童の受入を促し、保育環境の向上と安全確保を図り、当該児童に必要な保育を実施する。

・ 令和6年度予算額 332,973千円(多様な事業者の参入促進・能力活用事業分含む) (令和5年度実績 295,267千円)

(4) 特別支援保育訪問事業(私立施設)

特別支援保育パートナーを派遣し、特別な支援または配慮を要する児童の発達や特性に応じた支援の方法等の助言を行うことにより必要な支援を促す。

令和6年度予算額
 3,960千円(令和5年度実績 3,090千円)

(5) 私立施設低年齡児利用円滑化事業(私立施設)

私立施設の 0,1 歳児の年度途中利用を円滑に行うため、あらかじめ保育士を基準数以上配置する ための経費等を一部助成する。

・ 令和6年度予算額 52,338千円(令和5年度実績 48,495千円)

(6) 保育体制強化事業(私立施設)

地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材(保育支援者)を保育に係る周辺業務や園外活動見守り業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備する。

· 令和 6 年度予算額 84,060 千円 (令和 5 年度実績 39,376 千円)

4 民間保育施設運営助成

施設の適正な運営と保育の向上を図るため、民間保育施設に対して運営費の一部を助成することにより、入所児童の処遇向上を図る。

· 令和6年度予算額 4,050千円(令和5年度実績 2,916千円)

5 私立教育・保育施設職員処遇総合支援事業

教育・保育の提供に携わる人材確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給するため、職員の処遇改善に積極的に取り組む教育・保育施設に対し、その経費の一部を補助する。

· 令和 6 年度予算額 234,720 千円 (令和 5 年度実績 185,560 千円)

6 保育人材確保事業

(1) 保育士・保育所支援センターの設置(平成29年6月1日開設)

私立保育所等の保育士等を安定的に確保するため、専任の保育士再就職支援コーディネーターを配置し、潜在保育士等の就職相談や斡旋等を行う。

(2) 保育人材の定着支援

市内の私立保育所等に勤務する保育士等が長く働き続けられるよう切れ目のない支援を行い、保

育士等の定着支援とキャリアアップを図る。

(3) その他の保育人材確保対策「未来の保育士応援プロジェクト」

保育を担う次世代の人材を育成するためのキャリア教育の一環として、職業としての保育士に夢 や憧れを持ってもらうための事業を展開する。

· 令和 6 年度予算額 57,712 千円 (令和 5 年度実績 64,334 千円)

7 幼児教育·保育負担軽減事業

子育て家庭の経済的負担軽減を図るため、令和元年 10 月から認可外保育施設等に係る保育料、認可施設の預かり保育料及び一時保育料の軽減に要する費用を給付する。

· 令和6年度予算額 172,308 千円 (令和5年度実績 158,071 千円)

8 児童手当

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、令和6年9月分までは中学校修了前の児童を養育している人に支給(平成24年6月から所得制限、令和4年6月から所得上限有)。令和6年10月分からは高校修了前の児童を養育している人に支給(所得制限なし)。

手当の額(児童1人につき)

【令和6年9月分まで】

3歳未満、3歳~小学生(第3子以降)月額 15,000円3歳~小学生(第1・2子)、中学生月額 10,000円所得制限以上所得上限未満 一律月額 5,000円

【令和6年10月分から】

3 歳未満(第1・2子)月額 15,000 円3 歳~高校生(第1・2子)月額 10,000 円第3子以降月額 30,000 円

· 令和 6 年度予算額 9,545,620 千円 (令和 5 年度実績 7,979,705 千円)

[支給状況]

豆八	受給	士公姫 (壬田)	
区分	保護者数	児童数	支給額(千円)
令和元年度	41,105	69,468	8,905,620
令和2年度	40,356	68,048	8,732,000
令和3年度	39,603	66,849	8,558,630
令和4年度	37,486	63,146	8,277,800
令和5年度	36,397	61,146	7,979,175

※ 受給件数は令和6年2月末時点の数

9 児童扶養手当

児童を養育するひとり親家庭の生活の安定と自立を助けるために、母子家庭の母(または父子家庭の父)や父母に代わって児童を養育している人に支給する(所得制限有)。平成22年8月以降、父子家庭にも拡大。

· 令和 6 年度予算額 2,106,831 千円 (令和 5 年度実績 2,032,884 千円)

(1) 支給要件

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童または20歳未満で心身に中程度以上の障害を有する者を監護、養育する者であること

(2) 手当の額

所得制限額により区分される。

ア 児童1人の場合 月額 45,500円

月額 45,490 ~ 10,740 円 (一部支給)

イ 児童2人の場合 月額 56,250円

月額 56,230 ~ 16,120 円 (一部支給)

ウ 児童 3 人の場合 月額 62,700 円

月額 62,670 ~ 19,350 円 (一部支給)

- エ 児童が 4 人以上のときは、1 人増えるごとに、受給者本人の所得額に応じて、6,450 円 $\sim 3,230$ 円が加算される。
- オ 受給者または児童が公的年金給付を受けることができる場合には、所得制限により算定された 手当額から受給できる年金額の全部(または一部)を差し引いた額が手当月額となる。

[受給資格者数 (年度別推移)]

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(H- *K- (1114-111-)	5,136	4,942	4,848	4,444	4,356
件数(世帯)	(うち父子 242)	(うち父子 226)	(うち父子 220)	(うち父子 194)	(うち父子 204)

10 特別児童扶養手当

精神または身体に障害のある児童を監護する父若しくは母、または父母にかわってその児童を養育している人に支給する(所得制限有)。

・ 令和6年度予算額 1,019千円(令和5年度実績 862千円)※事務費のみ

(1) 支給要件

- ア 20歳未満の児童で障害の程度が重度または中度の状態にあるもの
- イ その障害に起因する公的年金を受けることができないこと
- ウ 児童が福祉施設に入所していないこと
- (2) 手当の額(所得制限額により区分される。令和6年4月より下記月額へ改定)

ア 重度障害 月額 55,350円

イ 中度障害 月額 36,860円

〔受給資格者数 (年度別推移)〕

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数 (世帯)	1,968	2,011	2,010	2,030	2,031

11 交通及び災害遺児手当

交通事故や災害によって父または母を亡くした児童生徒を激励し、健やかな育成と福祉の増進を図 るために支給する。手当の種類及び金額は、就学激励金(小中学生)が1人月額3,000円、入学祝金 (小中学校入学時)が10,000円、卒業祝金(中学校卒業時)が20,000円(所得制限有)。

· 令和 6 年度予算額 690 千円 (令和 5 年度実績 368 千円)

〔支給状況 (年度別推移)〕

()の人数は対象児童数

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者数	5人(8人)	6人(10人)	8人 (16人)	7人(13人)	7人(11人)

12 交通及び災害遺児奨学金

交通事故や災害によって父または母を亡くした児童に高等学校修学の道を与え、その健やかな育成 と福祉の増進に寄与するために奨学金(1人月額3.500円)を支給する(所得制限有)。

· 令和 6 年度予算額 630 千円 (令和 5 年度実績 252 千円)

〔支給状況 (年度別推移)〕

()の人数は対象児童数

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者数	5人(6人)	5人(5人)	5人(6人)	3人(4人)	4人(6人)

13 児童養護施設等入所児童就職祝金

児童養護施設及び母子生活支援施設の入所児童が就職した場合に祝金(1人20,000円)を支給する。

· 令和6年度予算額 200千円(令和5年度実績 60千円)

〔支給状況(年度別推移)〕

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者数	4 人	5 人	7人	4 人	3 人

14 児童養護施設等間食給付

児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設の入所児童に間食(1人月額1,000円以内)を給付する。

· 令和6年度予算額 2,403 千円 (令和5年度実績 2,119 千円)

〔支給状況(年度別推移)〕

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延給付人員	2,770 人	2,568 人	2,355 人	2,286 人	2,119 人

15 乳幼児等医療費助成

小学校3年生修了までの乳幼児等に対し、医療費の自己負担額を全額助成する(3歳未満所得制限なし)。令和6年1月から、子どもを3人以上扶養している場合も所得制限なし。

· 令和 6 年度予算額 1,507,909 千円 (令和 5 年度実績 1,380,400 千円)

[年度別推移]

年度	年度末資格者数	末資格者数			
干及	(延人員)	現物給付	現金給付	合計	助成額(円)
令和元年度	39,467 (458,736)	656,494	5,035	661,529	1,261,524,320
令和2年度	38,519 (446,171)	482,093	3,765	485,858	967,312,129
令和3年度	37,718 (435,621)	549,196	3,878	553,074	1,172,964,842
令和4年度	36,230 (421,302)	569,374	3,947	573,321	1,183,049,902
令和5年度	36,018 (405,789)	638,166	4,638	642,804	1,340,928,710

16 こども医療費助成

小学校 4 年生から中学校 3 年生修了までの児童・生徒に対し、医療費の自己負担額を全額助成する (所得制限有)。

令和6年1月から、高校生世代の入院医療費の自己負担額を全額助成する(所得制限有)。

令和6年1月から、子どもを3人以上扶養する場合は、所得制限を撤廃し、18歳年度末まで医療費の自己負担額を全額助成する。

· 令和 6 年度予算額 1,339,973 千円 (令和 5 年度実績 812,141 千円)

[年度別推移]

(入院)

左座				
年度	現物給付	現物給付 現金給付 合計		助成額(円)
令和元年度	626	31	657	40,122,457
令和2年度	595	37	632	41,423,035
令和3年度	592	28	620	40,805,230
令和4年度	536	27	563	37,032,913
令和5年度	674	32	706	46,069,428

(通院)

左庇	年度末資格者数		助成件数			
年度	(延人員)	現物給付	現金給付	合計	助成額(円)	
令和元年度	23,164 (280,398)	247,828	8,461	256,289	572,858,729	
令和2年度	22,860 (276,252)	200,591	6,978	207,569	493,163,291	
令和3年度	22,817 (274,564)	228,593	7,608	236,201	555,424,727	
令和4年度	22,287 (269,512)	237,256	7,701	244,957	580,834,381	
令和5年度	26,500 (272,005)	290,415	8,324	298,739	713,690,804	

17 子育て支援室の運営

子どもの養育や家族関係等子育て家庭の様々な相談に、専門職が対応。福祉、保健・医療、教育等の関係機関が一体となり、個々のニーズや家庭の状況等に応じて、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う。

また、要保護児童対策地域協議会の調整機関として、児童虐待の通告や相談に対し、保育所・学校や姫路こども家庭センターなどの関係機関と情報を共有し、連携して支援を実施している。

令和 6 年度より、改正児童福祉法が定める児童福祉と母子保健の一体的な相談支援を行う機関としての体制整備に努めている。

〔相談支援状況〕

			相談種別	(件数)			
年度	養護 児童虐待 相談	相談 その他の 相談	保健 相談	障害 相談	非行 相談	育成 相談	合計
令和元年度	1,166	830	4	14	4	204	2,222
令和2年度	1,273	791	4	31	6	154	2,259
令和3年度	1,693	723	5	36	12	174	2,643
令和4年度	2,215	546	0	32	18	106	2,917
令和5年度	2,413	561	2	39	21	128	3,164

18 児童虐待防止普及啓発事業

児童虐待が子どもの心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えることから、その防止を目的としてオレンジリボンキャンペーンや児童虐待防止講演会等の広報啓発活動を行う。

・ 令和6年度予算額 760千円(令和5年度実績 1,063千円)

19 母子生活支援施設

配偶者のない女子またはこれに準ずる女子が監護する児童の福祉に欠けるところがあると認められるときは、当該母子を母子生活支援施設へ入所させ保護するとともに、その生活を支援する。なお、 入所者には世帯の課税状況に応じて費用負担がある。

· 令和 6 年度予算額 57,450 千円 (令和 5 年度実績 43,553 千円)

[入所状況]

(令和6年4月1日現在)

区分		入所世帯数	入所人員(うち児童数)	
市内	私立(1施設)	2 世帯	4 人 (2 人)	
市外	私立(5施設)	10 世帯	25 人(15 人)	

20 助産施設

妊産婦が経済的理由により入院助産を受けることができないと認められるときは、助産施設へ入所させ助産を受けさせる。なお、世帯の課税状況により入所できない場合があり、入所者には世帯の課税状況に応じて費用負担がある。

• 令和 6 年度予算額 500 千円 (令和 5 年度実績 0 千円)

21 産前・産後サポート事業

産前産後に家事や育児の負担軽減を必要とする家庭に対して、ファミリーサポートセンター提供会員が家事支援・育児補助を行う。平成 29 年 6 月 1 日事業開始。

年度	利用者数	利用件数
令和元年度	27 人	245 件
令和2年度	15 人	189 件
令和3年度	19 人	280 件
令和4年度	15 人	92 件
令和5年度	16 人	76 件

22 子育て情報相談室(すこやかセンター3階)

(1) 子育て情報相談センター

子育て親子を対象として、子育てについての相談や情報の提供、助言その他の援助を行う。

· 令和6年度予算額 1,625千円(令和5年度実績 1,857千円)

事業名	事業内容	実績(令和5年度)
子育て情報の集約・	姫路市子育てガイドブックの発行	令和5年11月
提供	姫路市子育て応援サイト「わくわくチャイル	ホームページの更新
	ド」の運営	
	LINE 公式アカウントのメッセージ配信	37 回
子育て相談	利用者支援員等による乳幼児の子育てに関す	440 件
	る相談	(来所 296 件、電話 144 件)
子育て講演会	子育て及び子育て支援に関する講習等の実施	62 回
子育て家庭支援講座	「ノーバディーズ パーフェクト プログラ	0 回
	ム」子育てに関する関心ごとや悩みごとをグ	
	ループで話し合い、自分にあった子育ての仕	
	方を学ぶプログラムの実施	
	「親子の絆づくりプログラム 赤ちゃんが来	0 回
	た!」0 歳児を初めて育てている母親のため	
	の仲間・きずな・学びのプログラムの実施	
子育てサークルの支	サークル活動の場の提供 (一時保育室利用)	24 回
援		
図書の貸出し	情報コーナーの育児関係図書や絵本の貸出し	984 冊
「すこやかひろば」	乳幼児を持つ保護者が気軽に集い、交流しな	利用者 4,608 組 10,064 人
の開設	がら遊べるように遊戯室を開放	

(2) 子育て学習センター

親子で参加して、ふれあい遊びや季節の行事を楽しみながら、子育てに関する体験学習を行う。

- ・ 参加者 前期 69 組 (5 コース)・後期 47 組 (3 コース) 計 116 組 (8 コース)
- · 令和 6 年度予算額 422 千円 (令和 5 年度実績 285 千円)

23 児童厚生施設

児童を対象に健全な遊びを与え、集団的・個別的に指導して健康を増進し、情操を豊かにするとともに、遊びを通して運動に親しむ習慣の形成、運動の仕方、技能の習得、精神力の涵養を図り、児童の体力増進に資する等、健全育成に関する総合的な機能を有する施設である。昭和55年度を初年度として、市内を8地区に区分し、9児童センターを開設している。平成4年5月には、桜山貯水池周辺の広大な自然を生かした自然体験ができる全国第1号の宿泊型の児童厚生施設である宿泊型児童館「星の子館」を開設している。また、小型児童館として平成18年3月27日の合併に伴い新たに本市の施設となった坊勢児童館を開設している。

なお、児童センター未設置校区を対象に、児童厚生員が地域の公民館、小学校等を巡回する移動児童センター事業を実施している。加えて、宿泊型児童館は平成19年4月から、9児童センターは平成20年6月から、乳幼児とその保護者が相互に交流できる地域子育て支援拠点としての役割も果たしている。

· 令和 6 年度予算額 385,461 千円 (令和 5 年度実績 361,677 千円)

(1) 大型児童館(B型児童館)

ア 名称 宿泊型児童館「星の子館」

イ 所在地 青山 1470-24

ウ 開館年月日 平成4年5月1日

エ 規模・構造

・ 構造 鉄筋コンクリート造 高層棟 地上7階建 低層棟 地上4階、地下1階建

• 敷地面積 45,412.81 m²

・ 延床面積 3,300.78 m² (なかよしホール増設分を含む。)

オ 建設事業費 2,179,184 千円 (なかよしホール増設分を含む。)

カ 施設の内容

宿泊機能 定員 100 人、客室 14 室

・ 児童厚生機能 遊戯室、トレーニングルーム、図書室

· 天体観測機能 天体望遠鏡 90cm 反射式、天文教室、天体観測室

・ その他設備 会議室、屋外劇場、レストラン、浴室、水時計、散策路

※ 管理運営は、指定管理者制度を導入

[宿泊料金]

		料金
	大人	4,600 円
児童を伴う	中学生~高校生	3,300 円
宿泊の場合	幼児(3歳)~小学生	2,500 円
	3歳未満の幼児	無料
	一室に1名の利用	5,500 円
大人のみの	一室に2名の利用	5,000 円
宿泊の場合	一室に3名の利用	4,800 円
	一室に4名以上の利用	4,600 円



〔星の子館利用状況〕

年度	宿泊	児童厚生	天体観測	一般来館者他	合計
令和元年度	7,798 人	74,093 人	18,349 人	28,055 人	128,295 人
令和2年度	2,844 人	42,340 人	7,064 人	14,839 人	67,087 人
令和3年度	4,731 人	51,678 人	11,692 人	24,267 人	92,368 人
令和4年度	6,722 人	49,107 人	18,338 人	31,078 人	105,245 人
令和5年度	6,719 人	56,242 人	20,028 人	32,501 人	115,490 人

(2) 児童センター

施設名			機能		開設年月日
所在地	構造・規模	遊戲室	図書室	集会室 (学習室)	建設費
飾磨児童センター	鉄骨造平屋建	130.83 m²	28.11 m²	73.46 m²	昭和 56 年 7 月 11 日 平成 26 年 4 月 1 日移転
飾磨区細江 2654	延床面積 399.25 ㎡				新築費 119,605 千円
広畑児童センター	鉄筋コンクリート造2階建	87.75 m²	32.98 m²	60.07 m²	昭和 56年 10月1日
広畑区正門通一丁目 7-3	延床面積 347.00 ㎡	67.75 III	32.96 III	00.07 111	48,800 千円
網干児童センター	鉄筋コンクリート造2階建	102.31 m ²	15.64 m²	67.97 m²	昭和57年4月1日
網干区垣内中町 120	延床面積 348.21 ㎡	102.51 III	10.04 III	67.97 111	54,700 千円
東児童センター	鉄筋コンクリート造2階建	104.94 m²	36.48 m²	46.98 m²	昭和58年3月1日
花田町加納原田 813	延床面積 346.90 ㎡	104.94 III	50.46 III	40.96 III	67,142 千円
安室児童センター	鉄筋コンクリート造2階建	101.50 m²	41.70 m²	$40.75~\mathrm{m}^2$	昭和60年3月1日
田寺東二丁目 7-13	延床面積 349.72 ㎡	101.50 III	41.70 III	40.75 III	65,893 千円
東光児童センター	鉄筋コンクリート造2階建	105.00 m²	23.63 m²	60.00 m²	平成元年3月4日
幸町 99-1	延床面積 358.04 ㎡	105.00 III	25.65 III	60.00 111	71,600 千円
面白山児童センター	鉄筋コンクリート造2階建	63.00 m²	26.75 m²	136.50 m²	平成2年10月3日
神子岡前三丁目 8-1	延床面積 514.48 ㎡	65.00 III	56.75 III	136.30 III	19,860 千円
北児童センター	鉄筋コンクリート造2階建	106.80 m²	38.64 m²	60.16 m²	平成3年4月1日
豊富町御蔭 1110-3	延床面積 356.56 m²	100.00 III	50.04 III	00.16 III	95,047 千円
灘児童センター	鉄筋コンクリート造2階建のうち1階	114.28 m²	44.04 m²	59.99 m²	平成 11 年 4 月 15 日
白浜町宇佐崎中二丁目 520	延床面積 388.18 ㎡	114.40 III	44.04 III	99.99 III	103,171 千円

※ 管理運営は、指定管理者制度を導入

[児童センター利用状況]

(人)

· ·	1 47 11 0 10								(, ,
年度	飾磨	広畑	網干	東	安室	東光	面白山	北	灘
令和元年度	57,171	29,111	26,897	35,654	34,205	21,582	41,802	18,512	31,621
令和2年度	11,983	18,477	16,069	12,098	17,500	14,074	16,112	8,536	13,121
令和3年度	13,925	21,208	20,229	12,894	21,209	19,953	19,266	11,492	19,935
令和4年度	16,281	23,780	23,026	18,929	16,453	22,378	19,957	11,858	20,070
令和5年度	29,157	32,904	33,086	31,278	34,772	28,636	29,204	16,524	32,954

(3) 小型児童館

施設名	推光 担告		機能	開設年月日	
所在地	構造・規模	遊戲室	図書室	集会室	建設費
坊勢児童館	鉄筋コンクリート造2階建	F 0.00 ²	20.00 m²	20.002	平成4年4月1日
家島町坊勢 303-3	延床面積 314.80 ㎡	52.80 m ²	20.00 m	39.20 m²	57,340 千円

[※]夢前ふれあいの館フレンデは、平成28年3月31日廃止

[小型児童館利用状況] (人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
坊勢児童館	4,034	2,259	2,619	3,499	3,421

(4) 移動児童センター

児童を核に、より多くの地域の人々に児童センター活動に対する関心と参加を促し、地域一体となった児童健全育成を行うため、児童センター・児童館のない校区に対し、児童厚生員が公民館、小学校等を専用車両で巡回し、児童センターと同内容の事業を実施

· 令和 6 年度実施予定回数 792 回

[移動児童センター利用状況]

(人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動児童センター	15,814	7,899	8,346	9,399	8,622

[※]事業は、委託により実施

24 こども食堂等運営支援事業

経済的な理由、家庭の事情等により食事を十分にとれない子どもの支援をするため、又は子どもが一人で食事をとる孤食の解消等を図るため、こども食堂に関する事業を実施し、子どもが孤独又は孤立に陥らないように子どもを行政機関等の必要な支援につなげることを目的とする団体に対しその事業に要する経費の一部を補助する。

· 令和 6 年度予算額 15,000 千円 (令和 5 年度実績 4,664 千円)

25 出産・子育て応援給付金

全ての妊婦や子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫 した伴走型相談支援に合わせて、「出産応援給付金」及び「子育て応援給付金」を支給する。令和 5 年 2 月 15 日より事業開始。

- ・ 令和6年度予算額 400,989千円(令和5年度実績 663,540千円(繰越含む))
- (1) 支給対象者と支給額

ア 出産応援給付金

妊娠届を提出した妊婦に対して、妊娠届出時に保健師等の面談を実施後、妊婦 1 人あたり 5 万 円を支給

イ 子育て応援給付金

出生した児童の養育者に対して、「こんにちは赤ちゃん訪問」時に保健師等の面談を実施後、 出生した児童1人あたり5万円を支給

※ 併せて、妊娠8か月頃にアンケートを実施

(2) 支給状況

区分	支約	士沙姑 (壬四)	
区方	出産応援給付金	子育て応援給付金	支給額(千円)
令和4年度	1,282	718	100,000
令和5年度 (繰越含む)	7,460	5,773	661,650

ひとり親の福祉

近年のひとり親家庭等を取り巻く生活環境は、雇用・養育など様々な面で厳しい状況にある。ひとり 親家庭等の態様及びニーズの多様化に対応するため、総合的かつ普遍的な支援施策の整備が求められて いる。

本市では、母子・父子自立支援員(4名)による専門的な相談指導をはじめ、母子父子寡婦福祉資金の貸付や日常生活支援等の事業を実施し、ひとり親家庭等の生活の安定と向上を図りその福祉を増進するための施策を推進している。

1 ひとり親家庭等相談指導状況

[年度別推移] (件数)

	区分	}	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	住宅		61	52	36	40	44
	医療・健康	ŧ	28	23	37	21	29
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	夫等の暴力	78	84	66	89	73
生	家庭紛争	その他	133	118	139	160	230
生活一	就労		46	51	58	43	39
般	結婚		7	13	3	1	0
	養育費		80	46	43	54	61
	借金		2	2	2	3	10
	その他		100	113	142	115	96
	養育		72	71	118	131	182
	教育		210	158	193	151	164
児 童	非行		0	5	0	1	0
	就職		4	0	1	1	3
	その他		10	10	7	9	13
	母子福祉資	金	362	220	222	256	177
	寡婦福祉資	金	0	8	3	0	1
生	公的年金		0	1	1	2	1
生活援護	児童扶養手	当	10	19	17	35	21
護	生活保護		5	7	4	19	12
	税		3	1	1	6	1
	その他		261	279	184	140	135
その	その他		17	7	7	10	21
	合計		1,489	1,288	1,284	1,287	1,313
解決			1,489	1,288	1,284	1,287	1,313
繰越			0	0	0	0	0

2 母子父子寡婦福祉資金の貸付

母子家庭の母、父子家庭の父または寡婦に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り扶養している児童等の福祉を増進するため、資金(12種類)を貸し付ける。

· 令和 6 年度予算額 31,261 千円 (令和 5 年度実績 6,437 千円)

〔貸付内容〕 (令和6年4月1日現在)

種類		貸付目的		限度額(円)	据置期間	償還期限
事業開始	事業を開	始するために必要な資金	È	個人 3,470,000 団体 5,220,000	1年	7年以内
事業継続	現在営ん 要な資金	でいる事業を継続する	ために必	個人 1,740,000 団体 1,740,000	6 か月	7年以内
	な子	高等学校	国公立	月額 27,000		
	貸ど 金も	専修学校 (高等課程)	私立	月額 45,000		
	一を言	 高等専門学校	国公立	月額 31,500		
修学	校	同等导门子仪	私立	月額 48,000		
	大	事修学校(専門課程)	国公立	月額 67,500		
	字 等	导修子仪(导门硃住)	私立	月額 89,000	-L- M/2 //2	15-11 A det) - 1 10
	へ 始	短期上兴	国公立	月額 67,500	卒業後 6 か月	貸付金額により 5~20年以内
	学	短期大学	私立	月額 93,500	0 1/7	5 - 20 +XF1
	させ	1.24	国公立	月額 71,000		
	な資金というな学の就学させるために	大学	私立	月額 108,500		
	た め	大学院	修士課程	月額 132,000		
	に 必	八子阮	博士課程	月額 183,000		
	必要	専修学校 (一般課程)		月額 52,500		
技能習得	就職等に 要な資金	必要な技能を習得する	ために必	月額 68,000	終了後 1年	20 年以内
修業	子どもがために必	就職等に必要な技能を 要な資金	習得する	月額 68,000	終了後 1 年	20 年以内
就職支度	就職するための資	ために必要な被服等を 金	購入する	105,000	1年	6年以内
医療介護	病気療養めに必要	するため、または介護を な資金	受けるた	医療 340,000 介護 500,000	6 か月	5年以内
生活		医療介護資金の貸付を受 話を安定させるために必要		月額 108,000	終了後 6 か月	貸付内容により 5~20年以内
住宅	住宅を取る 必要な資	得、新築、増築、改築す 金	っるために	1,500,000	6 か月	6年以内
転宅	住居を移転するために必要な資金			260,000	6 か月	3年以内
就学支度	子どもを高校、大学等に入学させるときに 必要な資金			高校 150,000 大学 410,000 大学院 380,000	卒業後 6 か月	貸付金額により 5~10.5 年以内
結婚	扶養して 要な資金	いる子どもが結婚する	場合に必	320,000	6 か月	5年以内

注 1 貸付利息は、無利子。ただし、事業開始・継続、技能習得、就職支度(配偶者のない女子に係る ものに限る。)医療介護、生活、住宅、転宅、結婚資金については連帯保証人を立てない場合には 年 1%。

- 注2 大学院以外の修学資金の限度額は通学方法によって異なり、本表は自宅通学の場合の金額。
- 注 3 就学支度資金の限度額は学校の種類や通学方法によって異なり、本表は、大学院は国公立の場合の金額で、大学院以外は国公立の自宅通学の場合の金額。

〔貸付及び償還状況 (年度別推移)〕

,	欠人任叫		令和3年	三度		令和 4 4	年度		令和 5 年	F度
]	資金種別	件数	貸付額(円)	償還金(円)	件数	貸付額(円)	償還金(円)	件数	貸付額(円)	償還金(円)
	事業開始			234,447			245,769			258,517
	修学	23	13,555,800	40,666,698	15	7,959,600	35,568,654	8	5,695,200	42,208,873
	技能習得	1	816,000	446,242	1	816,000	425,592			348,474
母子	修業			309,758			664,466			138,600
母子福祉資金	生活	2	737,700	1,257,946	1	104,400	909,150			668,084
資金	転宅			272,343			104,973			45,184
	就学支度	5	1,725,000	8,025,191	4	1,585,000	8,389,053	1	160,000	7,581,165
	児童扶養									
	計	31	16,834,500	51,212,625	21	10,465,000	46,307,657	9	5,855,200	51,248,897
<i>ح</i> ک	修学	1	876,000	90,000			616,000			210,000
子福	就学支度	1	590,000	67,772			657,692			67,692
父子福祉資金	生活			63,000			63,000			63,000
並	計	2	1,466,000	220,772			1,336,692			340,692
	事業開始									
寡	修学	1	600,000	1,134,150			1,069,872			1,060,728
	修業									
婦福祉資金	住宅									
並	就学支度			31,992			46,718			61,284
	計	1	600,000	1,166,142			1,116,590			1,122,012
	合計	34	18,900,500	52,599,539	21	10,465,000	48,760,939	9	5,855,200	52,711,601

3 ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭の母、父または寡婦が就職活動や傷病などのため一時的に日常生活を営む上で支障が ある場合に、必要な家事や乳幼児の保育等を行う家庭生活支援員を派遣する。

- ・ 費用負担 世帯の課税状況に応じて費用負担あり。
- 令和6年度予算額
 432千円(令和5年度実績 330千円)

4 ひとり親家庭自立支援給付事業

- · 令和 6 度予算額 42,017 千円 (令和 5 年度実績 27,534 千円)
- (1) 自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母または父が厚生労働大臣の指定する職業能力開発のための講座を受講し、修了 した場合、受講料の一部を支給する(所得制限有)。

対象講座により、支給額が異なる。

(令和5年度実績 15件、1,177千円)

(2) 高等職業訓練促進給付金等

ア 訓練促進給付金

ひとり親家庭の母または父が就業に結びつきやすい資格(看護師・准看護士・介護福祉士・保育士など)を取得するために、養成機関で修業し、対象資格の取得が見込まれる場合に支給する (所得制限有)。

(令和5年度実績 27件、26,207千円)

イ 修了支援給付金

養成機関におけるカリキュラム修了後に支給する(要件有)。

(令和5年度実績 3件、150千円)

(3) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業

ひとり親家庭の親又はその子(20歳未満)が、より良い条件での就業のために高卒認定試験の合格を目指して対策講座を受講する場合に、受講開始時、受講修了時及び試験合格時に受講料の一部を支給する。

(令和5年度実績 0件)

(4) 身元保証人確保対策事業

母子生活支援施設に入所中または退所した者が就職やアパート等を賃借する際に、施設長が身元 保証人となった場合の損害保険料を市が負担する。

(令和5年度実績 0件)

5 ひとり親家庭就労支援事業

児童扶養手当受給者の中で就労していない母親及び父親に対し、就労相談員(兼就業支援専門員) が個別の就労相談に応じ、自立・就業支援のための自立支援プログラムを策定し、ハローワークとの 連携のもと、就職に結び付けて自立を促進する。

· 令和 6 年度予算額 397 千円 (令和 5 年度実績 209 千円)

・ 令和5年度プログラム策定件数 151件

6 養育費等支援事業

子どもが両親の離婚を乗り越えて健やかに成長できるよう、ひとり親家庭等に対する支援として、 子どもの養育費の確保について、広報啓発及び相談支援体制の充実を図る。

ア 「子どもの養育に関する合意書作成手引とQ&A」(合意書の参考書式を含む。)の作成配付

イ 弁護士による養育費等専門相談

市民相談センター内相談室にて毎月第3金曜日の13:30から16:30で1日6人まで

· 令和 6 年度予算額 594 千円 (令和 5 年度実績 495 千円)

7 養育費確保事業

ひとり親家庭の子どもの健やかな育成環境を整えるための養育費を確保するための支援を行う。

(1) 公正証書等費用助成

公正証書など養育費に関する取り決めにかかる費用を助成する。

(2) 養育費保証

養育費不払いの場合の立替保証契約を保証会社と締結する場合の初回保証料を助成する。

・ 令和6年度予算額 817千円(令和5年度実績 506千円)

8 母子家庭等医療費助成

母子家庭、父子家庭、遺児に対し、医療費の一部を助成する(所得制限有)。

· 令和 6 年度予算額 112,869 千円 (令和 5 年度実績 121,683 千円)

[年度別推移]

左庇	年度末資格者数	·資格者数 助成件数				
年度	(延人員)	現物給付	現金給付	合計	助成額(円)	
令和元年度	4,201 (49,822)	44,634	2,482	47,116	125,981,220	
令和2年度	3,919 (46,968)	38,812	2,291	41,103	112,650,399	
令和3年度	3,664 (43,690)	40,493	2,241	42,734	118,185,854	
令和4年度	3,455 (40,872)	39,356	1,896	41,252	115,289,355	
令和5年度	3,096 (38,578)	41,523	1,841	43,364	118,954,162	

9 母子・父子福祉団体の育成等

· 令和 6 年度予算額 3,189 千円 (令和 5 年度実績 3,189 千円)

〔実施状況〕

事業名	令和5年度実績					
尹 未石	事業内容	参加者数				
若年母子家庭の集い (中播磨健康福祉事務所と共催)	令和6年3月17日 かさがた温泉・ひまわりコンサート(神崎郡市川町)	16 人				
野外活動事業	令和 5 年 7 月 23 日 淡路ファームパークイングランドの丘	48 人				

生活指導講習会	いきいき講座 2回 松茸狩りと信楽焼(滋賀県甲賀市) ミカン狩り(岡山県備前市日生町)	39 人
リーダー研修	役員研修会	8人
技能修得講座	簿記3級講座 基礎からのワード・エクセル講座 介護職員初任者研修 調剤薬局事務講座	5人 5人 3人 14人
母子研修	リーダー研修	8人

10 ひとり親家庭学習支援事業

(1) 学習支援

ひとり親家庭等の小学6年生に対し学習支援による学びの機会を提供することにより、子どもの学習習慣の習得、学習への意欲向上を図る。

· 令和 6 年度予算額 1,973 千円 (令和 5 年度実績 28 名、1,874 千円)

(2) 受験料助成

ひとり親家庭及び低所得子育て世帯に対し、大学等を受験する際の受験料及び高等学校又は大学等 受験のための模擬試験受験料を助成する。(所得制限有)

· 令和 6 年度予算額 30,334 千円 (令和 6 年度新規事業)

生活困窮者支援

平成 27 年 4 月 1 日の生活困窮者自立支援法施行時に、相談窓口の名称をくらしと仕事の相談窓口に改め、生活保護申請に至る以前の困窮者に対し、早期に困窮状態から脱するための伴走型支援を行っている(生活困窮者自立支援事業)。相談内容は、経済的困窮、就労支援に関する相談が多く、各々に対応できるサービスの調整や情報の提供のほか、同行や家庭訪問による各種制度利用の手続き支援等を行っている。

1 自立相談支援事業

生活困窮状態にある人のみならず、広く困り事の相談を受け、解決の糸口を相談者と共に探していく支援を、委託により実施。(令和6年度予算額 60,594千円)

[年度別相談者数]

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談者数	1,121 人	1,011 人	1,099 人
プラン策定件数	367 件	322 件	284 件
(内再プラン)	(115件)	(128件)	(108件)

〔年齢別相談件数〕 (令和5年度実績)

10場 20	90 44	90 件	10 代	FO 44	60~	2. 非	7 ===	左	記の男女	別	合計 1,099
~19歳	20代	30代	40代	50代	64 歳	65歳~	不明	男	女	不明	台計
6	130	154	179	242	96	232	60	689	408	2	1,099

[問題別相談件数(該当項目複数あり)]

(令和5年度実績)

病気・健康・障害	住まい	収入・ 生活費	債務・ 家計管理	就職活動• 職場定着	社会的孤立・ 引きこもり・ 不登校	家族・地域・人間関係	DV・ 虐待	その他	合計
902	563	998	434	772	26	499	20	168	4,382

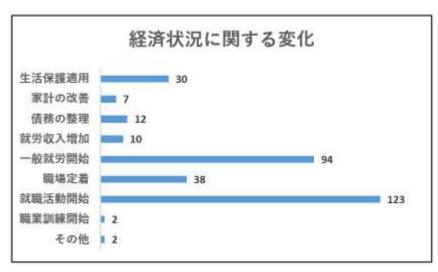
就労支援を希望する人には、ハローワーク姫路(ワークサポートひめじ)や当事業委託先と連携 した就労支援、当窓口で行っている無料職業紹介を活用し、就労先へのマッチングを行う。あわせ て、面接練習や履歴書の書き方の指導、就職後の定着支援などを実施。

〔就労支援人数(該当項目複数あり)〕

(人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活保護受給者等就労自立促進事業	310	290	251
委託による就労支援	289	268	229
無料職業紹介	71	55	54

[プラン策定により見られた変化(該当項目複数あり)] (令和5年度実績)





2 住居確保給付金事業

離職等又はやむを得ない休業等により住宅を失った、またはそのおそれが高い生活困窮者であって、所得が一定水準以下で本市規定の要件を満たす人に対して、有期で家賃相当分の給付金を支給すると共に、支援員による就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を実施。(令和6年度予算額 8,187千円)

[年度別利用者数]

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規利用決定者数	89 人	59 人	19 人
支給件数	339 件	307 件	79 件

3 就労準備支援事業

直ちに就労する事が困難な人に、講座やしごと体験等への参加を通して、生活習慣の改善やコミュニケーション能力の向上を図ることにより、就職活動に向けての準備を行う支援を委託により実施。(令和6年度予算額 3.843千円)

[支援内容]

①日常生活自立支援(安定した生活習慣形成が必要な方)

- ・規則正しい生活を行うためのアドバイス
- ・食生活や身だしなみについてのアドバイス
- ②社会自立支援(社会参加のための基礎づくりが必要な方)
 - ・コミュニケーション能力向上に向けたグループワークの実施
 - ・話し方、マナー、服装についてのセミナーの実施
 - ・ボランティア体験の場の提供
- ③就労自立支援(就労に向けた実践的な支援が必要な方)
 - ・ハローワークや求人誌の活用法の指導
 - ・就職対策講座、履歴書の作成支援、模擬面接の実施
 - ・しごと体験の場の提供
- ◆ 就労に向けての準備が整えば、就労支援も実施。支援員が個別の求人開拓を含めた就労支援 及び就労決定後の職場への定着支援を行う。

[年度別利用者数]

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	2 人	0人	1人
延利用月数	6ヶ月	0ヶ月	1ヶ月

4 家計改善支援事業

何らかの収入がありながら、支出の仕方に問題があるため、収支のバランスが取れなくなり、公 共料金や家賃、税、保険料等の滞納や債務が発生している又はそのおそれがある人に対して、収支 のバランスが取れた家計のやりくりを自ら行えるよう、ファイナンシャルプランナー等の資格を有す る支援員による支援を委託により実施。(令和6年度予算額 2,228千円)

[年度別利用者数]

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	7人	7人	7人
延利用月数	24 ヶ月	30 ヶ月	39 ヶ月

5 一時生活支援事業

失業等により住居を失った人に、一時的に宿泊場所と食事等の提供を行い、併せて生活再建のための就労支援や、他の制度活用による施設入所等の支援を実施。(令和6年度予算額 16,192千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	30 人	18 人	13 人
延利用日数	901 日	526 日	355 日

6 学習支援事業

低学力・低学歴による貧困の連鎖を防止する事を目的に、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯 の中学生等を対象として、学習教室型の学習支援を委託により、個別訪問型支援を直営により実施。

(令和6年度予算額 12,894千円)

[支援内容]

- ① 学習教室型は原則毎週実施。また、交流会の開催、大学訪問など、居場所づくりの場、体験活動等の提供を行うほか、保護者への受検情報の提供や教育相談も実施する。
- ② 学習支援員が、不登校生及び進学が困難と思われる生徒を対象に、学習指導、進学のための情報提供等、個々の生徒の必要に応じた支援を行う。また、支援の効果を高めるため、保護者の同意の下、教育委員会、各学校、総合教育センター等と情報を共有し連携する。
- ③ 学習支援員が、事業を利用した高校生を対象に面談を実施し、高校中退防止のための支援を行う。通信制高校の生徒については、レポート提出及びスクーリングの出席状況に注意し、確実な単位取得を支援する。

〔年度別利用者数〕

• 学習教室型

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	36 人	38 人	52 人
延利用回数	1,305 回	1,348 回	1,500 回

• 個別訪問型

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	23 人	18 人	15 人
延利用回数	443 回	473 回	467 回

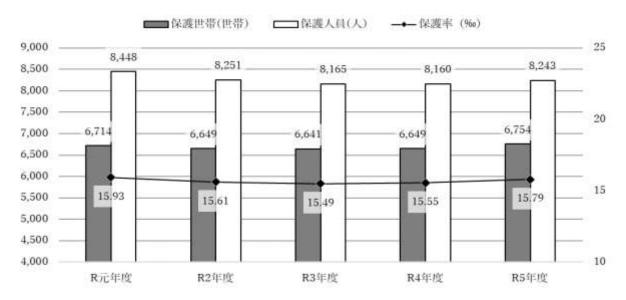
生活保護

生活保護制度は、憲法第 25 条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。

生活保護を適用するにあたっては、生活に困窮する人が、その利用できる資産、能力その他あらゆる ものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としている。

本市における生活保護の現状は、次のとおりである。

1 保護人員、保護世帯数



〔種類別被保護世帯数及び人員の年度別推移〕

区分	r	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
被保護	世帯数	6,714	6,649	6,641	6,649	6,754
(実数)	人員	8,448	8,251	8,165	8,160	8,243
生活扶助	世帯数	5,960	5,873	5,829	5,834	5,916
生佔沃切	人員	7,543	7,335	7,218	7,209	7,269
住宅扶助	世帯数	5,788	5,726	5,730	5,749	5,839
住七沃功	人員	7,278	7,108	7,050	7,070	7,139
数	世帯数	248	214	195	199	197
教育扶助	人員	370	310	295	296	292
介護扶助	世帯数	1,826	1,854	1,908	1,924	2,000
刀 喪沃功	人員	1,887	1,903	1,958	1,980	2,058
医療比別	世帯数	5,884	5,727	5,732	5,750	5,880
医療扶助	人員	6,994	6,682	6,669	6,687	6,836
出産扶助(年間延人員		12	12	14	8	14
生業扶助 (年間延人員)		1,903	1,530	1,387	1,336	1,212
葬祭扶助(年	間延人員)	193	153	170	219	148

[受給世帯類型別推移]

類型 年度	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害 世帯	その他の世帯	合計
令和元年度	3,962	235	1,661	856	6,714
令和2年度	3,970	209	1,633	837	6,649
令和3年度	4,027	187	1,589	838	6,641
令和 4 年度	4,019	193	1,569	868	6,649
令和5年度	4,066	196	1,581	911	6,754

〔世帯人員別被保護世帯の状況〕

(令和5年7月被保護者調查)

世帯人数年度	5 人以上	4 人	3 人	2 人	1人	合計
令和元年度	45	68	206	896	5,449	6,664
令和2年度	42	61	184	847	5,458	6,592
令和3年度	41	60	162	783	5,504	6,550
令和4年度	43	63	158	777	5,523	6,564
令和5年度	47	54	165	759	5,635	6,660

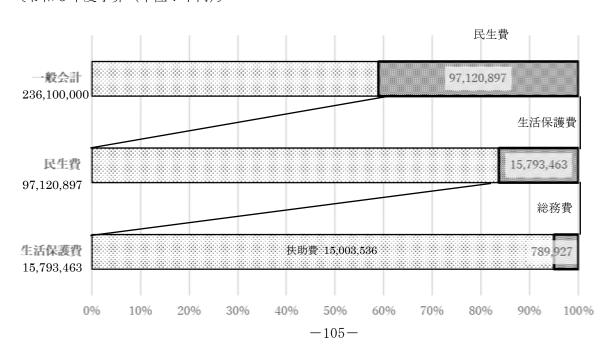
[年齢階級別]

(令和5年7月被保護者調查)

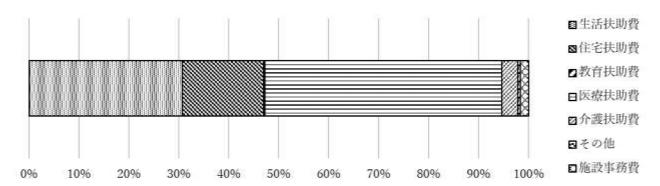
年齢 性別	~ 5歳	~ 11 歳	~ 14 歳	~ 19 歳	~ 29 歳	~ 39 歳	~ 49 歳	~ 59 歳	~ 69 歳	70 歳 以上	合計
男	72	83	67	93	97	119	332	626	871	1,646	4,006
女	56	103	50	79	107	188	291	504	526	2,222	4,126
合計	128	186	117	172	204	307	623	1,130	1,397	3,868	8,132

2 生活保護費

[令和6年度予算(単位:千円)]



[令和6年度予算 扶助費 内訳(予算額 15,003,536千円)]



(1) 生活扶助費(4,609,103 千円 30.7%)

日常生活の基本である衣食の費用や光熱費、家具什器などの基本生活費、11 月~3 月の冬季加算、年末に個々の生活費に加えられる期末一時扶助、入院日用品費、介護施設入所者生活費、障害者、妊産婦の加算、児童養育の加算、母子加算、該当者の介護保険料、不動産鑑定費用等、救護施設入所者の生活扶助等

(2) 住宅扶助費(2,433,294 千円 16.2%) 家賃、地代等にあてる費用や最低生活維持の上から必要とされる家屋補修費

(3) 教育扶助費(43,913 千円 0.3%)

義務教育就学中の児童生徒の学年別・性別に必要な学用品や通学用品ほか正規の教材、高等学校等就 学費、学校給食費等

(4) 医療扶助費(7,113,314 千円 47.4%)

指定医療機関に支払う診療報酬、眼鏡・下肢装具等の治療材料費、あん摩・マッサージ、はり・きゅう、柔道整復の施術費等

(5) 介護扶助費(486,488 千円 3.2%)

要介護状態・要支援状態の被保護者に介護扶助(介護保険利用者負担分の扶助)を適用する経費

- (6) その他(81,585 千円 0.5%)
 - ア 出産扶助費(5,109 千円)

分娩の介助に必要な処置費及び衛生材料費

イ 生業扶助費(38,682 千円)

被保護世帯の収入の増加、自立助長を図るための生業費や技能修得費、就職支度金等

ウ 葬祭扶助費(33,136 千円)

葬祭に必要な経費

工 就労自立給付金(1,858 千円)

保護受給中の就労について、収入認定された額の一定の範囲内を仮想的に積立し、安定就労し、保護 廃止時に支給

才 進学準備給付金(2,800 千円)

大学等に進学した者に対して支給

(7) 施設事務費(235.839 千円 1.6%)

救護施設入所者の施設事務費

[種類別保護費の推移]

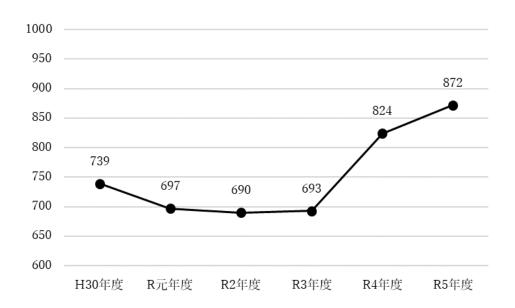
年度	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	介護扶助	その他 の扶助	施設 事務費	合計
令和元年度	4,583,464,652	2,346,852,872	38,472,640	6,970,448,955	399,762,237	53,279,610	244,368,200	14,636,649,166
令和2年度	4,466,169,173	2,325,385,783	33,996,434	6,776,581,246	389,783,068	47,683,521	253,034,976	14,292,634,201
令和3年度	4,385,808,120	2,328,142,388	34,074,685	6,856,602,462	432,759,300	50,656,778	250,701,847	14,338,745,580
令和4年度	4,376,827,062	2,353,902,291	32,336,333	6,897,782,620	460,673,689	61,573,786	238,188,425	14,421,284,206
令和5年度	4,443,043,987	2,414,378,160	31,926,581	7,093,039,054	500,826,024	60,597,939	245,108,625	14,788,920,370

〔生活保護費の推移〕

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
世帯数	221,263	223,254	225,396	227,497	229,401
人口	530,170	528,519	527,263	524,806	522,019
保護世帯数	6,714	6,649	6,641	6,649	6,754
保護人員	8,448	8,251	8,165	8,160	8,243
保護率 (‰)	15.93	15.61	15.49	15.55	15.79
保護費 (円)	14,636,649,166	14,292,634,201	14,338,745,580	14,421,284,206	14,788,920,370
1人当たり の月額	144,380	144,353	146,344	147,276	149,510

3 生活保護申請状況

件数



〔保護開始要因〕 (令和5年度実績)

17	/\	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合
区	ガ	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	計
世帯主疾病	ij	17	19	15	16	11	14	9	17	10	6	12	14	160
世帯員疾病	ij	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稼	死亡	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
稼働者の	離別等	0	1	2	1	1	1	1	5	2	1	3	3	21
0	不在	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稼働収入洞	划少喪失	5	11	6	10	6	10	10	8	5	3	5	3	82
年金仕送洞	划少喪失	9	4	9	6	3	9	4	8	6	6	9	8	81
手持金減少	喪失	23	29	28	29	28	44	30	35	36	38	17	34	371
その他		5	8	11	6	5	8	9	4	11	7	10	12	96
合	計	59	73	71	68	54	87	63	77	70	61	56	74	813

4 医療扶助費

[年度別推移]

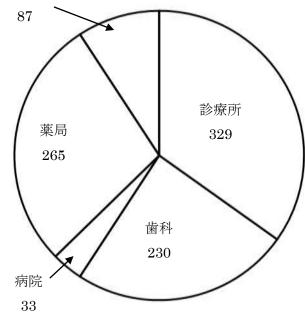
年度	支出額(円)	件数	1 件当たりの 平均額(円)	
	6,970,448,98	55	211,745	32,919
令和元年度	診療報酬(入院・外来等)	6,922,219,183	195,538	35,401
	事務所払 (検診料等)	48,229,772	16,207	2,976
	6,776,581,24	46	201,232	33,675
令和2年度	診療報酬(入院・外来等)	6,731,450,524	184,643	36,457
	事務所払 (検診料等)	45,130,722	16,589	2,721
	6,856,602,46	32	208,388	32,903
令和3年度	診療報酬 (入院・外来等)	6,812,310,494	188,786	36,085
	事務所払 (検診料等)	44,291,968	19,602	2,260
	6,897,782,62	20	208,003	33,162
令和4年度	診療報酬(入院・外来等)	6,846,123,938	186,864	36,637
	事務所払 (検診料等)	51,658,682	21,139	2,444
	7,093,039,05	215,183	32,963	
令和5年度	診療報酬(入院・外来等)	7,032,678,419	192,118	36,606
	事務所払 (検診料等)	60,360,635	23,065	2,617

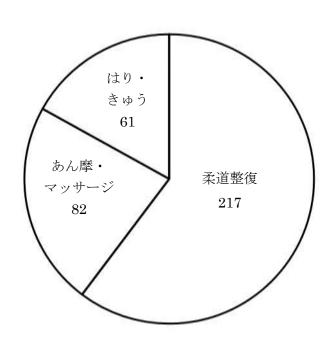
〔指定医療・施術機関〕 (令和6年3月末時点)

指定医療機関 944

指定施術機関 360







〔医療費扶助人員〕

左曲	∧ ∌I.	入	院	入院外		
年度	合計	単給	併給	単給	併給	
令和元年度	6,994	143	254	79	6,518	
令和2年度	6,682	145	264	74	6,199	
令和3年度	6,669	145	256	76	6,192	
令和4年度	6,687	136	254	81	6,216	
令和5年度	6,836	126	252	87	6,371	

5 教育扶助費

〔教育扶助の内容〕

(令和6年4月1日現在)

区分	小学校	中学校		
基準額	3,680 円	6,100 円		
教材代	正規の教材として学校長またのの購入に必要な額	とは教育委員会が指定するも		
学校給食費	保護者が負担すべき給食費の額			

〔受給人員〕

(令和5年7月被保護者調査)

左曲	小学校		中等	学校	総数		
年度	合計	1年	合計	1年	合計	1年	
令和元年度	223	35	142	40	365	75	
令和2年度	187	16	127	43	314	59	
令和3年度	166	23	114	34	280	57	
令和4年度	174	24	119	40	293	64	
令和5年度	182	39	111	34	293	73	

6 住宅扶助費

〔借家・借間世帯数(家賃・間代別)〕

(令和5年7月被保護者調査)

月額年度	1 ~ 8,000 円	8,001 ~ 13,000 円	13,001 ~ 18,000 円	18,001 ~ 20,000 円	20,001 ~ 26,000 円	26,001 ~ 30,000 円	30,001 円以上
令和元年度	27	232	262	140	505	525	4,117
令和2年度	27	231	259	146	500	516	4,122
令和3年度	30	211	256	139	488	512	4,139
令和4年度	31	198	245	133	478	499	4,212
令和5年度	26	190	228	153	468	507	4,332

7 介護扶助費内訳(令和5年度実績)

お問介護 113	区分		介記	護の報酬
訪問入浴介護		△ ガ	件数	金額 (円)
お問		訪問介護	9,952	154,612,002
訪問リハビリテーション 289 4,276,987 居宅療養管理指導		訪問入浴介護	113	1,734,250
居宅療養管理指導 12.640 15.034,604 通所介護 3,841 50,718,938 通所リハビリテーション 897 16,074,432 短期入所生活介護 346 7,580,543 短期入所療養介護 346 7,580,543 短期入所療養介護 346 7,580,543 短期入所療養介護 346 7,580,543 短期入所療養介護 2,903 112,835,103 福祉用具貸与 10,071 32,054,195 定期巡回・随時対応型訪問介護 0 0 4,791,395 夜間対応型訪問介護 200 4,791,395 夜間対応型訪問介護 21 151,700 小規模多機能型居宅介護 21 151,700 小規模多機能型居宅介護 21 2,797,564 認知症対応型共同生活介護 25 716,088 地感管理院訪殿以居者当が護 0 0 看護小規模多機能型居宅介護 29 948,309 地域密着型介護老人福祉施設 33 4,504,878 介護老人福祉施設 33 4,504,878 介護老人保健施設 341 21,116,028 介護所養型医療施設 0 0 介護予防訪問介護 0 0 介護予防訪問介護 0 0 介護予防訪問介護 0 0 介護予防訪問介護 0 0 0 介護予防訪問用介護 1,230 7,682,519 介護予防訪問リハビリテーション 99 795,894 介護予防通所介護 0 0 0 介護予防通所介護 0 0 0 介護予防通所介護 0 0 0 介護予防通別入所外養養介護 28 113,566 介護予防短期入所療養介護 28 113,566 介護予防短期入所療養介護 28 12,294,285 介護予防短期入所療養介護 28 12,294,285 介護予防短期入所療養所護 0 0 0 0 元養予防和雇用具貸与 4,163 4,198,810 介護予防短期企対応型通所介護 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		訪問看護	5,919	46,308,273
通所介護 3,841 50,718,938 通所リハビリテーション 897 16,074,432 短期入所生活介護 346 7,580,543 短期入所療養介護 34 590,639 特定施設入居者生活介護 2,903 112,835,103 福祉用具貸与 10,071 32,054,195 定期巡回・随時対応型訪問介護 200 4,791,395 夜間対応型訪問介護 2,350 32,142,296 認知症対応型通所介護 2,350 32,142,296 認知症対応型連更所介護 121 2,797,564 認知症対応型共同生活介護 25 716,088 地感管型診臓以居者生活介護 29 948,309 地域密着型介護老人福祉施設 33 4,504,878 介護老人福祉施設 859 26,423,877 介護老人保健施設 341 21,116,028 介護子防訪問介護 0 0 介護予防訪問介護 0 0 介護予防訪問介護 0 0 介護予防訪問介護 0 0 介護予防訪問介護 0 0 介護予防訪問月介護 0 0 介護予防訪問月介護 0 0 介護予防訪問月済 0 0 介護予防訪問月済 0 0 介護予防訪問月済 0 0 介護予防訪問月済 0 0 介護予防訪問月不護 1,230 7,682,519 介護予防短期入所介護 0 0 介護予防訪問月済 0 0 介護予防時用介護 0 0 介護予防短期入所生活介護 1,030 921,846 介護予防短期入所生活介護 28 113,566 介護予防短期入所生活介護 28 12,294,285 介護予防短期入所生活介護 28 113,566 介護予防短期入所生活介護 34,198,810 介護予防短期入所生活介護 28 113,566 介護予防短期之所生活介護 28 113,566 介護予防短期入所生活介護 34,103 の 921,846 介護予防犯罪が応望に対していていていていていていていていていていていていていていていていていていてい		訪問リハビリテーション	289	4,276,987
通所リハビリテーション 897 16,074,432 短期入所生活介護 346 7,580,543 行 590,639 特定施設入居者生活介護 2,903 112,835,103 福祉用具貸与 10,071 32,054,195 定期巡回・随時対応型訪問介護 0 0 4,791,395 夜間対応型訪問介護 2,350 32,142,296 認知症対応型通所介護 21 151,700 小規模多機能型居宅介護 21 2,797,564 認知症対応型共同生活介護 25 716,088 地域密管學院施設入居者活介護 25 716,088 地域密管學院施設入居者活介護 29 948,309 地域密管學院施設人居者活介護 29 948,309 地域密管學院施設人居者活介護 29 948,309 か護老人福祉施設 33 4,504,878 介護老人保健施設 341 21,116,028 介護予防訪問介護 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		居宅療養管理指導	12,640	15,034,604
短期入所生活介護 346 7,580,543		通所介護	3,841	50,718,938
短期入所療養介護 2,903 112,835,103 112,835,103 112,835,103 112,835,103 112,835,103 112,835,103 112,835,103 21,0071 32,054,195 21 0,071 32,054,195 21 0,071 32,054,195 21 0,071 32,054,195 21 0,071 32,054,195 21 0,071 32,054,195 21 151,700 2,000 21 2,797,564 20 21 2,797,564 20 21 2,797,564 20 21 2,797,564 20 22 24 24 24 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25		通所リハビリテーション	897	16,074,432
特定施設入居者生活介護 2,903 112,835,103 112,835,103 112,835,103 112,835,103 112,835,103 112,835,103 112,835,103 112,835,103 112,835,103 112,835,103 112,835,103 112,835,103 112,835,103 112,835,103 120,001 120,		短期入所生活介護	346	7,580,543
定期巡回・随時対応型訪問介護 200 4,791,395 夜間対応型訪問介護 0 0 地域密着型通所介護 2,350 32,142,296 認知症対応型通所介護 21 151,700 小規模多機能型居宅介護 121 2,797,564 認知症対応型共同生活介護 25 716,088 地域密着型が応型が足層を指針が護 0 0 看護小規模多機能型居宅介護 29 948,309 地域密着型介護老人福祉施設 33 4,504,878 介護老人保健施設 341 21,116,028 介護老人保健施設 341 21,116,028 介護予防訪問介護 0 0 介護予防訪問介護 0 0 介護予防訪問入浴介護 0 0 介護予防訪問入浴介護 0 0 介護予防通所介護 0 0 介護予防通所介護 0 0 介護予防短期入所生活介護 28 113,566 介護予防短期入所療養介護 0 0 介護予防短期入所療養介護 0 0 介護予防短期外所療養介護 0 0 介護予防短期外所療養 0 0 介護予防短期外所療養 0 <td< td=""><td>居</td><td>短期入所療養介護</td><td>34</td><td>590,639</td></td<>	居	短期入所療養介護	34	590,639
定期巡回・随時対応型訪問介護 200 4,791,395 夜間対応型訪問介護 0 0 地域密着型通所介護 2,350 32,142,296 認知症対応型通所介護 21 151,700 小規模多機能型居宅介護 121 2,797,564 認知症対応型共同生活介護 25 716,088 地域密着型が応型が足層を指針が護 0 0 看護小規模多機能型居宅介護 29 948,309 地域密着型介護老人福祉施設 33 4,504,878 介護老人保健施設 341 21,116,028 介護老人保健施設 341 21,116,028 介護予防訪問介護 0 0 介護予防訪問介護 0 0 介護予防訪問入浴介護 0 0 介護予防訪問入浴介護 0 0 介護予防通所介護 0 0 介護予防通所介護 0 0 介護予防短期入所生活介護 28 113,566 介護予防短期入所療養介護 0 0 介護予防短期入所療養介護 0 0 介護予防短期外所療養介護 0 0 介護予防短期外所療養 0 0 介護予防短期外所療養 0 <td< td=""><td>毛介</td><td>特定施設入居者生活介護</td><td>2,903</td><td>112,835,103</td></td<>	毛介	特定施設入居者生活介護	2,903	112,835,103
夜間対応型訪問介護 2,350 32,142,296 認知症対応型通所介護 21 151,700 小規模多機能型居宅介護 121 2,797,564 認知症対応型共同生活介護 25 716,088 地域密育型が設入居者的が護 29 948,309 地域密育型が設入居在地能設 33 4,504,878 介護老人福祉施設 33 4,504,878 介護老人保健施設 341 21,116,028 介護を保健施設 341 21,116,028 介護を廃院 128 4,979,851 介護予防訪問介護 0 0 介護予防訪問入浴介護 0 0 介護予防訪問不證 1,230 7,682,519 介護予防訪問系治介護 1,030 921,846 介護予防短期入所生活介護 28 113,566 介護予防短期入所療養介護 0 0 介護予防短期入所療養介護 0 0 介護予防短期入所療養介護 0 0 介護予防短期入所療養介護 0 0 0 分護予防短期之所療養介護 0 0 0 分護予防短期之所療養介護 0 0 0 0 分 方護予防短期之所療養介護 0 0 0 0 分 責予防短期之所療養介護 28 113,566 介護予防短期之所療養介護 0 0 0 0 分 責予防短期之所療養介護 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	護	福祉用具貸与	10,071	32,054,195
地域密着型通所介護 2,350 32,142,296 認知症対応型通所介護 21 151,700 小規模多機能型居宅介護 121 2,797,564 認知症対応型共同生活介護 25 716,088 地域密着型が設定者的が護 0 0 6 看護小規模多機能型居宅介護 29 948,309 地域密着型介護老人福祉施設 33 4,504,878 介護老人保健施設 341 21,116,028 介護を療院 128 4,979,851 介護予防訪問入浴介護 0 0 介護予防訪問予護 0 0 介護予防訪問予護 0 0 介護予防訪問予護 1,230 7,682,519 介護予防訪問手護 1,230 7,682,519 介護予防訪問手護 1,230 7,682,519 介護予防語尼定療養管理指導 1,030 921,846 介護予防通期入所生活介護 0 0 介護予防短期入所生活介護 28 113,566 介護予防短期入所療養介護 0 0 介護予防短期入所療養介護 0 0 介護予防認知症対応型通所介護 0 0 介護予防認知症対応型通所介護 0 0 0 介護予防認知症対応型通所介護 0 0 0 分護予防認知症対応型通所介護 0 0 0 分 方護予防認知症対応型通所介護 0 0 0 万護予防認知症対応型通所介護 0 0 0 0 分 方 で で で で で で で で で で で で で で で で で で		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	200	4,791,395
認知症対応型通所介護 21 151,700 小規模多機能型居宅介護 121 2,797,564 認知症対応型共同生活介護 25 716,088 地域密管野抗酸及居性的() 0 看護小規模多機能型居宅介護 29 948,309 地域密着型介護老人福祉施設 33 4,504,878 介護老人福祉施設 34,504,878 介護老人保健施設 341 21,116,028 介護を療養型医療施設 0 0 介護医療院 128 4,979,851 介護予防訪問介護 0 0 介護予防訪問入浴介護 0 0 介護予防訪問人浴介護 0 0 介護予防訪問リハビリテーション 99 795,894 介護予防通所介護 0 0 介護予防通期入所集養管理指導 1,030 921,846 介護予防短期入所療養 0 0 介護予防通期入所生活介護 28 113,566 介護予防短期入所療養介護 0 0 介護予防細規入居者生活介護 281 2,294,285 介護予防認知症対応型通所介護 0 0 介護予防認知症対応型通所介護 0 0 介護予防認知症対応型地所介護 0 0 介護予防認知症対応型地所介護 0 0 所養予防認知症対応型地所介護 0 0 居宅介護支援 1,074 16,525,176 介護予防支援 296 1,384,676 特定入所者介護サービス費 12,801,775 小計 (A) 59,929 590,315,040 高額介護サービス費支給分 (B) 119,977,587		夜間対応型訪問介護	0	0
小規模多機能型居宅介護 121 2,797,564 認知症対応型共同生活介護 25 716,088 地域密置時流般入居街田が護 0 0 6 看護小規模多機能型居宅介護 29 948,309 地域密着型介護老人福祉施設 33 4,504,878 介護老人福祉施設 33 4,504,878 介護老人保健施設 341 21,116,028 介護を原院 128 4,979,851 介護予防訪問介護 0 0 0 介護予防訪問介護 0 0 0 介護予防訪問看護 1,230 7,682,519 介護予防訪問看護 1,230 7,682,519 介護予防話門介護 0 0 0 7,682,519 介護予防語用介護 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		地域密着型通所介護	2,350	32,142,296
認知症対応型共同生活介護 25 716,088 地域密理特施設入居者出б消護 0 0 看護小規模多機能型居宅介護 29 948,309 地域密着型介護老人福祉施設 33 4,504,878 介護老人福祉施設 859 26,423,877 介護老人保健施設 341 21,116,028 介護不養型医療施設 0 0 介護医療院 128 4,979,851 介護予防訪問介護 0 0 介護予防訪問入浴介護 0 0 介護予防訪問人浴介護 0,00 介護予防訪問人浴介護 0,00 介護予防諸問リハビリテーション 99 795,894 介護予防超財入所生活介護 0,00 介護予防短期入所生活介護 28 113,566 介護予防短期入所療養介護 0 0 介護予防短期入所療養介護 0 0 介護予防紹知症対応型通所介護 0 0 介護予防認知症対応型通所介護 0 0 介護予防認知症対応型通所介護 0 0 を表子防認知症対応型通所介護 0 0 の方護予防認知症対応型通所介護 0 0 を表子防認知症対応型通所介護 0 0 を表子防認知症対応型通所介護 0 0 を表子防認知症対応型通所介護 0 0 を表子防認知症対応型通所介護 0 0 を表子防認知症対応型連所介護 0 0 を表子防決して、対策・対策を表別のよりに対策・対策・対策・対策・対策・対策・対策・対策・対策・対策・対策・対策・対策・対		認知症対応型通所介護	21	151,700
地域密管理特別施設人居在生活介護		小規模多機能型居宅介護	121	2,797,564
 看護小規模多機能型居宅介護 29 948,309 地域密着型介護老人福祉施設 33 4,504,878 介護老人保健施設 341 21,116,028 介護を人保健施設 341 21,116,028 介護療養型医療施設 0 0 0 介護予防訪問介護 0 0 介護予防訪問入浴介護 0 0 介護予防訪問人浴介護 0 0 介護予防訪問人浴介護 0 7,682,519 介護予防居宅療養管理指導 1,030 921,846 介護予防延期入所生活介護 28 113,566 介護予防短期入所療養介護 0 0 介護予防短期入所療養介護 0 0 介護予防短期入所療養介護 0 0 介護予防短期入所療養介護 0 0 介護予防福祉用具貸与 4,163 4,198,810 介護予防に対域多機能型居宅介護 81 644,510 介護予防支援 1,074 16,525,176 介護予防支援 296 1,384,676 特定入所者介護サービス費 12,801,775 小計(A) 59,929 590,315,040 高額介護サービス費支給分(B) 119,977,587 合計(ア) 470,337,453 		認知症対応型共同生活介護	25	716,088
地域密着型介護老人福祉施設 33 4,504,878		地或空着型特定施設入居者生活介護	0	0
施設介護 介護老人福祉施設 859 26,423,877		看護小規模多機能型居宅介護	29	948,309
 介護療養型医療施設 0 0 0 介護医療院 128 4,979,851 介護予防訪問介護 0 0 介護予防訪問入浴介護 0 0 介護予防訪問人浴介護 0 0 介護予防訪問月入浴介護 0 7,682,519 介護予防訪問リハビリテーション 99 795,894 介護予防居宅療養管理指導 1,030 921,846 介護予防通所介護 0 0 介護予防短期入所生活介護 28 113,566 介護予防短期入所療養介護 0 0 介護予防短期入所療養介護 281 2,294,285 介護予防福祉用具貸与 4,163 4,198,810 介護予防認知症対応型通所介護 0 0 介護予防認知症対応型通所介護 0 0 所養予防認知症対応型共同生活介護 81 644,510 介護予防支援 1,074 16,525,176 介護予防支援 296 1,384,676 特定入所者介護サービス費 12,801,775 小計 (A) 59,929 590,315,040 高額介護サービス費支給分 (B) 119,977,587 合計 (ア) 470 337 453 		地域密着型介護老人福祉施設	33	4,504,878
 介護療養型医療施設 0 0 0 介護医療院 128 4,979,851 介護予防訪問介護 0 0 介護予防訪問入浴介護 0 0 介護予防訪問人浴介護 0 0 介護予防訪問月入浴介護 0 7,682,519 介護予防訪問リハビリテーション 99 795,894 介護予防居宅療養管理指導 1,030 921,846 介護予防通所介護 0 0 介護予防短期入所生活介護 28 113,566 介護予防短期入所療養介護 0 0 介護予防短期入所療養介護 281 2,294,285 介護予防福祉用具貸与 4,163 4,198,810 介護予防認知症対応型通所介護 0 0 介護予防認知症対応型通所介護 0 0 所養予防認知症対応型共同生活介護 81 644,510 介護予防支援 1,074 16,525,176 介護予防支援 296 1,384,676 特定入所者介護サービス費 12,801,775 小計 (A) 59,929 590,315,040 高額介護サービス費支給分 (B) 119,977,587 合計 (ア) 470 337 453 	施	介護老人福祉施設	859	26,423,877
 介護医療院 介護予防訪問介護 の 介護予防訪問入浴介護 の 介護予防訪問看護 介護予防訪問月で 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所介護 の 介護予防通所りハビリテーション 方護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 の 介護予防短期入所療養介護 の 介護予防短期入所療養介護 の 介護予防福祉用具貸与 介護予防認知症対応型通所介護 の 介護予防認知症対応型通所介護 の 所養予防認知症対応型共同生活介護 の 居宅介護支援 介護予防支援 特定入所者介護サービス費 小計(A) 高額介護サービス費支給分(B) 119,977,587 合計(ア) 470 337 453 	改 介	介護老人保健施設	341	21,116,028
 介護予防訪問介護 0 0 0 の 介護予防訪問入浴介護 0 0 の 介護予防訪問人浴介護 0 7,682,519 介護予防訪問リハビリテーション 99 795,894 介護予防居宅療養管理指導 1,030 921,846 介護予防通所介護 0 0 の 介護予防通所介護 0 0 の 介護予防短期入所生活介護 28 113,566 介護予防短期入所生活介護 28 113,566 介護予防短期入所療養介護 0 0 の 介護予防短期入所療養介護 281 2,294,285 介護予防認知症対応型通所介護 0 0 の 介護予防汎知症対応型通所介護 0 0 の 介護予防汎知症対応型通所介護 0 0 の の が護予防汎知症対応型通所介護 0 0 の の の が護予防汎知症対応型共同生活介護 81 644,510 介護予防支援 1,074 16,525,176 介護予防支援 296 1,384,676 特定入所者介護サービス費 12,801,775 小計 (A) 59,929 590,315,040 高額介護サービス費支給分 (B) 119,977,587 合計 (ア) 470,337,453 	護	介護療養型医療施設	0	0
 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所介護 の 介護予防通所介護 の 介護予防短期入所生活介護 28 113,566 介護予防短期入所療養介護 の 介護予防短期入所療養介護 の 介護予防福祉用具貸与 イ,163 4,198,810 介護予防認知症対応型通所介護 の の 所護予防、規模多機能型居宅介護 81 644,510 介護予防支援 1,074 16,525,176 介護予防支援 特定入所者介護サービス費 小計(A) 高額介護サービス費支給分(B) 119,977,587 470,337,453 		介護医療院	128	4,979,851
 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 99 795,894 介護予防居宅療養管理指導 1,030 921,846 介護予防通所介護 の 介護予防短期入所生活介護 28 113,566 介護予防短期入所療養介護 の 介護予防短期入所療養介護 の 介護予防短期入所療養介護 の 介護予防福祉用具貸与 4,163 4,198,810 介護予防認知症対応型通所介護 の の が護予防認知症対応型連目生活介護 の 居宅介護支援 1,074 16,525,176 介護予防支援 特定入所者介護サービス費 小計(A) 高額介護サービス費支給分(B) 119,977,587 合計(ア) 470,337,453 		介護予防訪問介護	0	0
 介護予防訪問リハビリテーション 99 795,894 介護予防居宅療養管理指導 1,030 921,846 介護予防通所介護 0 0 介護予防通所りバビリテーション 535 2,560,031 介護予防短期入所生活介護 28 113,566 介護予防短期入所療養介護 0 0 介護予防短期入所療養介護 281 2,294,285 介護予防福祉用具貸与 4,163 4,198,810 介護予防認知症対応型通所介護 0 0 介護予防認知症対応型通所介護 0 0 所護予防認知症対応型共同生活介護 81 644,510 介護予防支援 1,074 16,525,176 介護予防支援 296 1,384,676 特定入所者介護サービス費 12,801,775 小計(A) 59,929 590,315,040 高額介護サービス費支給分(B) 119,977,587 合計(ア) 470,337,453 		介護予防訪問入浴介護	0	0
 介護予防居宅療養管理指導 1,030 921,846 介護予防通所介護 0 0 介護予防通所りハビリテーション 535 2,560,031 介護予防短期入所生活介護 28 113,566 介護予防短期入所療養介護 0 0 介護予防短期入所療養介護 281 2,294,285 介護予防福祉用具貸与 4,163 4,198,810 介護予防認知症対応型通所介護 0 0 所護予防認知症対応型共同生活介護 81 644,510 介護予防認知症対応型共同生活介護 0 0 居宅介護支援 1,074 16,525,176 介護予防支援 296 1,384,676 特定入所者介護サービス費 12,801,775 小計(A) 59,929 590,315,040 高額介護サービス費支給分(B) 119,977,587 合計(ア) 470,337,453 		介護予防訪問看護	1,230	7,682,519
↑護予防通所介護 0 0 0 () () () () () () () () (介護予防訪問リハビリテーション	99	795,894
 介護予防通所リハビリテーション 535 2,560,031 介護予防短期入所生活介護 28 113,566 介護予防短期入所療養介護 0 0 介護予防短期入所療養介護 281 2,294,285 介護予防福祉用具貸与 4,163 4,198,810 介護予防認知症対応型通所介護 0 0 介護予防認知症対応型連所介護 81 644,510 介護予防認知症対応型共同生活介護 0 0 居宅介護支援 1,074 16,525,176 介護予防支援 296 1,384,676 特定入所者介護サービス費 12,801,775 小計(A) 59,929 590,315,040 高額介護サービス費支給分(B) 119,977,587 合計(ア) 470,337,453 		介護予防居宅療養管理指導	1,030	921,846
介護予防短期人所療養介護00介護予防特定施設入居者生活介護2812,294,285介護予防福祉用具貸与4,1634,198,810介護予防認知症対応型通所介護00介護予防認知症対応型共同生活介護81644,510介護予防認知症対応型共同生活介護00居宅介護支援1,07416,525,176介護予防支援2961,384,676特定入所者介護サービス費12,801,775小計(A)59,929590,315,040高額介護サービス費支給分(B)119,977,587合計(ア)470,337,453	介		0	0
介護予防短期人所療養介護00介護予防特定施設入居者生活介護2812,294,285介護予防福祉用具貸与4,1634,198,810介護予防認知症対応型通所介護00介護予防認知症対応型共同生活介護81644,510介護予防認知症対応型共同生活介護00居宅介護支援1,07416,525,176介護予防支援2961,384,676特定入所者介護サービス費12,801,775小計(A)59,929590,315,040高額介護サービス費支給分(B)119,977,587合計(ア)470,337,453	護	介護予防通所リハビリテーション	535	2,560,031
介護予防短期人所療養介護00介護予防特定施設入居者生活介護2812,294,285介護予防福祉用具貸与4,1634,198,810介護予防認知症対応型通所介護00介護予防認知症対応型共同生活介護81644,510介護予防認知症対応型共同生活介護00居宅介護支援1,07416,525,176介護予防支援2961,384,676特定入所者介護サービス費12,801,775小計(A)59,929590,315,040高額介護サービス費支給分(B)119,977,587合計(ア)470,337,453	予 防	介護予防短期入所生活介護	28	113,566
介護予防福祉用具貸与4,1634,198,810介護予防認知症対応型通所介護00介護予防小規模多機能型居宅介護81644,510介護予防認知症対応型共同生活介護00居宅介護支援1,07416,525,176介護予防支援2961,384,676特定入所者介護サービス費12,801,775小計(A)59,929590,315,040高額介護サービス費支給分(B)119,977,587合計(ア)470,337,453	197	介護予防短期入所療養介護	0	0
介護予防認知症対応型通所介護 0 0 介護予防小規模多機能型居宅介護 81 644,510 介護予防認知症対応型共同生活介護 0 0 居宅介護支援 1,074 16,525,176 介護予防支援 296 1,384,676 特定入所者介護サービス費 12,801,775 小計(A) 59,929 590,315,040 高額介護サービス費支給分(B) 119,977,587 合計(ア) 470,337,453		介護予防特定施設入居者生活介護	281	2,294,285
↑護予防小規模多機能型居宅介護 81 644,510 介護予防認知症対応型共同生活介護 0 0 居宅介護支援 1,074 16,525,176 介護予防支援 296 1,384,676 特定入所者介護サービス費 12,801,775 小計 (A) 59,929 590,315,040 高額介護サービス費支給分 (B) 119,977,587 合計 (ア) 470,337,453		介護予防福祉用具貸与	4,163	4,198,810
↑護予防認知症対応型共同生活介護 0 0 居宅介護支援 1,074 16,525,176 介護予防支援 296 1,384,676 特定入所者介護サービス費 12,801,775 小計 (A) 59,929 590,315,040 高額介護サービス費支給分 (B) 119,977,587 合計 (ア) 470,337,453		介護予防認知症対応型通所介護	0	0
居宅介護支援 1,074 16,525,176 介護予防支援 296 1,384,676 特定入所者介護サービス費 12,801,775 小計 (A) 59,929 590,315,040 高額介護サービス費支給分 (B) 119,977,587 合計 (ア) 470,337,453		介護予防小規模多機能型居宅介護	81	644,510
介護予防支援2961,384,676特定入所者介護サービス費12,801,775小計(A)59,929590,315,040高額介護サービス費支給分(B)119,977,587合計(ア)470,337,453		介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0
特定入所者介護サービス費12,801,775小計(A)59,929590,315,040高額介護サービス費支給分(B)119,977,587合計(ア)470,337,453	居宅	介護支援	1,074	16,525,176
小計(A)59,929590,315,040高額介護サービス費支給分(B)119,977,587合計(ア)470,337,453			296	1,384,676
高額介護サービス費支給分 (B) 119,977,587 合計 (ア) 470,337,453	特定	入所者介護サービス費		12,801,775
合計 (ア) 470 337 453		小計 (A)	59,929	590,315,040
1 - 470337453	高額	介護サービス費支給分(B)		119,977,587
(A) (D) = (A) (B)				470.337 453
(A) - (B) -111-		(A) - (B)		

	구드 구기 그	事功式++1 八
区分	件数	事務所支払分 金額(円)
福祉用具購入	68	775,905
介護予防福祉用具 購入	61	452,544
住宅改修	27	396,272
介護予防住宅改修	21	237,760
移送		
介護サービス費 (非指定介護機関)		
その他	46	1,453,617
合計(イ)	223	3,316,098

	ロ 八	福祉事務	务所支払分
	区分	件数	金額(円)
介護予防	第一号訪問事業	4,079	13,772,883
· 日 常	第一号通所事業	2,640	12,941,399
生活支援総合事	第一号生活支援事業		
総合事業	介護予防ケアマネジメント	89	458,191
,	合計(ウ)	6,808	27,172,473

福祉事務所数	1か所
支出額総合計額 (ア)+(イ)+(ウ)	500,826,024

地域福祉

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員として、区域を担当している区域担当委員 863 名と児童福祉に関する事項を担当する主任児童委員 63 名の計 926 名(令和 6 年 4 月 1 日現在)が、民間奉仕者として市民の福祉の増進を図るため、関係行政機関、社会福祉事業施設等と連携しながら、地域住民の福祉ニーズを把握し、相談、情報提供、連絡通報などの活動を展開している。

1 民生委員・児童委員委嘱状況(令和6年4月1日現在)

区分			区域担当委員	主任児童委員
定数		872 人	63 人	
委嘱数		女	863 人	63 人
	M- D1	男	289 人	8人
	性別	女	574 人	55 人

2 民生委員児童委員協議会

(令和6年4月1日現在)

名称	地区	区域担当 委員	主任児童 委員
第一民生委員児童委員協議会	東、城東、城巽、城南	55	3
第二 "	船場、城西、城陽、荒川、手柄	86	5
第三 "	太市、白鳥、青山、峰相、曽左、林田	65	5
第四 "	城北、城乾、広峰、野里、水上、増位	78	6
第五 "	山田、船津、豊富、砥堀	36	3
第六 "	安室、安室東、高岡、高岡西	59	4
飾磨 "	英賀保、津田、飾磨橋西、飾磨橋東、高浜、妻鹿	89	5
白浜 "	白浜、糸引、八木、的形、大塩	63	5
広畑 "	広畑、広畑第二、八幡、大津、南大津、大津茂	81	6
網干 "	網干、網干西、旭陽、勝原、余部	64	5
川東 "	四郷、別所、御国野、谷内、谷外、花田	75	6
家島 "	家島、坊勢	14	2
夢前 "	置塩、古知、前之庄、山之内、菅生、上菅、莇野	41	3
香寺 "	中寺、香呂、香呂南	44	3
安富 "	安富	13	2
	合計	863	63

3 年間活動状況

(1) 相談・支援件数

〔内容別件数(件)〕

(令和5年度実績)

相談内容	在宅福祉	介護保険	健康・保健医療	子育て・母子保健	子どもの地域生活	子どもの教育・学校生活	生活費	年金・保険	仕事	家族関係	住居	生活環境	日常的な支援	その他	合計
委員 医域担当	1,213	910	2,896	268	643	566	460	134	175	697	415	1,136	2,936	3,649	16,098
主任児童	4	0	11	102	298	439	3	1	3	15	0	9	2	13	900
合計	1,217	910	2,907	370	941	1,005	463	135	178	712	415	1,145	2,938	3,662	16,998

〔分野別件数(件)〕 (令和5年度実績)

相談分野	高齢者に関すること	障害者に関すること	子どもに関すること	その他	△□☆☆
委員 医域担当	12,238	623	1,583	1,654	16,098
主 委任 員 童	10	18	847	25	900
合計	12,248	641	2,430	1,679	16,998
率 %	72.0	3.8	14.3	9.9	100

(2) その他の活動件数

[内容別件数(件)]

(令和5年度実績)

			その他	の活動			訪問	回数	連携調	整回数	
活動内容	調査・実態把握	参加・協力	地域福祉活動・自主活動	民児協運営・研修	証明事務	通告・仲介要保護児童の発見の	訪問·連絡活動	その他	委員相互	その他の関係機関	活動日数
委員 当	27,359	12,871	47,716	28,224	2,456	39	210,096	85,336	76,459	22,994	135,221
主 任 月 童	73	1,232	2,951	2,211	0	10	311	249	5,043	3,287	7,489
合計	27,432	14,103	50,667	30,435	2,456	49	210,407	85,585	81,502	26,281	142,710

4 民生・児童推進委員

(1) 趣旨

社会奉仕の精神に基づき、区域担当の民生委員・児童委員に協力して福祉活動を行う民生・児童推進委員を設置し、地域における福祉協力体制の整備を図る。

(2) 設置人数

区域担当の民生委員・児童委員1人につき2人以内を設置する。

(3) 職務

- ア 福祉に関する情報を民生委員・児童委員に連絡通報すること。
- イ 市の福祉施策の普及啓発を行うとともに、市の実施する在宅福祉サービス事業に積極的に協力すること。
- ウ 姫路市社会福祉協議会の実施する在宅福祉サービス事業に積極的に協力すること。
- エ その他地域の福祉活動に協力すること。

災害時要援護者対策

平成 23 年の東日本大震災や台風 12 号等の風水害等の経験から、災害時に自力で安全な場所への避難が困難な高齢者や障害者等の「災害時要援護者(災害対策基本法における「避難行動要支援者」)」への支援が早急に求められていることから、災害時要援護者支援事業や福祉避難所の体制整備を進めている。

1 災害時要援護者支援事業

災害時に自力で安全な場所への避難が困難な高齢者や障害者等の「災害時要援護者」の把握や、その効果的な避難支援体制の整備を目的に、平成 24 年 6 月から、各地域において自主防災会等で構成する災害時要援護者地域支援協議会を設立していただき、災害時要援護者台帳の整備等の取組みを進めて、災害時要援護者に対する地域ネットワークの構築を図っている。

また、令和2年度からは、市が保有する情報から、災害が発生したとき、または災害が発生するおそれがあるときに自ら避難することが困難な方々をまとめた避難行動要支援者名簿の掲載者のうち、自身の名簿情報の提供に不同意の意思を示さなかった避難行動要支援者の名簿情報を避難支援等関係者である災害時要援護者地域支援協議会に提供し、災害時要援護者台帳とあわせて活用していただくこととしている。

- (1) 災害時要援護者地域支援協議会設立状況(令和6年3月31日現在) 72地区のうち71地区で設立
- (2) 台帳登録状況(令和6年3月31日現在)

登録者数:10,134 人 「内訳」※重複あり

•	高齢者(65歳以上)	8,427 人
•	要介護・要支援認定者	6,084 人
•	身体障害者手帳所持者	4,209 人
•	療育手帳所持者	908 人
•	精神障害者保健福祉手帳所持者	165 人
	その他	64 人

(3) 避難行動要支援者名簿掲載者状況(令和6年3月31日現在)

掲載者数: 22,782 人

2 福祉避難所

災害時に、介助や見守りなど特別な支援を必要とする高齢者や障害者等が安心して避難生活を送ることができるよう、公共施設 19 か所、民間施設 54 か所の計 73 か所を福祉避難所に指定している(令和6年4月1日現在)。

また、福祉避難所へのヘルパーの派遣、介護用品等の確保及び要援護者移送に関する協定を締結し、迅速で総合的な対応ができる体制を整えている。

(1) 災害時における福祉避難所に関する協定

災害時に、施設内における福祉避難所用スペースの確保、福祉避難所の開設及び運営、要援護者 の受入体制の整備等を要請する。

[協定の相手方]

- ・ 社会福祉法人 41 法人 53 施設 (特別養護老人ホーム 40、小規模多機能ホーム 1、軽費老人ホーム 1、介護付有料老人ホーム 1、障害者支援施設 9、救護施設 1)
- ・ 株式会社姫路キヤッスルグランヴィリオホテル
- ・ 兵庫県立姫路しらさぎ特別支援学校、兵庫県立姫路聴覚特別支援学校、兵庫県立姫路特別支援学校援学校
- (2) 災害時における福祉避難所へのヘルパー派遣に関する協定 福祉避難所開設時に、ヘルパーの派遣を要請する。 [協定の相手方]
 - 社会福祉法人姫路市社会福祉協議会
- (3) 災害時における福祉避難所への介護用品等の確保に関する協定 福祉避難所開設時に、介護用品等の優先的な確保及び賃借等による提供を要請する。 [協定の相手方]
 - ・ 株式会社あっぷる
 - 株式会社ゴトウ・アズ・プランニング
 - 株式会社ダスキンユニオン ダスキンレントオール姫路イベントセンター
- (4) 災害時における福祉避難所への要援護者移送に関する協定 福祉避難所への要援護者の移送を要請する。

〔協定の相手方〕

・ 神姫バス株式会社

[福祉避難所一覧]

民間	施設(54 か所)	小規模多機能ホー	1. do 4.
	あおやま	ム (1)	いやさか
	あさなぎ	軽費老人ホーム (1)	ケアハウス青山苑
	いえしまホーム	介護付有料老人ホーム(1)	かつはら
	泉の杜		愛光園
	いやさか苑		香翠寮
	うさぎ		三愛園
	大津みやび野ホーム		三恵園
	オレンジ姫路	一障害者支援施設	播磨福祉事業館
	キャッシル真和	(9)	姫路暁乃里
	清住園		姫路学園
	銀の櫂		ゆめさきの家
	光寿園		夢前リハビリセンター
	香照苑	救護施設(1)	ジョイガーデン
	厚生園	- ホテル (1)	姫路キヤッスルグランヴィリオホテ
	こうろ苑	ポ / / レ (1)	ル
	こころ広畑	4	公共施設(19 か所)
	サン・ビレッジ姫路		西保健福祉サービスセンター
	サン・ビレッジ夢前		東保健福祉サービスセンター
	サンライフ土山	- - - 保健福祉サービ	北保健福祉サービスセンター
特別養護老人	サンライフ御立 サンライフ西庄		難保健福祉サービスセンター
ホーム (40)			飾磨保健福祉サービスセンター
	汐里	人センター (8)	西保健センター
	しかまの里		(広畑保健福祉サービスセンター)
	書写ひまわりホーム		網干保健福祉サービスセンター
	しらさぎの里		家島保健福祉サービスセンター
	清寿園		兵庫県立姫路聴覚特別支援学校
	星陽	│ │ 特別支援学校(4)	兵庫県立姫路特別支援学校
	第二姫路・勝原ホーム		兵庫県立姫路しらさぎ特別支援学校
	なごみの里		書写養護学校
	ネバーランド	│ 一 障害者福祉施設	障害者体育館
	白鳥園	(3)	書写障害者デイサービスセンター
	姫路・勝原ホーム	(5)	広畑障害者デイサービスセンター
	むれさき苑	老人福祉センター	すこやかセンター
	美郷苑	(2)	楽寿園
	山彦ホーム	養護老人ホーム(1)	ふれあいの郷養護老人ホーム
	ゆめさき三清荘	その他(1)	夢前福祉センター
	夢の里		
	ライフサポートひめじ		
	ライフビラ姫路		
	和好苑		

DV被害者等の支援

◎ 婦人相談の実施及び DV 相談支援センターの運営

「売春防止法」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV 防止法)」に加えて、令和6年4月1日に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく婦人相談等について、助言・指導を行い、これら要保護者の自立支援を図っている。

なお、これまで家庭内の問題、パートナー間等の問題として見過ごされてきた配偶者等からの DV (配偶者等からの暴力) については、DV 防止法の趣旨を踏まえ、被害者が安心して相談できる窓口として、平成 24 年 7 月に配偶者暴力相談支援センター (DV 相談支援センター) を開設し、女性相談支援員 (令和 6 年 3 月 31 日までは婦人相談員) が被害者の立場に立ったきめ細かな支援を行っている。

DV 相談支援センター

女性相談支援員: 4名 電話 221-1532

[令和5年度 相談内容]

事項	件数	事項	件数
施設入寮希望	57	家庭問題	65
経済問題(生活費・医療費)	3	暴力団等関係問題	0
職業問題	1	その他	42
結婚·離婚問題	414	∧ ∋l.	F 0.0
住宅問題	4	合計	586

成年後見支援センター

1 設置の目的

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを目指すため、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方等に対し、成年後見制度の相談支援・利用促進や後見活動への支援等を行う。

本市では、平成 26 年 10 月に姫路市成年後見支援センターを設置し、センター職員による一般相談や弁護士、司法書士、社会福祉士の専門職による専門相談、権利擁護フォーラムや親族後見人に対する講座等による制度の普及・啓発のほか、住み慣れた地域において市民が後見業務の担い手となる「市民後見人」の養成と活動の支援等を行っている。

2 センター事業

(1) 成年後見制度に関する相談業務

[相談件数]

年度	高齢者	知的障害者	精神障害者	その他	合計	うち 専門相談
令和元年度	2,461	168	62	41	2,732	132
令和2年度	2,228	151	58	13	2,450	98
令和3年度	2,041	117	79	67	2,304	78
令和4年度	1,603	81	71	57	1,812	94
令和5年度	1,251	126	101	55	1,533	86

(2) 制度の普及・啓発

市民向け、専門職向けに権利擁護フォーラムを開催している。また、事業所や親族後見人等に対し研修会等を実施するなどし、成年後見制度の普及・啓発を図っている。

・権利擁護フォーラム

(令和5年度概要)

ア 日 時 令和6年1月21日(日)

イ 会 場 姫路市総合福祉会館

ウ 参加者 50人 (来場 31人、ZOOM 配信 19人)

エ 講 師 一般社団法人スローコミュニケーション代表 植草学園大学副学長・教授 野澤 和弘 氏

オ テーマ 自閉症の子とともに生きて ~親なき後を考える~

(3) 市民後見人の養成・活動支援

市民が後見業務の担い手となる市民後見人等養成研修を開催し、研修修了者を市民後見人として登録している。また、市民後見人を対象とした研修会の開催、後見業務に関する相談対応をはじめとする後見活動支援を行っている。

〔市民後見人登録者数〕

年度	登録者	うち新規
令和元年度	21 人	10 人
令和2年度	30 人	8人
令和3年度	32 人	6人
令和4年度	30 人	10 人
令和5年度	25 人	7人

[※] 年齢等により市民後見人登録要件に該当しなくなった者がいるため、当該年度の市民後見人登録者は、前年度市民後見人登録者と当該年度の新規登録者の合計とは必ずしも一致しない。

姫路市愛の基金

1 趣旨

社会的援護を要する人のうち、特に法外援護の必要な人に対して資金を給付し、または貸し付けることにより、生活の安定と自立の援護を図り、福祉の増進に寄与することを目的とする。

なお、事業に要する経費は、基金の運用収益と市の費用で賄っている。

・ 令和5年度末 愛の基金積立金 1,536,352,405円

2 事業

・ 愛の福祉金 令和6年度予算額 410.565千円(令和5年度実績 524,971千円)

	区分	対象		区分	文	才象
難病患	難病患者等受診支援金 1,613人		児童	交通・災害遺児奨学金	延	72 人
者援護	スモン患者療養補給金	2 人	グL 里 •	児童養護施設等間食費助成	延 2,	119 人
	心身障害者扶養共済事業助成	23件 母子		児童養護施設等入所児童就職祝金		3 人
障害者	身体障害者福祉金	11,365 人	援 護	交通・災害遺児手当	延	96 人
援 護	知的障害者福祉金	2,203 人	老人	敬老金	8,	321 人
	精神障害者福祉金	3,585 人	援 護	百歳敬彰金		154 人
困窮者	生活保護世帯援護	94 件	外国人重	度障害者等特別給付事業費	延	60 人
援 護	行路困窮者援護	48 件	外国人等	高齢者特別給付事業費	延	36 人

[※]難病患者等受診支援金、敬老金は令和5年度末で事業終了

・ 愛の福祉事業 令和6年度予算額 1,267千円(令和5年度実績 1,487千円)

区分	対象	区分	対象
障害者愛の贈物	3件	行旅病人援護事業	18 人
敬老の日の贈物	163 人	善意の日事業	1 日

姫路市保健医療推進基金

1 趣旨

藤森春樹氏からの寄附1億円を原資として、姫路市の保健医療の増進に資するため、平成30年度から基金を設置している。

· 令和 5 年度末 保健医療推進基金積立金 49,465,647 円

2 事業

新生児聴覚検査費助成事業 令和6年度予算額 14.830千円

令和5年度充当額 12,925千円

地域医療対策事業 令和6年度予算額 20,000千円

令和5年度充当額 9,205千円

社会福祉法人等指導監査

社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正な運営の確保並びに社会福祉施設等によって提供される福祉サービスの向上を図るため、社会福祉法人及び社会福祉施設等に対して社会福祉法その他関係法令に基づく指導監査を実施している。

また、届出保育施設(認可外保育施設)については、児童の安全確保及び施設等利用費の適正な支給等の観点から、同施設に対して児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づく立入調査を行っている。

1 社会福祉法人に対する指導監査の実施状況

〔令和5年度実績〕

監査対象数	監査実施数	文書指摘法人数	文書指摘件数	特別監査実施数
77	41	15	25	0

[令和4年度実績]

監査対象数	監査実施数	文書指摘法人数	文書指摘件数	改善済件数	改善率
a	b	c	d	e	e/d
77	26	9	17	11	64.7%

- ※ 「文書指摘法人数」は、文書指摘を行った法人の実数を計上。「文書指摘件数」は、文書指摘事項 の延件数を計上
- ※ 「改善済件数」は、令和4年度監査の指摘件数に対して令和5年度監査実施時点で改善が確認され た件数。「改善率」は、令和4年度監査の指摘件数に対する「改善済」の割合

2 社会福祉施設等に対する指導監査の実施状況

[令和5年度実績]

区分	監査対象数	監査実施数	文書指摘施設数	文書指摘件数	特別監査 実施数
保育所	13	13	5	6	
保育所型認定こども園	23	23	3	4	
母子生活支援施設	1	1	0	0	
幼保連携型認定こども園	45	27	6	9	0
地方裁量型認定こども園	0	0	_	_	
幼稚園型認定こども園	6	4	1	1	
新制度幼稚園	1	0			
養護老人ホーム	2	0	_	_	
特別養護老人ホーム	44	18	3	3	
軽費老人ホーム (ケアハウス)	8	4	0	0	
高齢者支援センター	1	0	_	_	0
障害者支援施設	9	3	0	0	
婦人保護施設	1	0	_	_	
合計	154	93	18	23	0

[※] 監査対象数は令和6年3月31日の施設数

^{※ 「}特別監査実施数」には、介護保険法または障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特別監査実施数を含まない。

[令和4年度実績]

区分	監査対象数	監査実施数	文書指摘施設数	文書指摘件数	改善済件数	改善率
<u></u>	a	b	c	d	e	e/d
保育所	14	14	2	5	2	40.0%
保育所型認定こども園	21	21	3	4	2	50.0%
母子生活支援施設	1	1	0	0	_	_
幼保連携型認定こども園	43	21	10	13	8	61.5%
地方裁量型認定こども園	1	1	1	1	1	100.0%
幼稚園型認定こども園	6	3	1	4	2	50.0%
新制度幼稚園	1	1	0	0	_	_
養護老人ホーム	2	1	0	0	_	_
特別養護老人ホーム	44	12	4	6	6	100.0%
軽費老人ホーム (ケアハウス)	8	2	0	0	_	_
高齢者支援センター	2	0	_	_	_	_
障害福祉サービス事業	21	3	0	0		ı
障害者支援施設	9	2	0	0		
婦人保護施設	1	0	_		_	_
合計	174	82	21	33	21	63.6%

- ※ 監査対象数は令和5年3月31日の施設数
- ※ 「文書指摘施設数」は、文書指摘を行った施設の実数を計上。「文書指摘件数」は、文書指摘事項 の延件数を計上
- ※ 「改善済件数」は、令和4年度監査の指摘件数に対して令和5年度監査実施時点で改善が確認され た件数。「改善率」は、令和4年度監査の指摘件数に対する「改善済」の割合
- 3 認可外保育施設に対する立入調査の実施状況

〔令和5年度実績〕

(令和6年3月31日現在)

区分	監査対象数 a	監査実施数 b	監査実施率 b/a	文書指摘施設数 c	文書指摘率 c/b	特別監査 実施数
届出保育施設(※1)	89	34	38.2%	12	35.2%	
うちベビーホテル(※2)	1	1	100.0%	1	100.0%	
うち居宅訪問型保育 事業 (ベビーシッター)	5	1	20.0%	0	0%	2
届出対象外施設	6	0 (※3)	_	_	_	
幼稚園併設施設	6	0 (※3)	_	_	_	
合計	95	34	35.7%	12	35.2%	2

- ※1 届出保育施設とは、児童福祉法第59条の2第1項に基づく届出対象施設
- ※2 ベビーホテルとは、次のいずれかを常時運営しているもの
 - ア 夜8時以降の保育
 - イ 宿泊を伴う保育
 - ウ 一時預かり (利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上を占めている場合)
- ※3 幼稚園型認定こども園に対する実地指導監査として包括的に実施(令和5年度:4施設)

事業所の指定及び指導等

平成 24 年度から介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定、指導及び監査を実施している。(児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者については、令和元年度より実施)

1 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定及び指導状況

1 万成体の体に金ノ、日本石に		事業所数		5 年度	事業所数	令和 5	年度
	サービス種類	(R5.3 末)	新規	廃止	(R6.3 末)	実地指導	監査
居	宅介護支援	176	7	15	168	30	3
	訪問介護	170	10	10	170	19	
	訪問入浴介護	6	0	0	6	2	
	訪問看護	89	8	5	92	10	
	訪問リハビリテーション	8	0	1	7	3	
居宅	居宅療養管理指導	0	0	0	0	0	
サ	通所介護	111	2	2	111	19	7
	通所リハビリテーション	0	0	0	0	0	1
ビス	短期入所生活介護	45	1	1	45	17	
	短期入所療養介護	0	0	0	0	4	
	特定施設入居者生活介護	11	1	0	12	2	
	福祉用具貸与	40	2	7	35	25	
	特定福祉用具販売	39	1	8	32	26	
介	護予防支援	23	0	0	23	13	1
	介護予防訪問入浴介護	6	0	0	6	2	
	介護予防訪問看護	88	8	4	92	10	
介	介護予防訪問リハビリテーション	8	0	1	7	3	
護予	介護予防居宅療養管理指導	0	0	0	0	0	
力防	介護予防通所リハビリテーション	0	0	0	0	0	0
サー	介護予防短期入所生活介護	45	1	1	45	17	2
ピビ	介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	4	
ス	介護予防特定施設入居者生活介護	9	1	0	10	1	
	介護予防福祉用具貸与	39	2	6	35	25	
	特定介護予防福祉用具販売	39	1	8	32	26	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8	1	0	9	0	
地	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	
域 宓	夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護	108	10	12	106	13	
Ⅰ看	認知症対応型通所介護	3	0	0	3	1	
型(介	小規模多機能型居宅介護	21	0	0	21	1	
	認知症対応型共同生活介護	37	1	0	38	8	0
護予	COLOR DE SERVICIO E DE SER E CONTRA A SER ESTA	0	0	0	0	0	6
防	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	15	0	0	15	5	
サ	看護小規模多機能型居宅介護	6	1	0	7	0	
ピ	介護予防認知症対応型通所介護	3	0	0	3	1	
しス	介護予防小規模多機能型居宅介護	21	0	0	21	1	
	介護予防認知症対応型共同生活介護	37	1	0	38	8	
	介護老人福祉施設	34	0	0	34	15	
施設サ	介護老人保健施設	11	0	0	11	3	4
ワービス	介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	1
ス	介護医療院	4	0	0	4	1	
	合計	1260	59	81	1238	315	20

[※] 事業所数には、休止、停止を含み、みなし指定を含まない。廃止には、失効、取消、辞退を含む。

2 介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定及び指導状況(姫路市内の事業所)

サービス種類	事業所数	令和 8	5年度	事業所数	令和 5	5年度
リーころ種類	(R5.3 末)	新規	廃止	(R6.3 末)	実地指導	監査
総合事業訪問介護	159	10	9	160	19	
総合事業訪問生活援助	6	1	0	7	0	7
総合事業通所介護	207	12	15	204	31	
合計	372	23	24	371	50	7

[※] 事業所数には、休止、停止を含む。廃止には、失効、取消を含む。

3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定及び指導状況

サービス種類		事業所数	令和 {	5年度	事業所数	令和 8	5年度
	y ころ性類	(R5.3 末)	新規	廃止	(R6.3 末)	実地指導	監査
	居宅介護	95	4	8	91	1	
	重度訪問介護	95	4	10	89	1	
	行動援護	8	0	0	8	0	
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	
	同行援護	23	0	4	19	1	
障	療養介護	1	0	0	1	0	
障害福祉	生活介護	54	0	3	51	7	
祉	短期入所	27	1	0	28	8	
サ	共同生活援助	40	3	1	42	20	
ピ	宿泊型自立訓練	1	0	0	1	1	
ス	自立生活援助	0	0	0	0	0	4
ス事業	自立訓練 (機能訓練)	0	0	0	0	0	
耒	自立訓練(生活訓練)	4	0	0	4	1	
	就労移行支援(一般型)	12	0	2	10	1	
	就労移行支援(資格型)	0	0	0	0	0	
	就労継続支援(A型)	15	2	1	16	3	
	就労継続支援(B型)	69	8	0	77	10	
	就労定着支援	8	0	2	6	2	
障害	施設入所支援	9	0	0	9	3	
障害者支援施設	生活介護	9	0	0	9	3	
設	就労継続支援 (B型)	1	0	0	1	0	
相	計画相談支援	47	3	4	46	10	
相談支援事業	地域移行支援	15	1	1	15	5	0
援事	地域定着支援	15	1	1	15	5	0
業	障害児相談支援	33	2	2	33	6	
障	児童発達支援	34	6	4	36	8	
障害児通所	放課後等デイサービス	66	10	3	73	21	
	医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
文援事業	保育所等訪問支援	13	1	0	14	5	
業	居宅訪問型児童発達支援	4	0	0	4	0	
地域	生活支援事業	108	3	11	100	8	0
	合計	806	49	57	798	130	4
I	東米正粉には はしな合む。	虚せいっこ	也 字 而 泌 。	다 귀 소구기다	N 3- A 2		•

[※] 事業所数には、休止を含む。廃止には、指定取消・失効・辞退分を含む。

社会福祉研修

社会福祉に関する事業または事務に従事する者(社会福祉事業従事者)の資質を向上し、社会福祉の 増進を図ることを目的とし、平成9年度から社会福祉研修事業を実施している。

〔令和6年度予算 2,736千円 (研修厚生センター予算 1,137千円含む)〕

○市主催研修(令和5年度実績) 社会福祉施設職員対象

	研修名	受講者数
: 保	① 保育士·保育教諭 初任者研修	83 名
・ 児 童 所	② 事故防止研修	166 名
₩ •	③ 虐待防止研修	178名
児童福祉施設等対象	④ マネジメント研修	123 名
等 ど 対 も	⑤ 食育研修	103名
象園	⑥ SIDS 予防研修	157 名
福	⑦ 社会福祉施設等新任職員研修	104名
型社 老 佐 佐	⑧ 事故防止研修	87 名
設障	⑨ 虐待防止研修(老人)	78 名
福祉施設等対象	⑩ 虐待防止研修(障害)	96 名
家 1	① マネジメント研修	59 名
社	⑫ 社会福祉法人会計研修	44 名
等対象	「予算・月次試算・補正予算・決算の流れ」	
等対象	⑬ 社会福祉法人運営研修	38 名
人	「社会福祉法人における経営計画の策定・実践の重要性」	
	〈感染症対策研修〉	
全 社	⑭ 管理者向け(障害・高齢者施設)	137 名
会	⑤ 管理者向け(児童施設)	114 名
—————————————————————————————————————	⑤ 初任者向け	197 名
施	⑤ 専門職向け	63 名
等	® BCP 策定研修	256 名
全社会福祉施設等対象	19 食中毒予防研修	257 名
·	②	237 名
事業者向け	②ハラスメント防止研修	181名
	合計	2,758名

○市主催研修(令和5年度実績) 行政職員対象

研修名	受講者数
保健福祉行政新任職員研修	1 月目 60 人
	2 日目 57 人
福祉行政職員手話研修 (入庁3年目の職員) (研修厚生センター予算分)	45 名

○派遣研修(令和5年度実績) 行政職員 合計18名参加(研修厚生センター予算分)

)派遣研修(令和 5 年度実績) 行政職員 合計 18 名参加(研修厚生センター予算分)
第 64 回重症障害児(者)医療看護師講習会
発達協会夏のセミナー 基礎から学ぶ発達障害・知的障害
日本小児看護学会第 33 回学術集会
介護保険担当職員のための指定居宅介護支援事業所における指導監督のポイント
介護保険担当者のためのケアプラン点検のポイント
令和5年度 にっぽ保育セミナー これからの施設長の役割と保育者の人権
これからの感染症対策 ~保健日誌とサーベイランス~
令和5年度 にっぽ保育セミナー 子どもの人権と保育②
看護職対象セミナー
「子どもの食と栄養」の基礎知識
公立保育所・公立認定こども園等トップセミナー
地域母子保健研修会「地域栄養活動〜妊産婦から子ども〜」
令和5年度 兵庫県認定こども園園長等研修
兵庫県認定こども園主幹保育教諭等研修
介護保険施設等における指導監督のポイント
新任担当者のための介護保険事業所の実地指導・監査のポイント
指導監査のための社会福祉法人の決算書類等の監査のしかた
地方自治体における訴訟手続と訴訟実務

社会福祉施設整備

1 老人福祉施設整備

民間による特別養護老人ホーム等の老人福祉施設の整備を促進するため、施設の新設及び既存施設 の改修等を行う場合、その社会福祉法人等に対し建設費等の一部を助成する。

- 令和6年度予算額 0千円
- 事業内容

特別養護老人ホーム等の老人福祉施設の整備なし

2 地域密着型サービス拠点整備

民間による小規模多機能型居宅介護事業所等の地域密着型サービス事業所の整備を促進するため、 施設の新設及び既存施設の改修等を行う場合、その法人等に対し建設費や開設準備経費等の一部を助 成する。

- · 令和 6 年度予算額 192,744 千円
- 事業内容

認知症高齢者グループホーム 1 か所 既存施設の防災・減災対策改修、新型コロナ対策改修

3 児童福祉施設等整備

(1) 保育所・認定こども園

保育環境の向上と安全の確保を図るため、老朽化している市立保育所・認定こども園の改修等の 施設整備を行う。

- · 令和 6 年度予算額 504,300 千円
- 事業内容

保育所 改修等 5か所

幼保連携型認定こども園 改修等 3か所

また、民間による児童福祉施設等整備のうち、施設の新築及び老朽化した施設等の増築、改築又は改修等を行う場合、その社会福祉法人等に対し建設費等の一部を助成する。

- · 令和 6 年度予算額 576,603 千円
- (2) 児童センター等整備

のびのびと活動できる子どもの居場所の充実を図るため、老朽化している宿泊型児童館・市立児 童センター等の施設及び設備の改修等の整備を行う。

· 令和 6 年度予算額 2.800 千円

4 障害者福祉施設整備

民間による障害者福祉施設の整備を促進するため、施設の新設及び既存施設の改修等を行う場合、 その社会福祉法人等に対し建設費等の一部を助成する。

- · 令和 6 年度予算額 213,600 千円
- 事業内容

障害者福祉施設 1 か所 (213,600 千円)

保健衛生

1 保健所

保健所は、市民の健康を守る拠点として、保健衛生・生活衛生の向上を図り、乳幼児から高齢者に 至るまで、市民のライフステージに応じた生涯にわたる健康づくりを支援するため、各種事業を展開 している。

これらの健康づくりに加え、健康危機の発生予防対策や被害の拡大防止などの健康危機管理も行っている。

- (1) 所在地 坂田町3
- (2) 開設年月日 昭和23年7月10日(平成7年1月4日 現在地に移転)
- (3) 管理運営 姫路市
- (4) 規模・構造・建設事業費
 - ・ 構造 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 地上6階 地下1階
 - 6 階 環境衛生研究所
 - 5階 食肉衛生検査センター・会議室
 - 4階 保健所事務フロア (総務課・中央保健センター・食肉衛生検査センター)
 - 3階 保健所事務フロア (衛生課・予防課・防疫課・健康課)
 - 2階 保健所健診フロア
 - 1階 中央保健福祉サービスセンター
 - · 敷地面積 3,265 ㎡
 - ・ 延床面積 13,075.9 ㎡
 - · 建設事業費 103 億 5 千万円
 - ※大規模改修工事を実施予定(令和6年度から令和9年度)



2 こどもの未来健康支援センター

こどもの未来健康支援センターは、誰もが安心して子どもを生み育てることができるよう、思春期から妊娠期、子育て期にわたるライフステージに応じた切れ目のない支援をするため、より専門性を備えた思春期保健と母子保健の包括的支援の拠点として、各種事業を展開している。

- (1) 所在地 日出町三丁目3番地
- (2) 開設年月日 令和5年4月1日
- (3) 管理運営 姫路市
- (4) 規模・構造・建設事業費
 - ・ 構造 鉄骨造2階建
 - · 敷地面積 3,250 ㎡
 - 延床面積 1,581.36 m²
 - 建設事業費 約5億8千万円



3 保健センター

市内 6 か所の保健センター及びその分室は、地域の特性に対応した、市民の生涯にわたる健康づくりの推進拠点施設として設置され、乳幼児健診・乳幼児健康相談、地域住民の健康相談、保健指導、健康診査、健康教育等の対人サービス、市民の自主的な保健活動の育成等の総合的な保健サービスを提供している。

(1) 中央保健センター

ア 所在地 坂田町3(保健所4階)

イ 開設年月日 平成26年4月1日

ウ 規模・構造

・ 構造 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造

敷地面積 3,265 m² (保健所施設を含む)

・ 延床面積 13,075.9 ㎡のうち 100.91 ㎡

エ 分室

中央保健センター北分室(開設:平成26年4月1日) 砥堀428

・ 中央保健センター安富分室 (開設:平成26年4月1日)安富町安志1151 (安富事務所内)

(2) 南保健センター

ア 所在地 飾磨区細江 2655

イ 開設年月日 昭和54年4月1日 (平成22年10月12日 現在地に移転)

ウ 規模・構造

・ 構造 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 平屋建

敷地面積 9,707 m² (飾磨支所を含む)

・ 延床面積 1,652.4 ㎡

(飾磨支所 507.2 m²、南保健センター 999.7 m²、屋外倉庫 145.5 m²)

エ 分室

・ 南保健センター家島分室(開設:平成26年4月1日)家島町宮2169

(3) 西保健センター

ア 所在地 広畑区正門通三丁目 2-2

イ 開設年月日 昭和35年11月1日(平成16年5月6日 現在地に移転)

ウ 規模・構造

・ 構造 鉄筋コンクリート造3階建

• 敷地面積 2,348.97 ㎡

・ 延床面積 2,336.99 mのうち 1,635.13 m (広畑保健福祉サービスセンターを含む)

4 保健福祉サービスセンター

保健福祉サービスセンターは、保健と福祉の連携を図り、市民に身近な保健サービス及び福祉サービスを一元的に提供することを目的として設置している。事業としては、保健・福祉の情報提供や各種サービスの申請受付など保健福祉に関するサービスを提供している。

名称	所在地	開設年月日
中央保健福祉サービスセンター	坂田町3(保健所1階)	平成 7年 1月 4日
西保健福祉サービスセンター	飾西 728-5(西市民センター内)	平成 4年10月 1日
東保健福祉サービスセンター	御国野町御着 283-15	平成 9年 4月10日
北保健福祉サービスセンター	砥堀 428 ※中央保健センター北分室に併設	平成15年 4月 1日
灘保健福祉サービスセンター	白浜町宇佐崎中二丁目 520	平成11年 4月15日
飾磨保健福祉サービスセンター	飾磨区英賀清水町一丁目 5-1	平成15年 4月 1日
広畑保健福祉サービスセンター	広畑区正門通三丁目 2-2 ※西保健センターに併設	平成16年 5月 6日
網干保健福祉サービスセンター	網干区垣内中町 119	平成 7年 4月 1日
家島保健福祉サービスセンター	家島町宮 2169 ※南保健センター家島分室に併設	平成18年 3月27日
夢前保健福祉サービスセンター	夢前町前之庄 2160(夢前事務所内)	平成18年 3月27日
香寺保健福祉サービスセンター	香寺町中屋 14 番地(香寺事務所内)	平成18年 3月27日
安富保健福祉サービスセンター	安富町安志 1151 (安富事務所内) ※中央保健センター安富分室に併設	平成18年 3月27日

5 保健センター・保健センター分室・保健福祉サービスセンター業務実績

(1) 保健センター業務実積(令和5年度)

	相談						康教育		ゲループ 動支援	保健福祉 申請受付 ※ 1
	訪問	電話	来所	その他	延件数	回数	延人数	回数	延人数	件数
中央保健センター	2,673	4,135	1,706	59	8,573	78	3,881	31	101	2,831
北分室	1,036	1,509	509	96	3,150	31	674	7	99	484
安富分室	197	395	155	151	898	33	791	8	155	89
南保健センター	2,432	4,368	1,839	185	8,824	43	3,346	0	0	6,172
家島分室	39	125	56	108	328	6	175	66	1037	13
西保健センター	1,231	2,183	329	110	3,853	59	2,981	140	982	1,017
合計	7,608	12,715	4,594	709	25,626	250	11,848	252	2,374	10,606

^{※1} 南保健センターは、保健福祉サービスセンター受付業務も含む

(2) 保健福祉サービスセンター業務実積(令和5年度)

		相談件数				申請	受付				グループ 動支援
	電話 ※1	来所 ※ 1	延件数 ※1	介護保 険課関 係	高齢者 支援課 関係	障害福 祉課関 係	後期者保険係課関係	保予 関特病 質特病 薬予種	その他 ※ 2	回数 ※ 1	延人数 ※ 1
中央				482	29	764	0	3,173	3		
西	306	682	988	2,044	20	732	1	688	24	73	2,212
東	153	219	372	806	16	323	0	337	0	3	8
北				885	29	421	0	393	2		
灘	181	213	394	934	11	385	1	381	1	240	3,015
飾磨	76	212	288	1,382	86	136	0	55	9	96	2,574
広畑				961	8	669	0	739	43		
網干	337	1,427	1,764	708	18	833	0	676	28	132	2,111
家島				3	71	22	1	97	20		
夢前	477	334	811	1,584	418	823	0	238	374	0	0
香寺	530	1,863	2,393	1,859	750	1,849	0	653	1,504	0	0
安富	210	354	564	464	299	460	0	201	431		
合計	2,270	5,304	7,574	12,112	1,755	7,417	3	7,631	2,439	544	9,920

^{※1} 保健センター・保健センター分室と併設の保健福祉サービスセンターの相談件数及び自主グループ活動支援は、(1)保健センター業務実績で計上

^{※2} 夢前・香寺・安富保健福祉サービスセンターのその他は、地域事務所で扱っていた福祉事務も含む

6 環境衛生研究所

感染症や食中毒に関する病原微生物検査、食品の理化学検査及び細菌・ウイルス検査、環境に関する理化学検査、井戸水等の飲用水検査など、多岐にわたる検査を実施し、市民の健康と生活環境を守るための科学的データを提供している。

(1) 所在地 坂田町3(保健所6階)

(2) 開設年月日 昭和49年2月(平成7年1月4日 現在地に移転)

(3) 検査内容

種類	内容								
臨床検査	ウイルス感染症等に係る血液検査								
微生物検査	生物検査 感染症及び食中毒に伴う病原微生物検査、腸内細菌検査(検便)並びに環境等 の微生物検査								
環境検査	工場・事業場排水、浄化槽・衛生センター等の排水、公共用水等の水質検査及び大気、煙道排ガス、悪臭、酸性雨等の理化学検査								
土壌・廃棄物検査	土壌及び廃棄物等の理化学検査								
飲用水等検査	専用・特設水道水、井戸水及び災害時市民開放井戸に係る水質検査並びにプール・浴場水等の理化学及び微生物検査								
一般室内環境検査	シックハウス原因物質の検査								
食品検査	食品中の細菌・ウイルス検査 野菜・果実の残留農薬・防かび剤、魚介類の動物用医薬品・PCB等の食品汚染 物質、肉類の動物用医薬品、一般食品の成分規格・添加物等の理化学検査								
家庭用品検査	衣料品・寝具(繊維製品)の有害物質検査								

(4) 検査実績

〔検査状況(年度別推移)〕

左座	年度 臨床・微生物学検査			学検査	合計			
干及	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数		
令和元年度	16,382	31,391	2,074	34,680	18,456	66,071		
令和2年度	24,206	37,072	1,811	30,264	26,017	67,336		
令和3年度	15,260	25,846	1,653	23,774	16,913	49,620		
令和4年度	11,227	21,846	1,842	28,433	13,069	50,279		
令和5年度	10,934	20,753	1,794	32,588	12,728	53,341		

〔各種検査状況〕 (令和5年度実績)

臨床・微	生物学検査		理化学検査					
検査対象物	検体数	項目数	検査対象物	検体数	項目数			
○細菌・ウイルス	10,752	20,479	○生活水質	518	3,399			
腸管系細菌	9,565	18,928	水道原水	0	0			
食品	106	190	飲用水	210	2,168			
食中毒	112	156	水道水	(45)	(826)			
感染症等	792	817	井戸水	(165)	(1,342)			
一般環境	177	388	その他	(0)	(0)			
○結核	2	4	利用水	57	258			
○寄生虫卵	0	0	浴場、プール水	251	973			
○ウイルス(血清)*	90	180	○環境	1,057	7,955			
エイズ	90	180	水質	492	5,193			
B型肝炎	0	0	工場排水	(235)	(2,467)			
C型肝炎	0	0	浄化槽水	(57)	(399)			
○性病検査(梅毒反応)※	90	90	地下水	(25)	(480)			
○その他	0	0	その他	(175)	(1,847)			
			大気	543	2,657			
			環境大気	(475)	(1,970)			
			煙道排ガス	(14)	(150)			
			悪臭	(13)	(86)			
			雨水	(41)	(451)			
			特定粉じん	(0)	(0)			
			その他	(0)	(0)			
			土壌、廃棄物	22	105			
			○一般室内環境	0	0			
			○食品	186	21,201			
			野菜、果実	73	19,684			
			魚介類	0	0			
			肉類	28	788			
			一般食品	80	690			
			容器包装	5	39			
			○家庭用品	33	33			
計	10,934	20,753	計	1,794	32,588			
	合	·計	•	12,728	53,341			

[※]派遣検査分を含む

7 公衆衛生

(1) 食品衛生

食品の安全・安心を確保し、市民の健康の保護を図るため、「姫路市食品衛生監視指導計画」を 策定し、食品衛生関係施設の計画的な監視指導や営業の許可を行うとともに、食品の収去検査を行 い、不良食品を排除することに努めている。

[旧食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業動態表及び監視指導状況] (令和5年度実績)

	2品南土仏に至って町 引き女	営業許可					,	処分	件数	<u> </u>	,,, ,,,	
	業種	施	設数	延監施視	廃業	営	営	改	廃	始末	そ	告発件
	未悝	令和 4年度末	令和 5 年度末	設実施	廃業施設数	営業禁止	営業停止	改善命令	廃棄命令	始末書徴収	の他	件数
各行	一般食堂・レストラン等	2,195	1,605	104	590	1	1	0	0	0	1	0
飲食店営業	仕出屋·弁当屋	140	98	17	42	0	0	0	0	0	0	0
店	旅館	62	47	1	15	0	0	0	0	0	0	0
宮光	その他	1,652	1,185	20	467	0	0	0	0	0	0	0
未	計	4,049	2,935	142	1,114	1	1	0	0	0	1	0
菓	子製造業	566	405	24	161	0	0	0	0	0	0	0
乳泵	心理業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	別牛乳搾取処理業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	製品製造業	6	5	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	礼業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	介類販売業	308	199	20	109	0	0	0	0	0	0	0
	介類せり売営業	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
	肉練り製品製造業	5	5	13	0	0	0	0	0	0	0	0
	品の冷凍又は冷蔵業	39	34	15	5	0	0	0	0	0	0	0
	ん詰又はびん詰食品製造業	13	8	2	5	0	0	0	0	0	0	0
	本店営業 - 1575年11月11日	249	168	2	81	0	0	0	0	0	0	0
	ん類製造業	4	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	イスクリーム類製造業	54	39	2	15	0	0	0	0	0	0	0
	質販売業 	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	为処理業 	14	9	5	5	0	0	0	0	0	0	0
	为販売業 も数は異数と数	131	91	21	40	0	0	0	0	0	0	0
	为製品製造業	4	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	酸菌飲料製造業 B.M.E.制造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	用油脂製造業	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	゛リン又はショートニング製造業 そ製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	て製造業 曲製造業	4	3	3	1	0	0	0	0	0	0	0
		$\frac{2}{2}$	1	0	1 1	0	0	0	0	0	0	0
	ース類製造業 類製造業	9	8	0		0	0	0	0	0	0	0
	與我坦未 ダ製造業	12	11	$\frac{0}{2}$	1 1	0	0	0	0	0	0	0
		12	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	立表 旦来	43	33	6	10	0	0	0	0	0	0	0
	うざい製造業	101	73	19	28	0	0	0	0	0	0	0
	70 V 表起来 加物製造業	11	10	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	品の放射線照射業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	京飲料水製造業	9	7	1	2	0	0	0	0	0	0	0
	雪製造業	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	ョ&足术 雪販売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	5,641	4,053	282	1,588	1	1	0	0	0	1	0
	H F1		2,000		,			Ü	v	Ü		U

〔改正後の食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業動態表及び監視指導状況〕(令和5年度実績)

	営業	許可		営業	営業許可		処分件数							
		没数	矿 医		請数	廃						44		生
業種	令和 4年 度末	令和 5 年 度末	延施設数監視実施	継続	新規	廃業施設数	営業禁止	営業停止	改善命令	回収命令	廃棄命令	始末書徴収	その他	告発件数
飲食店営業	2,218	3,557	1,528	0	1,425	86	0	0	0	0	0	0	0	0
調理の機能を有する自動販売機	25	38	6	0	22	9	0	0	0	0	0	0	0	0
食肉販売業	82	118	56	0	39	3	0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類販売業	106	123	99	0	42	25	0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類競り売り営業	5	7	19	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
集乳業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳処理業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食肉処理業	2	4	7	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
菓子製造業	210	313	87	0	113	10	0	0	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類製造業	8	11	6	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳製品製造業	4	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	5	6	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食肉製品製造業	5	6	2	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0
水産製品製造業	19	22	34	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
氷雪製造業	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
液卵製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食用油脂製造業	0	1	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
みそ又はしょうゆ製造業	5	8	7	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
酒類製造業	4	6	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豆腐製造業	2	5	5	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
納豆製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
麺類製造業	26	35	6	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そうざい製造業	50	73	27	0	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0
複合型そうざい製造業	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
冷凍食品製造業	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
複合型冷凍食品製造業	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
漬物製造業	7	11	5	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
密封包装食品製造業	5	8	6	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食品の小分け業	5	6	6	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
添加物製造業	5	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	2,806	4,375	1,919	0	1,703	134	0	0	0	0	0	0	0	0

〔改正後の食品衛生法に基づく届出を要する食品関係施設動態表及び監視指導状況〕(令和5年度実績)

以上仮り及出南上はに至りく出		営業届出						処分件数						
		呂来 施部			尼	l ≱ ¢				7711				
	業種		令和 5年 度末	延施設数監視実施	届出施設数	廃業施設数	営業禁止	営業停止	改善命令	回収命令	廃棄命令	始末書徴収	その他	告発件数
給重	食施設	486	267	70	8	227	0	0	0	0	0	0	0	0
	魚介類販売業(包装魚介類)	92	137	17	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旧許	食肉販売業(包装食肉)	289	284	29	8	13	0	0	0	0	0	0	0	0
可可	乳類販売業	719	680	30	4	43	0	0	0	0	0	0	0	0
訂業種	氷雪販売業 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	11	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
性	コップ式自動販売機(自動洗 浄·屋内設置)	398	427	0	94	65	0	0	0	0	0	0	0	0
	弁当販売業	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	野菜果物販売業	302	50	183	14	266	0	0	0	0	0	0	0	0
	米穀類販売業	15	19	1	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0
販	通信販売・訪問販売による販売業	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
販売業	コンビニエンスストア	45	60	8	16	1	0	0	0	0	0	0	0	0
\mathcal{K}	百貨店、総合スーパー	102	113	12	12	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)	200	204	3	14	10	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の食料・飲料販売業	2,896	742	39	93	2,247	0	0	0	0	0	0	0	0
	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格 が定められた添加物の製造 を除く。)	30	5	2	0	25	0	0	0	0	0	0	0	0
	いわゆる健康食品の製造・加 工業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
製造	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	17	34	5	17	0	0	0	0	0		0	0	0
•	農産保存食料品製造•加工業	9	12	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
加工	調味料製造·加工業	6	7	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
業	糖類製造・加工業	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	精穀·製粉業	5	7	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	製茶業	9	13	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	海藻製造・加工業	3	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	卵選別包装業 スの休の金料 早制学 加工業	6	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の食料品製造・加工業	37	83	26	46	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	行商	32	18	0	3	17	0	0	0	0	0	0	0	0
上記以外	器具、容器包装の製造·加工 業(合成樹脂が使用された器 具又は容器包装の製造、加工 に限る。)	522	8	0	1	515	0	0	0	0	0	0	0	0
かのも	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみな	522	<u> </u>		1	310							U	
Ď	されないもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	1	8	6	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	6,244	3,210	440	398		0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 環境衛生

市民が日常生活の中で利用し、密接な関係を有する環境衛生関係施設(興行場、旅館、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所)、水道施設、化製場、墓地、特定建築物等の施設の許認可や監視指導を行うとともに、営業者自らによる自主管理の推進に努めている。また、衛生害虫等に関する相談の対応も行っている。

〔環境衛生関係施設数及び衛生監視状況〕

(令和5年度実績)

			が一般の大人の一角上面	1					/二.マL LE			下及天順/
				施設数前年度末	施設数許可確認	施設数廃業失効	施設数末年度末	延回数施	行 政 り 停 上	分等施 始 末 書 等	を設 変付 が が が が が が が が り で り で り の り の り の り の り の り の り の り の	備考
		映画	İ	1	0	0	1	0	0	0	0	
		演劇		2	0	0	2	0	0	0	0	
	圃	音楽		1	0	0	1	0	0	0	0	
	興行場	スポ	ピーツ	0	0	0	0	0	0	0	0	
	勿	演芸		0	0	0	0	0	0	0	0	
		その	他	7	2	3	6	2	0	0	0	
			計	11	2	3	10	2	0	0	0	
		旅館	・ホテル	102	0	1	101	35	0	0	6	
		簡易	宿所	32	2	1	33	9	0	0	1	
	旅館	下宿	•	8	0	0	8	0	0	0	0	
	館	季節	i旅館	0	0	0	0	0	0	0	0	
		季節	簡宿	0	0	0	0	0	0	0	0	
			計	142	2	2	142	44	0	0	7	
営		一般		6	0	0	6	6	0	0	1	
営業六法関係			温泉	7	0	0	7	10	0	0	3	
法			共同	2	0	0	2	0	0	0	0	
) 係			サウナ	6	1	0	7	1	0	0	0	
	公血	#±.	ゴルフ	5	0	0	5	3	0	0	0	
	公衆浴場	特殊	福祉	5	0	1	4	3	0	0	0	
	場		社宅	0	0	0	0	0	0	0	0	
			ヘルスセンター	1	0	0	1	2	0	0	1	
			スポーツ施設	7	0	1	6	8	0	0	1	
			その他	14	0	0	14	8	0	0	1	
			計	53	1	2	52	41	0	0	7	
	理容	所		415	8	12	411	13	0	0	0	
	美容	所		1,253	73	42	1,284	92	0	0	0	
	クリー	一般		77	2	6	73	5	0	0	0	
	クリーニング所	取次	所	141	4	8	137	10	0	0	0	
	グ所		計	218	6	14	210	15	0	0	0	
		営	業六法合計	2,092	92	75	2,109	207	0	0	14	

			拡 前	施 鉎	拡 皮	施 木	延 監	行政处	0分等が	 在設数	
			施設数	施設数許可確認	施設数察業失効	施設数本年度末	延回数監視実施	取消等	始末書等	交付 票	備考
		専用水道	18	1	0	19	5	0	0	0	
	水	特設水道	10	0	1	9	2	0	0	0	
	水道関係	簡易専用水道	1,201	26	20	1,207	27	0	0	0	
	係	小規模受水槽	1,771	69	11	1,829	47	0	0	5	
		計	3,000	96	32	3,064	81	0	0	5	
		化製場	274	3	5	272	3	0	0	0	
	化	死亡獣畜取扱場	1	0	0	1	0	0	0	0	
	化製場	準用施設	12	0	0	12	0	0	0	0	
	芴	動物飼養施設	33	0	0	33	2	0	0	0	
		計	320	3	5	318	5	0	0	0	
		墓地	359	1/(0)/1	0	361	3	0	0	0	許可件数/(変更 許可件数)/既存
	墓地等	納骨堂	26	1/(0)/2	0	29	3	0	0	0	みなし件数
	等	火葬場	8	0/(0)/0	0	8	0	0	0	0	
		計	393	2/(0)/3	0	398	6	0	0	0	
		興行場	3	0	0	3	0	0	0	0	
		百貨店	33	0	0	33	1	0	0	0	
	特	店舗	8	1	1	8	1	0	0	0	
営業	定建	事務所	57	0	0	57	0	0	0	0	
営業六法関係以外	特定建築物	学校	12	1	0	13	1	0	0	0	
法 関	400	旅館	18	0	0	18	1	0	0	0	
係以		その他	22	0	0	22	1	0	0	0	
外		計	153	2	1	154	5	0	0	0	
		建築物清掃業	5	1(1)	0	5	1	0	0	0	()内は、うち期 間満了再登録申
		建築物空気環境測定業	4	1(1)	0	4	1	0	0		請件数
	建	建築物空気調和用ダクト清掃業	0	0(0)	0	0	0	0	0	0	
	架物	建築物飲料水水質検査業	3	3(3)	0	3	3	0	0	0	
	清掃	建築物飲料水貯水槽清掃業	31	13(13)	2	29	15	0	0	0	
	建築物清掃業等	建築物排水管清掃業	7	0(0)	0	7	0	0	0	0	
	等	建築物ねずみ昆虫等防除業	11	6(6)	1	10	9	0	0	0	
		建築物環境衛生総合管理業	10	4(4)	0	10	6	0	0	0	
		計	71	28(28)	3	68	35	0	0	0	
	遊泳用。	公営	8	0	0	8	6	0	0	1	
	用。	営業	15	0	1	14	17	0	0	2	
	プー	その他	3	0	0	3	0	0	0	0	
	ル	計	26	0	1	25	23	0	0	3	
		ーニング無店舗取次店	7	0	0	7	0	0	0	0	
		ンランドリー	165	3	4	164	3	0	0	0	
		利用施設	24	0	0	24	15	0	0	0	
	住宅	E宿泊事業	5	6	1	10	5	0	0	0	

(3) 狂犬病予防

ア 犬の登録及び予防注射

わが国では昭和 31 年の 6 頭を最後に狂犬病の発生はないが、国外において今なお狂犬病の発生が続き、多くの死亡者が出ている。このため狂犬病予防法により飼い主には犬の生涯 1 回の登録と毎年 1 回の予防注射が義務付けられている。

市では、市民の便益と登録率・注射率の向上を図るため、集合注射の他、姫路市と委託契約を している動物病院で、狂犬病予防注射及び鑑札、注射済票の交付事務を行っている。

年度	新規登録頭数	予防注射頭数
令和5年度	2,467	23,027

イ 動物による危険防止

市民からの情報等を基に犬の捕獲を行っている。

[犬の捕獲頭数、返還頭数]

年度	捕獲頭数	返還頭数
令和5年度	1	4

※ 返還頭数は、捕獲、所有者不明の引取り、負傷動物保護で収容した犬のうち返還した頭数

(4) 動物の愛護及び管理

「動物の愛護及び管理に関する法律」及び県条例に基づき、動物愛護思想の普及・啓発を図っている。

ア 動物愛護フェスティバル

毎年動物愛護週間 (9月20日から同月26日まで)の行事の一つとして、姫路市・兵庫県獣医師会姫路支部・姫路開業獣医師会・兵庫県公衆衛生獣医師会姫路支部の共催で姫路市動物愛護フェスティバルを開催している。

イ 負傷ペット動物応急診療業務

公園、広場、道路等の公共の場において疾病にかかり、または負傷した飼い主不明の犬猫等のペット動物(哺乳類、鳥類)については収容し応急手当を行っている。

[負傷動物(犬・猫)取扱い状況]

動物管理センター

年度	成犬	子犬	成猫	子猫
令和 5 年度	2	0	8	5

市内動物病院

年度	成犬	子犬	成猫	子猫
令和	9	0	00	0.4
5 年度	2	0	30	34

ウ 第一種動物取扱業の登録

「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、動物取扱業(動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示、競りあつせん、譲受飼養)を行う場合は第一種動物取扱業の登録を受けなければならない。

[第一種動物取扱業登録状況]

年度	販売	保管	貸出し	訓練	展示	競り	譲受飼養	合計
令和 5 年度	120	147	6	26	23	0	2	324

エ 犬・猫の引取り

事情により飼えなくなった犬・猫を引き取っている。

[犬・猫の引取り数]

年度	所有者	者 有		皆不明 継ぎ含む)	所有者	省 有		皆不明 継ぎ含む)
	成犬	子犬	成犬	子犬	成猫	子猫	成猫	子猫
令和5年度	1	0	11	4	0	0	0	19

オ 犬・猫の譲渡

動物管理センターにおいて犬及び猫の譲渡を随時実施している。譲渡希望者は、事前申請・審 査の後、譲渡前講習会の受講が義務付けられている。

[犬・猫の譲渡状況] (動物病院での譲渡も含む)

動物管理センターにおける譲渡

年度	成犬	子犬	成猫	子猫
令和5年度	2	2	22	44

〔犬・猫の処分状況〕(動物病院での死亡も含む)

動物管理センター

年度	成犬	子犬	成猫	子猫
令和5年度	10	0	16	19

(5) 食肉衛生検査

と畜場法及びその他関連法規に基づき、管内と畜場(食肉センター)に搬入された獣畜に対し、 食用に供することができるか検査を実施、精密な検査が必要な場合は保健所内に設置した検査室 内で精密検査を行う。検査で異常が認められた場合には、当該部位を確実に排除し、食肉の安全 性を確保することに努めている。さらに食肉センターでの解体作業から食肉処理までが、食肉の 海外輸出に対応した衛生管理体制の基で実施されるよう指導・助言している。

また、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、管内食鳥処理施設に対して 定期的な監視・指導を行っている。

ア 食肉衛生検査センター

- ・ 所在地 坂田町3(保健所4階・5階)
- 開設年月日 昭和46年4月(平成27年3月、現在地に移転)
- 新検査室竣工 平成30年3月(保健所4階・5階 300 m²)

イ と畜検査

食肉に起因する健康被害の発生を防止するため、管内と畜場(食肉センター)に搬入された 獣畜に対して、生体、内臓及び枝肉の検査を実施している。また、必要に応じ細菌や理化学、 病理等の精密検査を行う。

[検査実績(令和5年度実績)]

华	精密検査	精密	検 査 に 実 施	基 づ く 頭 数	措置
7	実施頭数	と殺・解体 禁止	全部廃棄	一部廃棄	合格
33,046	26	0	20	5	1

ウ 衛生指導

姫路市食品衛生監視指導計画に加え、関連法規に基づく衛生指導を実施している。

- ・と畜場及び食肉処理施設の衛生点検、作業の検証を行うとともに、枝肉の微生物検査(一般細菌数、大腸菌群数、STEC、サルモネラ等)や施設全体の衛生評価を実施している。
- ・農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(以下、輸出促進法)に基づく指導により、 輸出相手国が要求する衛生水準の維持、向上に努めている。
- ・化製原料及び特定部位等の衛生的な管理、保管等を指導している。
- ・認定小規模食鳥処理施設に対する監視・指導を行っている。

エ 輸出証明書の発行

食肉を海外へ輸出するにあたり、輸出促進法に基づき衛生的にと畜から食肉処理まで行われたことを確認し、衛生証明書を交付している。(平成 29 年 9 月より海外輸出開始)

[輸出証明書発行実績(令和5年度実績)]

輸出相手国	発行件数	重量(kg)
ミャンマー	10	348.6
台湾	727	274,731.6
マカオ	64	3,685.5
タイ	251	34,879.2
フィリピン	95	13,494
ベトナム	40	2,172.1
アメリカ	765	221,156.8

輸出相手国	発行件数	重量(kg)
シンガポール	265	55,197.3
香港	1,261	363,665.8
カナダ	194	30,587.4
オーストラリア	206	37,396.8
EU	937	177,052.1
ニュージーランド	43	2,993.8
合計	4,858	1,217,361.0

8 疾病予防

(1) 予防接種

予防接種法で規定されている定期予防接種については、予防接種実施医療機関(市内約300か所)で実施している。また、接種にかかる費用については、B類の高齢者インフルエンザ及び肺炎球菌予防接種は一部自己負担、それ以外のA類は全額公費負担で行っている。

- ※ 新型コロナウイルスは令和6年度から予防接種法のB類に位置付けられ、高齢者インフルエンザと同様の対象者に一部自己負担で実施予定。
- · 令和 6 年度予算額 2,167,859 千円

予防接種実施件数(令和5年度実績)

(件)

A類(主に小児対象)	B類(高齢者対象)	新型コロナウイルス予防接種
106,176	80,866	193,473

(2) 感染症予防

平成11年4月1日施行の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、患者等の人権を尊重しつつ、個々の感染症の予防及び患者に対する良質かつ適切な医療の積み重ねによって、社会全体の感染症予防の推進を図っている。

· 令和 6 年度予算額 41,280 千円

ア 感染症の発生

感染症法第6条に指定される1類~5類感染症を診断した医師は感染症法第12条に基づき最 寄りの保健所へ届け出なければならない。

発生届出状況(令和5年実績)

(件)

1類	2 類	3 類	4 類	5 類
0	47	7	16	101

イ 結核予防

感染症法に基づき、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の確保を図ることを目的として、 学校・施設・事業所における結核定期健康診断による患者の発見、結核患者及び家族等の接触者に 対する経過観察健診・接触者健診の実施、結核患者の医療費公費負担を行っている。

接触者健康診断者数(令和5年度実績延べ数)

(人)

接触者健康診断者数	被発見者数		
按照 任	結核患者	発病の恐れがある者	
150	2	1	

管理検診(令和5年度実績延べ数)

(人)

実施者数	結核患者被発見者数	
17	0	

治療費公費負担総額(令和5年度実績)

一般患者	勧告入院患者
2,505,308 円	3,260,025 円

(3) 難病対策事業

在宅で暮らす難病患者を取り巻く、地域の医療・保健福祉の充実や関係機関の連携の実現に向けた支援を行っている。

・難病対策事業 令和6年度予算額 7,600千円うち難病相談事業 令和6年度予算額 3,609千円

ア 患者会支援事業

在宅で暮らす難病患者で組織された患者会(姫路市難病団体連絡協議会)の運営を支援している。

- 難病交流会 各難病患者会相互の情報交換と交流を行っている。〔令和5年度実績〕 実施回数9回(参加団体数9団体・参加延人数77人)
- ・ 難病学習会 より良い療養生活の実現に向けて、疾患・制度について学んでいる。 〔令和5年度実績〕 実施回数1回(参加人数13人)
- ・ 疾患別患者交流会 患者会メンバー同士で情報交換・交流を行っている。

イ 相談事業

市内の難病患者及びその家族を対象に療養上の不安や治療等についての相談の場を提供する。

- ・ 難病相談 医師等による医療相談や患者会によるピアカウンセリングを行う。 〔令和5年度実績〕 実施回数12回(相談延人数0人)
- ・ 医療・保健・福祉・教育相談会 専門医による医療相談や福祉・教育等の相談に対応する。 〔令和5年度実績〕 実施回数2回(相談延人数140人)

ウ 啓発・研修事業

難病患者や難病患者に関わる専門職及び一般市民の、難病への理解を促すとともに、在宅で暮らす難病患者を支援する専門職のケアの質の向上を目指して実施している。

- ・ 難病講演会 在宅で暮らす難病患者を取り巻く様々なテーマについて学んでいる。 〔令和5年度実績〕 実施回数1回(参加人数54人)
- ・ 専門職向け難病学習会 訪問看護師・保健師等の資質向上を図る学習会を開催している。 〔令和5年度実績〕 実施回数1回(参加人数35人)

エ 在宅ターミナルケア支援事業

- ・ 目的 ターミナルケアの必要な患者が最後まで安心して生活が送れるように、患者・家族 の負担の軽減を図る。
- ・ 対象 治療目的の治療を行わない 20 歳以上 40 歳未満の在宅末期がん患者

〔令和6年度予算額〕 720千円

「令和5年度実績」 助成実件数 7件

オ 骨髄バンク事業

白血病等の治療に有効な造血幹細胞移植の推進のために、骨髄等ドナーへの助成や登録推進に かかる普及啓発活動及び骨髄等提供者を募る集団登録会を実施するとともに、公的さい帯血バン ク提携医療機関の行う移植用さい帯血採取に対する助成を行う。 〔令和6年度予算額〕 3,929千円

[令和5年度実績] パネル展等普及啓発活動2回、集団登録会8回(41名登録)

9 精神保健事業

精神障害者が病を抱えつつ地域の中で生活し、社会参加できるよう、保健所を中心に様々な施策を展開している。

- · 令和 6 年度予算額 5.967 千円
- (1) 精神保健福祉相談事業

専門医によるこころの健康相談 (精神保健福祉相談)、精神保健福祉相談員・保健師による電話・ 面接・訪問、断酒会員等を交えてのアルコール問題相談等を行っている。

[令和5年度実績] 相談件数6,242件(面接:738件、訪問:1,635件、電話・メール:3,869件)

(2) 精神保健啓発事業

市民のこころの健康の保持増進を図るとともに、精神障害に対する偏見を解消し、精神障害者を地域で支える環境づくりを推進する。

[令和 5 年度実績] 普及啓発講演会・講座 10 回(1,028 人参加) 支援者研修 5 回(262 人参加)

(3) 自殺対策事業

ひめじ・いのち支え合いプラン(姫路市自殺対策計画)に基づき、自殺対策を推進し、「市民が 一人ひとりの「いのち」を大切にできる姫路」の実現を目指す。

[令和5年度実績] 普及啓発講演会・講座 3回(647人参加) 人材育成研修 19回(991人参加)

10 母子保健事業

母子保健サービスの基礎である母子保健法及び児童福祉法に基づき、母性、乳幼児の健康を保持増進するために、思春期出前授業、妊娠・出産包括支援事業、乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)、乳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診、7か月児の健康相談、2歳児のフッ化物塗布事業の他、妊産婦・乳幼児の相談及び家庭訪問を実施している。

また乳幼児健診等で健康上注意を要するものについては、心理相談、育児教室等を開設し適切な助言指導を行っている他、特定不妊治療等に係る先進医療費助成事業、不育症治療支援事業、不妊治療ペア検査助成事業、妊産婦健康診査費助成事業、新生児聴覚検査費助成事業、未熟児養育医療、小児慢性特定疾病等医療の給付事業を実施している。

(1) 思春期保健事業

ア 思春期出前授業

- 目的 思春期を迎える中学生が、健康や性行動、性感染症について正しい知識を身につける とともに自尊感情を高め、自分を大切にする心を育てることを目的とする。
- ・ 対象 市内中学校に在籍する生徒:中学校1年生/7年生、3年生/9年生

〔令和6年度予算額〕 762千円

[令和5年度実績] 89回(10,208人参加)

イ プレコンセプションケア事業

- 目的 男女問わずライフステージに応じた性や生殖に関する正しい知識の普及と健康支援を 行う。
- ・ 対象 思春期、妊娠準備期、妊娠期、子育て期にわたる世代
- ・ 内容 高校生・学生等を対象に、将来の妊娠のための健康管理に関する知識の普及及び健康 教育、健康相談を行う。

妊娠・出産にかかる正しい知識習得を目的にライフステージに応じた講演会(親子で 学べる性教育等)や相談等実施し、相談支援をあわせて行う。

〔令和6年度予算額〕 1,592千円

[令和5年度実績] 7回(218人参加)

(2) 妊娠・出産包括支援事業

ア 全妊婦面接相談支援事業(利用者支援事業「母子保健型」)

- ・ 目的 保健師等が妊娠届出時に妊婦と面接し、制度説明や妊娠、出産、子育てについて相談 を受けることで、支援が必要な妊婦へタイムリーな支援を行い、妊娠期からの子育て 支援を行う。
- ・ 対象 母子健康手帳の交付を受ける妊婦 転入による妊婦健康診査費助成券の交付を受ける全妊婦

[令和 6 年度予算額] 9.542 千円

[令和 5 年度実績] 本人面接 3,522 人/対象者 3,624 人(面接率 97.2%)

イ 伴走型相談支援事業

- ・ 目的 全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子 育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援を行う。
- ・ 対象 妊婦及び主に0~2歳の乳幼児を養育する子育て世帯

〔令和6年度予算額〕 1,403千円

[令和5年度実績] 妊娠8か月アンケート:回答1.817件/送付2.271件(回答率80.0%)

- ウ 利用者支援事業「基本型」・「母子保健型」
- 目的 妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、切れ目のない総合的相談 支援を実施する。
- ・ 内容 妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定、関係機関との連絡調整を行うなど包括的な支援を行う。
- ・ 従事者 保健師、子育て支援相談員等

〔令和6年度予算額〕 127千円

[令和5年度実績] 相談件数:訪問5,906件、電話9,776件、面接3,548件

エ 産後ケア事業

- ・ 目的 出産後の心身ともに不安定な時期に支援が必要な母子に対し、「宿泊型」「通所型」「訪問型」によりサポート支援を実施する。
- ・ 対象
 姫路市に住所を有する産婦と生後4か月未満の乳児
- ・ 内容 産後の体調管理、乳房ケア、育児相談、指導等

[令和6年度予算額] 23,093千円

[令和5年度実績] 利用者数:宿泊型71人、通所型224人、訪問型206人

※重複利用あり

才 親子歯科保健事業

- ・ 目的 妊産婦の歯科健診及び乳幼児の歯科相談をきっかけに、親子が適切な歯科保健の知識 と技術を身につける。
- ・ 対象 姫路市に住所を有する妊産婦(出産後1年3か月まで)と生後1年3か月までの乳幼 児とその保護者
- 内容 市内の指定医療機関において妊産婦への歯科健診、乳幼児への歯科相談

〔令和6年度予算額〕 6,590千円

[令和5年度実績] 利用者数:妊産婦953人、乳幼児601人

カ 2歳児のフッ化物塗布事業

- ・ 目的 う蝕予防に科学的根拠のあるフッ化物塗布を幼児に行うことで、う蝕の有病率の低下 と保護者が適切な歯科保健の知識と技術を身につける。
- 対象 2歳6か月の子どもとその保護者
- ・ 内容 歯科医師による問診、歯科衛生士によるフッ化物塗布及び歯科相談

[令和 6 年度予算額] 3,521 千円

[令和 5 年度実績] 来所者 1,090 人/対象者 1,959 人(来所率 55.6%)

(3) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

- ・ 目的 保護者が家庭訪問を受けることで子育ての不安を解消し、地域で孤立しない育児ができ、乳児の健全な育成環境の確保を図る。
- ・ 対象 生後4か月までの乳児のいる家庭

[令和6年度予算額] 14,980 千円

[令和 5 年度実績] 全訪問者数 3,478 人(市民 3,369 人、市民外 109 人)、他市で訪問 71 人 市民訪問者数 3,440 人/出生数 3,573 人(訪問率 96.3%)

※訪問率:(市民+他市で訪問)/出生数

(4) 乳幼児健康診査実施状況

[令和6年度予算額] 乳児健康診查:43.122千円

1歳6か月児健診:8,525千円

3 歳児健診: 11,612 千円

[令和5年度実績]

4 7	か月児健	診	10	か月児優	建診	1歳	6 か月児	健診	3	歳児健認	診
対象者数	受診者数	受 (%) 率	対象者数	受診者数	受 (%) 率	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受 (%) 率
3,565	3,489	97.9	3,661	3,452	94.3	3,699	3,640	98.4	3,989	3,918	98.2

^{※ 4}か月児健診・10か月児健診は医療機関委託

(5) 7か月児の健康相談

- ・ 目的 乳児期にすべての親子に出会う機会を持ち、月齢と発育発達に応じた育児知識・技術 の普及を図ること、また絵本を通じて親子の対話を図ることで、保護者が安心して育 児に取り組むことができる。
- ・ 対象 7~9か月児の子どもと保護者

[令和6年度予算額] 2.793千円

[令和5年度実績] 来所者3,408人/対象者3,665人(来所率93.0%)

(6) 特定不妊·不育治療助成事業

ア 特定不妊治療等に係る先進医療費助成事業

- ・ 目的 先進医療会議において審議中または審議予定の医療技術と併せて実施した特定不妊治療等の治療費の一部を助成することにより、特定不妊治療等を受ける者の経済的負担の軽減を図り、不妊治療の選択肢を確保する。
- ・ 対象 特定不妊治療等を受けた法律上の婚姻または事実婚の夫婦
- ・ 内容 国で審議中(または予定)の技術を含む保険適用外の特定不妊治療等を受けた場合、 治療方法により 10 万円から 30 万円を上限として助成する。

上記のほか、特定不妊治療(凍結胚の移植を除く)の過程の一環として男性不妊治療の手術を行った場合は、30万円まで上乗せして助成する。

初めて助成を受けた際の治療開始時の妻の年齢が 40 歳未満の場合は 1 子ごと最大 6 回とし、40 歳以上 43 歳未満の場合は 1 子ごと最大 3 回とする。43 歳以上の場合の助成はなし。

〔令和6年度予算額〕 3,264千円

[令和5年度実績] 助成実件数:102件(助成延件数:144件)、男性不妊:0件

イ 不育症治療支援事業

- ・ 目的 不育症の早期受診、早期治療を促進するとともに、不育症治療を受ける者の経済的負担を軽減するため、医療保険が適用されない医療費の一部を助成する。
- ・ 対象 2回以上の流産や死産、早期新生児死亡の既往があると医師に診断され、治療等を受けた法律上の婚姻または事実婚の夫婦であること。
- ・ 内容 不育症の治療等に要した保険適用外の医療費の 10 分の 7 を助成する。ただし、1 年度の医療費について 1 回のみの助成とする。また、助成を受ける治療等について他の自治体が実施する同様の助成を受けていない場合に助成する。

治療等を行った期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。

[令和6年度予算額] 1,083千円

[令和5年度実績] 助成実件数:28件

ウ 不妊治療ペア検査助成事業

- ・ 目的 不妊に悩む方が早期受診し、不妊症の早期発見、早期治療を促進するとともに、その 経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されない不妊の検査に要する費用の一 部を助成する。
- ・ 対象 夫婦そろって受診し不妊の検査を受けた法律上の婚姻または事実婚の夫婦であること。 検査を行った期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。
- ・ 内容 不妊の検査に要した保険適用外の検査費の 10 分の 7 を助成する。ただし、夫婦 1 組 について 1 回のみの助成とする。また、助成を受ける検査等について他の自治体が実 施する同様の助成を受けていない場合に助成する。

〔令和6年度予算額〕 333千円

[令和5年度実績] 助成実件数:22件

(7) 妊婦健康診査費助成事業

- ・ 目的 安心して妊娠・出産を迎えるため、妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成し、経済的 負担を軽減することで、定期的な健診受診を促進する。
- ・ 対象 姫路市に住所を有する妊婦
- ・ 内容 1回の妊婦健康診査費で上限 22,500 円を 1回、上限 13,000 円を 1回、上限 10,000 円 を 2回、上限 8,000 円を 1回、上限 6,000 円を 9回の計 14回と、妊婦健康診査と同時 実施する子宮頸がん検診費上限 3,500 円(1回分)を限度に助成する。

多胎妊娠の場合は、上限5,000円を3回追加助成し、妊婦健康診査と同時に使用できる。

[令和6年度予算額] 431,428千円

[令和5年度実績] 助成延件数:41,934件(うち、多胎妊娠の妊婦健診助成件数 58件)

(8) 産婦健康診査費助成事業

- ・ 目的 産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1か月等産後間 もない時期の産婦に対する健康診査にかかる費用の一部を助成し、産後初期段階におけ る母子に対する支援を強化する。
- ・ 内容 1回の産婦健康診査費で上限 5,000 円を2回助成する。

[令和 6 年度予算額] 33,725 千円

「令和5年度実績」 助成延件数:5.682件

(9) 1か月児健康診査費助成事業

・ 目的 1か月頃の乳児に対する健康診査の費用助成を行い、結果等の情報の活用および伴走型 相談支援事業の効果的な実施により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制 を整備する。

- ・ 対象 姫路市に住民登録のある児(生後2か月になる前日まで)
- 内容 1回、4,000円を上限に助成 〔令和6年度予算額〕 15,228千円

(10) 低所得妊婦初回産科受診料助成事業

- ・ 目的 低所得の妊婦について経済的負担の軽減を図るとともに、状況を継続的に把握し必要な 支援につなげるため、初回の産科受診料を助成する。
- ・ 対象 市販の妊娠検査薬で陽性を確認した者であって、姫路市に住所を有する住民税非課税世 帯又は同等の所得水準である妊婦
- 内容 初回の産科受診(妊娠の判定に要する費用)において上限 10,000 円を 1 回助成する。
 「令和 6 年度予算額〕 1.932 千円

(11) 未熟児養育医療給付事業

- ・ 目的 未熟児が健やかに成長するために養育に医療が必要な場合、指定医療機関で受けた医療 に対し公費負担を行う。
- ・ 対象 身体の機能が未熟なまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得る に至るまでのもので、医師が入院養育を必要と認めたもの
- ・ 申請 保護者が保健所に申請し、医療券の交付を受ける。
- 内容 未熟児の入院中の医療費と食事療養費の自己負担分を公費で負担する。

[令和 6 年度予算額] 27,329 千円

〔令和5年度実績〕 医療費給付:80人

給付総額:24,006,813円

(12) 新生児聴覚検査費助成事業

- ・ 目的 生まれつきの聴覚障害 (難聴等) 児は、1,000人に1~2人の頻度といわれており、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑えられるため、早期発見・長期治療に繋げ、全ての新生児を対象に聴覚検査を実施し、その費用の一部を助成する。
- ・ 対象 児が検査を受けた時点で姫路市に住民票のある保護者
- ・ 内容 生後2か月以内において受けた聴覚検査の方法により助成額は異なり、(A)ABRの場合 は5,500円を上限に、OAEの場合は、2,000円を上限に助成する。

〔令和6年度予算額〕 19,898千円(姫路市保健医療推進基金 14,830千円含む)

[令和 5 年度実績] 助成実件数: 3.303 件

(13) 小児慢性特定疾病医療費支援

- ・ 目的 慢性疾患により長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該 疾病の治療方法に関する研究等に資する医療の給付を行う。
- ・ 対象 厚生労働大臣が定める慢性疾患にかかっている 18 歳未満の児童であって、当該疾病の 状態が告示により定める程度であるもの。
- 申請 保護者が保健所に申請し、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受ける。

・ 内容 当該疾病にかかる医療費の自己負担分を公費で負担する。

[令和6年度予算額] 198,579千円

[令和5年度実績] 医療費給付: 5,922件

給付総額: 194,511,216 円

11 健康增進事業

急速な高齢化の進展及び生活習慣の多様化による疾病構造の変化に伴い、市民の健康増進を図るため健康増進法に基づき健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導などの保健事業を実施している。

(1) 健康教育

- ・ 目的 生活習慣病の予防、その他健康に関する事項(感染症含む)について正しい知識の普及を図ることで、市民が自身で生活習慣の見直しや取組を実践できるようになる。
- 対象 40歳以上の市民
- ・ 内容 医師や歯科医師、保健師・管理栄養士・歯科衛生士などによる講話と実技指導 〔令和6年度予算額〕 3,566千円

[令和5年度実績] 100回(3,579人参加)

(2) 健康相談

- ・ 目的 身体の健康に関する個別相談に応じ、必要な指導及び助言を行うことで、生活習慣を 改善し、自らの健康管理ができるようになる。
- 対象 40歳以上の市民
- ・ 内容 保健師・管理栄養士などによる血圧・体脂肪測定、生活習慣病に関する個別相談 〔令和 5 年度実績〕 相談延件数 205 人

(3) 健康診査

- ・ 目的 がんや歯周病など生活習慣病を予防する対策の一環として、早期発見、早期治療を図るため、各種検診を実施する。
- ・ 対象 原則 40 歳以上の市民(ただし、子宮がん検診は 18 歳以上)
- 実施内容

集団検診

市民がん巡回検診

種類	内容
胃がん検診	バリウムを飲み胃部 X 線検査※1
肺がん検診	胸部X線検査
	胸部 X 線検査+喀痰検査 (ハイリスク者※2)
大腸がん検診	便潜血検査(2日間)
肝炎ウイルス検診※3	血液検査(B型・C型肝炎ウイルス検査)

※1 受診間隔は2年に1回

※2 50 歳以上で喫煙指数(1日の喫煙本数×喫煙年数)600以上の人

※3 過去に受けたことがない人が対象

レディース検診

種類	内容
乳がん検診※1	マンモグラフィ検査
子宮がん検診※1	子宮頸部の細胞診
骨粗しょう症検診	骨密度測定
大腸がん検診	便潜血検査(2日間)

※1 受診間隔は2年に1回

・特定セット検診(医師会館を利用した施設内検診)

特定健診と市民がん巡回検診(胃がん・肺がん・大腸がん・肝炎ウイルス検査)を実施する。

• 個別検診

種類	内容
胃がん検診	バリウムを飲み胃部 X 線検査※8
	胃内視鏡検査+尿素呼気検査※1
胃がんリスク判定(検査)※2	血液検査(ピロリ菌、ペプシノゲン検査)
乳がん検診※3	マンモグラフィ検査
子宮がん検診※4	子宮頸部の細胞診
	子宮頸部の細胞診+子宮体がん
肝炎ウイルス検診※5	血液検査 (B型・C型肝炎ウイルス検査)
歯周病検診※6	歯科検診、相談・保健指導
基本健康診査※7	身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査、診察

- ※1 満40,50,60歳での受診者は内視鏡検査も選択可
- ※2 対象年齢は満20歳
- ※3,4,8 受診間隔は2年に1回
- ※5 過去に受けたことがない人が対象 ※6 対象年齢は満 40,50,60,70 歳
- ※7 対象者は満40歳以上の無保険者

• 節目総合検診

40・50・60 歳を対象に姫路市医師会館にて、胃がん(40 歳は胃がんリスク)・肺がん・大腸 がん・乳がん (女性)・子宮がん (女性) 検診、特定健診および詳細項目検診を加えた総合検診 を実施する。

[令和5年度 受診者数]

	令和5年度		
基本健診	328		
胃がん検診		3,621	
胃がんリスク料	胃がんリスク判定(検査)		
フウボル松弘	頸部	11,690	
子宮がん検診	頸部+体部	623	
X線検査		6,753	
肺がん検診	X 線検査+喀痰検査	127	
乳がん検診	12,716		

大腸がん検診	9,279
肝炎ウイルス検診	3,378
骨粗しょう症検診	1,715
歯周病検診	276

[令和6年度予算額] 385,704千円

(4) 訪問指導

生活習慣病予防及び介護予防等で実際の生活の場面での保健指導が必要な市民に対して保健師 等が家庭訪問を行い、自身の健康管理が行えるよう助言を行う。

[令和5年度実績] 訪問延件数94件

(5) 透析ハイリスク者予防対策事業

- ・ 目的 糖尿病性腎症の重症化リスクの高い者が、医療機関間の連携や適切な栄養食事指導を 受けることにより、人工透析への移行を防止できるよう、かかりつけ医における糖尿 病性腎臓病(DKD)管理を支援する。
- ・ 内容 有識者による協議会の開催。医療関係者向け講演会・連絡会・研修会の開催。血糖コントロール不良者 (HbA1c8.0 以上) に糖尿病重症化予防歯科検診を実施。令和元年度より栄養指導を受ける機会がない患者に対し栄養食事指導を実施。

[令和 6 年度予算額] 1.482 千円

[令和 5 年度実績] 協議会 0 回 講演会 1 回 研修会 1 回 歯科検診受診 71 人 栄養食事指導 16 件

12 介護予防事業

介護保険法に基づき要介護・要支援状態となる前の段階にある高齢者に対し介護予防のための支援 を行っている。

(1) 介護予防普及啓発事業

- ・ 目的 介護予防に関する正しい知識や実践方法を学び、市民が自発的に健康的な生活を送る ために必要な行動を実践することができる。
- ・ 対象 65歳以上の市民と高齢者に関わる市民
- ・ 内容 介護予防に関する正しい知識や実践方法を学び、市民が自発的に健康的な生活を送れるよう、医師や健康運動指導士、保健師、管理栄養士、歯科衛生士などの専門職による講話と実技指導を実施

[令和5年度実績] 108回(2,262人参加)

(2) 高齢者の地域健康づくり事業

- ・ 目的 地域住民が主体となった健康づくり・介護予防活動を実践することができる。また、 市民が地域での健康づくり活動を継続し、地域の互助的活動(助け合い活動)に発展 させることができる。
- ・ 対象 65歳以上の市民と高齢者に関わる市民

・ 内容 運動機能の維持・向上を目的とした「いきいき百歳体操」を住民に提案し、保健センター・保健センター分室と地域包括支援センターが支援 (DVD やおもりの貸し出しも含む)を行いながら、住民主体の自主活動へつなげていく。

[令和5年度実績] 団体数480(8,388人参加)

13 主要死因別死亡数·率

(令和4年次)

順位	死因	実数	率
1	悪性新生物	1,571	299.2
2	心疾患	1,075	204.7
3	老衰	635	120.9
4	脳血管疾患	328	62.5
5	肺炎	253	48.2

※ 率:対人口10万人

医務•薬務、救急医療等

1 医務・薬務(令和6年3月31日現在)

(1) 医療等施設数

区分	病院	一般 診療所	歯科 診療所	助産所	施術所	歯科 技工所	衛生 検査所
施設数	34	427	285	15	456	112	4

(2) 開設者別病院·許可病床数

目目 ⇒几 土火	· c r c * k ·	*************************************	許可病床数の内訳					
開設者	病院数	許可病床数	精神病床	感染症病床	一般病床	療養病床		
独立行政法人	1	405	0	0	405	0		
兵庫県	1	736	16	0	720	0		
日本赤十字社	1	560	0	6	554	0		
公益法人	0	0	0	0	0	0		
医療法人	28	4,102	952	0	2,336	814		
会社・事業所	0	0	0	0	0	0		
その他の法人	1	48	0	0	48	0		
個人	2	266	0	0	50	216		
合計	34	6,117	968	6	4,113	1,030		

(3) 診療所施設数及び病床数

	区分	施設数	病床数
_	有床診療所	14	191
般	無床診療所	413	
Ė	歯科診療所	285	
	合計	712	191

(4) 医薬品販売等施設数

		医薬品	高度管理	高度管理	高度管理	管理医療	管理医療	管理医療	毒物劇物	毒物劇物	毒物劇物
区分	薬局	店舗	医療機器	医療機器	医療機器等	機器	機器	機器販売	一般	農業用品	特定品目
		販売業	等販売業	等貸与業	販売・貸与業	販売業	貸与業	・貸与業	販売業	目販売業	販売業
施設数	268	145	217	0	130	1,478	3	106	235	10	2

(5) 立入検査等実施状況

(令和5年度実績)

区分	病院	一般 診療所	歯科 診療所	助産所	施術所	歯科 技工所	衛生 検査所	薬局	店舗	医療機器等	一般	農業用品	特定品目	毒物劇物 業務上 取扱者	合計
件数	34	51	23	0	10	1	2	47	19	35	21	2	0	1	246

(6) 医師・歯科医師・薬剤師・看護師等従事者数

(※令和4年12月31日現在)

区分	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師
届出数	1,409	404	1,334	141	205	6,550	951

※ 隔年調査

(7) 医療安全相談件数

(令和5年度実績)

区分	医療征	テ為・医療内容 うち医療事故調査・ 支援センターに関連 したもの	コミュニケ ーションに 関すること	医療機関 の施設	医療情報 の取扱 (カルテ開示、 セカンドオピニ オン、その他)	医療費関係(診療報酬等)	その他	合計
件数	140	0	35	4	7	23	72	281

2 救急医療

(1) 休日・夜間急病センター

昭和 54 年 2 月 15 日、医療供給の少ない夜間の急病患者への対応として、夜間の内科・小児科を 診療科とする「夜間急病センター」として開設した。

昭和61年4月1日には、休日昼間においても内科・小児科の対応ができる体制を整えるとともに、名称を「休日・夜間急病センター」に変更し、さらに、同年7月20日からは休日昼間に従来の診療科に加え、眼科・耳鼻いんこう科を追加し救急医療の充実を図った。

平成9年12月1日、姫路市医師会館1階へ同センターを移転し、施設の充実を図った。

ア 所在地 西今宿三丁目 7-21

イ 開設年月日 昭和54年2月15日(平成9年12月1日 現在地に移転)

ウ 規模・構造

・ 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階、地下1階建(1階部分)

敷地面積 8,199.11 m² (医師会館を含む)

• 延床面積 1,168.34 m²

工 建設事業費 500,000 千円

財源内訳 県支出金 15,180 千円 地方債 484,800 千円

一般財源 20 千円

才 管理運営 公益財団法人姫路市救急医療協会

(令和6年4月1日現在)

		休日昼間	夜間
診	:療日	日曜日・祝日、8月15日、12月31日~1月3日	毎日
診療	寮科目	内科・小児科・眼科・耳鼻いんこう科	内科・小児科
受付	寸時間	午前8時30分~午後5時30分	午後8時30分~翌日午前5時30分
診療	寮時間	午前9時~午後6時	午後9時~翌日午前6時
	医師	5 人	2 人
診療	薬剤師	2 人	1人
体制	看護師	9人	5~6人
	事務員	4~5 人	2~3 人

[患者数]

			診察	一日		科目	引別		性	別	後送	救急車
年度	区分	患者数	日数(日)	平均 患者数	内科	小児科	眼科	耳鼻いん こう科	男	女	患者	による 来院数
	休日昼間	16,031	76	210.9	5,408	6,783	1,466	2,374	8,176	7,855	380	82
令和元年度	夜 間	20,089	366	54.9	9,094	10,995			10,128	9,961	621	173
	計	36,120			14,502	17,778	1,466	2,374	18,304	17,816	1,001	255
	休日昼間	4,951	71	69.7	1,637	1,484	872	958	2,552	2,399	228	37
令和2年度	夜 間	6,771	365	18.6	3,542	3,229			3,380	3,391	331	84
	計	11,722			5,179	4,713	872	958	5,932	5,790	559	121
	休日昼間	6,085	70	86.9	1,634	2,095	871	1,485	3,104	2,981	250	45
令和3年度	夜 間	8,203	365	22.5	3,518	4,685			4,063	4,140	379	122
	計	14,288			5,152	6,780	871	1,485	7,167	7,121	629	167
	休日昼間	7,057	71	99.4	1,849	2,532	873	1,803	3,592	3,465	257	74
令和4年度	夜 間	9,710	365	26.6	4,127	5,583			4,883	4,827	372	200
		16,767			5,976	8,115	873	1,803	8,475	8,292	629	274
	休日昼間	10,758	72	149.4	3,583	3,902	817	2,456	5,641	5,117	280	76
令和5年度	夜 間	14,676	366	40.1	6,623	8,053			7,551	7,125	508	200
	計	25,434			10,206	11,955	817	2,456	13,192	12,242	788	276

(2) 後送病院

休日・夜間急病センターで対応が困難な重症患者については、次の体制により病院を確保し、患者の後送を行っている。なお、後送病院では、1日2床以上の空床を確保している。

(令和6年4月1日現在)

	休日	夜間
内科	2病院(13病院による輪番制)	2病院(13病院による輪番制)
小児科	2 病院 (3 病院による輪番制)	姫路赤十字病院
外科	2病院(8病院による輪番制)	2 病院(10 病院による輪番制)
眼科	1 病院 (6 病院による輪番制)	_
耳鼻いんこう科	1病院(5病院による輪番制)	_
整形外科	1 病院 (6 病院による輪番制)	2 病院(10 病院による輪番制)
脳神経外科	1病院(5病院による輪番制)	1病院(5病院による輪番制)
循環器科	1病院(3病院による輪番制)	1病院(3病院による輪番制)
産婦人科	2病院(9病院による輪番制)	_

(3) 救急医療電話相談事業

子どもの急病やけがの場合に、専任の看護師等が医療機関の受診の必要性や応急手当などについてアドバイスを行い、患者や家族の不安解消を図るとともに、医療機関の適切な受診を促す電話相

談を実施している。

ア 相談時間 月曜日~土曜日 午後8時~午前0時

日曜日・祝日・8/15・12/31~1/3 午前9時~午後6時、午後8時~午前0時

イ 対象科目 小児科

ウ 電話番号 079-292-4874 (ふくつう しんぱいなし!)

年	度	実施日数	相談件数	1日平均
令和元年度	休日昼間	76 日	1,834 件	24.1 件
7711几千皮	夜 間	366 日	3,743 件	10.2 件
令和2年度	休日昼間	71 日	1,072 件	15.1 件
7和2千度	夜 間	365 日	2,168 件	5.9 件
令和3年度	休日昼間	70 日	1,642 件	23.5 件
7和3千度	夜 間	365 ∃	3,277 件	9.0 件
令和4年度	休日昼間	71 日	2,306 件	32.5 件
7744千度	夜 間	365 ∃	3,875 件	10.6 件
令和5年度	休日昼間	72 日	2,175 件	30.2 件
7740千段	夜 間	366 日	3,591 件	9.8 件

- ※ 平成21年8月開設。休日昼間の相談は平成22年8月から実施
- ※ 平成25年2月から、木・土曜日の夜間は相談員2人体制で実施
- ※ 平成26年12月から、木・土曜日の夜間及び休日の昼間は相談員2人体制で実施
- ※ 平成27年10月から、全日相談員2人体制で実施
- ※ 平成30年10月から、対象地域を播磨姫路圏域へ拡大

(4) 救急安心センター事業

急な病気やケガをした時に、「救急車を呼んだ方がよいか」、「今すぐに病院に行った方がよいか」 など判断に迷った際に、24 時間 365 日体制で看護師等からアドバイスを受けることができる全年 齢を対象とした電話相談事業を実施している。

ア 相談時間 24時間365日

イ 対象 全年齢

ウ 電話番号 #7119 (つながらない場合は、078-331-7119)

年度	実施日数	相談件数	1 日平均
令和5年度	77 日	2,819 件	36.6 件

(5) 家島町休日救急医療対策事業

家島町内における休日等の救急医療を確保するために、医療機関の輪番日を定め、輪番体制を実施している。

ア 実施施設 姫路市国民健康保険家島診療所、真浦クリニック、ぼうぜ医院

イ 診療日 土曜日、日曜日、祝日、12/29~1/3

ウ 診療時間 午前8時30分~翌日午前8時30分

年度	診療日数	患者数	1日平均
令和元年度	87 日	985 人	11.3 人
令和2年度	83 日	437 人	5.3 人
令和3年度	108 日	578 人	5.4 人
令和4年度	108 日	507 人	4.7 人
令和5年度	107 日	642 人	6.0 人

(6) 休日歯科診療助成事業

休日における救急歯科患者の診療を実施している姫路市歯科医師会に対して助成を行っている。

ア 実施施設 姫路市歯科医師会口腔保健センター

安田三丁目 107

イ 診療日 日曜日、祝日、8/14、8/15、12/30~1/3

ウ 診療受付時間 午前9時30分~正午

年度	診療日数	患者数	1日平均
令和元年度	78 日	928 人	11.9 人
令和2年度	73 日	600 人	8.2 人
令和3年度	72 日	557 人	7.7 人
令和4年度	72 日	472 人	6.6 人
令和5年度	74 日	476 人	6.4 人

(7) 兵庫県広域災害・救急医療情報システム

重症患者受入可能医療機関(病院等)、搬送機関(消防署等)、血液センター及び救急医療情報センターを通信回線で結び、コンピューターによる情報ネットワークを用いて常時救急医療に必要な情報を収集し、重症救急患者の搬送または転送など緊急時に、リアルタイムの救急医療情報を提供している。また、災害時においても的確な対応が行えるシステムとなっている。

・ 市内の端末機設置数 27か所(令和6年4月1日現在)

3 自動体外式除細動器 (AED) の設置

急性心筋梗塞などのために心停止 (心室細動) 状態となった場合には、一刻も早い 119 番通報と AED を使用した迅速な応急手当が望まれる。

平成 19 年度から、緊急時の救命に使用するため一時的に AED を提供する市の施設や民間の事業所等を「ひめじ救命ステーション」として登録し、市内各所で AED が使用できる体制の整備を図っている。

〔ひめじ救命ステーション登録数〕

(各年度末現在)

年度	市の施設	民間の事業所等	合計
令和元年度	410	290	700
令和2年度	420	291	711
令和3年度	422	286	708

令和4年度	419	288	707
令和5年度	421	287	708

※ 県の施設は、「民間の事業所等」に含む

4 医療従事者の確保

(1) 臨床研修医奨励金事業

奨励金を臨床研修医に貸与することにより、市内医療機関における臨床研修医の確保を支援するとともに、貸与期間後も市内医療機関で勤務した場合に、その勤務期間に応じて貸与した奨励金の返還債務を免除することにより医師の定着化を図る。平成23年度創設。

また、令和 2 年度より、家島地域において将来にわたり安定した医療提供体制を確保するため、 家島町内の医療機関での勤務を希望する後期研修医に対して、追加で最大 2 年の貸与期間を認める よう条例改正し、当該事業を拡充した。

ア 対象者 市内医療機関の臨床研修医(前期研修医及び後期研修医)

イ 貸与月額 前期研修医 10万円以内、後期研修医 15万円以内

[奨励金貸与者数]

年度	前期研修医	後期研修医	合計
令和元年度	7	20	27
令和2年度	13	20	33
令和3年度	17	20	37
令和4年度	22	22	44
令和5年度	26	25	51

(2) 医学生向け就職説明会(レジナビフェア)

医学生向け就職説明会において、臨床研修病院と共同ブースを開設し、市内医療機関の魅力の発信や臨床研修医奨励金制度の周知を図ることで、医療従事者の確保を図る。平成 30 年度より参加し、令和 2 年度以降については、オンラインにて開催している。

(令和5年度概要)

ア 日 時 令和5年6月4日(日)

イ 会 場 オンライン形式

ウ 参加病院 兵庫県立はりま姫路総合医療センター、ツカザキ病院、姫路医療センター、 姫路聖マリア病院、姫路赤十字病院、高岡病院

エ 参加者数 延べ618人

(3) 看護職合同就職説明会

兵庫県看護協会西播支部が開催する看護職合同就職説明会を通じて、本市の看護職の確保及び地域医療体制の充実を図る。令和3年度以降については、オンラインにて開催している。

(令和5年度概要)

ア 日 時 令和6年1月21日(日)

イ 主 催 兵庫県看護協会西播支部、兵庫県看護協会、兵庫県ナースセンター

ウ 共 催 西播民間病院協会、兵庫県、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、労働局、

ハローワーク姫路、姫路市

エ 参加数 延べ58人

5 家島診療所

(1) 所 在 地 家島町宮 2169

(2) 開設年月日 平成 18年3月27日

(3) 規模・構造 (家島保健福祉サービスセンター内)

構造 鉄筋コンクリート造5階建(2・3階部分)

· 敷地面積 404.72 m² (建物・駐車場)

· 延床面積 558.50 m² (家島診療所部分)

(4) 管理運営 姫路市

	診療日	月曜日~金曜日
1		内科・外科・小児科
1		午前9時~午前12時 午後2時~午後5時
診	医師	1人
療 体	看護師・ 准看護師	3 人
制	事務員	3 人

[患者数]

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月	合計
令和元年度	1,185	1,217	1,118	1,303	1,278	1,142	1,371	1,374	1,274	1,118	1,066	1,030	14,476
令和2年度	714	691	875	1,023	976	871	1,225	1,188	1,079	689	973	1,116	11,420
令和3年度	1,091	942	1,107	1,067	1,080	1,077	1,126	1,353	1,184	953	1,048	1,090	13,118
令和4年度	1,069	998	1,069	1,061	1,221	1,144	1,141	1,289	1,139	1,093	998	1,216	13,438
令和 5 年度	1,066	1,145	1,107	1,052	1,261	1,122	1,245	1,227	1,095	1,063	1,034	1,091	13,508

6 四郷診療所

(1) 所在地 四郷町坂元 257

(2) 開設年月日 昭和 32 年 10 月 1 日

(3) 規模·構造

・ 構造 コンクリートブロック造1階建

敷地面積 674.13 m²延床面積 108.03 m²

(4) 管理運営 姫路市

Ē	診療日	月曜日、金曜日
診	療科目	内科・小児科
診	療時間	午後1時~午後3時
	医師	1人
診療体制	准看護師	1人
14,110	事務員	1人

[患者数]

VII													
年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2 月	3 月	合計
令和元年度	24	24	23	23	18	19	19	24	30	27	25	21	277
令和2年度	23	18	19	22	20	16	25	21	21	19	17	30	251
令和3年度	24	18	49	37	18	15	27	28	20	19	39	21	315
令和4年度	25	17	29	28	25	18	27	22	31	17	16	18	273
令和5年度	16	14	29	22	8	19	27	26	15	14	12	15	217

7 山之内診療所

(1) 所在地 夢前町山之内乙 120(2) 開設年月日 平成 3 年 5 月 13 日

(3) 規模·構造

・ 構造 鉄筋コンクリート造1階建

・ 敷地面積 388.00 ㎡・ 延床面積 98.81 ㎡

(4) 管理運営 姫路市

1	沙療日	月曜日、水曜日、金曜日
診	療科目	内科・小児科
診	療時間	午後1時~午後3時
診療	医師	1人
体制	事務員	1人

[患者数]

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12月	1月	2 月	3 月	合計
令和元年度	12	11	13	12	13	12	11	11	12	12	10	11	140
令和2年度	14	14	13	17	13	12	14	15	16	15	17	21	181
令和3年度	15	15	17	14	11	12	14	10	11	16	14	11	160
令和4年度	16	14	14	12	11	12	11	14	13	9	13	14	153
令和5年度	12	12	12	12	11	15	14	13	15	7	12	13	148

8 ぼうぜ医院

(1) 所在地 家島町坊勢 702 番地 238

(2) 開設年月日 平成30年10月1日

(3) 規模·構造

• 構造 鉄骨造2階建

· 敷地面積 524.47 ㎡

・ 延床面積 505.65 ㎡

(4) 建設事業費 約 192,000 千円

(5) 管理運営 医療法人社団ぼうぜ医院

ij	診療日	月~土曜日
診	療科目	内科・小児科
診	療時間	午前9時~午前12時 午後3時~午後5時 (木・土は午前診のみ)
	医師	1人
診療 体制	看護師・ 准看護師	6 人
	事務員	4 人

[患者数]

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月	合計
令和元年度	1,844	1,732	1,727	1,905	1,718	1,771	1,791	1,898	1,977	1,828	1,515	1,751	21,457
令和2年度	1,633	1,614	1,680	1,779	1,797	1,826	1,996	1,643	1,802	1,435	1,552	1,745	20,502
令和3年度	1,829	1,983	1,710	1,697	1,756	1,690	1,808	1,712	1,836	1,556	1,478	1,637	20,692
令和 4 年度	1,722	1,573	1,608	1,828	2,023	1,627	1,716	1,579	1,748	1,624	1,493	1,897	20,438
令和 5 年度	1,499	1,648	1,676	1,825	1,831	1,828	1,725	1,788	1,700	1,543	1,499	1,897	20,459

国民年金

国民年金制度は、社会保障制度の一環として、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持、向上に寄与することを目的とする経済的保障の性格を有する制度であり、自営業者や農林漁業者等を対象に昭和34年4月に創設された。昭和61年4月からは適用の範囲を民間サラリーマンや公務員およびその配偶者にも拡大し、すべての国民に共通の基礎年金を支給する制度に改正された。その後、平成3年4月より学生の強制適用が実施され、平成9年1月からは基礎年金番号制度が実施された。

平成 11 年成立の地方分権一括法により、機関委任事務が廃止され、市区町村の事務は法定受託事務となり、平成 14 年 4 月からは収納事務などが社会保険庁(現:日本年金機構)の事務になった。

1 拠出年金

(1) 年金の種類

$\langle 1 \rangle$	牛金の種類				
	種 類	受けられるとき	年金額(令和6年4月)		
	老齢基礎年金	保険料を納めた期間、保険料を免除された期間、任意加入できる人が加入しなかった期間を合わせて25年(平成29年8月1日から10年に短縮)以上ある人が、65歳になったとき。	816,000 円(昭和 31 年 4 月 2 日以後生まれの者) 813,700 円(昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの者) (保険料納付済月数+免除期間 × 40 年× 12 ヶ月 ※免除期間の計算(()内は 21 年 4 月以降の免除期間の計算) 全額免除:免除月数×1/3 (免除月数×1/2) 4 分の 3 免除:免除月数×1/3 (免除月数×5/8) 半額免除:免除月数×2/3 (免除月数×3/4) 4 分の 1 免除:免除月数×5/6 (免除月数×7/8) (加入可能年数は 40 年。ただし、昭和 16 年 4 月 1 日以前に生まれた人は生年月日に応じて 25 年から 39 年に短縮)		
	障害基礎年金	20 歳になる前に障害者になったとき、又は年金加入後に障害者になったとき(初診日の前日において被保険者期間の2/3以上の保険料(免除期間含む)を納めているか初診日の属する月の前々月までの1年間に未納がない者に限る)。 ※子の加算がつく場合あり。 20 歳前障害については所得制限あり。	2級障害 816,000円(昭和31年4月2日以後生まれの者)		
	遺族基礎年金	国民年金の被保険者又は老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が死亡した時に、死亡者によって生計を維持されていた 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで(障害者は 20 歳未満)の子のある配偶者又は子に支給される。ただし、遺族基礎年金を受けるためには次のいずれかの条件を満たす必要がある。・死亡した人が死亡月の前々月までの被保険者期間のうち 2/3 以上保険料を納めているか免除を受	配偶者の受ける年金額 子が 1 人のとき 1,050,800 円 (昭和 31 年 4 月 2 日以後生まれの者) 1,048,500 円 (昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの者) 子が 2 人のとき 1,285,600 円 (昭和 31 年 4 月 2 日以後生まれの者) 1,283,300 円 (昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの者) (3 人目からは 1 人につき 78,300 円を加算) 子の年金額 (子だけの場合) 子が 1 人のとき 816,000 円 子が 2 人のとき 1,050,800 円		

	けていること。又は、死亡月の前々月までの1年間に未納がないこと。 ・死亡した人が老齢基礎年金の受給資格期間(25年)を満たしていること。	(3 人目からは 1 人につき 78,300 円を加算)
寡婦年金	1 号被保険者として保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて25年(平成29年8月1日から10年に短縮)以上ある夫が死亡したとき妻に支給される(婚姻期間が10年以上。60歳から65歳まで)。 ※死亡した夫が障害基礎年金又は老齢基礎年金を受けたことがある場合や、妻自身が老齢基礎年金を受けている場合は支給されない。	夫が受けられる老齢基礎年金額の 3/4
死亡一時金	1 号被保険者として保険料を 36 月 以上納めた人が、老齢基礎年金、 障害基礎年金のいずれも受けずに 死亡し、その遺族が遺族基礎年金 を受けられないとき。 ※寡婦年金との併給はできない。	保険料納付期間が 36 月以上 180 月未満 180 月以上 240 月未満 240 月以上 300 月未満 300 月以上 360 月未満 360 月以上 420 月未満 420 月以上 320,000 円 320,000 円

(2) 保険料

国民年金保険料 1 カ月 16,980 円 (令和 6 年 4 月 \sim 令和 7 年 3 月) 付加年金保険料 1 カ月 400 円

(3) 被保険者

令和6年3月末現在(人)

			1 - 1 - 1
1 号強制	1 号任意	計	所在不明
58,253	875	59,128	278

(4) 付加保険加入状況

令和6年3月末現在(人)

強制	任 意	合 計
7	2,809	2,816

(5) 拠出年金受給権者数

各年度末現在(人)

年 度	※老齢年金	障害年金	母子年金	合 計
令和元年度	2,192	77	0	2,269
令和2年度	1,789	68	0	1,857
令和3年度	1,434	61	0	1,495
令和4年度	1,081	53	0	1,134
令和5年度	862	45	0	907

※ 通算老齢年金を含む

(6) 基礎年金等受給権者数

各年度末現在(人)

年 度	老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金	寡婦年金	計
令和元年度	130,792	6,320	221	53	137,386
令和2年度	132,247	6,429	213	47	138,936
令和3年度	133,124	6,574	222	54	139,974
令和4年度	133,602	6,716	236	56	140,610
令和5年度	134,520	6,923	229	56	141,728

2 老齢福祉年金

(1) 受給要件および年金額

ZARZAT TOTO T ZEA	
受けられるとき(いずれか)	年金額(令和6年4月現在)
①明治 44 年 4 月 1 日以前に生まれた人 ②明治 44 年 4 月 2 日から大正 5 年 4 月 1 日までに生まれ保 険料納付済期間が 1 年未満で、かつ納付済期間と免除期間 を合わせた期間が生年月日に応じて 4 年 1 カ月~7 年 1 カ	416,900 円
月以上ある人が 70 歳 (障害者は 65 歳) 以上になったと き。	410,000]
※本人、配偶者及び扶養義務者所得による支給制限(全部又 は一部支給停止)あり	

(2) 受給権者数

各年度末現在(人)

年	度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受絲	合権者数	0	0	0	0	0

国民健康保険

国民健康保険は、自営業者等の被用者保険に加入していない人を対象として、その疾病、負傷、出産および死亡に関して必要な給付を行う制度であり、地域保険として市民の健康の保持、増進に寄与することを目的としている。

しかし、急速な人口の高齢化や医療の高度化等に伴う医療費の大幅な伸びと、長引く経済の低迷により財政的に大変厳しい状況となっている。

このような中、医療保険制度の安定的運営を図るため、一部負担金の見直し、高額療養費の自己負担限度額の見直し、国民健康保険の財政基盤の強化などを内容とする改正が行われ、介護保険制度が平成 12 年度より導入されたことにより、国保加入者のうち、40 歳~64 歳のいわゆる第 2 号被保険者の介護分保険料を国民健康保険料の介護分として上乗せ賦課した。平成 20 年 4 月から、後期高齢者医療制度が創設され、保険料を賦課する際に、従来の「医療分、介護分」に「後期高齢者支援金分」が加えられ、75 歳になった人は健康保険の資格が、後期高齢者医療制度へ移行され、また年度内に 40 歳から 74 歳である被保険者を対象とした特定健康診査及び特定保健指導が保険者に義務付けられた。

平成 30 年度より都道府県と市町村が共同で国民健康保険事業の運営を行うこととなり、財政運営については都道府県、資格に関する事項、保険料の賦課徴収、保健事業の実施等については市町村がそれぞれ担っている。

1 被保険者の推移

各年4月1日現在(全市世帯数及び人口は推計人口)

左 座	全	全市国保			加入率(%)	
年 度	世帯数	人口 (人)	世帯数	被保険者数(人)	世帯数	被保険者数
令和2年度	222,078	528,765	68,692	108,453	30.93	20.51
令和3年度	224,278	526,754	68,453	107,011	30.52	20.32
令和4年度	225,755	525,365	67,144	103,769	29.74	19.75
令和5年度	228,194	523,003	65,220	98,838	28.58	18.90
令和6年度	230,061	520,064	62,873	93,973	27.33	18.07

2 保険給付及び任意給付(令和6年4月1日現在)

(1) 療養の給付 義務教育就学前 2 割、義務教育就学後 70 歳未満 3 割、

(自己負担割合) 70 歳以上 75 歳未満 2 割 (一定以上所得者 3 割)

(2) 出産育児一時金 488,000円(産科医療補償制度加入医療機関での出産は、500,000円)

(3) 葬祭費 50,000 円

(4) 結核医療付加金 被保険者が公費承認医療を受けたときは、当該医療に要した費用のうち、

被保険者が負担すべき額に相当する額を支給する。

(5) 高額療養費 医療機関で治療を受けて一部負担金が自己負担限度額を超える場合、自己

負担限度額を超える額を支給する。

・70 歳未満の人

自己負担限度額

所得区分 ※1	自己負担限度額	4回目以降の限度額
所得 901 万円超	252,600 円+(総医療費-842,000 円)×1%	140,100 円
所得 600 万円超 901 万円以下	167,400 円+(総医療費-558,000 円)×1%	93,000 円
所得 210 万円超 600 万円以下	80,100 円+(総医療費-267,000 円)×1%	44,400 円
所得 210 万円以下 (住民税非課税世帯除く)	57,600 円	44,400 円
住民税非課税世帯	35,400 円	24,600 円

- ① 同じ人が同じ医療機関に同じ診療月分で入院・外来別、歯科・それ以外別に支払った医療費が自己負担限度額を超える場合
- ② 同じ世帯で同じ月に 21,000 円以上の医療費の支払いが 2 回以上あった場合に、それらを合算して自己負担限度額を超える場合
- ※1 ここでいう所得とは保険料の算定の基礎となる前年の住民税の総所得金額等から基礎控除額を引いた金額のこと。

・70 歳以上 75 歳未満の人

外来の場合、2割又は3割で医療機関等ごとに限度額を上限に負担し、後日申請により外来の 限度額を適用し払い戻す。

入院の場合、限度額を上限に2割又は3割を負担する。

自己負担限度額

自己負担恢复領						
負担 割合	所得区分	外来(個人)	入院・世帯単位			
	課税所得 690 万円以上 (現役並みⅢ)	252,600 円+(総医療費-842,000 円)×1% 4 回目以降の限度額:140,100 円 ※3				
3割	課税所得 380 万円以上 690 万円未満(現役並みⅡ)	167,400 円+(総医療費-558,000 円)×1% 4 回目以降の限度額:93,000 円 ※3				
	課税所得 145 万円以上 380 万円未満(現役並み I)	80,100+(総医療費-267,000円)×1% 4回目以降の限度額:44,400円 ※3				
9 	一般	18,000 円 年間上限: 144,000 円 ※2	57,600円 4回目以降の限度額: 44,400円 ※3			
2 割	低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円			
	低所得者 I	8,000 円	15,000 円			

- ① 同じ人が同じ診療月に支払った外来の医療費の合計額が負担限度額を超える場合
- ② 1つの世帯で複数の入院があり、支払った医療費を合算したときに世帯の負担限度額を超える場合
- ③ 1 つの世帯で、同じ診療月に外来と入院で支払った医療費を合算したときに世帯の負担限度額 を超える場合
- ※2 8月から翌年7月の1年間の外来の自己負担額の合計額が14万4千円を超えると払い戻しになる。

- ※3 過去 12 カ月間に高額療養費の支給が 3 回以上あった場合、4 回目以降の限度額が適用される。
- 低所得者Ⅱとは、世帯主及び被保険者全員が住民税非課税世帯に属する人。
- 低所得者 I とは、世帯主及び被保険者全員が住民税非課税で、かつ所得が0円(公的年金の場合は公的年金等控除額を80万円で計算。給与所得から10万円を控除)である世帯に属する人。
- ・70 歳未満と 70 歳以上 75 歳未満の人が同じ世帯の場合

まず70歳以上75歳未満の人の自己負担限度額を適用し、それに70歳未満の合算対象分を加えて70歳未満の自己負担限度額を適用する。

3 出産育児一時金、葬祭費、結核、精神医療付加金、高額療養費の年度別支給状況

(金額 千円)

左帝	出産育り	見一時金	葬	祭費	結核・精神	医療付加金	高額療養費・高	高額介護合算療養費	슫	計
年 度	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
令和元年度	408	171,219	700	35,000	105	41	79,620	4,813,236	80,833	5,019,496
令和2年度	378	158,301	768	38,400	65	29	80,579	4,854,741	81,790	5,051,471
令和3年度	389	163,364	731	36,550	98	45	81,944	4,982,589	83,162	5,182,548
令和4年度	300	125,808	730	36,500	91	52	81,468	4,775,571	82,589	4,937,931
令和5年度	308	150,491	662	33,100	131	85	77,980	4,827,849	79,081	5,011,525

4 療養諸費年度別支払状況

年 度	件 数	医療費総額 (千円)	保険者負担額 (千円)	1件当たり額 (円)	1人当たり額 (円)	1 人当たり保険 者負担額(円)	受診率 (回)
令和元年度	1,917,780	43,195,264	31,633,153	22,524	389,972	285,588	17.31
令和2年度	1,749,542	41,640,881	30,598,183	23,801	384,141	282,271	16.14
令和3年度	1,826,921	43,632,991	32,148,192	23,883	410,470	302,429	17.19
令和4年度	1,792,912	42,478,659	31,309,476	23,693	415,362	306,148	17.53
令和5年度	1,753,230	41,669,688	30,670,996	23,767	428,308	315,257	18.02

5 高額医療・高額介護合算制度

医療費が高額になった世帯に、介護保険の受給者がいる場合、国民健康保険と介護保険のそれぞれの限度額を適用後に、年間(8月~翌年7月まで)の自己負担額を合算して一定の額を超えた場合は、申請により超えた分を支給する。ただし、限度額を超えた分が501円以上の場合に限る。

6 保険料賦課方法 (令和6年度)

豆 八	保険料賦課総額に占める割合		F#→ # + + +	料率			
区 分	医療分	支援金分	介護分	賦課基本	医療分	支援金分	介護分
二 但 如	46	46	44	前年の所得金額から	7.0	3.0	2.7
所 得 割	100	100	100	基礎控除額を差し引 いた金額	100	100	100
被保険者 均等割	38 100	38 100	39 100	被保険者1人当たり (介護分は該当被保険者 1人当たり)	28,260 円	12,130 円	12,610 円
世帯別平等割	$\frac{16}{100}$	16 100	17 100	1世帯当たり	17,850 円	7,660 円	6,290 円
賦 課 限 度 額				650,000 円	240,000 円	170,000 円	

7 保険料の推移

	現年度分		年間	·	1世帯当たり	1人当たり
	年 度	調定額 (千円)	世帯数	被保険者数 (人)	保険料(円)	保険料 (円)
令 和	医療分	5,997,367	69,757	110 505	85,975	54,145
一元	支援金分	2,403,779	09,757	110,765	34,459	21,702
年度	介護分	874,805	29,215	34,427	29,944	25,410
令和	医療分	6,153,037	60.051	109 400	89,109	56,762
和 2	支援金分	2,488,995	69,051	108,400	36,046	22,961
年度	介護分	852,609	28,794	33,737	29,611	25,272
令和	医療分	6,059,830	CO 272	100 200	88,629	57,007
和 3	支援金分	2,456,252	68,373	106,300	35,924	23,107
年度	介護分	852,401	28,211	32,911	30,215	25,900
令和	医療分	6,058,215	66,891	102,269	90,568	59,238
和 4	支援金分	2,392,060	00,091	102,209	35,761	23,390
年度	介護分	881,412	27,595	32,088	31,941	27,469
令和	医療分	5,709,520	64 692	07 220	88,269	58,686
和 5	支援金分	2,338,874	64,683	97,289	36,159	24,040
年度	介護分	809,468	26,970	31,233	30,014	25,917

8 保険料年度別賦課収納状況

			現年度分			過年度分			計	
年	度	調定額	収入済額	収納率(%)	調定額	収入済額	収納率(%)	調定額	収入済額	収納率(%)
<u>A</u>	医療分	5,997,367	5,685,660	94.80	783,095	214,309	27.37	6,780,462	5,899,969	87.01
令和元年度	分支援金分	2,403,779	2,276,975	94.72	216,357	61,985	28.65	2,620,136	2,338,960	89.27
	分介護分	874,805	813,559	93.00	143,251	37,264	26.01	1,018,056	850,823	83.57
令	医療分	6,153,037	5,864,359	95.31	693,444	225,808	32.56	6,846,481	6,090,167	88.95
和2年度	支援金分	2,488,995	2,369,879	95.21	236,000	79,071	33.50	2,724,995	2,448,950	89.87
及	介護分	852,609	799,124	93.73	134,865	42,460	31.48	987,474	841,584	85.23
令	医療分	6,059,830	5,768,786	95.20	613,742	193,777	31.57	6,673,572	5,962,563	89.35
和3年度	支援金分	2,456,252	2,336,028	95.11	232,455	73,861	31.77	2,688,707	2,409,889	89.63
及	介護分	852,401	797,843	93.60	119,927	35,783	29.84	972,328	833,626	85.74
	医療分	6,058,215	5,721,820	94.45	594,710	190,898	32.10	6,652,925	5,912,718	88.87
令和4年度	支援金	2,392,060	2,257,273	94.37	237,153	76,317	32.18	2,629,213	2,333,590	88.76
及	分介護分	881,412	815,279	92.50	115,874	36,076	31.13	997,286	851,355	85.37
△	医療	5,709,520	5,398,249	94.55	623,325	200,123	32.11	6,332,845	5,598,372	88.40
令和5年度	分支援金分介	2,338,874	2,210,225	94.50	250,345	79,971	31.94	2,589,219	2,290,196	88.45
又	介護分	809,468	750,588	92.73	123,329	38,758	31.43	932,797	789,346	84.62

9 特定健康診査

平成 20 年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき医療保険者に義務付けられ、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームやその予備群の状態を発見し、生活習慣の改善により発症や重症化を予防することを目的として実施する。対象は年度内に 40 歳から 74 歳である被保険者。

10 特定保健指導

特定健康診査の結果から、生活習慣改善の必要性に応じて「積極的支援」「動機付け支援」「情報提供」に階層化し対象に応じた特定保健指導を行い、次年度の健診結果の改善につなげる。

後期高齢者医療制度

少子高齢化が進み、医療費の増大が予想される中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平 で分かりやすい制度とするために、従来の老人保健制度に代わる新しい高齢者医療制度として、平成 20年4月から後期高齢者医療制度が創設された。

1 被保険者

- (1) 75 歳以上の人
- (2) 65 歳以上 75 歳未満で一定の障害があり広域連合の認定を受けた人

各年度3月31日現在(人)

年 度	75 歳以上	65 歳以上 75 歳未満	合 計
令和元年度	70,202	1,366	71,568
令和2年度	70,495	1,252	71,747
令和3年度	72,301	1,105	73,406
令和4年度	75,808	875	76,683
令和5年度	79,136	759	79,895

2 兵庫県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療制度の運営主体として、兵庫県内すべての市町(29 市・12 町)が加入して設立された特別地方公共団体(平成19年2月設立)

- (1) 市町との役割分担
 - ・広域連合の役割 被保険者の認定、保険料の賦課、医療給付などの制度運営
 - ・姫路市の役割 被保険者証の引渡し、各種届出・申請の受付、保険料の徴収
- (2) 広域連合負担金の推移
 - ・共通経費負担金 広域連合の事務費を市町で負担

令和 6 年度予算 194,966 千円

・保険料等負担金 徴収した保険料及び延滞金を広域連合に納付

令和 6 年度予算 8,898,563 千円

・療養給付費負担金 療養給付費(一般分)の1/12を市町で負担

令和 6 年度予算 5,812,152 千円

(金額 円)

年 度	共通経費負担金	保険料等負担金 (延滞金を含む)	療養給付費負担金	合 計
令和元年度	100,807,744	6,995,914,821	5,038,882,123	12,135,604,688
令和2年度	104,471,022	7,433,753,849	5,197,833,153	12,736,058,024
令和3年度	92,532,982	7,475,271,284	5,518,651,574	13,086,455,840
令和4年度	136,632,380	7,656,780,414	5,372,919,988	13,166,332,782
令和5年度	159,029,859	7,939,772,176	5,634,230,890	13,733,032,925

3 給付

(1) 療養の給付

医療機関等の窓口で自己負担割合の 1 割 (一定以上所得のある人は 2 割、現役並み所得者は 3

割)を支払い、療養の給付を受ける。

- ・ 現役並み所得者とは、市民税課税所得が 145 万円以上の後期高齢者医療被保険者及び同一世帯内の後期高齢者医療被保険者をいう。 (同一世帯の被保険者の収入合計が、2人以上で520万円未満、1人で383万円未満、又は同一世帯内の70歳以上75歳未満の人との収入合計が520万円未満の場合は、申請により1割負担となる。)
- ・ 一定以上所得のある人とは、同一世帯に市民税課税所得が 28 万円以上 145 万円未満の後期高 齢者医療被保険者がいる世帯の人で、「年金収入+その他の合計所得金額」が同一世帯の被保 険者が 1 人の場合は 200 万円以上、同一世帯に被保険者が 2 人以上の場合は 320 万円以上の被 保険者をいう。
- ※ 市民税課税所得が 145 万円以上であっても、昭和 20 年 1 月 2 日以降生まれの被保険者及び その世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額が 210 万円以下の場合 は1割又は2割負担となる。(申請不要)

(2) 高額療養費

1 か月の医療費が高額になった場合、後日、自己負担限度額(国民健康保険 70 歳以上と同じ)を超えた額を支給する。(高額療養費の支給申請は初回のみ必要、領収書不要)

月の途中で75歳の誕生日を迎え、被保険者となる人の個人単位の自己負担限度額は、75歳の誕生月に限り2分の1となる。

- ・外来の場合 個人単位で計算し、自己負担限度額を超えた額を支給する。
- ・入院の場合 医療機関ごとに自己負担限度額までの支払となる。

外来のみの場合は個人ごとに計算し、入院を含む場合には、同一世帯内での後期高齢者医療被保険者の一部負担金を合算して、世帯単位の限度額を超えた分を後日支給する。

(3) 高額介護合算療養費

世帯で、後期高齢者医療と介護保険の年間(毎年8月分~翌年7月分)の自己負担合計額(高額療養費及び高額介護(予防)サービス費相当額を除く)が基準額を超えた場合に、申請により超えた分を支給する。該当者には、兵庫県後期高齢者医療広域連合より申請書が送付される。

(4) 葬祭費

被保険者が亡くなった時に、申請により葬祭を行った人に支給される。金額は50,000円。

(5) その他の主な給付

入院時食事療養費、療養費、移送費、訪問看護療養費

自己負担限度額

負担割合	所得区分	外来(個人)	入院・世帯単位		
課税所得 690 万円以上 (現役並みⅢ)		252,600 円+(総医療費-842,000 円)×1% 4 回目以降の限度額:140,100 円			
3割	課税所得 380 万円以上 690 万円未満(現役並みⅡ)	167,400 円+(総医療費-558,000 円)×1% 4 回目以降の限度額:93,000 円			
	課税所得 145 万円以上 380 万円未満(現役並み I)	80,100+(総医療費-267,000 円)×1% 4 回目以降の限度額:44,400 円			
2 割	一定以上	18,000 円	57,600円		
	一般	年間上限:144,000円	4 回目以降の限度額:44,400 円		
1割	低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円		
	低所得者 I	8,000 円	15,000 円		

4 保険料

保険料は、均等割額(定額)と所得割額(所得に応じた額)の合計額を被保険者一人一人が負担する。保険料率(均等割額と所得割率)は、広域連合(都道府県単位)ごとに定められ、2年ごとに改定する。

(1) 保険料の算定

- ・保険料の年額 = 前年の基礎控除後の総所得金額等 \times 所得割率(11.24%※) + 均等割額(52.791円)
 - ※激変緩和用所得割率 10.32% (年金収入 153~211 万円の人)
- ・賦課限度額 80 万円※
 - ※激変緩和用賦課限度額 73万円 (令和6年度新規年齢到達者は対象外)
 - ※令和6年度の制度改正(出産育児一時金の支援、高齢者負担率の見直し、負担能力に応じた保険料負担の見直し)に伴う激変緩和措置。

保険料率及び賦課限度額の推移

年度	保	保険料率		
平度	所得割(%)	均等割額(円)	限度額	
平成 20・21 年度	8.07	43,924	50 万円	
平成 22・23 年度	8.23	45,924	90 77 🖂	
平成 24・25 年度	9.14	46,003	55 万円	
平成 26・27 年度	9.70	47,603	57 万円	
平成 28・29 年度	10.17	48,297	97 27 17	
平成 30・31 年度	10.17	48,855	62 万円	
令和 2・3 年度	10.49	51,371	64 万円	
令和 4・5 年度	10.28	50,147	66 万円	

(2) 保険料の軽減措置

① 低所得者の軽減

同一世帯の被保険者と世帯主の所得に応じて均等割額の7割・5割・2割を軽減する。

② 被用者保険の被扶養者の軽減

制度加入前日に被用者保険の被扶養者であった場合は、所得割額を課さず、資格取得後2年 に限り均等割額の5割を軽減する。

(3) 徴収方法

特別徴収 原則として年金受給時(年6回)に保険料があらかじめ差し引かれる。

普通徴収 特別徴収以外の場合、納付書や口座振替等により保険料を納付する。

※ 申し出により市が認めた場合、特別徴収から普通徴収(口座振替に限る)に納付方法を 変更できる。

5 保険料の賦課収納状況

3 休腴科切風			調定額(円)	収入済額 (円)	収納率(%)
		特別徴収	3,421,440,954	3,421,440,954	100.00%
	現年度分	普通徴収	2,305,457,983	2,283,231,462	99.04%
	現年度分 特別像収	5,704,672,416	99.61%		
令和元年度	滞納絲	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	39,065,337	20,322,757	52.02%
		特別徴収	3,421,440,954	3,421,440,954	100.00%
	現滞全体	普通徴収	2,344,523,320	2,303,554,219	98.25%
		合計	5,765,964,274	5,724,995,173	99.29%
		特別徴収	3,699,028,826	3,699,028,826	100.00%
	現年度分	普通徴収	2,382,182,807	2,360,534,722	99.09%
		小計	6,081,211,633	6,059,563,548	99.64%
令和2年度	滞納絲	操越分	33,331,909	18,505,468	55.52%
		特別徴収	3,699,028,826	3,699,028,826	100.00%
	現滞全体	普通徴収	2,415,514,716	2,379,040,190	98.49%
		合計	6,114,543,542	6,078,069,016	99.40%
		特別徴収	3,668,269,418	3,668,269,418	100.00%
	現年度分	普通徴収	2,426,718,287	2,405,697,904	99.13%
		小計	6,094,987,705	6,073,967,322	99.66%
令和3年度	滞納繰越分		31,529,618	15,193,656	48.19%
		特別徴収	3,668,269,418	3,668,269,418	100.00%
	現滞全体	普通徴収	2,458,247,905	2,420,891,560	98.48%
		合計	6,126,517,323	6,089,160,978	99.39%
		特別徴収	3,631,549,737	3,631,549,737	100.00%
	現年度分	普通徴収	2,621,181,191	2,595,591,553	99.02%
		小計	6,252,730,928	6,227,141,290	99.59%
令和4年度	滞納絲	桑越分	32,671,193	14,271,141	43.68%
		特別徴収	3,631,549,737	3,631,549,737	100.00%
	現滞全体	普通徴収	2,653,852,384	2,609,862,694	98.34%
		合計	6,285,402,121	6,241,412,431	99.30%
		特別徴収	3,700,654,068	3,700,654,068	100.00%
	現年度分	普通徴収	2,723,331,989	2,700,185,249	99.15%
		小計	6,423,986,057	6,400,839,317	99.64%
令和5年度	滞納絲		38,259,553	15,988,667	41.79%
		特別徴収	3,700,654,068	3,700,654,068	100.00%
	現滞全体	普通徴収	2,761,591,542	2,716,173,916	98.36%
				6,416,827,984	99.30%

6 後期高齢者健康診査

兵庫県後期高齢者医療広域連合との協定により、健康診査を実施。

- ・長期入院及び施設入所者以外の被保険者に受診券を郵送。
- 事前予約制で別途歯科健康診査を実施。

その他施設

すこやかセンター

姫路市すこやかセンターは、子どもから高齢者まで幅広い世代が利用できる新しいタイプの複合施設として、平成14年4月30日に開設した。

各階ごとに機能が分かれており、1階は市民の健康の維持・増進を図る健康づくり施設、2階は高齢者の生きがいづくり・仲間づくりの場である老人福祉センター、3階は子育てに関する相談や情報提供等を行う子育て支援施設となっている。別棟の「いきいきグラウンド」は、全天候型の屋内スポーツ施設で、ニュースポーツの普及を支援している。

また、当施設は環境にもやさしい施設となっており、太陽光発電装置を設置し施設内のエネルギー等に利用するほか、雨水や地下水を散水やトイレ用水に活用できるよう整備されている。

管理運営は平成 25 年 4 月から公募による指定管理者制度を導入し、民間事業者のノウハウを活かした経費節減及びサービスの向上を図っている。

1 施設の概要

- (1) 所在地 市之郷 1006-8
- (2) 開館年月日 平成14年4月30日
- (3) 規模·構造
 - ・ 構造 鉄筋コンクリート造 地上3階、地下1階建
 - 敷地面積 約 6,013 ㎡
 - · 建築面積 約 3,032 ㎡
 - · 延床面積 約 5,437 ㎡
- (4) 建設事業費 約 1,701,680 千円
- (5) 施設の内容

ア 健康づくり施設(1階)

- ・ 市民誰もが各自の年齢や体力に応じて健康づくりに取り組める施設。
- ・ 運動施設や機器の配置だけでなく、効果的な利用方法の指導・助言を行い、高齢者等の介護 予防に配慮したサービスプログラムの設定などソフト面を重視した運営とする。

〔室別面積〕

温水プール 539 m (歩行専用コースの設置)

採暖施設 104 ㎡ (採暖室、ジャグジー、採暖槽等)

トレーニングルーム 209 ㎡ 運動フロア 139 ㎡

リラクゼーションルーム 119㎡ 等

イ 老人福祉センター (2階)

・ 高齢者生きがい活動の支援施設

[室別面積]

多目的ホール322 ㎡学習室(洋室3室)153 ㎡

学習室 (和室 3 室)180 ㎡集会室141 ㎡老人クラブ連合会事務局110 ㎡

ウ 子育て支援施設(3階)

子育て親子に対し、子育てについての相談、情報の提供その他子育て支援事業を実施する。

・ 子育て情報相談センター 子育て情報の集約・提供、子育て相談、子育て講演会の実施、 子育てサークルの育成・支援、「すこやかひろば」の開設等

・ ファミリーサポートセンター 育児の相互支援のための調整

・ 子育て学習センター 指導員による子育て学習

[室別面積]

事務室・相談室121 ㎡遊戯室141 ㎡一時保育室76 ㎡会議室109 ㎡

エ いきいきグラウンド (別棟)

・ 高齢者の介護予防の観点から、ニュースポーツの普及の拠点施設として、高齢者スポーツを 通じ、身体機能の維持・増進を図る。

【内容】

屋内グラウンド (砂入り人工芝) 23.3m×19.0m トイレ、倉庫、休憩コーナー

2 開館時間及び休館日

施設	開館時間	休館日
1階 健康づくり施設	午前9時~午後9時 (日曜日・祝日は午後6時まで)	水曜日(祝日を除く。)
別館 いきいきグラウンド	午前9時~午後5時	水曜日(祝日を除く。)
2階 老人福祉センター	午前9時~午後5時	水曜日(祝日を除く。)
3階 子育て支援施設	午前9時~午後5時	土曜日・日曜日・祝日

- ※ 年末年始(12月28日~1月4日)は全館休業
- ※ 老人福祉センターの一部といきグラウンドは、午後5時~午後9時まで一般利用可能(有料)

3 利用料金

(1) 健康づくり施設

施設	利用券 (1人1回)	回数券 (利用券 11 枚つづり)	定期利用券 (1人1か月)
温水プール	600 円	6,000 円	デイタイム利用
トレーニングルーム	600 円	6,000 円	4,800 円
温水プールとトレーニン グルーム	1,100 円	11,000 円	フルタイム利用 6,6 00 円

※ 16 歳未満、60 歳以上及び障害者の方は、それぞれ半額

- ※ 温水プールは3歳以上(小学3年生以下は保護者または指導者の同伴が必要)、トレーニングルームは16歳以上の方が利用可能
- ※ デイタイム 平日(土曜日・日曜日・祝日を除く毎日)の午前9時~午後5時
- ※ フルタイム 午前9時~午後9時

(2) 老人福祉センター

- ・ 無料 (市内に居住する 60 歳以上の方が午前 9 時~午後 5 時まで利用する場合)
- ・ 午後5時~午後9時までは、次の施設の一般利用可能(有料)

区分	使用料(1時間につき)
多目的ホール	1,350 円
第1学習室	210 円
第2学習室	210 円
いきいきグラウンド	1,040 円

(3) 駐車場

1回当たりの料金は400円(3時間までは無料)

4 施設の利用状況

(1) 健康づくり施設(1階)

ア 開設日数

309 目

イ 令和5年度利用者数

142,353 人 (1 日平均 461 人)

上段:合計人数 中段:一日平均人数

下段:構成比(%)

	施設利用者数							
施設	一般 (16~59 歳)	高齢者 (60 歳~)	障害者	子ども (3~15 歳)	合計			
	9,922 人	70,550 人	4,422 人	4,368 人	89,262 人			
温水プール	32 人	228 人	15 人	14 人	289 人			
	11.1%	79.0%	5.0%	4.9%	100%			
	7,844 人	43,294 人	1,953 人		53,091 人			
トレーニングルーム	26 人	140 人	6 人		172 人			
	14.8%	81.5%	3.7%		100%			
	17,766 人	113,844 人	6,375 人	4,368 人	142,353 人			
合計	58 人	368 人	21 人	14 人	461 人			
	12.5%	80.0%	4.5%	3.0%	100%			

〔利用状況〕

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	110,736 人	74,328 人	87,248 人	121,797 人	142,353 人

(2) 老人福祉センター (2階)

- · 令和6年度予算額 19,110千円(令和5年度実績 23,957千円)
- ア 開設日数

309日 (うち校区登園 206日)

- イ 令和5年度利用者数
- (ア) 老人福祉センター利用 (午前9時~午後5時) 64,994人 (1日平均 210人)

[利用状況]

年度	校区登園	一般登園	合計
令和元年度	10,416 人	57,351 人	67,767 人
令和2年度	3,086 人	41,721 人	44,807 人
令和3年度	4,010 人	49,887 人	53,897 人
令和4年度	7,554 人	55,270 人	62,824 人
令和5年度	7,963 人	57,031 人	64,994 人

- (イ) 貸し館利用 (午後 5 時~午後 9 時) 371 件 7,573 人 (1 日平均 25 人)
- (ウ) 合計 72,567 人 (1 日平均 235 人)
- (3) 子育て支援施設(3階)
- ア 開設日数

244 日

イ 令和5年度利用者数

子育で情報相談センター、ファミリーサポートセンター、子育で学習センター利用 14,124 人 (1 日平均 58 人)

(4) すこやかセンター利用者総数

〔利用状況〕

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	212,279 人	135,758 人	163,114 人	207,362 人	229,044 人

総合福祉会館



地域福祉の中核的拠点として、福祉に関する支援を必要とする人への相談支援を行うとともに、地域福祉を支える担い手の交流及び連携を推進し、もって市民の福祉の向上を図るための施設として、 平成31年4月に「姫路市総合福祉会館」が供用開始された。

当施設は、高齢者や障害者などさまざまな立場の人が安全で安心して利用できるよう、1階には雨に濡れずに乗降できる駐車スペースを確保し、館内廊下や階段には手すり、各室入り口には歩行誘導マットを設置、会議室には聞こえを支援する設備を備えるなど、バリアフリーに配慮した施設となっている。

1 施設の機能

(1) 福祉相談支援機能

本庁との機能を分担しつつ、互いに連携・補完しながら、重層的な福祉相談支援や権利擁護支援 の構築を図る。

(2) 地域福祉活動等の支援機能

地域住民や関係機関などの参画と協働を図るため、関係団体への事務室の提供、ボランティア団体への活動室の提供を行い、これら団体の活動を支援する。

(3) 福祉に関する情報発信機能

高齢者や障害者等の相談機能を入居させることで福祉サービスの制度や情報を集約し、相談者に対してこれらの情報を的確に提供する。また、福祉に関する新聞や図書などの資料を収集し、一般市民にも広く提供する。

(4) 福祉人材の育成機能

会議室を設置し、福祉に関する各種養成講座の会場として提供することで、福祉人材の育成を支援する。

(5) 災害ボランティア拠点の補完的機能

姫路市地域防災計画に基づき災害ボランティアセンターが大手前公園に設置された場合、そのサテライト施設として補完的な機能を果たす。

2 施設の概要

- (1) 設置場所 姬路市安田三丁目1番地
- (2) 開設日 平成 31 年 4 月 1 日
- (3) 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、地上5階建

- (4) 延床面積 4,852.76 m²
- (5) 建設事業費 約17億3千万円
- (6) 開館時間 午前 7 時~午後 10 時 (ただし、会議室・ボランティア活動室の使用時間は、午前 9 時~午後 10 時)
- (7) 休館日 12月29日~1月3日(保守点検等による臨時休館日あり)

3 福祉情報センター

(1) 福祉相談窓口(月~金曜日 祝休日・休館日を除く)

高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他福祉の支援を必要とする人への相談窓口を集約。市や保健所、地域の相談窓口などと連携し、「制度の狭間」や一つの窓口では解決しないような困り事の相談に対応している。

• 福祉窓口一覧

窓口名	内容	受付時間
福祉つながる窓口	どこに相談に行ったらいいか分からない人のための相談窓口	午前8時35分~午後5時20分
くらしと仕事の相談窓口	仕事さがしやくらしの中の困りごとなどの相談窓口	午前8時35分~午後5時20分
成年後見支援センター	成年後見制度の利用相談	午前8時35分~午後5時20分
基幹相談支援センター	相談支援事業者への助言や相談機関との連携支援	午前9時~午後4時
地域相談窓口「中央ひめりんく」	障害のある人への中央地域の総合的・専門的な相談窓口	午前9時~午後4時
相談支援事業所「ぱっそ・あ・ぱっそ」	障害福祉サービスの利用相談など	午前9時~午後5時
職業自立センターひめじ	障害のある人の就業・生活支援	午前9時~午後5時
地域包括支援課	地域包括支援センターの支援・調整	午前8時35分~午後5時20分
子育て支援室	18 歳未満の子どものいる家庭を対象とした総合的な相談・支援	午前8時35分~午後5時20分
ぱっそ Kids	主に乳幼児期の発達に関する相談・支援	午前 10 時~午後 4 時

・ 福祉つながる窓口

福祉に関する困りごとで、どこに相談したらいいかわからない方のための相談窓口。 相談の内容に応じて、利用できる制度や事業の説明、他の関係機関へつなぐ等の支援をしている。

〔延相談者数〕 (令和5年度実績)

本人	家族	他機関	民生委員他	その他	合計	
519	54	170	13	42	798	

〔相談内容内訳〕※1人で複数の相談の場合あり

(令和5年度実績)

病気 健康 障害	住まい	収入 生活費	家賃ローン支払い	税金公共料金支払い	債務	仕事探し就職	仕事上の不安トラブル
459	65	164	13	12	24	68	5
地域との関係	家族との関係	子育て	介護	ひきこもり 不登校	DV 虐待	その他	合計
28	256	12	108	254	11	83	1562

(2) 福祉情報コーナー

福祉関係の新聞・雑誌等が読めるほか、福祉制度や福祉ボランティア活動、生活に役立つアプリの情報等を収集・発信している。また、拡大読書器や音声読み上げ器が使用できる。

・ 利用時間 午前7時から午後10時まで

(3) 聴覚障害者の交流スペース

主に聴覚に障害をお持ちの当事者やその支援者が自由に利用・交流できるスペースを提供している。

・ 利用時間 午前9時から午後10時まで

(4) ボランティア活動室

福祉ボランティア活動を行っている市内の団体に活動の場所を提供している。

・ 利用時間 午前9時から午後10時まで

4 重層的支援体制整備事業

地域において課題を抱える住民やその世帯が、地域で安心して暮らすことができるように、支援関係者の連携により、個別支援や環境づくりを一体的に進めることを目的とした重層的支援体制整備事業を実施している。

[福祉つながる窓口における事業内容]

(1) 多機関協働事業

複雑化又は複合化した課題を抱えた相談について、関係する機関と連携し、情報収集及び支援プランの検討を行っている。

(2) 参加支援事業

既存の事業を中心として資源の開拓及び情報収集を行い、相談者が求める支援との調整を行っている。

(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

必要な支援が届いていない方や、自ら支援を求めることが困難な方に対して情報収集のために、 訪問や電話相談を行っている。

(4) 重層的支援会議・支援会議

支援関係者が情報や支援方針を共有するための支援会議を実施している。

[延対象者数] (令和5年度実績)

多機関協働事業	参加支援事業	アウトリーチ等を通じ た継続的支援事業	支援会議	重層的支援会議
46	7	76	9	0

5 各種団体事務室

市の福祉施策と密接に関連した活動を行う公共的な団体の事務室を設置している。

団体名	団体名
姫路市身体障害者福祉協会	姫路市精神保健福祉連合会
はりま総合福祉評価センター	姫路市社会福祉事業団
姫路地区手をつなぐ育成会	姫路市社会福祉協議会
姫路市民生委員児童委員連合会	姫路市連合自治会
姫路市保護司会	姫路市婦人共励会

6 会議室

福祉関係者の諸会合のために、大小合わせて7室の会議室を設置しており、福祉関係者のうち条件を満たす団体等について申請受付期間と使用料についての優遇を行っている(一般利用も可能)。

・ 利用時間 午前9時~午後10時

7 地域見守りネットワーク事業

「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが出来るまちづくり」をめざし、行政・団体・ 民間事業者・地域住民などが連携して、地域の高齢者・障害者などを日常的に見守り、緊急事態に速 やかに把握し必要な支援をするため、地域見守りネットワーク事業を実施している。

• 事業内容

協力事業者が配達等日常業務において、高齢者世帯等に関して異変を感じた場合に、事業者から 総合福祉会館へ(緊急時は警察や消防等へ直接通報)報告してもらう。

- · 協力事業者登録者数(令和5年度末現在) 33団体451事業者
- 8 ひきこもり支援推進事業(ひきこもりサポート事業)
 - (1) 居場所「ぷち た ぷち」

令和3年4月から、ひきこもり状態にある方の居場所「まちの ぷち た ぷち」「ぷち た ぷち 飾磨」を開所し、ひきこもり状態の方がゆっくりと安心した時間を過ごすための場所を提供している。開所時間には居場所支援員が常駐している。

まちのぷちたぷち(場所: 呉服町)毎週月・水、第1・第3土曜日

〔利用延件数〕 (令和5年度実績)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
まちのぷちたぷち	48	55	51	48	44	47	52	58	55	67	61	52	638

(2) ひきこもり支援関係機関とのネットワークづくり

支援関係機関、支援団体、学識経験者等による連携会議「不登校・ひきこもり支援ネットワークひめじ」を開催している。(年3回)

(3) フォーラム「相談マルシェ」の開催

「つながり」をテーマに、当事者やその家族、支援関係者等が参加するフォーラムを開催している。

· 開催日:令和5年12月17日(日)

・ 場 所:総合福祉会館及びオンライン

· 参加者数:148名

外郭団体

公益財団法人 姫路市救急医療協会

1 目的

増大する救急医療需要に対処するため、姫路市における救急医療体制の確保及び充実を図り、もって地域住民の健康の保持・増進と福祉の向上に寄与する。

2 設立

昭和53年3月31日

(平成25年3月21日付で、公益財団法人に移行)

3 組織

理事 10名

監事 2名

評議員 7名

4 令和6年度収支予算

収入 931,606,010 円

支出 931.606.010 円

文団 331,000,010 1					
収入		支出			
科目	金額 (円)	科目	金額 (円)		
基本財産運用収入	9,000	・ 急病センター指定管理費	556,286,000		
特定資産運用収入	1,000	心例とクク・相足官理負	550,260,000		
急病センター指定管理収入	536,577,000	│ ・後送病院委託費	338,734,030		
急病センター管理受託収入	358,734,030	饭还焖炕安託賃 			
電話相談業務受託収入	13,171,980	小児・周産期救急医療体制 整備費	20,000,000		
雑収入	0	救急医療電話相談事業費	13,171,980		
前期繰越金収入	23,113,000	次期繰越金額	3,414,000		
合計	931,606,010	合計	931,606,010		

5 事業内容

(1) 姫路市休日・夜間急病センターの管理運営(指定管理業務)

ア 診療業務 姫路市休日・夜間急病センターにおいて急病患者の初診及び応急処置を行う。

- 所在地 西今宿三丁目7-21 (姫路市医師会館1階部分)
- ・ 診療時間及び診療科目 休日昼間(午前9時~午後6時): 内科、小児科、眼科、耳鼻いんこう科 夜間(午後9時~翌日午前6時): 内科、小児科
- イ 施設等の維持・管理 姫路市休日・夜間急病センターや医療設備を維持・管理する。

(2) 急病患者の二次救急医療施設への後送

姫路市休日・夜間急病センターで診察の結果、入院を必要とする患者を姫路市医師会が指定する 後送医療機関へ後送する。

また、救急医療従事者確保緊急対策として、後送輪番医療機関が医師等の確保に要する経費の一部を負担することにより、輪番参加病院を支援するとともに、後送輪番への新たな病院の参加と復帰の促進を図る。

(3) 小児·周産期救急医療体制整備事業

小児・周産期救急医療を実施するにあたり、姫路赤十字病院を支援するとともに年間を通じてより安定した救急体制を推進する。

(4) 急病患者の医療に関する知識の普及事業

姫路市の救急医療の現状や救急医療機関の正しい利用について理解を深めるために救急医療フォーラムを実施する。

(5) 姫路市救急医療電話相談事業(小児科)(播磨姫路救急医療電話相談事業)

子どもの急病やケガの場合に、専任の看護師等が医療機関の受診の必要性や応急手当などについてアドバイスを行い、患者や家族の不安解消を図るとともに、医療機関の適切な受診を促す電話相談を実施する。平成30年10月から西播磨圏域を含めた「播磨姫路救急医療相談」として事業を拡大している。

- ・ 相談時間 月曜日~土曜日 午後8時~午前0時 日曜日・祝日・8/15・12/31~1/3 午前9時~午後6時、午後8時~午前0時
- 対象科目 小児科
- ・ 電話番号 079-292-4874 (ふくつう しんぱいなし!)

社会福祉法人 姬路市社会福祉事業団

1 目的

市が設置した福祉施設を指定管理者として管理運営し、市と一体となって本市の社会福祉事業の推進を図り、広く市民福祉の向上と増進に寄与する。

2 設立

昭和52年3月23日 社会福祉法人姫路市社会福祉事業団の設立について厚生大臣認可

昭和52年3月31日 社会福祉法人姫路市社会福祉事業団設立登記

3 基本財産

市出資金 5,000,000 円

4 主たる事務所

安田三丁目1番地

5 自主事業

(1) 障害福祉サービス事業就労継続支援 A型「あぼしリサイクル事業所」の設置経営

本事業団と雇用契約を結んだ利用者が、エコパークあぼし再資源化施設において、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙パックを一定の品質まで手選別する作業をとおして、一般就労への移行に向けての支援を行う。

· 定員 20 人

• 所在地 網干区網干浜 4-1

· 開設年月日 平成22年4月1日

(2) 障害者就業支援事業「職業自立センターひめじ」の設置経営

姫路市内の継続的な支援を必要とする障害者の職業の安定を図るため、必要な職業準備訓練助 言その他の援助を行い、もって障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

- · 所在地 安田 3-1
- · 開設年月日 平成9年4月1日
- (3) 障害者総合支援法に基づく相談支援事業所「ぱっそ・あ・ぱっそ」の設置経営

姫路市における障害児・者等の福祉に関する様々な相談に応じ、必要な情報提供及び相談支援、その他障害福祉サービスの利用支援、虐待防止等の権利擁護の視点に立った必要な援助等、中立公平な立場での一般・特定・障害児相談支援事業を行う。また、姫路市から障害者相談支援事業及び基幹相談支援センター等機能強化事業を受託し、姫路市の相談支援体制の整備や人材育成、総合相談にも取り組む。

- 所在地 安田 3-1
- · 開設年月日 平成 25 年 4 月 1 日

6 指定管理施設一覧

施設の種別	施設名	定員	指定管理 年月日	所在地
障害福祉サービス施設	障害者支援センター	115 人/日	令 2.4.1	保城 309 番地 1
早音価値リーしろ旭設	かしのきの里	35 人/日	令 2.4.1	打越 1352-6
障害者一時保護施設	障害者やすらぎルーム		令 2.4.1	增位新町二丁目 37
障害者体育館	障害者体育館		令 2.4.1	恒征利四
地域活動支援センター	在宅障害者デイ・サービスルーム	20 人/日	令 2.4.1	保城 309 番地 1
医生气机 10分析机	書写障害者デイサービ スセンター	25 人/日	令 2.4.1	書写台二丁目 7-1
障害福祉サービス施設	広畑障害者デイサービ スセンター	20 人/日	令 2.4.1	広畑区正門通三丁目 2-2
養護老人ホーム	ふれあいの郷養護老人 ホーム	150 人	令 2.4.1	船津町 3263
	飾磨児童センター		令 6.4.1	飾磨区細江 2654
児童厚生施設	東児童センター	_	令 6.4.1	花田町加納原田 813
	面白山児童センター	_	令 6.4.1	神子岡前三丁目 8-1

7 職員の配置 (令和6年4月1日現在)

区分	理事長	常務理事	事務局長	施設長	副施設長	係長	事務員	支援員	相談支援員	生活相談員	保育士	児童厚生員	看護師	栄養士	調理員	用務員	合計
事業団事務局	1	1	1			1	3										7
障害児療育関係事業				(1)			7		3		4			1	3	1	19
障害者支援センター				1	1		2	33					1	1	4	1	44
かしのきの里				1			1	9							2	1	14
障害者やすらぎルーム				(1)				2									2
障害者体育館				(1)													_
在宅障害者デイ・サービスルーム				1				2									3
書写障害者デイサービスセンター				1			1 (1)	13					1 (1)	1	1		18
広畑障害者デイサービスセンター				1			1	10					2	1	1		16
あぼしリサイクル事業所				(1)	1		(1)	4									5
ぱっそ・あ・ぱっそ				1			1		7		(1)						9
ふれあいの郷養護老人ホーム				1	1		2	24		3			2	1	9		43
飾磨児童センター				1								4					5
東児童センター				1								4					5
面白山児童センター				1								4					5
姫路市移動児童センター事業				(1)								6					6
職業自立センターひめじ				1			1	10									12
合計	1	1	1	11	3	1	19	107	10	3	4	18	6	5	20	3	213

備考: () は兼務、合計欄には計上していない。

8 令和6年度予算

収入		支出		
科目	金額(千円)	科目	金額 (千円)	
化中英细约师才	1 140 000	事務局費	89,467	
指定管理料収入	1,140,820	障害児療育関係事業費	94,879	
就労支援事業収入	70 279	障害者支援センター費	332,739	
从力义仮争未収八	70,378	かしのきの里費	110,064	
奴党奴弗安阳 4. 加 7.	330	障害者やすらぎルーム費	10,593	
経常経費寄附金収入	330	障害者体育館費	7,312	
双党奴弗 诺 田	19.074	在宅障害者デイ・サービスルーム費	31,868	
経常経費補助金収入	13,674	書写障害者デイサービスセンター費	128,239	
委託料収入	910 409	広畑障害者デイサービスセンター費	91,062	
安癿村収八	218,482	あぼしリサイクル事業所費	65,506	
障害福祉サービス等事業収入	47,413	ぱっそ・あ・ぱっそ費	60,918	
受取利息配当金収入	1	職業自立センターひめじ費	73,866	
その他の収入	1,055	ふれあいの郷養護老人ホーム費	366,925	
拠点区分間繰入金収入	86,466	児童センター費	100,255	
		移動児童センター費	37,406	
合計	1,578,619	合計	1,601,099	

社会福祉法人 姫路市社会福祉協議会

1 目的

姫路市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

2 設立

昭和26年3月22日 住民の自主的な福祉団体として設立

昭和41年12月2日 社会福祉法人として設立認可

3 組織

理事 14名

監事 2名

評議員 33名

4 令和6年度資金収支予算

収入合計 1,832,400 千円

支出合計 1,832,400 千円

〔内訳〕

収入		支出		
科目	金額 (千円)	科目	金額 (千円)	
介護保険	951,633	法人運営	101,872	
障害福祉サービス	144,794	地域福祉事業	361,475	
補助金	111,092	成年後見支援センター	27,273	
受託金	318,974	法人後見事業	8,140	
共同募金配分金	61,461	介護支援事業	222,223	
会費	32,542	訪問介護事業	545,451	
寄付金	3,780	通所介護事業	162,905	
福祉の店売上	130,597	地域包括支援センター	270,826	
介護職員初任者研修参加費	2,280	福祉の店	125,159	
その他	75,247	介護職員初任者研修	7,076	
合計	1,832,400	合計	1,832,400	

5 事業内容

(1) 社協支部活動

ア ふれあい食事サービス事業

ひとり暮らしの高齢者と地域住民及び地域のボランティアとのふれあいを深めていくために、 昼食を会食または配食方式で提供していく。

(令和5年度実績)実施支部71支部対象者4,942人ボランティア数3,621人

イ ふれあいネットワーク事業

地域のボランティアにより、ひとり暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者等を見守り、福祉情報の提供や日常生活を支援する。

(令和5年度実績)実施支部
対象者
ボランティア数
「ふれあい通信」の発行71支部
13,819人
2,740人
12回

ウ 子育て支援事業

小学校就学前の児童とその保護者が気軽に集い、友だちづくりや子育てに関する相談などができる環境を提供していく。

(令和5年度実績)実施支部
実施回数
ボランティア数56支部
898回
1,082人

エ ふれあいサロン事業

子どもから高齢者までの全ての住民を対象に、公民館等で地域住民が交流できる場をつくり、 つながりを深めたり、情報交換や不安、悩みの解消につなげていく。

(令和5年度実績)実施支部
実施回数
ボランティア数68支部
2,637回
18,263人

才 社協支部選択事業

支部の状況に応じて、世代間交流・高齢者の集いなどの福祉活動をメニューから選択し、実施していく。

(令和5年度実績) 実施支部 71支部

(2) 在宅支援サービス

ア 居宅介護支援事業

日常生活を営むうえで支障がある高齢者等に対して、ケアプランの作成や各種相談等の援助を行い、高齢者等の希望する自立した日常生活を営むことができるよう援助する。

(令和 5 年度実績) 延利用者数 19,568 人 延ケアプラン作成数 19,568 件

イ 訪問介護事業

日常生活を営むうえで支障がある高齢者または障害者、育児支援が必要な家庭等に対して、ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話を行い、高齢者または障害者等が健全で安らかな自立を目指した生活を営むことや、安定した児童の養育ができるよう援助する。

(ア) 介護保険訪問介護事業

(令和 5 年度実績) 延利用者数 13,154 人 延訪問時間数 88,203 時間

(イ) 障害福祉サービス事業

(令和 5 年度実績) 延利用者数 2,947 人 延訪問時間数 40,967 時間

(ウ) 地域生活支援事業

(令和 5 年度実績)延利用者数788 人延訪問時間数5,531 時間

(工) 養育支援訪問事業

(令和 5 年度実績)延利用者数254 人延訪問時間数1,573 時間

ウ 通所介護事業

日常生活を営むうえで支障のある高齢者等に対して、日常生活上の世話や機能訓練を行い、 利用者の社会的孤立感の解消や介護者の負担の軽減を図る。

(ア) 蒲田デイサービスセンター

(令和 5 年度実績) 開設日数 306 日 延利用者数 8,232 人

(イ) 香りの里デイサービスセンター

(令和 5 年度実績) 開設日数 291 日 延利用者数 8,099 人

工 福祉用具貸与事業

日常生活を営むうえで支障のある高齢者または障害者等に対して、福祉用具の選定の援助、 取り付け、調整を行い、福祉用具の貸与により日常生活の便宜を図り、介護者の負担の軽減を 図る。

(令和5年度実績)延利用者数10,457人延レンタル件数32,679件

オ 買物支援サービス事業

公共交通機関の利用が不便で、車等の交通手段がない等により、食料品や生活用品等の買物が困難な高齢者に対して、地域の人とのふれあいを持つことにより、孤独感を取り除き、生きがいの高揚を図るために実施する。

(令和 5 年度実績) 利用登録者数 58 人 出動回数 140 回

(3) 日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)

判断能力が不十分な高齢者等に対し、福祉サービス利用の援助、日常生活上の金銭管理サービス等を提供するため、専門員を派遣する。

(令和5年度実績)有談・問い合わせ件数6,009件契約件数88件

(4) 成年後見支援センター事業

成年後見制度の相談支援、普及啓発、市民後見人の養成研修等を実施するとともに、成年後見制度・権利擁護支援に関わる機関や団体とネットワークの構築を図る。

(令和5年度実績) 延相談件数 1,533件

(5) 生活困窮者自立相談支援事業

困りごとや不安を抱えている方を対象に、専門の相談員が、どのような支援が必要かを一緒に 考え、他の専門機関と連携して解決に向けて取り組む。

(令和5年度実績) 延相談件数 9,929件

(6) 法人後見事業

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など意思決定が困難な方について、姫路市社協に成年 後見人等の候補者としたいという市民や関係者からの相談に対応する。

(令和5年度実績) 延相談件数 543件

給付・貸付一覧表

(令和6年4月1日現在)

制度名		趣旨	資格・要件	金額等	担当課
姫 路 市 福 祉 医療費助成	医療費の一部を助成す	高齢期移行者	市内に住所を有する 65 歳以上 70 歳未満のうち一定の要件を満 たす人 (所得制限有。ただし、後期高 齢者医療制度の被保険者を除 く。)	保険診療による自己 負担額の一部	福祉総務課
	¹ る。	重度障害者	市内に住所を有する身体障害者 手帳1級・2級を所持する人、療 育手帳 A 判定の人または精神障 害者保健福祉手帳 1 級を所持す る人(所得制限有。ただし、後 期高齢者医療制度の被保険者を 除く。)		
		母子家庭の母子 父子家庭の父子 遺児	 (1) 市内に住所を有する 18 歳未満の児童を監護する母子家庭の母とその児童 (2) 市内に住所を有する 18 歳未満の児童を監護する父子家庭の父とその児童 (3) 市内に住所を有する両親のいない 18 歳未満の児童 ((1)~(3)全て所得制限有) 		
		乳幼児等	市内に住所を有する小学 3 年生 修了までの乳幼児等 (3 歳未満及び多子世帯は所得 制限無し)	保険診療による自己 負担額	
		こども	市内に住所を有する小学 4 年生から 18 歳年度末までの子ども(多子世帯は所得制限無し。多子世帯以外は通院は中学 3 年生まで、入院は 18 歳年度末まで、所得制限有。)		
姫路市高齢 重度障害者 医療費助成	にな	命の重度障害者 いかる医療費の Bを助成する。	市内に住所を有する後期高齢者 医療制度の被保険者で、身体障害 者手帳 1級・2級を所持する人、 療育手帳 A 判定の人または精神 障害者保健福祉手帳 1 級を所持 する人 (所得制限有)	高齢者の医療の確保 に関する法律に規定 する自己負担額の一 部	

制度名	趣旨	資格・要件	金額等	担当課
姫路市障害者福祉金 (愛の福祉金)	身体障害者(児)、 知的障害者(児)及 び精神障害者(児) に福祉金を支給す る。	下記(1)~(3)のいずれかに該当 し、かつ、引き続き市内に 1 年 以上居住している人(所得制限 有) (1) 身体障害者手帳の所持者の うち 1 級から 4 級までの人 (2) 療育手帳の所持者のうち A、 B(1)の人 (3) 精神障害者保健福祉手帳の 所持者	(1) 身体障害者(児) 1級年額30,000円 2級年額23,000円 3級年額15,000円 4級年額10,000円 (2) 知的障害者(児) 年額30,000円 (3) 精神障害者(児) 1級年額30,000円 2級年額23,000円 3級年額15,000円 3級年額15,000円 ※ 重複障害者(児) (1)(2)(3)それぞれ 支給	障害福祉課
兵庫県心身障害者扶養共済制度	障害者(児)を挟養している人が一定期間掛金を納付し、 死亡または重度障害となった後に障害となった後になった後になった後になった後になった。		1口につき 月額20,000円	
兵庫県心身 障害者扶養 共済制度加 入扶助 (愛の福祉金)	兵庫県心身障害者 扶養共済制度加入 者に掛金の一部を 助成する。	市内に住所を有する人で、兵庫 県心身障害者扶養共済制度に加 入している人(住民税非課税世 帯または住民税の均等割のみ課 税世帯)	掛金の一部を助成	
障害者総合 支援法等に よる法定給 付	障害者(児)の福祉 サービス費用等を 給付する。	姫路市からの支給決定を受けた 人	原則として費用の 9割の額	

制度名		趣旨	資格・要件	金額等	担当課
自立支援医療	更生医療 育成医療 精	身体に 事るなする。 見身生の がめ療 を給する。 と りま、必 が りま、必 が り り り り り り り り り り り り り り り り り り	身体障害者手帳の交付を受けた 18歳以上の人(原則として所得制限有、判定が必要) 18歳未満の児童(原則として所得制限有、判定が必要) 精神疾患を有し、通院による精	保険診療による費用 から家計の負担能力 等に応じた額を控除 した額(健康保険適 用分を除く。)	障害福祉課
	神通院医療	する者が通院 治療を受ける 際に必要な医療を給付する。	神通院医療を継続的に要する程度の病状にあるもの		
身体障害者 (児)補装具 費	0	体障害者(児)等機能等を補う装の費用を支給す。	身体障害者手帳の交付を受けた 人等(18歳以上は所得制限有、 原則として身体障害者更生相談 所の判定が必要、18歳未満は意 見書が必要)	原則として費用の 9割の額	
身体障害者 (児)等日常 生活用具費	体日図	則、在宅の重度身 障害者(児)等に 常生活の便宜を るための用具の 入費等を支給す	身体障害者手帳等の交付を受け た人及び難病患者(所得制限有、 用具により障害内容、等級の制 限有)	原則として費用の 9割の額	
身体障害者用自動車改造費	自	体障害者所有の 動車改造費を支 する。	就労等のため、自らが所有し運 転する自動車を改造する身体障 害者(所得等の制限有)	1 台 100,000 円以内	
身体障害者 自動車運転 免許取得費	車	体障害者が自動 運転免許を取得 る費用を支給す	免許取得により生活の向上等が 認められる身体障害者	費用の 1/2 に相当す る額 (100,000 円以内)	
重度障害者 (児)介護手当	介	度障害者 (児) を 護する人に手当 支給する。	市内に住所を有する障害者(児) のうち、1級または2級の身体障 害者手帳を所持する人又は療育 手帳A(重度)と判定された人で、 居宅において常時介護が必要な 状態になってから6ヶ月以上経 過した人を常時介護している人	月額 10,500 円	
福祉手当 (経過措置)	す者	時介護を必要と る在宅重度障害 の経済的負担の 減を図る。	重度障害者で市内に住所を有する人(所得制限有、新規申請なし)	月額 15,690 円	

制度名	趣旨	資格・要件	金額等	担当課
特別障害者手当	在宅重度障害者に手当を支給し、生活の安定を図る。	重度障害のため日常生活において常時特別の介護を必要とする 20歳以上の人で、施設、病院に入っていない市内に居住する人 (所得制限有)	月額 28,840 円	障害福祉課
障害児福祉 手当	常時介護を必要と する在宅重度障害 児に手当を支給す る。	20 歳未満の在宅重度障害児で、 施設に入っておらず、市内に住 所を有する児童(所得制限有)	月額 15,690 円	障害福祉課 こども支援 課
児童手当	【令和6年9月分まで】 中学校修了前の児童を養育している人に支給する。 【令和6年10月分	【令和6年9月分まで】 0歳から中学校修了前(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間)の児童を養育している人(所得制限及び所得上限有) 【令和6年10月分から】	【令和6年9月分まで】 児童1人につき 3歳未満、3歳~小学 生(第3子以降) 月額15,000円 3歳~小学生(第1・ 2子)、中学生 月額10,000円 所得制限以上所得上 限未満 一律月額5,000円 【令和6年10月分から】	こども支援課
	から】 高校修了前の児童 を養育している人 に支給する。	0歳から高校修了前(18歳に 達する日以後の最初の3月31日 までの間)の児童を養育してい る人(所得制限なし)	児童1人につき 3歳未満(第1・2子) 月額15,000円 3歳~高校生(第1・ 2子) 月額10,000円 第3子以降 月額30,000円	
児童扶養手	児童を養育の生活を養育の生活を養家自立の生活を発展しているの母(または)や金融のでのでである。 一、大学のででは、大学のででである。 のでででは、大学のでででである。 のでででできませる。 のでででは、大学のででできませる。 のででできませる。 のででできませる。 のででできませる。 のででできませる。 のでできませる。 のでできませる。 のでできまませる。 のでできませる。 のでできませる。 のでできませる。 のでできませる。 のでできませる。 のでできませる。 のでできませる。 のでできませる。 のでできませる。 のでできませる。 のでできませる。 のでできませる。 のでできませる。 のでできませる。 のでできませる。 のでできませる。 のでできませる。 のでできまませる。 のでできままままままままままままままままままままままままままままままままままま	(1) 18歳に達し、最初の3月31 日までの間にある児童または 20歳未満で心身に中程度以上 の障害を有する者を監護、養 育する人(所得制限有) (2) 市内に住所を有する人	(1)児童 1 人の場合 月額 45,500 円 月額 (一部支給) 45,490~10,740 円 (2)児童 2 人の場合 月額 56,250 円 月額 (一部支給) 56,230~16,120 円 (3)児童 3 人の場合 月額 62,700 円 月額 (一部支給) 62,670~19,350 円 (4)児童が 4 人以上の ときは、1 人増えるご とに、受給者本人の	

制度名	趣旨	資格・要件	金額等	担当課
			所得額に応じて、 6,450円~3,230円が 加算。 (5)受給者または児童 が公的年金給付を受けることができるには、所得制により算定されたきるにより算定されたきるによりの全部の全部(または一部)を差し引いた額が手当月額となる。	こども支援課
特別児童扶養手当	身体または精神(知的)に重度または中度の障害を有する児童を養育する人に特別児童扶養手当を支給する。	(1) 20歳未満の児童で、精神(知的)に重度障害があるため日常生活において常時介護を必要とする児童、または身体障害者手帳1,2級程度の障害の状態にある児童、及び日常生活に著しい制限を受ける中程度の障害の状態にある児童を養育する人(所得制限有)ただし、児童が児童福祉施設に入所している場合を除く(2)市内に住所を有する人(3)児童が障害を理由とする公的年金を受給していないこと	児童1人につき 重度の場合 月額 55,350 円 中度の場合 月額 36,860 円	
交通及び災 害遺児手当 (愛の福祉金)	交通事故及び災害 によって父または 母等を失った児童 の親権者等に交通 及び災害遺児手当 を支給する。	(1) 遺児及び保護者が、交通事故及び災害当時1年以上市内に住所を有していること(2) 遺児が、学校教育法に定める小中学校等に在学している、または、社会福祉施設等に入所・通園していること(所得制限有)	就学激励金 月額3,000円 入学祝金(小、中学 入学時) 10,000円 卒業祝金 20,000円	
交通及び災害遺児奨学金 (愛の福祉金)	交通事故及び災害 遺児である高校生 等の保護者に奨学 金を支給する。	(1) 保護者が、市内に住所を有していること (2) 遺児が、学校教育法に規定する高等学校または高等専門学校に在学していること (所得制限有)	月額 3,500 円	

制度名	趣旨	資格・要件	金額等	担当課
児童養護施設等間食給付 (愛の福祉金)	児童養護施設、乳児 院及び母子生活支 援施設の入所児童 に間食(おやつ)を 支給する。	市内の児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設に入所している児童	児童 1 人 月額 1,000 円以内	こども支援課
児童養護施設等入所児 童就職祝金 (愛の福祉金)	児童養護施設及び 母子生活支援施設 の入所児童が就職 するとき祝金を支 給する。	市内の児童養護施設及び母子生 活支援施設に入所している児童 が就職したとき	就職児童 1 人につき 20,000 円	
母子父子寡 婦福祉資金 貸付金	事業開始、事業継続、修学、技能習得、修業、就職支度、医療介護、生活、転宅、就学支度、結婚、住宅等のために貸付ける。	 (1) 母子家庭の母と子 (2) 父子家庭の父と子 (3) 20歳以上の子を扶養している寡婦と子 (4) 父母のない 20歳未満の子ども (5) 母子・父子福祉団体 	資金種別により貸付限度額は異なる。	
自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の母または父が厚生労働大臣の指定する職業能力開発のための講座を受講し、修了した場合、受講料の一部を支給する。	(1) 姫路市在住のひとり親 (2) 母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向け意欲的に取り組んでいること (3) 教育訓練を受けることが適職に就くため必要であること (4) 過去に自立支援教育訓練給付金を受けていないこと (5) 同趣旨の給付を受けていないこと いこと	対策講座の受講費用 の一部を助成(上限あ り)	
高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の母に またはつきが・准士・ をはつき師・祖士・ 有一きに でを当れる。 でを業し、大力をでいる場合に での取得に での取得に での取得に での取得に での取得に での取得に での取得に での取得に でのの ののの ののの ののの ののの ののの ののの のの	(1) 姫路市在住のひとり親 (2) 所得が児童扶養手当受給対象所得水準であること (3) 養成機関において6か月以上修業予定(原則通学制)であること (4) 就業又は育児と修業の両立が困難であること (5) 過去に高等職業訓練促進給付金・修了支援給付金を受けていないこと(高等技能訓練促進費・入学支援修了一時金を含む) (6) 同趣旨の給付を受けていないこと	・訓練促進給付金 (市民税課税世帯) 月額 70,500円 (市民税非課税世帯) 月額 100,000円 最後の 12 か月 4 万円増額 ・修了支援給付金 (市民税課税世帯) 25,000円 (市民税非課税世帯) 50,000円	

制度名	趣旨	資格・要件	金額等	担当課
高等度路接給付金	高等学校卒業程度認定試験(高卒認定試験)の合格を目指して対策講座を受講する場合、受講料の一部を支給する。	(1) 姫路市在住のひとり親又は その子 (2) 母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向け意欲的に取り組んでいること (3) 高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要と判断されること (4) 過去に支給対象者として、こと (5) 高等学校に在籍して、高等学校等就学支援金を受給していないこと (6) 大学入学資格を取得していないこと	対策講座の受講費用 の一部を助成(上限あ り)	こども支援課
受験料助成金	大学等を受験する 際の入学料及び高 等学校又は大学等 受験のための模擬 試験受験料を助成 する。	姫路市在住の次のいずれかの要件を満たす児童(20歳未満)又は児童を扶養する者(1)ひとり親家庭の親又は養育者家庭の養育者が児童扶養手当を受けていること又は支給を受けている者と同等の所得水準であること(2)児童又は親等の属する世帯の全ての者が市町村民税を課されていないこと	大学等受験料及び模擬試験料の受験費用の一部を助成(上限あり)	
出産・子育て応援給付金	全ての妊婦や子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠・出産時の経済的支援を実施する。	(1) 出産応援給付金 妊娠届を提出した妊婦に対して、妊娠届出時に保健師等の面談を実施後、支給 (2) 子育て応援給付金 出生した児童の養育者に対して、「こんにちは赤ちゃん訪問」時に保健師等の面談を実施後、支給 ※併せて、妊娠8か月頃にアンケートを実施	 (1) 出産応援給付金 妊婦1人あたり 50,000円 (2) 子育で応援給付金 出生した児童1 人あたり50,000円 	

制度名	趣旨	資格・要件	金額等	担当課
高額療養費	1 か月の医療費が 自己負担限度額を 超えた場合に支給 する。	国民健康保険被保険者 または 後期高齢者医療被保険者	所得区分によって異 なる。	国民健康保 険課 後期高齢者 医療保険課
高額介護合算療養費	年間(毎年8月分から翌年7月分まで)の自己負担限度額を超えた場合に支給する。	国民健康保険制度又は後期高齢 者医療制度と、介護保険の双方 の給付を受けた世帯	所得区分によって異 なる。	
療養費·移送 費	医療費などを全額 支払った場合に支 給する。	国民健康保険被保険者 または 後期高齢者医療被保険者	負担割合等によって 異なる。	
葬祭費	被保険者が死亡した時に葬祭を行った人に支給する。	国民健康保険被保険者 または 後期高齢者医療被保険者	50,000 円	
第三者行為	交通事故など第三 者から傷害を受け た場合や自損事故 の場合に保険診療 を受けることがで きる。	国民健康保険被保険者 または 後期高齢者医療被保険者	負担割合等によって 異なる。	
特定疾病療養受療証の交付	厚生労働大臣が指 定する特定疾病の 場合に交付する。	国民健康保険被保険者又は後期 高齢者医療被保険者で以下の特 定疾病に該当する人 ・人工腎臓を実施している慢性 腎不全 ・血漿分画製剤を投与している 先天性血液凝固第IX因子障害又 は先天性血液凝固第IX因子障害 (血友病) ・抗ウイルス剤を投与している 後天性免疫不全症候群(HIV感 染を含み、厚生労働大臣の定め る者に係るものに限る)	自己負担限度額(月額)は外来・入院ごとに1医療機関あたり10,000円(慢性腎不全で人工透析を要する70歳未満の上位所得者は20,000円)	
限度額適用 (標準負担 額減額)認定 証の交付	一部負担金等の支 払いを、限度額まで に抑えるために交 付する。	国民健康保険被保険者又は後期 高齢者医療被保険者で、適用区 分が低所得 I・II 又は現役並み 所得者 I・II である人	所得区分によって異なる。	

制度名	趣旨	 資格・要件	金額等	担当課
外国人等高 齢者特別給 付金 (愛の福祉金)	国民年金制度上の資格要件に金等のことを得るのでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	市内に住所を有する高齢者(大 正15年4月1日以前に生まれた	月額 34,740 円	国民健康保険課金のアンター)
外国人重度障害者等別給付金(愛の福祉金)	国民年金制度り、同日本のでは、日本の	者手帳 (1~3級)・療育手帳 (A・B1)・精神障害者保健福祉手帳 (1~2級) の所持者>で、下記のいずれかに該当し、かつ障害基礎年金等の受給資格がない者	重度障害 S31.4.1以前生まれの者 月額 84,760 円 S31.4.2以後生まれの者 月額 85,000 円 中度障害 S31.4.1以前生まれの者 月額 67,808 円 S31.4.2 以後生まれの者 月額 68,000 円	

制度名	趣旨	資格・要件	金額等	担当課
緊急通報機器(安心コール)の設置	ひとり暮らし及び 同居する人がねた きり等の人のみの 世帯の緊急連絡用 に安心コールを設 置する。	市内に居住するおおむね65歳以上のひとり暮らし世帯及び同居する人がねたきり等の人のみの世帯で、要件を満たす協力員2名の登録が必要	緊急通報機器の貸与 (市町村民税課税世 帯は設置工事費相当 額の負担あり)	高齢者支援課
マッサージ 等施術助成 券の交付	高齢者のはり、きゅう、マッサージの施 術に要する費用の 一部を助成する。	市内に居住する満 75 歳以上 (申請日現在)の人	はり、きゅう、マッサージ施術費助成券 1人/年6,000円	
在宅高齢者介護手当	在宅高齢者を介護 する人に手当を支 給する。	市内に住所を有し、居宅で6か月以上ねたきりの人または認知症の状態にあり常時介護を要する65歳以上で、要介護3~5の者を主として介護している人	月額 10,500 円	
認知症高齢者等家族等支援事業	行方不明になった 認知症高齢者等の 居場所を検索する システムの初期費 用を助成する。	市内に住所を有する在宅の認知 症高齢者等を介護している、市 内に住所を有する家族	上限 10,000 円 (同一の認知症高齢 者等 1 人につき 1 回 限り)	地域包括支 援課
介護保険法 による法定 給付	要介護者・要支援者の介護費用等を給付する。	姫路市の介護保険の被保険者で 要介護認定・要支援認定を受け た人	法定の介護費用の原 則として9割、8割ま たは7割の額等	介護保険課
被保護世帯 体操服代助 成 (愛の福祉金)	被保護世帯の中学 1 年生の生徒に学 校規定体操服購入 費を助成する。	被保護世帯の中学1年生	体操服購入費	生活援護室
被保護世帯 小・中学校卒 業旅行諸費 の助成 (愛の福祉金)	被保護世帯の小学 6年生・中学3年生の卒業旅行諸費の一部を助成する。	被保護世帯の小学 6 年生の児童 中学 3 年生の生徒	小学 6 年生 4,000 円 中学 3 年生 5,000 円	
行路困窮者 援護 (愛の福祉金)	行路中盗難、紛失、 災害等のため困窮 している人を救済 する。	申請に基づき援護を必要と認めた人	(1) 旅費 最寄市町までの運賃(2) 食費	
行旅病人被服支給 (愛の福祉事業)	行旅中困窮してい る病人に被服・飲食 料品を支給する。	行旅病人で、被服・飲食料品の 支給を必要と認めた人	現物給付	

制度名	趣旨	資格・要件	金額等	担当課
スモン患者療養補給金 (愛の福祉金)	スモン患者の療養に必要な経費の一部を助成する。	市内に居住しスモン患者の認定を受けた人	月額 2,000 円	保健所予防課
特定疾患治療研究事業	原因不明で治療方 法が未確立の疾病 患者に対し医療を 給付する。	原因不明の疾患のうち国・県が 指定した疾患で国・県の定めた 基準を満たし治療研究事業への 協力を承諾した人(一部所得制 限有)	医療費の一部負担	
特定医療費 (指定難病) 医療費助成 制度	難病法が指定する 難病患者に対し医療を給付する。	難病法が対象とする指定難病 341疾病で定められた基準を満 たす人	医療費の一部負担	
骨髄ドナー助成制度	日本骨髄バンクを 介して骨髄等を提 供する者に対し助 成金を交付する。	骨髄等を採取した日及び申請時 に市内に住所を有し、本市以外 の地方公共団体等が実施する同 種同類の助成金等を受けていな い人	1回の移植について、 通院・入院1日あた り20,000円。上限額 200,000円	
小児慢性特 定疾病医療 費支援事業	小児慢性特定疾病 児に対し医療を給 付する。	18 歳未満の小児慢性特定疾病 (国が指定した 788 疾病) で国 の定めた基準を満たす児	医療費の一部負担	
小児慢性特 定疾病日常 生活用具給 付事業	在宅小児慢性特定 疾病児に日常生活 の便宜を図るため の用具の購入費等 を支給する。	小児慢性特定疾病医療受給者証 の交付を受けた人(身体状況な ど基準有) 障害福祉サービスで給付を受け ていないこと	用品、所得によって 異なる。	
難病患者等 災害時非常 用電源装置 購入費助成 事業	災害時等の停電に 備え、発電機等の購 入費用の一部を助 成	在宅の難病患者及び小児慢性特定疾病患者で、人工呼吸器等の電気式医療機器を常時使用している人 障害福祉サービスで給付を受けていないこと	①発電機 上限 100,000 円 ②ポータブル電源 上限 50,000 円 ③カーインバーター 上限 50,000 円	
臍 帯 血 移 植 推進事業	造血幹細胞移植に 用いるための臍帯 血採取を行う医療 機関に助成金を交 付する。	市内の医療機関(公的さい帯血 バンクの提携医療機関に限る) が行った臍帯血の採取で、下記 要件を満たすもの (1) 公的さい帯血バンクに報告 しているもの (2) 公的さい帯血バンクから支 給される報奨金等の対象とな っていないもの	採取1件につき 2,000円	

制度名	趣旨	 資格・要件	金額等	担当課
がん患者ア ピアランス サポート事 業	がん治療による外 見の変化に対し医 療用ウィッグや乳 房補正具等の購入 費用の一部を助成	がんと診断され治療を受けているまたは受けたことのある人所得制限あり市内に住所を有し、県内で同種の助成を受けていないこと購入した年度内に申請が必要	① 医療用ウィッグ 上限 50,000円 ② ・乳房補正具 上限 10,000円 ・人工乳房 上限 50,000円	保健所予防課
結核医療費公費負担	結核の確実な治療 を行うために医療 を給付する。	結核の治療が必要な市民 (一部所得制限有)	医療費の一部負担	保健所防疫課
特療先助に対象を表する。	国で審議中(または予定)の技術を含む保険適用外の特を受けた場合に、費用の一部を助成する。	市内に住所を有する人で次の要件をすべて満たす人 (1) 法律上の婚姻または事実婚の夫婦 (2) 治療を行った期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること (3) 特定不妊治療等以外の見込みがないかまたは極めていること (4) 令和6年4月1日以降に終了した治療であること	「助国子保妊万上。 ・はむ不10万上。特胚一治場限 中衛の対の対しと、特胚一治場限 中衛の対の対しと、特胚の状態のは、 中衛とのは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、	保健所健康課

制度名	趣旨	資格・要件	金額等	担当課
不育症治療支援事業	不育症についての 検査及び治療を受 け受けた夫婦に対 し、医療保険が適応 されない医療費 一部を助成する。 (令和2年度より 所得制限を撤廃)	市内に住所を有する人で次の要件をすべて満たす人 (1) 法律上の婚姻または事実婚の夫婦 (2) 2 回以上の流産や死産、早期新生児死亡の既往があると医師に診断されていること (3) 治療を行った期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること (4) 助成を受ける治療等について他の自治体が実施する同様の助成をうけていないこと	「申請回数」 1年度内の医療費に ついて1回を限度 「助成額」 ・不育症の治療等に 要した保険適応外の 医療費の10分の7を 助成 ・ただし、絨毛染色 体検査の場合は、6万 円を上限に助成	保健所健康課
不妊治療ペア検査助成事業	不妊の検査を受け た夫婦に対し、医療 保険が適用されな い検査費の一部を 助成する。 (令和5年度より 所得制限を撤廃)	市内に住所を有する人で次の要件をすべて満たす人 (1) 法律上の婚姻または事実婚の夫婦であること (2) 夫婦そろって受診し検査を受けたこと (3) 検査を行った期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること (4) 助成を受ける検査等について他の自治体が実施する同様の助成をうけていないこと	[申請回数] 夫婦1組について1 回を限度 [助成額] 不妊の検査に要した 保険適用外の検査費 の10分の7(上限2 万円)を助成	
妊婦 健康 診査費助成	妊婦健康診査に要した費用の一部を助成する。	市内に住所を有する妊婦で、医療機関等で妊婦健康診査を受ける人	1回の妊婦健康診査 費で上限22,500円を 1回、上限13,000円 を1回、上限10,000円を2回、上限8,000円を1回、上限6,000円を1回、上限6,000円を9回の計14回と、妊婦健康診査と同時実施する子宮がん検診費上限3,500円(1回分)を限度に助成・多胎妊婦については、上限5,000円を3回追加助成し、妊婦健康診査と同時に使用できる。	

制度名	趣旨	資格・要件	金額等	担当課
産婦健康診 查費助成	産婦健康診査に要した費用の一部を助成する。	市内に住所を有する産後8週未 満の産婦で、医療機関等で産婦 健康診査を受ける人	1 回の産婦健康診査 費で上限 5,000 円を 2 回助成	保健所健康課
未熟児養育 医療の給付	医療を必要とする 未熟児に対して養育に必要な医療を 給付する。	指定医療機関に、養育のため入 院することを必要とする未熟児	養育に必要な医療の 給付	
新生児 聴覚検査費 助成事業	新生児聴覚検査費用の一部を助成する。	生後2か月以内において、児が検査を受けた時点で市内に住所を有する保護者	検査方法により助成 額の上限が異なる ・(A)ABR の場合は 5,500 円 ・OAE の場合は 2,000 円	
1 か月児健康 診 査 費 助 成 事業	1 か月児健康診査に要した費用の一部を助成する。	市内に住所を有する生後 2 か月 未満の児で、医療機関等で1か 月児健康診査を受ける児	上限 4,000 円を 1 回 助成	
低所得妊婦 初回産科受診料助成事業	低所得妊婦の産科 医療機関等におい て妊娠の判定に要 する費用の一部を 助成	市内に住所を有する住民税非課税世帯又は同等の所得水準である妊婦で、医療機関等で妊娠の判定を受ける人	初回の産科受診において上限10,000円を 1回助成	こどもの未来健康支援センター

制度名	趣旨	資格・要件	金額等	担当課
生活福祉資金	(1) 福祉な金 福納ない 大きな は できまれる は できまま で で で で で で で で で で で で で で で で で	① 兵庫県内に居住中で、同一地域に 6 か月以上居住しており、今後もその地域において継続して生活を当まる世帯 ② 次の要件に該当する世帯 ・低所得世帯(世帯の取入がまでは生活のがまれて、後後をでは、での事性では、での事性では、は生活のでででででででは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一	※貸付限度額は資金によって異なる	社会福祉協議会
	(2) 緊急小口資金 低所得世帯が記し、 色的かつがは持合に、 生計維場合に、 の必要な額のという で行うことと世る。 の自立を支援する。	① 兵庫県内に居住中で、同一地域に 6 か月以上居住している低所得世帯(世帯の収入が市区町民税非課税程度)※生活保護世帯を除く ② 貸付を受ける借受人(借入申込者)が、その世帯で次の要件に該当すること・18歳以上の世帯の生計中心者で、その貸付によって得られる支援を主に受ける人・就労や年金収入などにより、償還可能な収入が見込める人		

制度名	趣旨	資格・要件	金額等	担当課
生活福祉資金	(3) 教育支援資金 学費の捻出 が 学費の 学生に対し、高の まな 学生に対 学生に対 学生 が 学生 が 学生 が 学生 が 学生 が 学な が 学な が 学な が		※貸付限度額は資金によって異なる	社会福祉協議会
	(4) 総合すると、 (4) 総合すると、 (4) 総合すると、 (4) とはおおいては、 (4) とは、 (5) とは、 (5) とは、 (5) とは、 (6) とは、 (6) とは、 (6) とは、 (6) とは、 (6) とは、 (7) とは、	等により従前の生活維持が困難となっている低所得世帯で、借入申請時において離職等から2年以内の人②借入申込時において65歳未		

制度名	趣旨	資格・要件	金額等	担当課
生活福祉資金	(5) 不動産担保型 生活資金 居住用不動産を 担保として資金を 貸し付けることに より、住み慣れた地	以下の要件をすべて満たして いる世帯 ① 低所得世帯(世帯の収入が 市区町民税非課税程度の世	※貸付限度額は資金によって異なる	社会福祉協議会

施設一覧表

1 特定教育・保育施設

(令和6年4月1日現在)

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	₹	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
		太市こども園	671-2234	西脇 500	60	平 27. 4	269-0043
		山田こども園	679-2112	山田町北山田 109-3	60	平 27. 4	263-2188
		船津こども園	679-2101	船津町 1160-3	80	平 27. 4	232-0019
		的形こども園	671-0111	的形町的形 1540-1	165	平 27. 4	254-0588
		大塩こども園	671-0101	大塩町 2077-5	150	令 6. 4	254-0630
	姫路市	林田こども園	679-4211	林田町六九谷 510-1	80	平 27. 4	261-2216
	姓的川	四郷和光こども園	671-0244	四郷町見野 880-1	150	令 5. 4	252-1396
		砥堀こども園	670-0802	砥堀 1258-2	100	平 27. 4	264-2881
		前之庄こども園	671-2103	夢前町前之庄 2197-5	100	平 29. 4	336-0507
		香呂こども園	679-2151	香寺町香呂 239-1	210	平 27. 4	232-0569
幼保油		中寺こども園	679-2164	香寺町中寺 224-2	150	令 2.4	232-4952
幼保連携型認定こども園		安富こども園	671-2401	安富町安志 1193-1	150	平 30. 4	(0790) 66-2057
認定	(福)青葉台福祉会	青葉台こども園	679-2132	香寺町須加院 351	65	平 30. 4	264-2250
ども		荒川ひまわり保育園	670-0985	玉手三丁目 510	153	令 2. 4	234-7801
園		荒川ひまわり保育園 手柄分園	670-0972	手柄 95	40	令 3. 4	282-6064
	(福)よい子の広場 福祉会	姫路ひまわり保育園	671-2202	北夢前台一丁目 59	170	平 28. 4	293-0205
		姫路ひまわり保育園 (分園)	671-2201	書写 634-50	30	平 28. 4	267-7310
		峰相ひまわり保育園	671-2242	六角 278-2	130	平 28. 4	266-0728
		勝原保育園	671-1213	勝原区宮田 143-3	230	平 27. 4	272-4623
	(福)勝原福祉会	勝原保育園 (分園)	671-1214	勝原区山戸 210 番 1	20	平 27. 4	274-2442
	(福)クローバー	クローバーこども園	670-0058	車崎一丁目 9-10	180	平 29. 4	292-4800
	(福)こじか保育園	こじかこども園	672-8045	飾磨区中野田四丁目 123	195	平 27. 4	234-3858
	(学)五字ヶ丘学園	五字ヶ丘幼稚園	670-0061	西今宿三丁目 18-30	260	平 27. 4	292-6059
	(福)サン福祉会	サンこども園	671-2245	白鳥台二丁目 28-1	105	平 27. 4	266-7370

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	₹	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
	(福)サン福祉会	エミリア・サン こども園	672-8044	飾磨区下野田二丁目 461	94	令 5.4	231-5100
	(福)三恵会	三恵城山こども園	671-2121	夢前町宮置 79-2	115	平 27. 4	335-0465
	(福)道心	書写認定こども園	671-2201	書写 2481	185	平 27. 4	266-1080
		すごう保育園	671-2134	夢前町菅生澗 705-1	85	平 27. 4	335-0093
	(福)夢前福祉会	姫路東こども園	672-8014	東山 49-1	105	平 29. 4	245-5252
		第二姫路東こども園	672-8014	東山 152-1	105	令 4.6	263-8559
	(学)姫路顕栄学園	聖ミカエル広畑 幼稚園	671-1152	広畑区小松町四丁目 36-1	120	平 27. 4	236-3397
		専徳寺保育園	671-1132	大津区勘兵衛町二丁 目 29	105	平 27. 4	236-5888
	(福)海向福祉会	専徳寺保育園 勝原駅前分園	671-1211	勝原区熊見 96-14	30	平 27. 4	239-5888
	(油/	専徳寺ひろはた 保育園	671-1152	広畑区小松町三丁目 71	105	平 31. 4	236-2888
		専徳寺ひろはた保育 園とまみ分園	670-0986	苫編 401-1	30	令 2.4	230-0033
幼 保 連	(学)船場御坊幼稚園	船場御坊幼稚園	670-0044	地内町 1-1	165	平 27. 4	292-3649
幼保連携型認定こども園	(福)あいむ	チョハウス山びこ こども園	671-1102	広畑区蒲田 383-4	230	平 27. 4	239-0242
認定		チコハウス山びこ こども園夢前分園	671-1121	広畑区東新町三丁目 146-10	30	平 27. 4	230-5522
ごども		チコハウス山びこ こども園広畑分園	671-1115	広畑区末広町一丁目 48	30	令 4.4	240-9188
園		津田このみ学園	672-8079	飾磨区今在家六丁目 133	160	平 27. 4	231-1155
	(福)八葉福祉会	津田このみ学園 三宅分園	672-8048	飾磨区三宅一丁目 52	30	平 27. 4	233-5502
		津田このみ学園 今在家分園	672-8079	飾磨区今在家六丁目 11	30	令 3.8	280-8839
	(福)徳栄寺保育園	徳栄寺こども園	671-1261	余部区下余部 464-3	235	平 27. 4	273-4619
	(福)豊富台福祉会	豊富台保育園	679-2122	豊富町御蔭 3278-57	65	平 27. 4	264-3277
	(福)正願寺福祉会	野里こども園	670-0816	威徳寺町 33	105	平 27. 4	222-1021
	(福)萩の友の会	萩学園	679-2123	豊富町豊富 1528-1	240	平 27. 4	264-1175
	(旧水ツグンス	萩学園 そよかぜ分園	670-0802	砥堀 809-1	30	令 6. 4	264-1175
	(福)夢工房	姫路保育園	670-0866	野里堀留町 10-18	126	令 2. 4	222-2529
	(田/ <i>'9' 上万</i>	姫路保育園 イーグレ分園	670-0012	本町 68-290	30	令 2. 4	284-5125
	(学)日ノ本学園	姫路日ノ本短期大学 付属幼稚園	679-2154	香寺町相坂 467	175	平 27. 4	232-4934

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	₹	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
	(福)姫路前山福祉会	姫路前山保育園	670-0073	御立中五丁目 5-7	145	平 27. 4	298-3975
	(福)子どもの家 福祉会	播磨灘こども園	671-1104	広畑区才 850-1	169	令 2. 4	236-4326
	(福)広峰福祉会	広峰保育園	670-0892	北平野奥垣内 7-3	175	平 29. 4	282-0867
		高浜コスモス こども園	672-8039	飾磨区阿成渡場 296	115	令 5.4	231-5454
,	(福)ベイカー福祉会	ベイカ	670-0854	五軒邸三丁目 62-2	150	平 27. 4	282-1010
	(福)まるやま福祉会	別所まるやま こども園	671-0224	別所町佐土二丁目 77	115	平 30. 4	252-0770
	(価)よるでよ価値云	別所まるやま こども園 (分園)	671-0224	別所町佐土 562	30	令 3. 8	252-5050
	(福)宝国洗心会	ほうこく保育園	672-8079	飾磨区今在家 941	100	平 30. 4	235-5911
	(福)保城福祉会	保城こども園	670-0804	保城 694-3	120	平 27. 4	224-7445
幼	(個/)木/ (個) () () () () () () () () (保城さくらんぼ こども園	670-0804	保城 402-2	165	平 27. 4	288-3138
保連携		みどりこども園	671-0208	飾東町八重畑 1010	95	平 27. 4	262-0336
幼保連携型認定こども園	(福)谷内福祉会	みどりこども園 (分園)	671-0207	飾東町山崎 49-3	30	平 27. 4	262-0336
正こど		妻鹿みどりこども園	672-8031	飾磨区妻鹿 312	65	平 29. 4	246-0088
き 園	(福)陽心福祉会	みどりヶ丘幼児園	670-0886	八代緑ヶ丘町 6-26	105	令 2. 4	293-7609
		みどりヶ丘幼児園 かまえ分園	672-8071	飾磨区構三丁目 62	30	令 3. 5	289-5461
	(福)八木保育園	八木保育園	672-8018	木場前中町 46	105	平 27. 4	246-5060
,	(佃/八八水 月風	八木保育園 (分園)	672-8023	白浜町甲 337-8	30	平 27. 4	246-7214
,	(福)安室	安室保育園	670-0086	田寺三丁目 3-15	162	平 30. 4	297-2385
	(福)やながせ福祉会	やながせ保育園	671-1201	勝原区下太田 571	195	平 31. 4	273-0046
,	(値)でないせ 値位去	やながせ保育園 大津みやび野分園	671-1146	大津区大津町一丁目 31-111	30	平 31. 4	236-3100
	(福)東光学舎福祉会	瑠璃こども園	671-1232	網干区大江島寺前町 120-2	250	平 27. 4	272-0205
	(油/米儿子吉簡征云	瑠璃よこはまこども園	671-1254	網干区余子浜 2001	125	令 2. 4	271-4580
	(福)東山会	東山保育園	671-0245	四郷町明田 858-1	105	令 4. 4	246-2110
幼	(学)エンゼル学園	エンゼル学園幼稚園	670-0894	梅ヶ谷町 10-1	220	平 22. 4	224-1200
幼稚園型認定	(学)山陽学園	しげる幼稚園	670-0984	町坪 125	115	平 23. 4	297-1289
定	(学)真愛学院	真愛幼稚園	671-2201	書写 828	215	平 25. 4	266-8577

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	₹	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
	(学)宝国学園	真教寺宝国幼稚園	672-8090	飾磨区今在家北一丁 目 1	118	平 22. 4	234-6555
幼稚園	(学)フタバ幼稚園	フタバ幼稚園	672-8057	飾磨区恵美酒 55	85	平 24. 4	235-0423
幼稚園型認定	(学)兵庫カトリック 学園	マリア幼稚園	671-1242	網干区浜田 816-6	140	平 28. 4	272-4663
	(福)花園福祉会	あかつき保育園	671-0255	花田町小川 524-7	145	平 28. 4	253-4830
	(宗)本柳寺	網干保育園	671-1234	網干区新在家 662	155	平 29. 4	272-0623
	(福)れんげ福祉会	網干れんげ保育園	671-1228	網干区坂出 184	125	平 24. 4	273-3930
	(一社)あゆみ保育園	あゆみ保育園	670-0072	御立東四丁目 6-1	137	平 30. 4	293-9321
	(福)光慧福祉会	うさざき	672-8023	白浜町丙 327-6	95	平 25. 4	245-0876
	(個力に急性性会	うさざき(分園)	672-8023	白浜町丙 468-11	85	平 25. 4	245-0876
	(一社)KEI こどもえん	KEI こどもえん	671-1116	広畑区正門通二丁目 2-6	145	平 29. 4	236-8844
	(宗)景福寺	景福寺 瑞松学院	670-0027	景福寺前 7-1	160	平 31. 4	292-2303
保	(福)飾東福祉会	飾東保育園	671-0218	飾東町庄 457-1	150	令 6. 4	253-0558
保育所型認定	(福)慈恵福祉会	慈恵保育園	672-8064	飾磨区細江 2102	185	平 29. 4	235-7543
室認 定	(福)城見ヶ丘会	城見ヶ丘保育園	670-0885	八代宮前町 19-10	135	平 27. 4	294-2131
こども園	しんきエンジェルハ ート(株)	しんきひかり保育園	670-0027	景福寺前 12	92	令 2.4	296-0886
園	(福)あいむ	チコハウスあおぞら 保育園	671-0223	別所町北宿 1308	115	平 30. 4	280-3001
	(株)サーブ	どんぐり保育園	671-0102	大塩町汐咲二丁目 1	115	平 29. 4	254-3886
	(株)のぎ保育園	のぎ保育園	671-1203	勝原区丁 133-564	153	平 29. 4	273-1613
	(福)白鷺園	白鷺園保育所	670-0012	本町 121	105	平 30. 4	222-4872
	(福)まるやま福祉会	まるやま保育園	670-0084	東辻井二丁目 5-10	145	平 23. 4	294-9634
	(福)みのり保育園	みのり保育園	671-1143	大津区天満 1136	240	平 31. 4	237-3456
		もく保育園	670-0945	北条梅原町 275	90	平 31. 4	287-0456
	(株)もく保育園	もく保育園分園	670-0945	北条梅原町 136	30	令 2.7	289-8008
	夢のもり(同)	ゆめさき保育園	671-1104	広畑区才 93-2	122	平 28. 4	236-5080

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	₹	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
	(一社)ベアズ ガーデン	ベアズガーデン 国際自然こども園	670-0061	西今宿七丁目 9-15	55	令 4.4	269-8141
保育	(福)子どもの家福祉会	幼児学舎子ども ライブラリー	670-0086	田寺八丁目 172	120	令 4. 4	298-0905
型認定	(宗)延命寺	延命保育園	671-0232	御国野町御着 954-2	105	令 4. 4	252-0733
保育所型認定こども園	(一社)広畑保育園	広畑保育園	671-1112	広畑区北野町一丁目 48番地2	90	令 5. 4	280-4380
<u> </u> #	(福)道心	松風認定こども園	670-0944	阿保甲 104 番地 1	96	令 5. 4	284-2080
		若草保育所	671-0221	別所町別所 1769-2	110	昭 23. 9	252-0323
		豊富保育所	679-2122	豊富町御蔭 969	80	昭 27.12	264-0168
		めぐみ保育所	672-8057	飾磨区恵美酒 364-2	130	昭 38. 5	235-0012
		飾磨保育所	672-8035	飾磨区中島 1130-6	150	昭 41.6	235-4506
		伊勢保育所	679-4232	林田町上伊勢 1099-1	30	昭 32.6	261-2162
		花田保育所	671-0255	花田町小川 1243-15-1	90	昭 43.5	224-7583
	姫路市	高岡保育所	670-0065	上手野 411-1	210	昭 43.6	292-1395
		中央乳児保育所	670-0056	東今宿五丁目 3-22	65	昭 44.10	294-7007
		中央保育所	670-0055	神子岡前一丁目 11-29	150	昭 47. 4	292-0376
保		城陽保育所	670-0948	北条宮の町 93	180	昭 48. 4	281-9839
育所		手柄保育所	670-0972	手柄 91	120	昭 49. 4	296-2721
/21		飾磨西保育所	672-8064	飾磨区細江 699-6	130	昭 51. 4	234-6402
		城東保育所	670-0841	城東町 65-1	100	昭 52. 4	281-5114
		市川台保育所	670-0822	市川台三丁目 11	145	昭 52. 4	282-0729
		高浜保育所	672-8043	飾磨区上野田四丁目 219	150	昭 52. 4	234-7468
		広西保育所	671-1154	広畑区吾妻町二丁目 9-1	120	昭 52. 4	239-1921
		御着保育所	671-0232	御国野町御着 328	70	昭 53. 4	253-0881
		青山保育園	671-2224	青山西五丁目 8-52	160	昭 55.4	266-6878
	(短)卢卢人	青山保育園 市役所北分園	670-0940	三左衛門堀西の町 33	45	平 23. 4	280-5407
	(福)白鳥会	白鳥保育園	671-2242	六角 204	120	昭 23. 7	266-0425
		白鳥保育園 八幡分園	671-1107	広畑区西蒲田 91-1	60	平 19. 4	238-0773

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	₹	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
	(短)占自人	白鳥南保育園	671-2221	青山北一丁目 11-2	60	昭 51. 4	266-7510
	(福)白鳥会	白鳥南保育園 下手野分園	670-0063	下手野二丁目 12-24	30	平 16. 4	292-6710
	(福)糸引保育園	糸引保育園	672-8004	継 145-1	132	昭 42. 4	246-2299
		広英保育園	672-8088	飾磨区英賀西町二丁 目 33	120	昭 25. 9	236-0406
	(福)八葉福祉会	やぐら保育園	672-8091	飾磨区英賀保駅前町 82-6	90	昭 56. 4	236-6878
		やぐら保育園 英賀保駅前分園	672-8091	飾磨区英賀保駅前町 74-1	29	平 12. 5	230-1122
	(個)名村透	白国保育園	670-0808	白国二丁目 1-47	60	昭 42.5	224-1639
I	(今)洛昭去	白浜保育園	672-8023	白浜町甲 855-4	70	昭 32. 4	245-2393
保育所	(宗)浄照寺	白浜保育園 (分園)	672-8023	白浜町甲 797-4	29	平 14. 4	246-5353
17/1	(株)須々木工務店	ごちゃく・にじいろ 保育園	671-0232	御国野町御着 255-3	30	平 30. 4	253-2655
		ごちゃく・にじいろ 保育園分園	671-0232	御国野町御着 1048-6	20	令 3.4	253-2655
	(福)姫路めばえ 福祉会	姫路めばえ保育園	670-0012	本町 68	60	平 16. 4	224-0016
		姫路若葉保育園	670-0981	西庄甲 367-1	140	平 31. 4	298-6300
	(福)姫路若葉福祉会	姫路若葉保育園 玉手分園	670-0985	玉手 631	30	平 25. 4	298-6855
		姫路若葉保育園 岡田分園	670-0982	岡田 254-1	30	令 2.4	269-9654
	(±=1,7,7,8,5,±=±1,4,	広畑めばえ保育園	671-1104	広畑区才 660-7	60	昭 57. 4	239-2990
	(福)めばえ福祉会 -	広畑めばえ保育園 網干分園	671-1251	網干区垣内北町 1740-4	30	平 19. 4	272-5747
幼稚園	(学)姫路 キリスト教学園	日ノ本幼稚園	670-0093	南新在家 5-16	90	昭 59.4	298-5977

2 児童福祉施設(特定教育・保育施設を除く)

_ / / / _	1 - 2 - 2 - 2 - 1 - 2 - 2 - 1 - 2 - 2 -	11.13,7212 ()			() -	, - , -	/ . / _ / _ /
種別	設置主体 (経営主体)	施設名	₹	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
母子生活 支援施設	(福)白鷺園	白鷺園母子生活支援施設	非公表	非公表	15	昭 23.3	非公表
乳児院	(福)姫路乳児院	ピューパホール	670-0873	八代東光寺町 13-11	30	昭 31.6	282-2692
40,70,90	(福)心地	乳児ホームるり	670-0873	八代東光寺町 8-1	15	昭 43.11	222-5027
	(福)あいむ	アメニティホーム 広畑学園	671-1102	広畑区蒲田 370-1	42	昭 24.11	236-1630
児童養護 施設	(福)心地	児童ホーム東光園	670-0873	八代東光寺町 8-1	40	昭 26.12	222-5028
	(福)信和学園	パルコミュニティ ハウス信和学園	670-0883	城北新町一丁目 7-31	44	昭 30.8	222-6308

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	₹	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
児童養護 施設	(福)夢前福祉会	二葉園	671-2134	夢前町菅生澗 673-1	60	昭 26. 2	335-0012
児童家庭 支援センター	(福)あいむ	児童家庭支援センター すみれ	671-1102	広畑区蒲田 370-1	-	平 14. 4	230-4445
		飾磨児童センター	672-8064	飾磨区細江 2654	-	昭 56.7	234-6090
	姫路市 (姫路市社会福祉事業団)	東児童センター	671-0252	花田町加納原田 813	_	昭 58.3	253-6001
		面白山児童センター	670-0055	神子岡前三丁目 8-1	1	平 2.10	294-3345
	姫路市 ((福)あいむ)	広畑児童センター	671-1116	広畑区正門通一丁目 7-3	ı	昭 56.10	239-8440
	姫路市 (神姫バス・しんき エンジェルハート 共同事業体)	網干児童センター	671-1253	網干区垣内中町 120	-	昭 57. 4	274-4732
児童厚生		安室児童センター	670-0081	田寺東二丁目 7-13	1	昭 60.3	294-7212
施設		東光児童センター	670-0835	幸町 99-1	l	平元.3	223-4711
	六间事术件)	北児童センター	679-2122	豊富町御蔭 1110-3	1	平 3.4	264-4250
		灘児童センター	672-8021	白浜町宇佐崎中二丁 目 520	_	平 11. 4	247-3710
	姫路市 (神姫バスグ ループ共同事業体)	宿泊型児童館	671-2222	青山 1470-24	100	平 4.5	267-3050
	姫路市	坊勢児童館	672-0103	家島町坊勢 303-3	l	平 4.4	327-1655
	兵庫県 (こどもみらいクリ エイト共同事業体)	県立こどもの館	671-2233	太市中 915-49	_	平元. 7	267-1153
障害児 入所	(医)聖フランシスコ会	姫路聖マリア病院	670-0801	仁豊野 650	80	平 29. 4	265-5111

3 障害者福祉施設

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	₹	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
	(福)さくら	夢前リハビリ センター	671-2106	夢前町莇野 796-1	50	平 20. 4	336-3636
	(福)愛光社会福祉 事業協会	愛光園		打越 1100	50	平 20. 4	266-6900
		障害者支援施設 三愛園	671-2246	打越 1340-6	53	平 21. 4	266-0800
		三恵園		打越 1340-30	38	平 22. 4	267-1800
施設入所 支援	(福)中播福祉会	香翠寮	679-2163	香寺町土師 365-1	30	平 22.10	232-6151
	(福)播磨福祉事業会	播磨福祉事業館	671-2234	西脇 1448-4	50	平 23. 4	269-0410
	(福)姫路学園	姫路学園	671-0203	飾東町大釜 461-3	70	平 23. 4	262-0176
	(福)五倫会	姫路暁乃里	671-0111	的形町的形 3558	30	平 24. 4	247-9797
	(福)ゆめさき会	ゆめさきの家	671-2106	夢前町莇野 1784-1	30	平 24. 4	336-2525

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	₹	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
	(医)全人会	グループホーム 大日寮	670-0811	野里 281-2	7	平 18.10	281-6980
		けいふう		西今宿五丁目 3-8	12	平 24. 4	
	(医)恵風会	いこい	670-0061	西今宿五丁目 3-32	4	平 24. 4	291-0531
		いこい 2		西今宿五丁目 3-28	6	平 24. 4	
	(有)アキツ	グループホーム ピースフル	670-0058	車崎一丁目 4-13 第 2 アキツビル	4	平 18.10	295-9360
	(作)/ イノ	グループホーム ピースフル ONE	670-0058	車崎一丁目 4-7 アキツ自動車 2F	4	平 18.10	299-9360
		チャレンジI	071 0101	大塩町 119-2 エルドラド 101	2	平 18.10	
	(福)五倫会	チャレンジⅡ	671-0101	大塩町 119-2 エルドラド 202	2	平 19. 4	247-9797
		ふぁむ.的形	671-0111	的形町的形 1768-27	7	平 29. 4	
	(垣)よいよ。	あすなろの家	651 1100	広畑区蒲田 383-2	3	平 18.10	240-5300
	(福)あいむ	第二あすなろの家	671-1102	広畑区蒲田 460	4	平 18.10	236-1630
	(特非)いねいぶる	いねいぶる	671-1135	大津区新町一丁目 55 パティオ酒木 201 号、 203 号	4	平 18. 10	(0791) 62-5488
共同生活	(4+ -1-)	NPO 暮らし支援 センターかしのき	671-2246	打越 24-35	6	平 22. 4	266-5153
援助	(特非) 暮らし支援センター かしのき	白国ホーム	670-0808	白国一丁目 5-35	5	平 22. 4	224-5540
	<i>H</i> ⁴ C0) &	保城ホーム	670-0804	保城 590-1	4	平 23. 8	282-5580
		オレンジホーム 姫路 I			6	平 20. 8	
	(福)惠愛園	オレンジホーム 姫路Ⅱ	672-8041	三条町二丁目 35	6	平 22. 6	234-0131
		オレンジホーム 姫路 Ⅲ			5	平 26. 6	
		ハイツノバ田寺	AF O 0000	H+11-7-11-10-15	7	平 22. 9	200 222
	(特非)はりま福祉会	ハイツノバ田寺 プラスアルファ	670-0086	田寺八丁目 13-45	6	平 22.12	293-2665
	(特殊)はりま価値会	ハイツノバ伊伝居			8	平 24. 4	
		ハイツノバ伊伝居 イースト	670-0871	伊伝居 318-1	8	平 25. 12	224-2520
	(福)幸	ふぁみーゆ	671-1133	大津区吉美 771-6	5	平 24. 3	272-8277
		ケアホーム きらめ樹	051	WE TERM OF THE	10	# 67 11	0.000
	(福)姫路潮会	ケアホーム かがや樹	671-1241	網干区興浜 907-142	10	平 25. 12	272-0125
	(福)姫路睦福祉会	ケアホーム 広畑の家 1	671-1116	広畑区正門通四丁目 1-6	4	平 26. 4	238-1126

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	₹	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
	(福)姫路睦福祉会	ケアホーム 広畑の家 2	671-1116	広畑区正門通四丁目 1-6	4	平 26. 4	238-1126
	(福)姫路睦福祉会	朝日ノ里 グループホーム絆I	671-1204	勝原区朝日谷 46·1 (1F)	10	令 3.4	272-5212
		朝日ノ里 グループホーム絆Ⅱ		勝原区朝日谷 46-1 (2F)	10	令 3.4	
	(福)ひびき福祉会	共同生活援助 ひびき de ほ〜む	671-0255	花田町小川 657 県営姫路花田鉄筋住 宅 1 号棟 103 号、104 号	4	平 27. 4	280-2528
		共同生活援助 ひびき de ほ〜む 第 2 住居	671-0218	飾東町庄 130	7	令 2. 8	252-8488
		ラーフの郷I		豊富町甲丘一丁目 1 県営江鮒団地 9 棟 101号、102号	4	平 27. 9	
	(特非)ラーフ・	ラーフの郷Ⅱ	679-2124	豊富町甲丘一丁目 1 県営江鮒団地 14 棟 102 号、201 号	4	平 27. 9	240-5308
	ウッド福祉会	ラーフの郷Ⅲ		豊富町甲丘一丁目 1 県営江鮒団地 12 棟 101 号、102 号	4	平 29. 4	_ 10 0000
	(4) \(\) \(\)	ラーフの郷IV		豊富町甲丘一丁目 1 県営江鮒団地 13 棟 204 号、108 号	4	平 30.12	
共同生活	(特非)はなのいえ	グループホーム はなの家	671-2214	西夢前台一丁目 107	4	平 28. 5	228-2828
援助	(同)あい	グループホームあい	672-8086	飾磨区西浜町一丁目 23-6	5	平 28. 8	238-3770
	(1.4) 0.5 (グループホームあい 今在家	672-8079	飾磨区今在家三丁目 248	3	平 29.10	250 0110
	(一社)RISE	GH サンライズ	672-8088	飾磨区英賀西町一丁 目 60-2	6	平 29. 9	280-5960
	(福)ゆめさき会	ろはうす	671-2106	夢前町莇野 1772-1	5	平 30. 3	336-2525
		りくりえいと 網干津市場	671-1224	網干区津市場 215-5	4	平 30.6	
		りくりえいと 上余部	671-1262	余部区上余部 747-5	4	平 30. 7	
	Re クリエイト(株)	りくりえいと 網干高田	671-1226	網干区高田 85-11	4	平 30. 7	221-8017
	2007 7 TI KNY	りくりえいと 四郷	671-0247	四郷町東阿保 1136-4	4	令 2.1	
		りくりえいと 今宿	670-0061	西今宿二丁目 3-14-7	6	令 2.7	
		りくりえいと 城巽	670-0935	北条口三丁目 31-1	6	令 3.3	
	(株)ウエルネス コスモ	こすも グループホーム	671-2214	西夢前台二丁目 81 コスモハイツ赤柴	6	平 30.7	267-2311

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	₹	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
	(福)	ウェルフェアホーム アミ	670-0887	北平野南の町 3-34	6	令元. 8	227-8898
	アミひめじ	ウェルフェアホーム スール	670-0868	大野町 60	4	令元.8	227-8897
		リノハウス 勝原下太田	671-1201	勝原区下太田 633-160	4	令元.11	227-7587
	リノライフ サポート (株)	リノハウス平松	671-1135	大津区新町二丁目 46-5	4	令元.12	227-6846
		リノハウス英賀保	672-8094	飾磨区鎌倉町 13-2	4	令 2.7	227-3798
	リノライフ サポート (株)	リノハウス土山	670-0996	土山五丁目 4-17	4	令 3.4	227-7587
		ミネットホーム さつきヶ丘	672-8001	兼田 813-127	4	令元.11	227-7368
	(株)TNC	ミネットホーム亀山	670-0973	亀山二丁目 190	7	令 2.7	287-8185
		ミネットホーム東山	672-8014	姫路市東山 366-4	4	令 4.7	262-6973
		グループホーム RASIEL 白浜町 I		白浜町丙 493-3 1F	6	令 2.11	
		グループホーム RASIEL 白浜町Ⅱ	672-8023	白浜町丙 493-3	6	令 2.11	287-8597
		グループホーム RASIEL 白浜町Ⅲ		2,3F	6	令 2.11	
共同生活	(株)ラシエル	グループホーム RASIEL 仁豊野 I	<i>c</i> .70,0001	仁豊野 943-277	10	令 3.7	064 7700
援助		グループホーム RASIEL 仁豊野 Ⅱ	670-0801	仁豊野 943-277 2F	10	令 4.4	264-7780
		グループホーム RASIEL 下手野			10	令 4.3	
		グループホーム RASIEL 下手野本体住居 2	670-0063	下手野四丁目 8-35	10	令 4.6	291-2211
	(特非)創作工房ゆう	グループホームゆう	670-0083	辻井七丁目 2-17- 1	5	令 2.12	295-0518
	(一社)関西総合	ネストプラス網干 I	671-1234	網干区新在家 1422-11 1-F	5	令 3.4	263-8355
	研究所	ネストプラス網干Ⅱ	071-1254	網干区新在家 1422-11 2-F	5	令 3.4	200-0000
		レホナ姫路	671-1107	広畑区西蒲田 358-5	4	令 3.7	280-4831
		レホナ姫路今在家	672-8079	飾磨区今在家六丁目 161	3	令 3.12	233-0300
	(株)れいわホワイト	レホナ東姫路	670-0943	市之郷 1254-8	4	令 4.7	226-0709
	ナイトホールディングス	レホナ姫路飾磨	672-8062	飾磨区細江 793-4	4	令 4.9	240-8665
		レホナ姫路的形	671-0111	的形町的形 1723 番 地 57	5	令 4.10	280-2554
		レホナ姫路白浜	672-8002	北原 452 番地 21	4	令 4.11	240-8003
		レホナ姫路網干	671-1254	網干区余子浜 109 番地 2	4	令 5.6	280-6028

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	₹	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
	(株)れいわホワイト ナイトホールディ ングス	レホナ姫路駅前	670-0964	豊沢町 44	5	令 6.1	280-8995
	As you(株)	As you 西飾磨	672-8084	飾磨区英賀清水町二 丁目 31	4	令 3.9	258-7299
	As you((**)	As you 御立	670-0073	御立中八丁目 7-15	4	令 4.4	256-1299
	一笑健命(株)	フェリーチェ野里	670-0811	野里 913-1	4	令 3.11	263-8513
	大陸叩(小)	フェリーチェ国分寺	671-0234	御国野町国分寺 358-8	4	令 3.12	203 0313
		よつば郷 1		四郷町本郷 150-1 A		令 3.11	
	(一社)障害者自立支	よつば郷 2	671-0243	四郷町本郷 150-1 G	5		258-1533
	援センター	よつば郷 3	071 0245	四郷町本郷 150 番地 4 1 階	3	令 6.5	200 1000
		よつば郷4		四郷町本郷 150 番地 4 206		т 6. 5	
	(一社)whereabouts	ウェアラバウツ	671-1204	勝原区朝日谷 18-4	4	令 5.4	276-7220
	(\pi_/whereabouts	ウェアラバウツ田井	671-1221	網干区田井 146 番地 15	3	令 5.7	210 1220
	(合) まあむ	障害者グループホーム れ~る	672-8016	木場 1430-25	4	令 4.4	255-3737
共同生活 援助	(株)かがやき	田寺東の家 I	670-0081	田寺東二丁目 35-12	5	令 4.6	
		田寺東の家Ⅱ	070 0001	田寺東二丁目 38-6	5	令 4.10	268-1030
	(M)M-M- (G	辻井の家 I		辻井七丁目 7- 31	3	令 5.3	200 1000
		山吹の家	670-0085	山吹一丁目 11 番 23 号	4	令 5.1	
		わおんパステル sora	671-0217	飾東町佐良和 215-1	3	令 4.10	227-7697
	(株)NBK	わおんパステル umi	071 0217	飾東町佐良和 215-24	3	令 4.10	228-0746
		わおんパステル hana	671-1141	大津区西土井 7-21	4	令 5.10	227-6731
	(株)はりまぴあ	ぴあホームはりま	671-1262	余部区上余部 88-42	6	令 4.10	272-7800
	(特非)色えんぴつ	グループホーム色えん ぴつ	670-0802	砥堀 1331-3	4	令 4.10	265-5605
	坂上建設(株)	green あがほ1階	679-8078	飾磨区英賀乙 18-3	10	令 5.2	240-9819
	双工建成((水)	green あがほ2階	012 0010	即居匹米貝凸 10 3	10	令 5.2	240 9019
	(短)框吻牡스痘包	障がい者グループホー ムみらい		据政士打扰 F00 亚巴	10	令 5.6	
	(福)姫路社会福祉事業協会	障がい者グループホー ムみらい東	671-2246	姫路市打越 530 番地 13	7	令 5.8	260-7267

	(株)共生	グループホームいまみ る	670-0092	新在家本町三丁目	4	令 5.9	269-8821
共同生活 援助		グループホームいまみ る南八代		11-14-1	5	令 6.3	
	(株)ウィットサー ビス	ワンライフ姫路	670-0824	京町一丁目 12 番地 6	5	令 6.4	280-1313

上記以外の障害福祉サービス事業者等については、姫路市ホームページ「指定障害福祉サービス事業者・指定 児童通所支援事業者・指定地域生活支援事業者一覧」(https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000001185.html)に掲載。

4 老人福祉施設

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	₹	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
	姫路市 (姫路市社会福祉事業団)	ふれあいの郷 養護老人ホーム	679-2101	船津町 3263	150	昭 60.4	232-6776
養護老人 ホーム	(福)白鷺園	白鷺園	670-0071	御立北三丁目 17-1	50	昭 23.3	291-6888
	(福)夢和福祉会	夢前和楽園	671-2216	飾西 728-3	50	昭 25.11	266-0049
	(福)姫路社会福祉 事業協会	白鳥園	679-4201	林田町久保 161-2	70	昭 49. 4	261-3939
	(福)本覚寺苑	山彦ホーム	671-0252	花田町加納原田 155	90	昭 50.4	253-8168
	(福)姫路東部福祉会	清寿園	671-0219	飾東町豊国 210	50	昭 62. 4	253-1535
		姫路・勝原ホーム	671-1201	勝原区下太田 573	58	平元. 4	273-1311
	(福)やながせ福祉会	大津みやび野ホーム	671-1146	大津区大津町一丁目 31-111	70	平 26. 4	236-7760
		(地密) 第二姫路・ 勝原ホーム	671-1201	勝原区下太田 201	29	平 21. 4	272-5524
	(福)しらさぎ福祉会	しらさぎの里	679-4213	林田町山田 351-3	60	平 2.4	261-4088
特別養護		(地密) しらさぎの里	679-4213	林田町山田 351-3	10	平 24. 8	261-4088
老人ホーム	(福)晃寿会	あさなぎ	672-8023	白浜町乙 836	70	平 5.4	246-0151
	(福)清章福祉会	清住園	<i>C</i> 71-0005	飾東町清住 555	56	平 7.9	262-1555
	(個/相 早 個 1 五 云	(地密)清住園	071 0203	即來門付任 999	20	平 26. 4	202 1000
		志深の苑	671-0231	御国野町深志野 1430	50	平 8.4	253-7817
	(福)三光志福祉会	(地密) 志深の苑	071 0201	两国对司标心对 1400	20	平 25. 4	200 7017
		(地密) 第二志深の苑	671-0231	御国野町深志野 1430	29	令 2.4	253-7817
	(福)ネバーランド	ネバーランド	670-9101	船津町 5271-16	62	平 8.6	999-9911
	福祉会	(地密) ネバーランド	019 2101		20	平 28. 7	232-8311

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	₹	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
		サンライフ御立	670-0072	御立東五丁目 1-1	100	平 8.10	291-6666
		サンライフ土山	670-0995	土山東の町 9-12	70	平 26. 4	292-2200
	(福)ささゆり会	(地密) サンライフ西庄	670-0981	西庄甲 87-1	29	平 30.4	299-3500
		(地密) サンライフひろみね	670-0882	広峰一丁目 4-55	29	平 20. 4	283-2800
	(福)みつわ福祉会	キャッシル真和	679-2115	山田町西山田 726-1	50	平 8.12	263-2325
	(福)尚紫会	むれさき苑	671-0247	四郷町東阿保 44	60	平 9.5	283-6861
	(福)あかね	銀の櫂	671-1241	網干区興浜 907-202	70	平 12. 6	272-5555
	(福)敬寿会	しかまの里	672-8030	飾磨区阿成植木 960	70	平 13. 6	233-0338
	(福)姫路尚歯会	ライフビラ姫路	670-0974	飯田三丁目 44	60	平 14.11	233-6565
	(福)幸	なごみの里	671-1133	大津区吉美 780	80	平 15. 6	274-7530
	(福)再命会	泉の杜	679-2121	豊富町神谷 3041-20	70	平 16. 5	264-8170
	(福)姫路弘寿会	ライフサポート ひめじ	670-0848	城東町竹之門 6	70	平 16. 6	222-5600
特別養護	(福)長和福祉会	こころ広畑	671-1152	広畑区小松町二丁目 66-28	52	平 17. 5	238-6881
老人ホーム	(福)よい子の広場 福祉会	書写ひまわり ホーム	671-2201	書写 634-198	80	平 17. 5	267-8501
	(福)家島福祉会	いえしまホーム	672-0101	家島町真浦 2101-41	40	平 8.4	325-1451
	(福)光寿福祉会	光寿園	671-2112	夢前町塩田 118-1	70	昭 55.7	336-1101
	(福)宝寿会	夢の里	<i>C</i> 71-0191	声	60	平 13. 7	337-6666
	(佃)玉村云	(地密) 夢の里	— 671-2131 夢前町戸倉 1105-38		20	平 26. 7	337 0000
	(福)朝日の会	サン・ビレッジ夢前	671-2115	夢前町又坂 405	70	平 17.7	335-2332
	(旧)初日の云	サン・ビレッジ姫路	670-0984	町坪 468	70	平 25. 4	298-0105
		香照苑	679-2132	香寺町須加院 338-506	58	平 6.5	264-5567
	(福)徳宗福祉会	(地密)こうろ苑	679-2151	香寺町香呂 55-1	29	平 25. 4	232-0026
	(福)きたはりま 福祉会	あじさいホーム	671-2426	安富町植木野 426-64	60	平 6.4	(0790) 66-4353
	(福)仁寿福祉会	星陽	671-0221	別所町別所 1131	50	平 18. 5	251-0800
	(福)経山会	ゆめさき三清荘	671-2103	夢前町前之庄 4514	70	平 27. 4	336-1336
	(福)御立会	(地密)厚生園	670-0074	御立西四丁目 1-19	29	平 19. 8	296-8001

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	₹	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
	(福)播陽灘	(地密) いやさか苑	672-8013	白浜町宇佐崎北一丁 目 29	29	平 22.12	247-1122
	(福)恩徳福祉会	汐里	671-0111	的形町的形 1768-28	70	平 28. 2	247-8008
	(福)白鳥会	あおやま	671-2224	青山西五丁目 8-48	70	平 28. 4	266-6877
特別養護	(福)ひめじ福寿会	美郷苑	671-0246	四郷町坂元 44-1	70	平 29. 4	262-6671
老人ホーム	(個)ののし個対式	(地密)和好苑	670-0948	北条宮の町 131	29	平 24. 4	222-1271
	(福)太鷲会	(地密)うさぎ	672-8014	東山 577	29	平 26. 4	246-7800
	(怕)人鳥云	うさぎ広畑	671-1122	広畑区夢前町三丁目 1-22	90	令 6.4	227-0042
	(福)惠愛園	(地密) オレンジ姫路	672-8043	飾磨区上野田六丁目 38	29	平 28. 4	233-3001
	(福)晃寿会	ケアハウス あさなぎ	672-8023	白浜町乙 836	50	平 5.4	246-0151
	(福)三光志福祉会	ケアハウス 志深の苑	671-0231	御国野町深志野 1430	15	平 8.4	253-7817
	(福)ネバーランド 福祉会	ケアハウス ネバーランド	679-2101	船津町 5271-16	20	平 8.6	232-8311
軽費老人	(福)ささゆり会	ケアハウス サンライフ御立	670-0072	御立東五丁目 1-1	36	平 8.10	291-6666
ホーム	(福)みつわ福祉会	ケアハウス キャッシル真和	679-2115	山田町西山田 726-1	15	平 8.12	263-2325
	(福)尚紫会	ケアハウス むれさき苑	671-0247	四郷町東阿保 44	15	平 9.5	283-6861
	(福)宝寿会	ケアハウス 青山苑	671-2222	青山 1470-141	100	平 9.6	267-7111
	(福)徳宗福祉会	ケアハウス 香照苑	679-2132	香寺町須加院 338-506	15	平 6.5	264-5567
老人福祉 センター	姫路市	すこやかセンター (2 階)	670-0943	市之郷 1006-8	_	平 14. 4	223-5630

5 介護老人保健施設

- 71 X 27 47 100 X								
種別	設置主体 (経営主体)	施設名	₹	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話	
	(医)松浦会	光が丘		御国野町国分寺 267	入所 100	平 2.8	252-6601	
					通所 30			
	(医)芙翔会	愛和ケアホーム	670-0974	飯田三丁目 95-1	入所 77	平 3.3	234-2119	
介護老人 保健施設	(6)天771五	友相ケノ 小 ム	070 0374		通所 40	0.0		
	(医)恵風会	老人ケアセンター 緑ヶ丘	670-0061	西今宿五丁目 3-8	入所 94	平 3.4	293-3211	
					通所 40			
	(/ Http://www.	入所 100	平 4.2		
	(医)聖フランシスコ会	マリア・ヴィラ	670-0801	仁豊野 650	通所 40		265-5131	

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	₹	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
	(医)仁丰人	ム) 	051 0001		入所 100	W 0.7	0F0 F111
	(医)仁寿会	カノープス姫路	671-0221	別所町別所 960-1	通所 30	平 9.7	252-7111
	(医)松藤会	ゆめさき	671-1103	広畑区西夢前台	入所 100	平 9.9	237-8735
	(四川本族五	196066	071 1103	六丁目 56-1	通所 40	+ 3.3	201 0100
	(医)真和会	エスコート船場	670-0046	東雲町四丁目 1-20	入所 50	平 9.11	293-2223
△≭≭↓		しおさきヴィラ		大塩町汐咲一丁目 25	通所 20		
介護老人 保健施設	(医)汐咲会		671-0102			平 9.12	254-5767
					通所 60		
	(医)五葉会	五葉会 ハピネス五葉	670-0012	木町 165	入所 77	平 10. 3	288-9881
	(四/亚水五	21/7/22	070 0012	711 100	通所 36	10.0	200 0001
	(医)綱島会	つなしま	670-0074	御立西四丁目 1-25	入所 70	平 15. 6	291-3181
	(医)順心会	夢前白寿苑	671-2135	夢前町塚本 77-9	入所 100 通所 50	平 9.3	335-3320

6 介護医療院

(令和6年4月1日現在)

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	₹	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
	國富胃腸病院	國富胃腸病院 介護医療院	671-2222	青山三丁目 33-1	100	平 30. 12	266-2355
介護 医療院	(医)綱島会	厚生病院 介護医療院	670-0074	御立西四丁目 1-25	60	平 31. 3	292-1109
医療院	(医)恵風会	介護医療院 ヴェルデ	670-0061	西今宿五丁目 3-8	50	令 2.2	293-3315
	(医)日並内科外科	日並内科・外科医院 介護医療院	679-2131	香寺町犬飼 502	6	令 3.8	232-1730

上記以外の介護サービス事業者等については、姫路市ホームページ「介護保険事業所一覧」 (https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000002627.html) に掲載。

7 女性自立支援施設

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	₹	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
女性自立 支援施設	(福)姫路婦人寮	姫路婦人寮	非公表	非公表	40	昭 22. 2	非公表

8 その他の施設

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	₹	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
		家島診療所	672-0102	家島町宮 2169	_	平 18. 3	325-0485
		ぼうぜ医院	672-0103	家島町坊勢 702 番地 238		平 30.10	326-0253
診療所	姫路市	四郷診療所	671-0246	四郷町坂元 257		昭 32.10	252-0231
12/5(7)	从上 11.11	山之内診療所	671-2101	夢前町山之内乙 120	_	平 3.5	338-0779
		休日・夜間急病 センター	670-0061	西今宿三丁目7番21号		昭 54.2	298-0119
		発達医療センター 花北診療所			_	平 2.4	288-7132
障害者 体育館	姫路市	障害者体育館	670-0806	增位新町二丁目 37	l	昭 54. 4	288-7122
障害者一時 保護施設	(姫路市社会福祉事業団)	障害者やすらぎ ルーム			l	昭 54. 4	200 /122
障害者就業 支援事業	(福)姫路市社会 福祉事業団	職業自立センター ひめじ	670-0955	安田三丁目 1 総合福祉会館 3 階	_	平 9.4	280-1990
相談支援	(福)姫路市社会 福祉事業団	ぱっそ・あ・ぱっそ	670-0955	安田三丁目 1 総合福祉会館 2 階	_	平 25. 4	240-6702
事業所	姫路市	相談支援事業所 プレール	670-0806	增位新町二丁目 37	_	平 27. 4	288-7122
児童相談所	兵庫県	姫路こども家庭 センター	670-0092	新在家本町一丁目 1-58	_	昭 23. 8	297-1261
高齢者 生活福祉 センター	(福)きたはりま 福祉会	あじさいホーム	671-2426	安富町植木野 426-64	10	平 12. 4	(0790) 66-4353
	姫路市 (姫路えがおづく りパートナーズ)	すこやかセンター 健康づくり施設 (1 階)	670-0943	市之郷 1006-8	_	平 14. 4	223-5630
その他施設	姫路市	すこやかセンター 子育て支援施設 (3階)					223-5640
	姫路市	駅前 すくすくひろば	670-0927	駅前町 188-1	_	令 3.12	223-6160
	姫路市 ((株)エヌ・エス・アイ)	夢前福祉センター ぱるむ	671-2103	夢前町前之庄 2160	_	平 20. 4	336-1500
福祉会館	姫路市	総合福祉会館	670-0955	安田三丁目 1	_	平 31. 4	221-2131



市木 かしの木



市花 さぎ草



市鳥 しらさぎ



市蝶 ジャコウアゲハ

姫路市の健康福祉(令和6年度版)令和6年(2024)7月

■発行/姫路市健康福祉局

〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地

TEL 079-221-2397

URL http://www.city.himeji.lg.jp/s50/2212397.html